

16-H001

# 情報化の進展度に関する国際調査

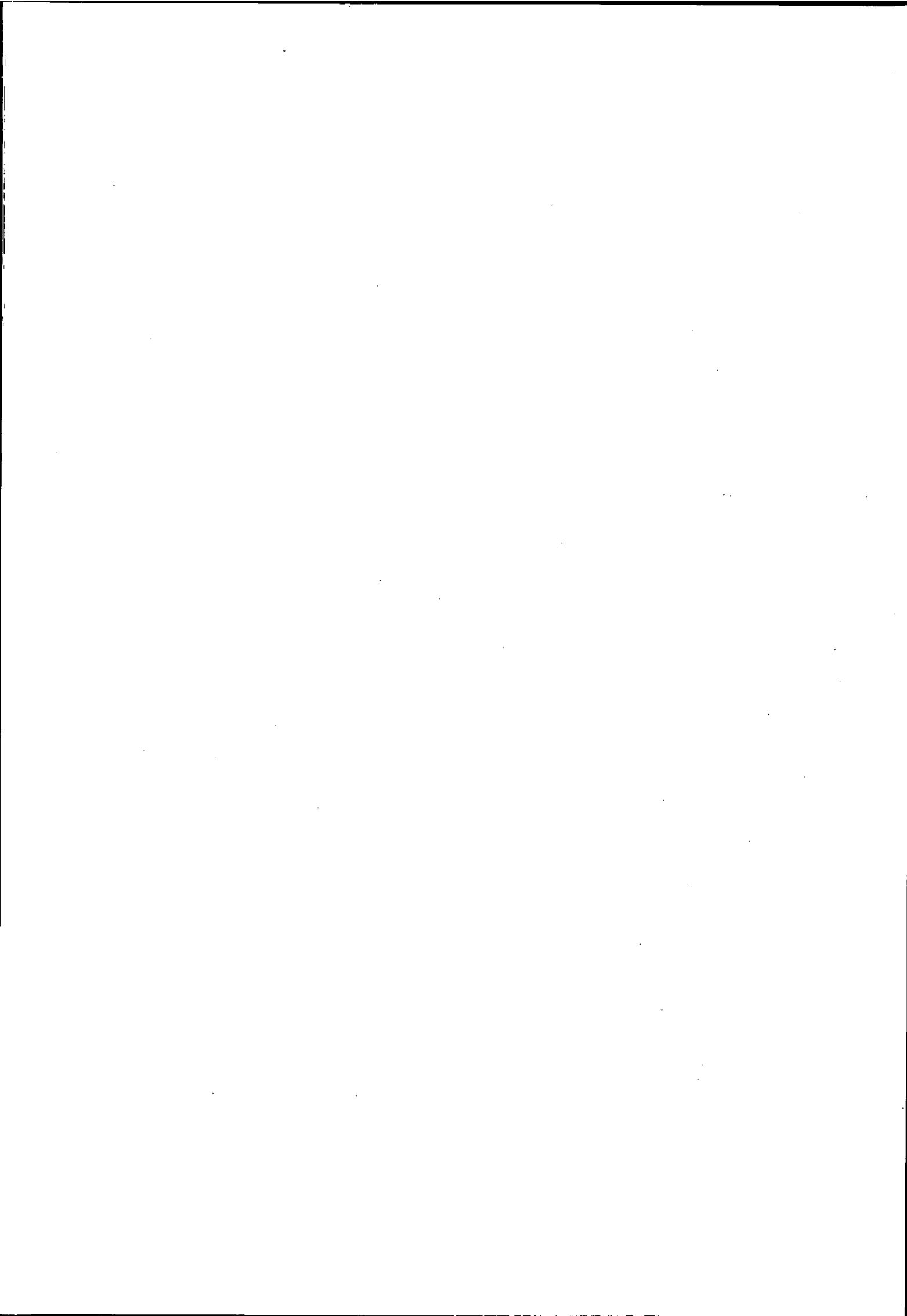
平成17年3月

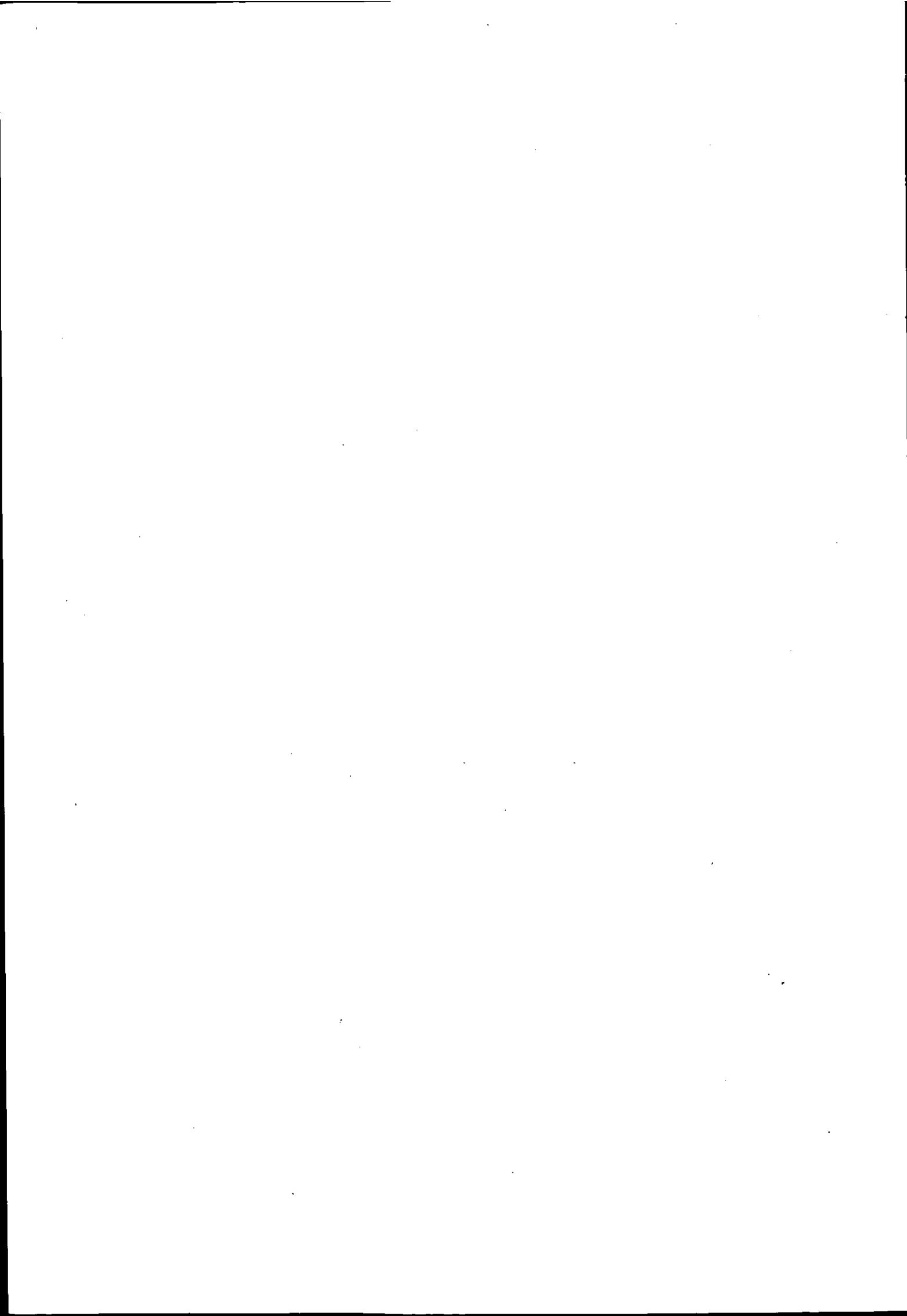


財団法人 日本情報処理開発協会



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。





## はじめに

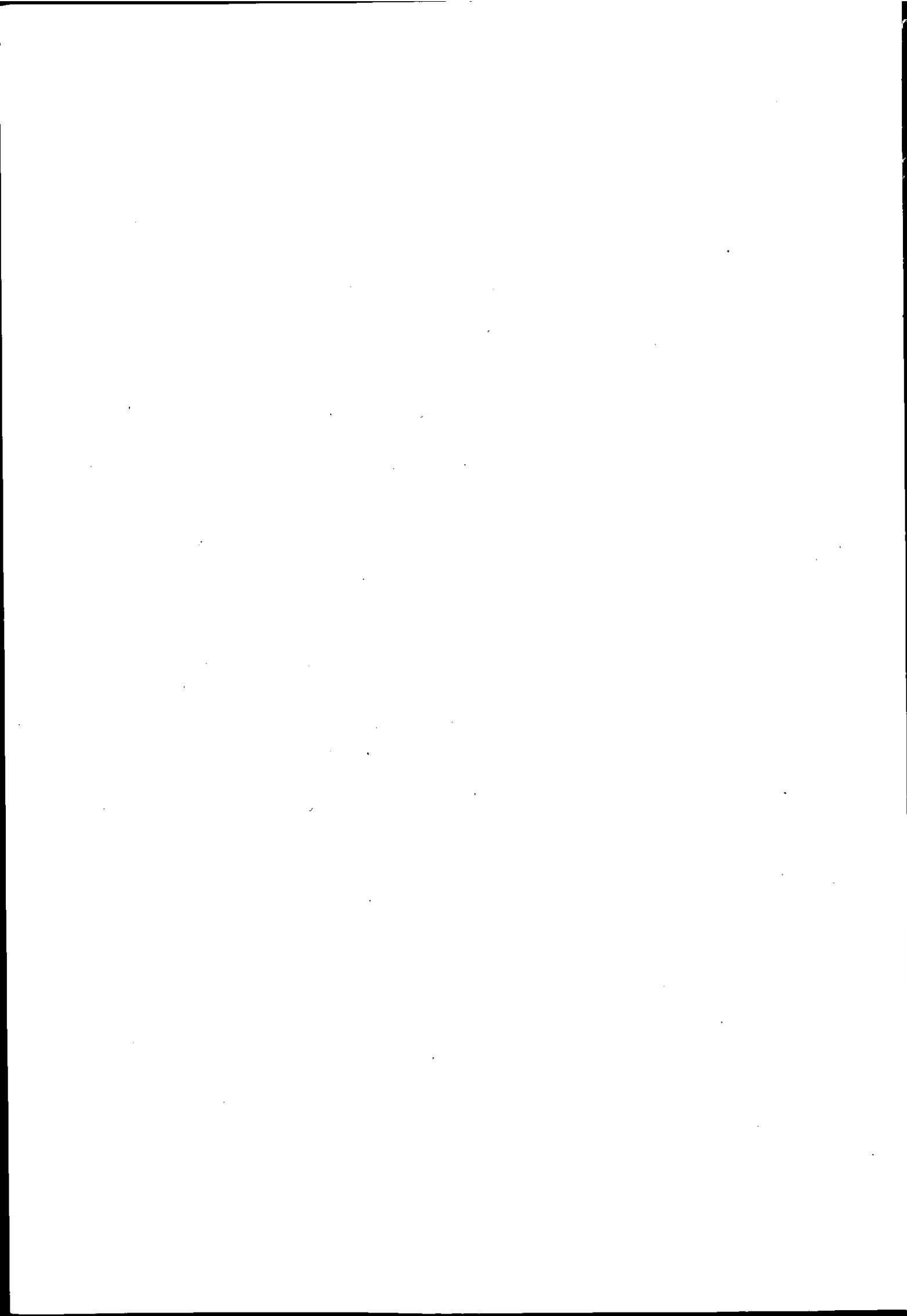
近年の情報技術の進展に伴い、グローバルな規模で情報社会が急速に進展している。特に、情報技術を基盤にして、あらゆる経済活動を電子的に置き換えることができる、従来とは様相を異にする「デジタル経済」と呼ぶべき新たな経済の時代を迎えつつある。これらの新しい技術や変革については、わが国政府を含む先進主要国政府においてもこの「デジタル経済」に対応する柔軟で迅速な情報技術政策の展開が求められている。

本事業は、欧米ならびにアジアの情報化の進展や関連制度の整備状況等を一定の基準で国際比較し、評価するベンチマークを実施することにより、日本の進んでいる分野、あるいは日本の遅れている分野をあきらかにするとともに、これらのデータに基づき、その背景や要因を明確にした。また、併せて、欧米やアジアの国々の IT 政策の最新動向についても調査を実施した。

本資料に記載した欧米・アジア諸国の IT 進展度や IT 政策によって、世界的にどのような課題が生じているのかについて、関係者のご参考になれば幸いである。

平成 17 年 3 月

財団法人 日本情報処理開発協会



## 目 次

### 第1部 国際ITベンチマーク編

総論	1
1. 情報技術のアクセスと利用	2
2. 電子政府	14
3. e-ラーニング	16
4. e-ヘルス	18
5. 電子商取引	20
6. ITセキュリティ	27

### 第2部 IT政策編

総論	31
1. 米国	35
2. カナダ	36
3. 欧州連合	36
4. 英国	37
5. アイルランド	38
6. スウェーデン	38
7. フィンランド	39
8. ドイツ	40
9. フランス	41
10. シンガポール	42
11. マレーシア	43
12. 中国	43
13. 台湾	44
14. 韓国	44
15. OECD	45

## I 米 国

1. 米国連邦政府における情報技術政策	47
1. 1 経緯	47
1. 2 行政機構	52
2. 2005 年度政府予算	53
2. 1 概要	53
2. 2 優先課題	54
3. 研究開発予算	54
3. 1 多機関による R&D	55
3. 2 機関毎の FS&T (連邦政府の科学技術) 予算	56
4. 電子政府	59
4. 1 背景	59
4. 2 概要	61
4. 3 個別のイニシアチブの評価	61
4. 3. 1 目標を達成したイニシアチブ	61
4. 3. 2 目標を達成できなかったイニシアチブ	61
4. 4 目標達成のための共通課題	62

## II カナダ

1. カナダにおける情報技術政策	63
1. 1 経緯	63
1. 2 行政機構	65
2. 2004 年度予算	67
2. 1 2004 年度予算の概要	67
2. 2 研究開発関連予算	68
2. 3 安全保障関連予算	71
3. カナダ産業省の情報技術政策	74
3. 1 生活の質と接続性	74
3. 2 電子政府と電子商取引	74
3. 3 インターネット利用の促進	76
4. CANARIE	77

4. 1	研究開発	77
4. 2	CA*net4	77

### III 欧州連合

1.	欧州連合における情報技術政策	81
1. 1	経緯	81
1. 2	欧州連合の組織	82
2.	eEurope	84
3.	公共サービス	85
3. 1	電子政府	86
3. 2	電子学習	87
3. 3	電子保健	88
4.	電子経済	88
4. 1	ブロードバンド	89
4. 2	電子ビジネス	89
4. 3	中小企業	92
5.	電気通信産業	93
5. 1	電気通信規制枠組み	93
5. 2	モバイル通信	94
6.	第6次フレームワークプログラム	95

### IV 英国

1.	英国政府における情報技術政策	99
1. 1	経緯	99
1. 2	行政機構	103
2.	UK Online 年次レポート	105
2. 1	全市民のインターネットアクセス	105
2. 2	電子ビジネス	106
2. 3	電子行政サービス	108
3.	政府の業務変革	111
3. 1	Direct.gov	111

3. 2	電子政府局	112
4.	貿易産業省の情報技術政策	114

## V アイルランド

1.	アイルランドにおける情報技術政策	117
1. 1	経緯	117
1. 2	アイルランド政府の行政機構	119
1. 2. 1	行政機構全般	119
1. 2. 2	情報社会関連組織	120
2.	2004 年度政府予算	120
2. 1	概要	120
2. 2	優先課題	121
2. 3	インフラに対する予算	122
2. 3. 1	国土開発計画 2000-2006 からの配分	122
2. 3. 2	情報社会基金からの配分	122
3.	通信インフラ	123
3. 1	通信インフラ環境の現状	123
3. 2	通信インフラ環境の改善に向けた様々な施策	123
4.	情報社会政策	125
4. 1	概要	125
4. 2	各情報社会政策の内容	125
4. 2. 1	Implementing The Information Society in Ireland: An Action Plan	125
4. 2. 2	New Connections - A Strategy to realise the potential of the Information Society	126
4. 3	情報社会政策の実施状況	127
5.	eGovernment に関するこれまでの包括的政策	129

## VI スウェーデン

1.	スウェーデン政府における情報技術政策	133
1. 1	経緯	133
1. 2	行政組織	136
1. 2. 1	内閣	136

1. 2. 2 産業雇用通信省	137
2. 全国民のための情報社会	138
2. 1 信頼	138
2. 2 スキル	139
2. 3 アクセス	140
3. 公共サービス	142
4. IT政策の実施体制	145
4. 1 産業雇用通信省	145
4. 2 IT政策戦略グループ	146
5. クラスター	147

## VII フィンランド

1. フィンランド政府における情報技術政策	149
1. 1 経緯	149
1. 2 行政組織	153
1. 3 情報社会関連政策の実施体制	154
2. 情報社会政策プログラム	155
3. ブロードバンド	158
4. デジタルテレビ	160
5. セキュリティ	161
6. 電子政府	163
6. 1 電子IDカード	164

## VIII ドイツ

1. ドイツ連邦政府における情報技術政策	167
1. 1 経緯	167
1. 2 行政機構	170
1. 2. 1 内閣	170
1. 2. 2 経済労働省	171
1. 2. 3 教育研究省	172
2. Agenda 2010	172

3.	経済労働省	173
3. 1	電子経済	173
3. 2	デジタルコミュニケーション	174
3. 3	電気通信法	175
3. 4	中小企業	176
4.	教育研究省	177
4. 1	ソフトウェア工学	177
4. 2	ナノエレクトロニクス	178
4. 3	e-Science	178
4. 4	教育	179
5.	BundOnline	179
5. 1	電子政府	179
5. 2	ITセキュリティ	181
5. 3	電子保健	182

## IX フランス

1.	フランス政府における情報技術政策	185
1. 1	経緯	185
1. 2	行政機構	188
1. 2. 1	行政機構全般	188
1. 2. 2	IT政策を担当する機関	189
2.	RE/SO 2007	190
2. 1	実績	190
2. 2	現在の状況	191
3.	IT政策を担当する省庁間委員会の活動状況	191
3. 1	CISI	192
3. 2	CIRE	192
3. 3	CIADT	192
3. 4	その他：CSTI	194
4.	ADministration ELEctronique 2004/2007 (ADELE)	194
4. 1	概要	194
4. 2	E-Government 戦略プラン (PSAE)	195

4. 3 E-Government アクションプラン (P2AE) .....	196
4. 3. 1 サービスの充実 .....	197
4. 3. 2 公共サービスの近代化、E-Government の拡大および信頼感の醸成 .....	199

## X シンガポール

1. シンガポールにおける情報技術政策 .....	201
1. 1 経緯 .....	201
1. 2 行政組織 .....	202
2. 電子政府政策 .....	204
2. 1 実施体制 .....	204
2. 2 電子政府行動計画 .....	205
3. 電子政府の現状 .....	207
3. 1 市民向けポータル .....	208
3. 2 企業向けポータル .....	209
3. 3 SingPass .....	210
3. 4 中央積立基金 .....	210
3. 5 電子申告 .....	211
3. 6 会社登記 .....	212
3. 7 不動産登記 .....	213
3. 8 電子通関 .....	214

## XI マレーシア

1. マレーシアにおける情報技術政策 .....	215
1. 1 経緯 .....	215
1. 2 行政組織 .....	216
2. マルチメディア・スーパー・コリドー .....	219
2. 1 フラッグシップアプリケーション .....	221
2. 2 シェアドサービス・アウトソーシング (SSO) .....	223
2. 3 一般市民への情報通信技術の普及 .....	225
3. 通信インフラの全国的な整備状況 .....	226

## XII 中国

1. 中国政府における情報技術政策	227
1. 1 経緯	227
1. 2 行政組織	229
1. 3 国家電子政府標準化総体グループ	230
2. 中国	231
2. 1 ハイテク産業	231
2. 2 通信とインターネットの現状	232
2. 3 電子政府	234
3. 香港特別行政区政における IT 政策	237
3. 1 経緯	237
3. 2 行政組織	238
4. 2001 デジタル 21 戦略の成果	240
4. 1 2004 デジタル 21 戦略の実施状況	242

## XIII 台湾

1. 台湾における情報技術政策	247
1. 1 経緯	247
1. 2 行政組織	248
2. e-台湾計画の実績	250
2. 1 電子インフラ	250
2. 2 電子政府	252
2. 3 電子ビジネスの推進プロジェクト	253
2. 4 電子ビジネスの利用状況	254
2. 5 電子ライフ	255
3. m-台湾計画	255
3. 1 モバイル通信の動向	255
3. 2 m-台湾計画の施策	258

## XIV 韓国

1. 韓国における情報技術政策	259
1. 1 経緯	259
1. 2 行政組織	261
1. 3 情報化推進体制	264
1. 4 電子政府の推進体制	265
2. 情報化政策	266
2. 1 Broadband IT Korea 2007	266
2. 2 IT839 戦略	267
3. 電子政府	268
3. 1 市民向け電子政府	270
3. 2 企業向け電子政府	272

## XV OECD

1. 設立経緯	273
2. 組織	273
2. 1 委員会	274
2. 2 事務局	275
3. 2004年版 OECD 情報技術アウトルック	276

## 図 表 目 次

### 第 1 部 国際 IT ベンチマーク編

図 1-1	人口 1 万人当たりのインターネット普及率 (日本と欧米) ……………	3
図 1-2	人口 1 万人当たりのインターネット普及率 (日本とアジア・オセアニア) …	4
図 1-3	PC 普及率 (日本と欧米) ……………	5
図 1-4	PC 普及率 (日本とアジア・オセアニア) ……………	6
図 1-5	ブロードバンド接続の人口普及率 (日本と欧米) ……………	7
図 1-6	ブロードバンド接続の人口普及率 (日本とアジア・オセアニア) ……………	8
図 1-7	ブロードバンド接続月額利用料金 (日本と欧米) ……………	10
図 1-8	ブロードバンド接続月額利用料金 (日本とアジア・オセアニア) ……………	11
図 1-9	携帯電話普及率 (日本と欧米) ……………	12
図 1-10	携帯電話普及率 (日本とアジア・オセアニア) ……………	13
図 3-1	PC1 台当たりの生徒数 (日本と欧米) ……………	17
図 3-2	PC1 台当たりの生徒数 (日本とアジア・オセアニア) ……………	18
図 5-1	電子商取引市場規模 (B2B・B2C: 日本と欧米) ……………	21
図 5-2	電子商取引市場規模 (B2B・B2C: 日本とアジア・オセアニア) ……………	22
図 5-3	国民 1 人当たりの電子商取引額 (日本と欧米) ……………	23
図 5-4	国民 1 人当たりの電子商取引額 (日本とアジア・オセアニア) ……………	24
図 5-5	オンライン・ショッピング利用率 (日本と欧米) ……………	25
図 5-6	オンライン・ショッピング利用率 (日本とアジア・オセアニア) ……………	27
図 6-1	コンピュータウィルスに感染・遭遇した企業・団体の割合 (日本と欧米)	28
図 6-2	コンピュータウィルスに感染した企業・団体の割合 (日本とアジア・オセアニア)	29
表 2-1	政府の公式ポータルサイトの有無……………	14
表 2-2	オンライン確定申告の有無……………	15

## 第2部 IT政策編

総論	31
表1 主要国等における最近の情報技術政策経緯	33
I 米 国	47
図I-1 米国政府の行政機構 (IT 関連)	52
図I-2 OMB における e-Government イニシアチブの管理体制	60
表I-1 米国連邦政府 主要情報技術政策経緯	51
表I-2 米国政府の財政見通し	53
表I-3 連邦政府の研究開発予算	57
表I-4 連邦政府の IT (情報技術) 予算	58
II カナダ	63
図II-1 カナダの行政機構	66
図II-2 カナダ産業省 組織図	67
表II-1 カナダ連邦政府 主要情報技術政策経緯	65
表II-2 カナダ政府の財政見通し	68
表II-3 研究開発関連予算	73
表II-4 CANARIE の融資するプログラム	79
III 欧州連合	81
図III-1 欧州連合の機構図	82
図III-2 欧州委員会の組織	83
表III-1 欧州連合 主要情報技術政策	81
IV 英 国	99
図IV-1 英国の行政機構	103

図IV-2	貿易産業省の組織	104
表IV-1	英国政府 主要情報技術政策経緯	102
V アイルランド		117
図V-1	アイルランド政府の行政機構	119
表V-1	アイルランド政府 主要情報技術政策経緯	117
表V-2	アイルランド政府の財政見通し	121
VI スウェーデン		133
図VI-1	スウェーデンの行政機構	136
図VI-2	産業雇用通信省の組織	137
表VI-1	スウェーデン政府 主要情報技術政策経緯	135
VII フィンランド		149
図VII-1	フィンランドの行政機構	154
図VII-2	情報社会関連政策の実施体制	155
表VII-1	フィンランド政府 主要情報技術政策経緯	152
VIII ドイツ		167
図VIII-1	ドイツ政府の行政機構	170
図VIII-2	経済労働省の組織図	171
図VIII-3	教育研究省の組織図	172
表VIII-1	ドイツ連邦政府 主要情報技術政策経緯	169
IX フランス		185
図IX-1	フランス政府の行政機構	188
図IX-2	IT 政策担当機関	189
図IX-3	E-Government アクションプラン (P2AE) の構成	196

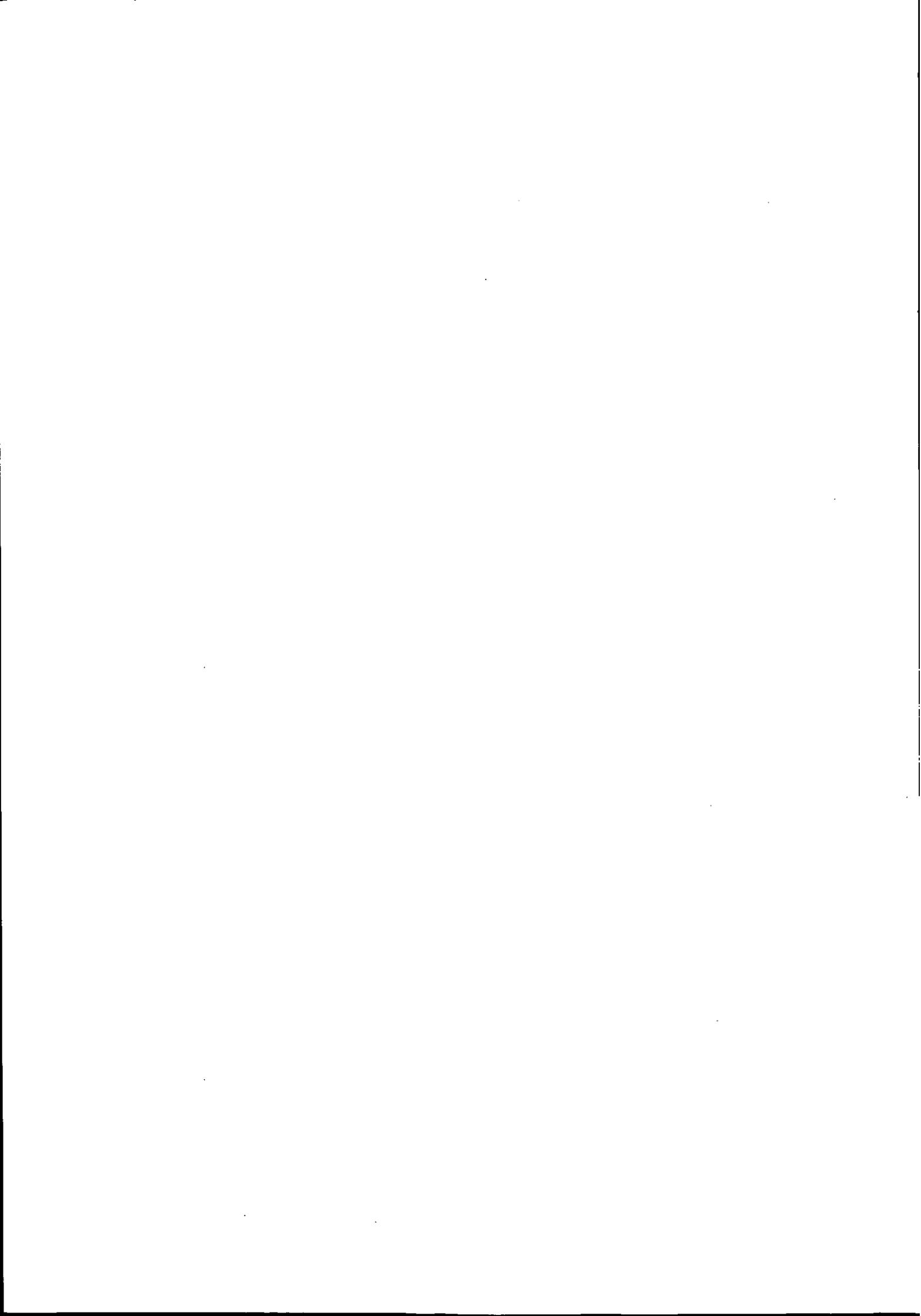
表IX-1	フランス政府 主要情報技術政策経緯	187
X	シンガポール	201
図X-1	行政機関全体機構	203
図X-2	情報通信芸術省の組織図	204
表X-1	シンガポール政府 国家IT計画経緯	202
XI	マレーシア	215
図XI-1	マレーシア政府の行政機構	217
図XI-2	エネルギー・水・通信省の組織図	218
表XI-1	マレーシア政府 主要情報技術政策経緯	215
XII	中国	227
図XII-1	中国の行政組織	229
図XII-2	国家電子政府標準化総体グループの組織図	231
図XII-3	香港特別行政区政府の組織図	239
図XII-4	工業・科学技術局の組織図	240
表XII-1	中国政府 主要情報技術政策経緯	227
表XII-2	香港特別行政区政府 主要情報技術政策経緯	238
XIII	台湾	247
図XIII-1	行政院の組織図	248
図XIII-2	經濟部の組織図	249
表XIII-1	台湾政府 主要情報技術政策経緯	247
XIV	韓国	259
図XIV-1	韓国政府の行政機構	262
図XIV-2	情報通信部の組織図	263

図XIV-3	韓国政府の情報化推進体制	265
図XIV-4	電子政府の推進体制	266
表XIV-1	韓国政府 主要情報技術政策経緯	260
表XIV-2	IT839 戦略の2004年の計画および中・長期目標	267
表XIV-3	電子政府ロードマップ	269

**XV OECD** ..... 273

図XV-1	OECDの組織	274
図XV-2	OECDの委員会	275
図XV-3	OECD事務局の構成	276
表XV-1	OECD加盟国	273

## 第1部 国際ITベンチマーク編



## 総 論

本調査は、日本と以下の欧米の9カ国・地域、そしてアジア・オセアニアの17カ国・地域における情報化の進展を分析し、世界における日本の位置づけを把握することを目的としている。また、「1. 情報技術のアクセスと利用」、「2. 電子政府」、「3. e-ラーニング」、「4. e-ヘルス」、「5. 電子商取引」、そして「6. ITセキュリティ」の6つの項目の中から代表的な指標を取り上げている。

### 欧米諸国

- ・米国
- ・カナダ
- ・英国
- ・ドイツ
- ・フランス
- ・スウェーデン
- ・フィンランド
- ・イタリア
- ・アイルランド

### アジア・オセアニア諸国・地域

- ・オーストラリア
- ・ニュージーランド
- ・中国
- ・韓国
- ・香港
- ・台湾
- ・インドネシア
- ・マレーシア
- ・フィリピン
- ・シンガポール
- ・タイ
- ・ブルネイ
- ・ベトナム
- ・ラオス
- ・カンボジア
- ・ミャンマー
- ・インド

まず始めに、各国・地域での「1. 情報技術のアクセスと利用」を表す主要な指標として、インターネット普及率、PC普及率、ブロードバンドの人口普及率、低速ブロードバンド（ダウンロードのスピードが256~1,024kbps）接続の月額利用料金、そして携帯電話普及率を用いている。続いて「2. 電子政府」の項目では、各国・地域の電子政府の進展状況を反映するデータとして、政府の公式ポータルサイトの有無と、オンライン確定申告の可・不可の2項目を取り上げている。

「3. e-ラーニング」についてはコンピュータ1台当たりの生徒数、また「4. e-ヘルス」については各国政府が指摘する電子カルテ導入に携わる障壁を分析している。「5. 電子商取引」の項目では、電子商取引市場規模、国民1人当たりの電子商取引額、そしてオンライン・ショッピングの利用率の3指標における各国比較を行っており、「6. ITセキュリティ」では、コンピュータウィルスに遭遇もしくは感染したことのある機関の割合を分析している。

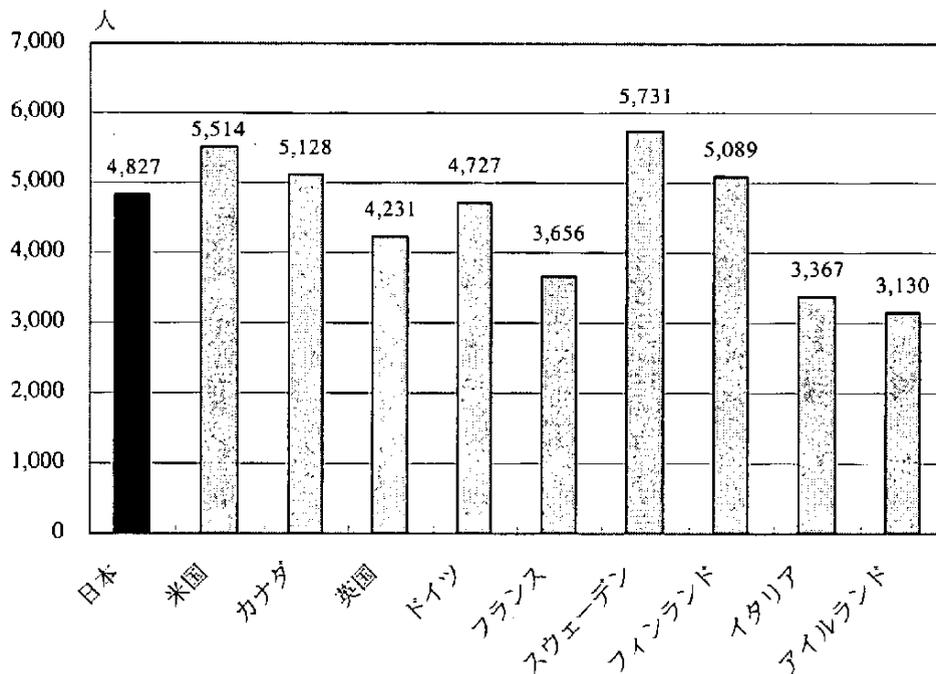
## 1. 情報技術のアクセスと利用

各国・地域における情報技術のアクセスと利用の現状を把握するため、インターネット普及率、PC普及率、ブロードバンドの人口普及率、ブロードバンド接続月額利用料金、そして携帯電話普及率を主要な指標として用いている。

### インターネット普及率（日本と欧米）

国際電気通信連合（International Telecommunications Union: ITU）は、人口1万人あたりのインターネット利用者数を用いて各国・地域別におけるインターネット普及率（2003年データ）を報告している。今回調査の対象となっている日本と欧米諸国を示す図1-1で2003年のデータを比較すると、50%以上のインターネット普及率（人口1万人あたりインターネット利用者5,000人以上）を有するスウェーデン（5,731人）、続いて米国（5,514人）、カナダ（5,128人）、フィンランド（5,089人）が第1グループを形成している。

インターネット普及率が30%以上・50%未満の第2グループには日本（4,827人）、ドイツ（4,727人）、英国（4,231人）、フランス（3,656人）、イタリア（3,367人）、そしてアイルランド（3,130人）が入っており、同率が30%未満の第3グループに入る国はない。全体的に、PC普及率やブロードバンド普及率が高く、ブロードバンド接続月額利用料金が低い国で、インターネット普及率が高くなっている。



出典：(2003年データ)：ITU「ITU Internet Reports: The Portable Internet」(2004)『Internet Users Per 10,000 Inhabitants 2003』A22-A25。(ハードコピー)

図1-1 人口1万人当たりのインターネット普及率 (日本と欧米)

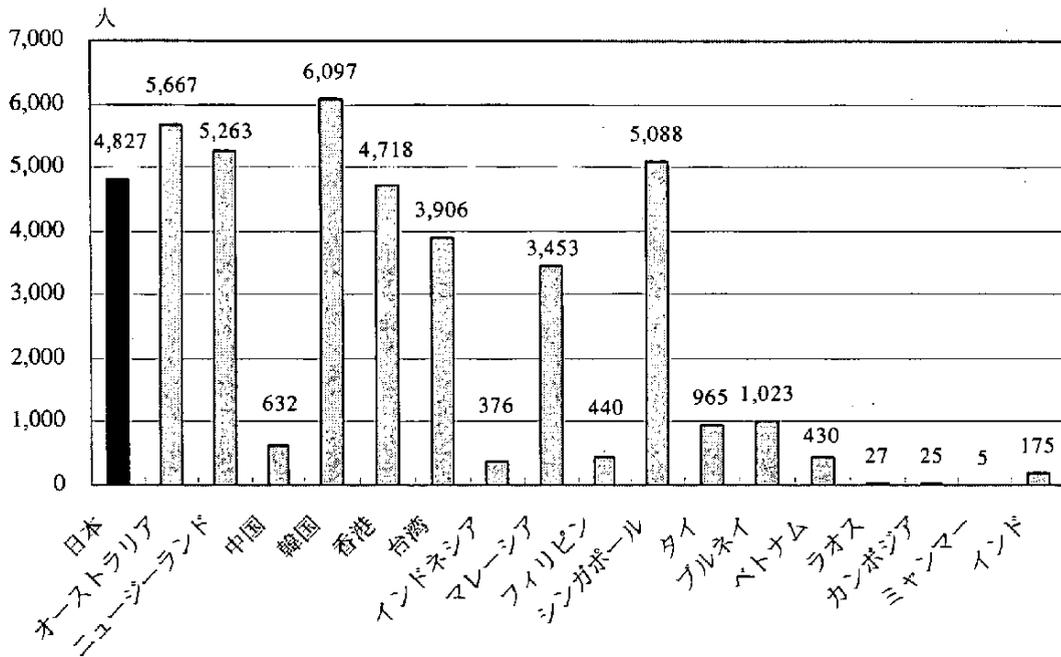
インターネット普及率 (日本とアジア・オセアニア)

同じITUによるデータで日本とアジア諸国・地域を比較すると、図1-2からもわかるように、インターネット普及率が最も高いのは韓国(人口1万人当たり6,097人)で、欧米諸国で最高のインターネット普及率を誇るスウェーデンを3.7ポイント上回り、今回の調査対象国の中で、唯一60%以上のインターネット普及率を達成している。

アジア・オセアニア諸国・地域では、インターネット普及率5割以上の韓国、オーストラリア(5,667人)、ニュージーランド(5,263人)、シンガポール(5,088人)が第1グループを形成しており、日本(4,827人)は香港(4,718人)、台湾(3,906人)、そしてマレーシア(3,453人)の3カ国と共に第2グループに入っている。

人口1万人あたりのインターネット利用者数が3,000人未満で第3グループに入る国は、ブルネイ(1,023人)、タイ(965人)、中国(632人)、フィリピン(440人)、ベトナム(430人)、

インドネシア (376人)、インド (175人)、ラオス (27人)、カンボジア (25人)、ミャンマー (5人) で、これらが東南アジア諸国・地域連合 (Association of Southeast Asian Nations: ASEAN) におけるインターネット普及率が他のアジア・オセアニア地域と比べて低いことが読み取れる。



出典: (2003年データ): ITU「ITU Internet Reports: The Portable Internet」(2004)『Internet Users Per 10,000 Inhabitants 2003』A22-A25. (ハードコピー)

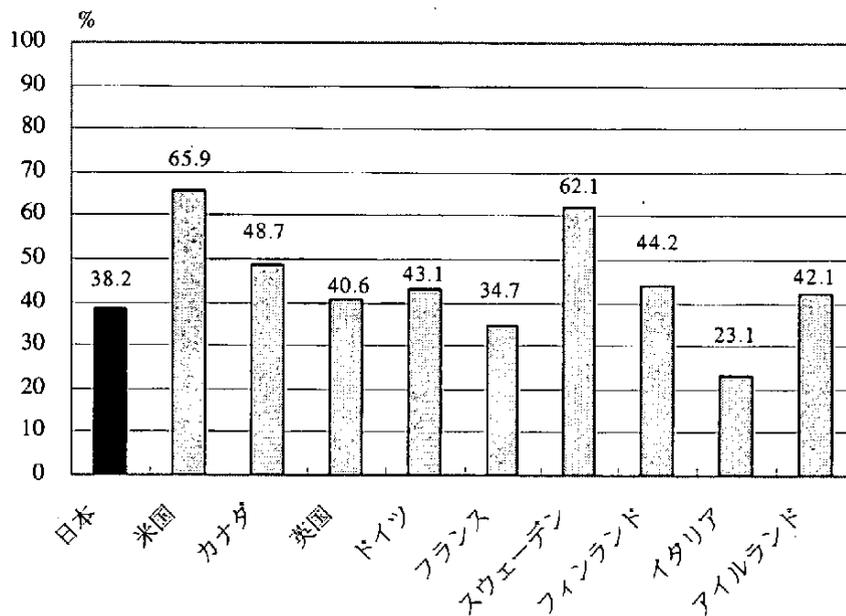
図1-2 人口1万人当たりのインターネット普及率 (日本とアジア・オセアニア)

### PC普及率 (日本と欧米)

インターネットやオンライン・ショッピングの利用等、市民による情報技術の利用を把握する指標として、PCの普及率を挙げることができる。ITUの2003年データによると、図1-3のとおり、PC普及率 (人口100人あたりのPCの数) は米国が最も高く65.9%となっており、続くスウェーデン (62.1%) の2カ国が、PC普及率50%以上の第1グループを形成している。カナダ (48.7%)、フィンランド (44.2%)、ドイツ (43.1%)、アイルランド (42.1%)、英国 (40.6%)、日本 (38.2%)、フランス (34.7%) は、PC普及率が30%以上・50%未満の第2グループの構成国で、PC普及率が30%未満の第3グループにはイタリア (23.1%) のみが入っている。

2002年から2003年の間、日本と欧米諸国におけるPC普及率に大きな増減は見られておら

ず、上記の国での PC 普及率が一定値に到達していると考えられる。また、日本、イタリア、英国といった国では、モバイル技術が発展しており、PC よりもインターネット機能を持つ携帯電話等がより広範に市民によって受け入れられている可能性が高い。



出典：(2003年データ)：「ITU Internet Reports: The Portable Internet」(2004)『Estimated PC's per 100 Inhabitants』A22-A25。(ハードコピー)

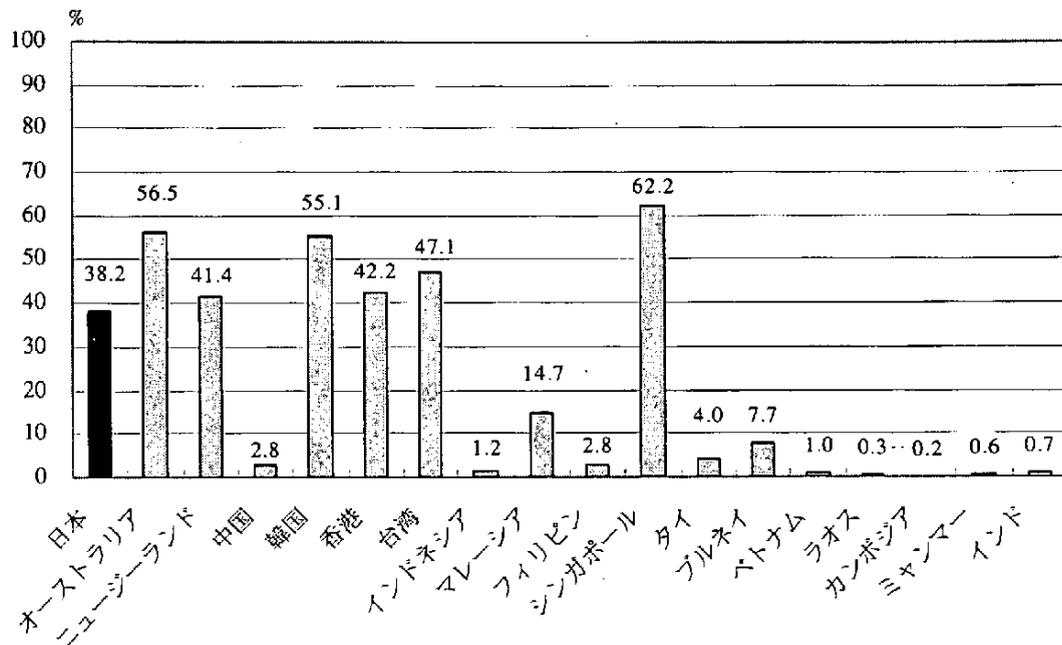
図1-3 PC普及率(日本と欧米)

#### PC普及率(日本とアジア・オセアニア)

図1-4からもわかるように、アジア諸国・地域におけるPC普及率は、ASEAN諸国(シンガポールを除く)とその他のアジア諸国に格差が見られている。PC普及率が50%以上の第1グループにはシンガポール(62.2%)、オーストラリア(56.5%)、韓国(55.1%)の3カ国が入っており、台湾(47.1%)、香港(42.2%)、ニュージーランド(41.4%)、日本(38.2%)がPC普及率30%以上・50%未満の第2グループを形成している。

一方で、PC普及率が30%未満の第3グループには、マレーシア(14.7%)、ブルネイ(7.7%)、タイ(4.0%)、中国、フィリピン(両国2.8%)、インドネシア(1.2%)、ベトナム(1.0%)、インド(0.7%)、ミャンマー(0.6%)、ラオス(0.3%)、カンボジア(0.2%)と、ASEAN諸国が集中している。

シンガポールを除く ASEAN 諸国と中国、インドでは、貧困の差が激しく経済も不安定で、市民の生活やビジネス環境における情報化を促進するインフラ構築も他国と比較して遅れているため、日常生活における PC の必要性が低いと推測できる。



出典：(2003年データ)：「ITU Internet Reports: The Portable Internet」(2004)『Estimated PC's per 100 Inhabitants』A22-A25。(ハードコピー)

図1-4 PC普及率(日本とアジア・オセアニア)

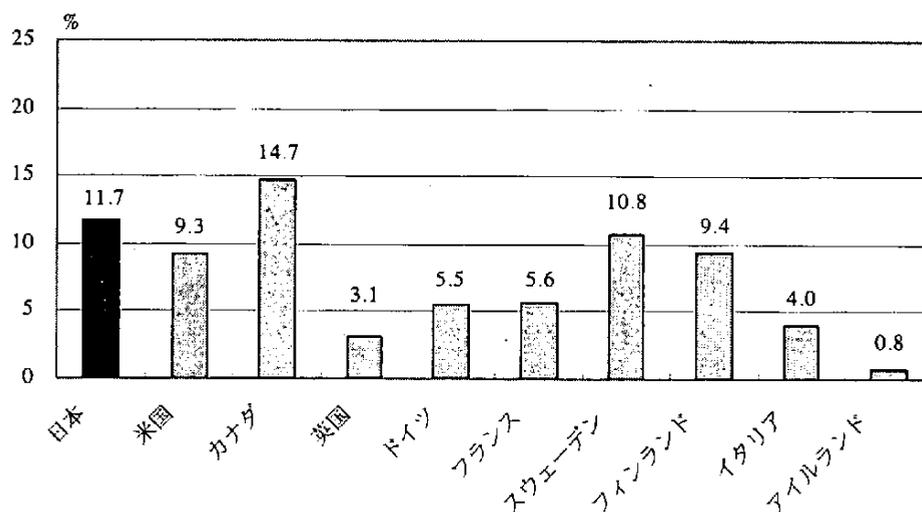
#### ブロードバンドの人口普及率(日本と欧米)

ブロードバンドの統一された定義は設定されていないが、今回の調査ではITUの報告書「ポータブル・インターネット(The Portable Internet)」に基づいて「通信速度が256kbps以上のもの」をブロードバンドとしている。(参照：ブロードバンドの定義：ITU「ITU Internet Reports: The Portable Internet」September 2004, A-58。(ハードコピー))

図1-5はITUによる2003年のデータでブロードバンド接続の人口普及率(人口100人当たりのブロードバンド加入者数)を表したものであるが、同率が最も高いのはカナダ(14.7%)、次いで日本(11.7%)とスウェーデン(10.8%)が、ブロードバンド接続の人口普及率10%以上の第1グループを形成している。続くフィンランド(9.4%)、米国(9.3%)、フランス(5.6%)、

ドイツ(5.5%)が同率5%以上・10%未満の第2グループ、そしてイタリア(4.0%)、英国(3.1%)、アイルランド(0.8%)が同率5%未満の第3グループに入っている。

ブロードバンドは、月額利用料金がより安い日本やカナダで普及率が高くなっているといえる。しかし、日本政府やカナダ政府は、より広範なブロードバンド接続サービスの提供に向けて、ブロードバンド市場の競争や民間からの投資を促進している。同2カ国では特に、投資先として民間企業から除外されがちとなる都市部から離れた地域でのインフラ構築・拡張について、具体的な目標が設定されており、資金提供プログラムといった形でブロードバンド普及への取り組みが見られている。



注：総務省「平成16年度版 情報通信白書」p.5によると、日本のブロードバンド接続の人口普及率は2003年末時点で20.4%と推計されている。

出典：(2003年データ)：ITU「ITU Internet Reports: The Portable Internet」(2004)『Broadband Subscribers per 100 inhabitants, 2003』A28-A31。(ハードコピー)

図1-5 ブロードバンド接続の人口普及率(日本と欧米)

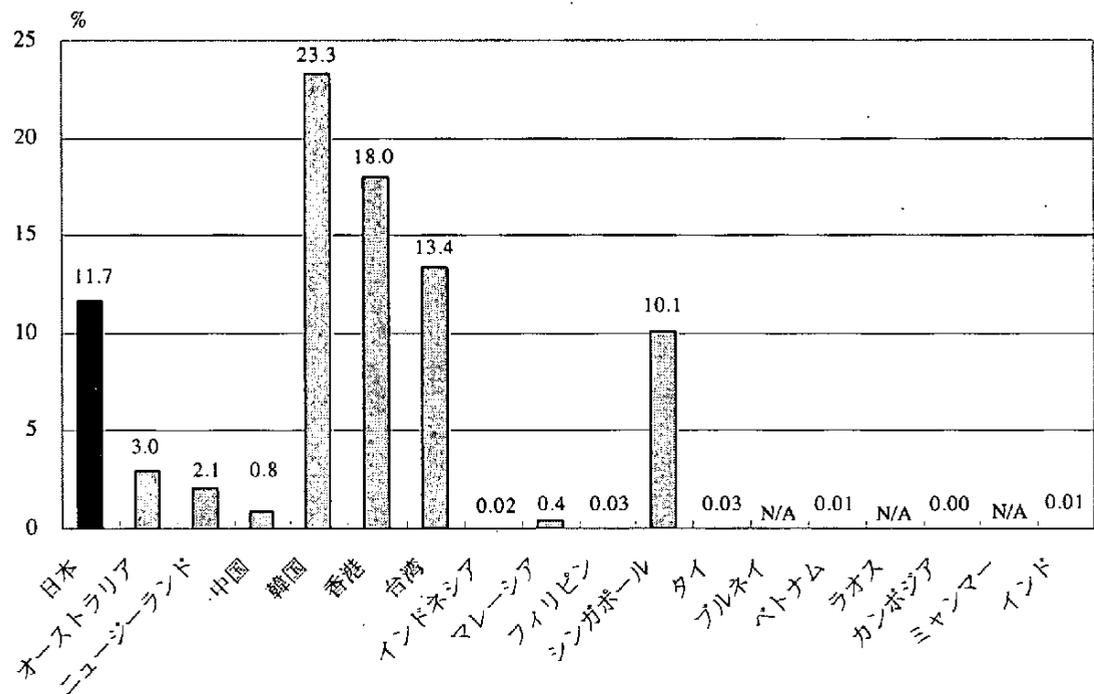
#### ブロードバンドの人口普及率(日本とアジア・オセアニア)

日本におけるブロードバンド接続の人口普及率をアジア・オセアニア諸国・地域で比較すると、図1-6のとおり韓国(23.3%)が今回の調査対象国のうち、ブロードバンドの人口普及

率 20%を上回る唯一の国となっており、韓国に続いて香港(18.0%)、台湾(13.4%)、日本(11.7%)、そしてシンガポール (10.1%) が普及率 10%以上の第 1 グループを形成している。

同率 5%以上・10%未満の第 2 グループに入る国はアジア・オセアニア地域にはなく、5%未満の第 3 グループにオーストラリア (3.0%)、ニュージーランド (2.1%)、中国 (0.8%)、マレーシア (0.4%)、フィリピン (0.03%)、タイ (0.03%)、インドネシア (0.02%)、ベトナム (0.01%)、インド (0.01%)、カンボジア (0.00%) が位置づけられており、シンガポールを除く ASEAN 諸国、インド、中国のブロードバンド人口普及率が目立って低いことがわかる。

今回の調査で圧倒的なブロードバンド普及率を見せている韓国では、1995 年から既包括的な情報インフラの構築が計画されており、韓国政府は、民間事業者による投資を促進し、ハイスピード・インターネット・ネットワークを全国的に導入するため、多大な投資を早くから実施している。(参照：Korea Ministry of Information and Communication 「Broadband Internet Service: Korea's Experience」 February 2002. p.6)



出典：(2003 年データ)：ITU 「ITU Internet Reports: The Portable Internet」 (2004) 『Broadband Subscribers per 100 inhabitants, 2003』 A28. (ハードコピー)

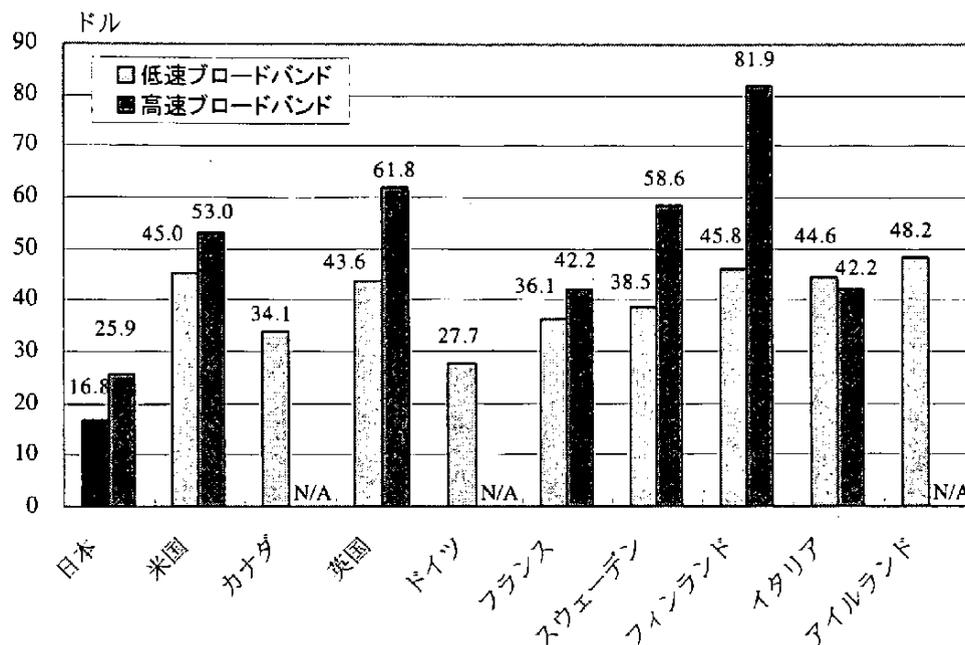
図 1-6 ブロードバンド接続の人口普及率 (日本とアジア・オセアニア)

## ブロードバンド接続月額利用料金（日本と欧米）

図1-7は、ITUが各国のブロードバンド接続月額利用料金を低速ブロードバンド（ダウンロードのスピードが256-1,024 kbps）と高速ブロードバンド（ダウンロードのスピードが1,024 kbps以上）で比較したものがある。高速ブロードバンドの料金が提示されていない国もあるため、以下では、低速ブロードバンド接続の月額利用料金を用いて比較を行っている。

低速ブロードバンドの月額利用料金で各国のグループ分けをすると、同料金が最も安い日本（16.80ドル）とドイツ（27.70ドル）のみが、月額利用料金30ドル以下の第1グループを形成している。月額利用料金が30ドル以上・40ドル未満の第2グループにはカナダ（34.10ドル）、フランス（36.10ドル）、スウェーデン（38.50ドル）が入っており、同料金が40ドル以上の英国（43.60ドル）、イタリア（44.60ドル）、米国（45.00ドル）、フィンランド（45.80ドル）、アイルランド（48.20ドル）が第3グループの構成国となっている。今回調査の対象となった欧米諸国における低速ブロードバンドの月額利用料金の平均は40.40ドルで、日本の料金の約2.4倍となっている。

ブロードバンド接続の月額利用料金は、高速・低速に関わらず、プロバイダー間の競争がある国（日本、フランス、ドイツ等）では低料金化が進んでおり、市場が独占的な国（フィンランド）でより料金が高くなっている。



注：低速ブロードバンドとは、ダウンロードのスピードが 256~1,024kbps のもの、高速ブロードバンドはそれ以上のもの、を指す。

出典：ITU 「ITU Internet Reports: The Portable Internet」 (2004) 『Broadband Prices』 A34. (ハードコピー)

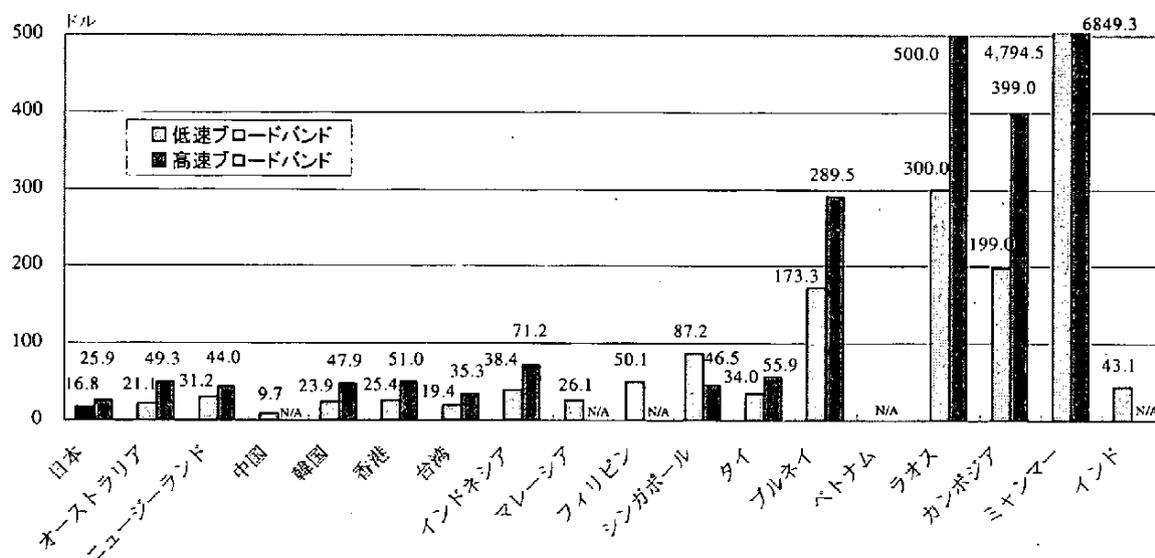
図 1-7 ブロードバンド接続月額利用料金 (日本と欧米)

#### ブロードバンド接続月額利用料金 (日本とアジア・オセアニア)

日本とアジア・オセアニア諸国・地域におけるブロードバンド接続の月額利用料金を低速ブロードバンドで比較すると図 1-8 のとおり、料金が 30 ドル未満の中国 (9.70 ドル)、日本 (16.80 ドル)、台湾 (19.40 ドル)、オーストラリア (21.20 ドル)、韓国 (23.90 ドル)、香港 (25.40 ドル)、マレーシア (26.10 ドル) が第 1 グループに入る。月額利用料が 30 ドル以上・40 ドル未満のニュージーランド (31.20 ドル)、タイ (34.00 ドル)、インドネシア (38.40 ドル) は第 2 グループ、同料金が 40 ドル以上のインド (43.10 ドル)、フィリピン (50.10 ドル)、シンガポール (87.20 ドル)、ブルネイ (173.30 ドル)、カンボジア (199.00 ドル)、ラオス (300.00 ドル)、ミャンマー (4,794.50 ドル) は第 3 グループの構成国となる。

アジア・オセアニア諸国と比較しても日本のブロードバンド接続月額利用料金は安く、オンライン・ゲーミングや動画のストリーミング等が人気でハイ・スピード接続のニーズが高い韓

国よりも、日本の料金の方が安くなっている。一方で、インターネットやブロードバンドの需要が低く、それぞれの普及率も低くなっている ASEAN 諸国、特にミャンマー、カンボジア、ラオス、ブルネイで、ブロードバンド接続月額利用料金が目立って高くなっている。



注：低速ブロードバンドとは、ダウンロードのスピードが256~1,024kbpsのもの、高速ブロードバンドはそれ以上のもの、を指す。

出典：ITU「ITU Internet Reports: The Portable Internet」(2004)『Broadband Prices』A34。(ハードコピー)

図1-8 ブロードバンド接続月額利用料金(日本とアジア・オセアニア)

### 携帯電話普及率(日本と欧米)

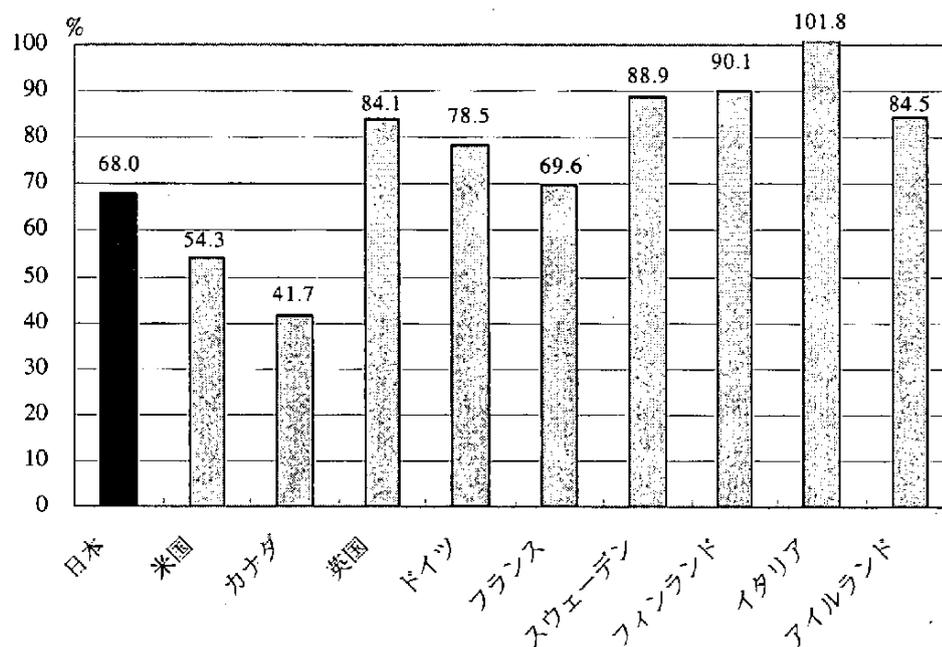
ITUは、2003年末の携帯電話契約者数(Cellular mobile subscribers)は全世界でおよそ13億6,752万人で、1998年の3億1,851万人から3倍以上に増加していると報告している。

ITU調査に基づいて日本と欧米諸国の携帯電話普及率を示すのが図1-9であるが、携帯電話普及率80%の国を第1グループ、40%以上・80%未満の国を第2グループ、40%未満の国を第3グループに振り分けると、イタリア(101.8%)<sup>1)</sup>、フィンランド(90.1%)、スウェーデン(88.9%)、アイルランド(84.5%)、英国(84.1%)が第1グループに入り、ドイツ(78.5%)、フランス(69.6%)、日本(68.0%)、米国(54.3%)、カナダ(41.7%)が第2グループに入る。今回調査の対象国と

<sup>1)</sup> ITU調査では、登録されている携帯電話の数を人口で割ったものとなっている。

なった欧米諸国で第3グループに入る国はない。

北欧諸国では、携帯電話を使った物品の購入や、公共料金の支払い等が可能となっていること、また国内に大手モバイル製造企業（エリクソン社やノキア社）があることから、市民の日常生活ツールとして、広範に携帯電話が利用されている。また、イタリア等、固定回線のインフラ拡張が他と比べて遅れていた国では、新規の投資がモバイル・インフラに充てられることにより、携帯電話の普及率が高くなっていると考えられる。



出典：(2003年データ)：「ITU Internet Reports: The Portable Internet」(2004)『Cellular Mobile Subscribers per 100 Inhabitants』A8-A11。(ハードコピー)

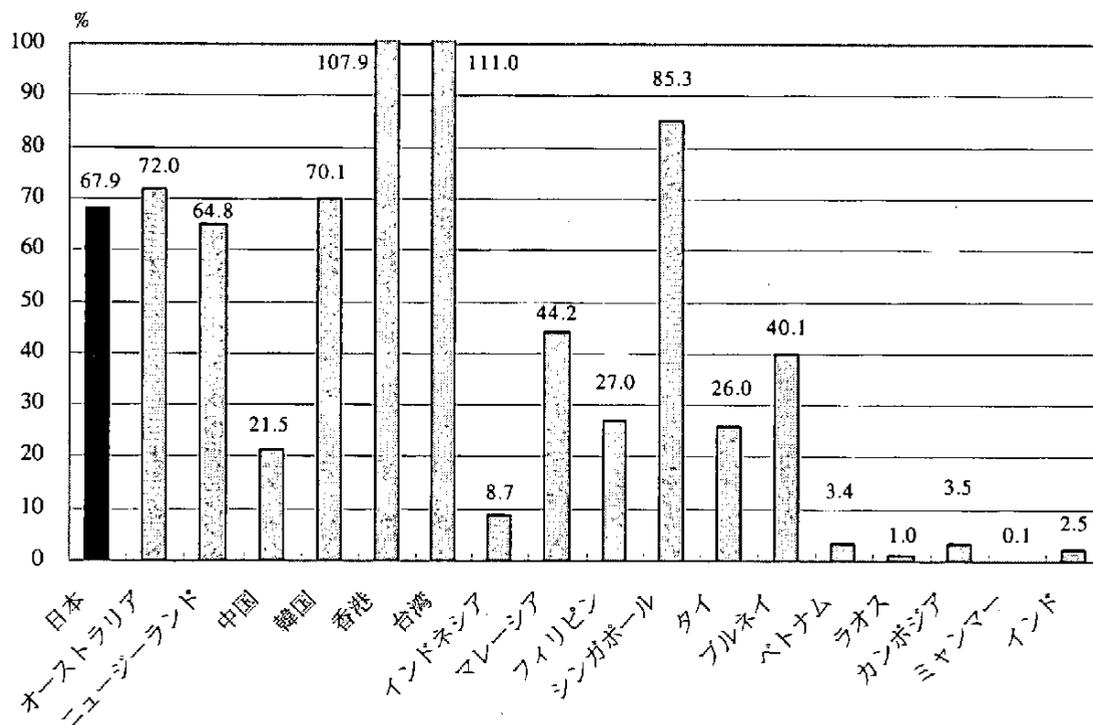
図1-9 携帯電話普及率（日本と欧米）

携帯電話普及率（日本とアジア・オセアニア）

図1-10は、日本とアジア・オセアニア諸国・地域の携帯電話普及率を表したものである。アジア諸国・地域をグループ分けすると、携帯電話普及率が80%以上の台湾(110.0%)、香港(107.9%)、シンガポール(85.3%)が第1グループ、同率が40%~80%のオーストラリア(72.0%)、韓国(70.1%)、日本(67.9%)、ニュージーランド(64.8%)、マレーシア(44.2%)、ブルネイ(40.1%)が第2グループを形成している。携帯電話の普及率が40%未満の第3グループに入るのは、フ

フィリピン (27.0%)、タイ (26.0%)、中国 (21.5%)、インドネシア (8.7%)、カンボジア (3.5%)、ベトナム (3.4%)、インド (2.5%)、ラオス (1.0%)、ミャンマー (0.1%) となっている。

ITU の調査では、携帯電話普及率が携帯電話の登録件数を人口で割って算出されているため、普及率が 100%以上の台湾や香港では、複数の携帯電話を有する個人の割合が他国よりも高いと考えられる。また、比較的安定した経済・社会の中で、特に若い世代がインターネットを頻繁に利用していること、またオンライン・ゲームや「着メロ」のダウンロード等といった携帯電話のユニークで新しい機能を次々に受け入れていることにより、アジア・オセアニア諸国・地域の携帯電話普及率が高くなっていると考えられる。特に、台湾では政府による首都台北市の完全無線 LAN 化計画、またオーストラリアでは通信市場で競争が生まれ始めていること等が、携帯電話普及率向上の要因となっている。



出典：(2003年データ)：「ITU Internet Reports: The Portable Internet」(2004)『Cellular Mobile Subscribers per 100 Inhabitants』A8-A11。(ハードコピー)

図 1-10 携帯電話普及率 (日本とアジア・オセアニア)

## 2. 電子政府

各国・地域における電子政府整備の現状を図る指標として、「政府の公式ポータルサイトの有無」と「オンライン確定申告の可・不可」を取り上げている。

### 政府の公式ポータルサイトの有無

政府の公式ポータルサイトとは各国の中央政府が設置するホームページで、国によって構成は異なるものの、政府省庁やその他機関へのリンク、市民や企業向けの各種サービス・情報提供等が主な内容となっている。多くの国では二ヶ国語もしくは複数の言語で情報が提示されており、特に電子政府に早い時期から取り組んでいる国ではユーザー・フレンドリーな検索機能や、頻繁に利用されるサービスの一覧等が見受けられる。

表2-1のとおり、今回調査の対象となった国の中で、政府の公式ポータルサイトを有していない国はラオスだけであった。

表2-1 政府の公式ポータルサイトの有無

日本	米国	カナダ	英国	ドイツ	フランス	スウェーデン	フィンランド	イタリア
○	○	○	○	○	○	○	○	○
アイルランド	オーストラリア	ニュージーランド	中国	韓国	香港	台湾	インドネシア	マレーシア
○	○	○	○	○	○	○	○	○
フィリピン	シンガポール	タイ	ブルネイ	ベトナム	ラオス	カンボジア	ミャンマー	インド
○	○	○	○	○	×	○	○	○

出典：ワシントンコア作成

日本政府のポータルサイト「電子政府の総合窓口」は、従来縦割りの行政情報リンク集といったものとなっており、オンライン上で提供されている情報やサービスは限られていた。しかし2004年1月に新しく立ち上げられたサイトは、豊富な情報と検索機能を持ち合わせており、市民向けの手続き・サービスも充実されている。米国、韓国、オーストラリアのポータルサイトは、その情報量とサービスの使い易さが国際的に評価されている。

また、英国は以前からオンライン上で市民による政治参加を促進し、市民の日常生活に身近な情報提供を行っているとして、欧州でもスウェーデンに次ぐ電子政府優良国として知られている。同じ欧州のドイツでは、2005年のスタートを目標に「オンライン化計画 2005 (BundOnline 2005)」という電子政府イニシアチブが進められており、連邦政府や地方団体 100 機関以上が協力し、合計 450 種類のサービスがオンライン上で提供される予定となっている。

#### オンライン確定申告の可・不可

各国では電子政府の改善が進み、様々なサービスがオンライン上で提供されているが、中でも代表的な政府のサービスとして、オンライン上における税の申告を上げることができる。表 2-2 は、オンライン確定申告の有無を国別に表示しているが、「?」マークは、正式な公開情報によるオンライン確定申告の可・不可の確認ができなかった国を意味する。

表 2-2 オンライン確定申告の有無

日本	米国	カナダ	英国	ドイツ	フランス	スウェーデン	フィンランド	イタリア
○	○	○	○	○	○	○	○	○
アイルランド	オーストラリア	ニュージーランド	中国	韓国	香港	台湾	インドネシア	マレーシア
○	○	○	○	○	○	○	?	○
フィリピン	シンガポール	タイ	ブルネイ	ベトナム	ラオス	カンボジア	ミャンマー	インド
○	○	○	?	?	?	?	?	○

出典：ワシントンコア作成

2003年11月の時点で、日本、中国、マレーシアの3カ国においてオンライン確定申告は不可であったが、2004年11月現在、これら3カ国ではオンライン確定申告が可能となっている。また、以前からオンライン確定申告が可能であった国では、さらにスピーディな対応が目指されている。

オンライン確定申告システムの導入が進んでいる米国やオーストラリアでは、それぞれ6,000万人、8,000万人の利用者が既に存在している。また、2004年に入ってから電子申告が可能となった日本では、税務署の閉庁時間外でも提出できる、またペーパーレス化が図られる、といった市民による賞賛の声が上がっている。しかし一方で、日本では送付書類の一部は別途提出を要する、また専用のソフトウェアが使いつらい、といったオンライン確定申告における

課題も利用者側から指摘されている。

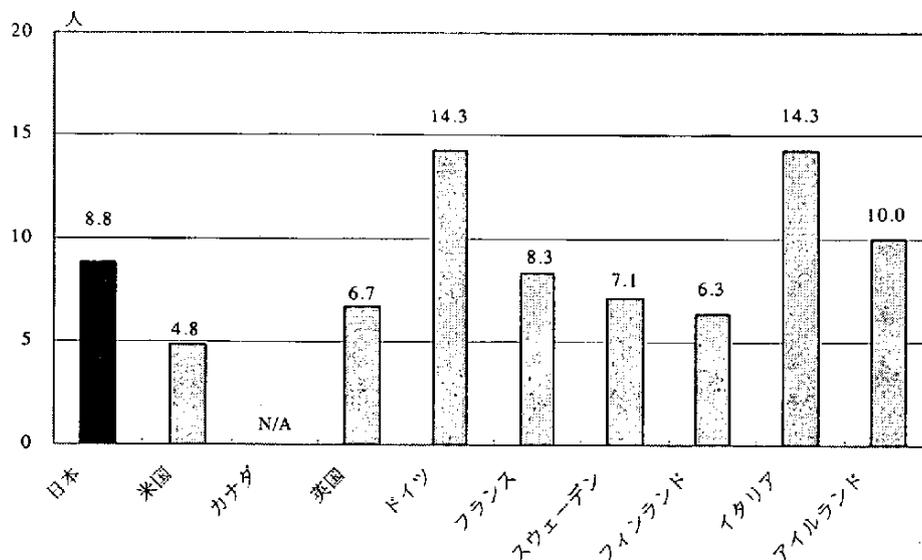
### 3. e-ラーニング

調査対象国におけるe-ラーニングの進展状況を反映する指標として、ここではPC1台当たりの生徒数を取り上げている。但し、e-ラーニングのデータに関しては、調査対象となる国・地域がそれぞれ異なる文化や教育制度を有している点、また国や地域によって社会における「学校」の位置づけや、データ収集の切り口（公立・私立、初等・中等、など）が統一されていない点、さらに調査実施時が異なっている点を考慮する必要があるため、単純に数値のみの比較を行うことはできない。

#### PC1台当たりの生徒数（日本と欧米）

PC1台当たりの生徒数を見ると、米国の初等・中等を含む公立学校での生徒数（4.8人）が最も少なく、ドイツとイタリア（14.3人）が最も多くなっている。また、日本では公立の小・中・高・特殊教育諸学校におけるPC1台当たりの生徒数は8.8人と報告されている。

日本や欧米諸国で教育目的の情報化を妨げる要因と考えられるPC購入やその他の資金的な問題、またITと授業を一体化することの難しさや、授業の中でPCの利用を学ぶための時間が十分ないこと、さらに教師のスキルや知識の不足といった問題が、各国が直面しているe-ラーニングに関する課題であるといえる。



出典：日本（2003年データ）：文部科学省「学校における情報教育の実体等に関する調査結果」（2004）『都道府県別コンピュータの設置状況及びインターネット接続状況の実体』p.1.

米国（2002年データ）：米国政府「Internet Access in US Public Schools and Classrooms: 1994-2002」（2003）Figure 3『Students per instructional computer with internet access』p.8.

英国、ドイツ、フランス、スウェーデン、フィンランド、イタリア、アイルランド（2002年データ）：EuroStat『Information Society Statistics Data 1997-2002』Table 7.1『Schools with computers and Internet connections』2003. p.72.  
（ハードコピー）

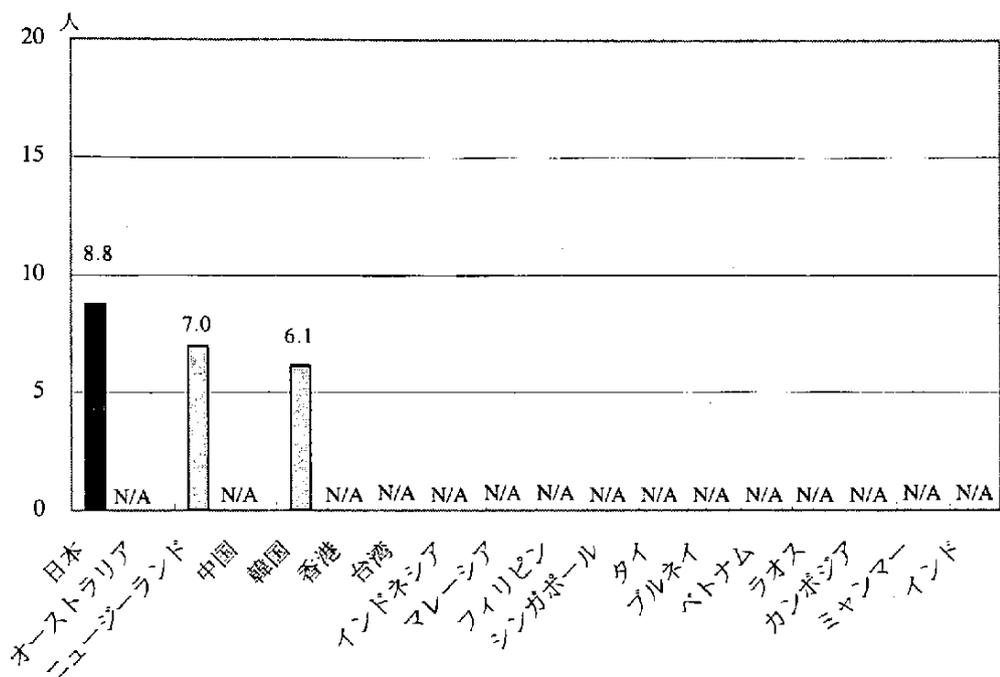
図3-1 PCI台当たりの生徒数（日本と欧米）

PCI台当たりの生徒数（日本とアジア・オセアニア）

PCI台当たりの生徒数を日本とアジア・オセアニア地域で比較したものが図3-2であるが、データ収集が可能であったニュージーランド（7.0人）と韓国（6.1人）では、日本（8.8人）よりもPCI台当たりの生徒数が少なくなっている。

各国で1台のPCを共有する生徒数は減少の傾向にあると言えるが、アジアでも特にPCI台当たりの生徒数が少ない韓国では、政府による積極的な取り組みが見られている。韓国政府は、情報技術を教育に取り入れることに限らず、教育や人材育成におけるデジタル・デバインドを無くすこと、また教育機関におけるインフラを充実させること等をプライオリティーとして取り上げており、PCの購入やインターネット接続の利用、教員のトレーニング、また学校におけ

る効果的な IT の導入方法の研究等に対して助成金を提供しよう計画中となっている。



出典：日本（2003年データ）：文部科学省「学校における情報教育の実体等に関する調査結果」（2004）『都道府県別コンピュータの設置状況及びインターネット接続状況の実体』p.1.

ニュージーランド（2003年データ）：ニュージーランド政府「ICT in Schools 2003 Report」（2003）Graph 13『Students per Computer (primary)』p.37.

韓国（2003年データ）：韓国政府「Brief Statistics on Korean Education」（2003）『Computers in Schools』p.38

図3-2 PC1台当たりの生徒数（日本とアジア・オセアニア）

#### 4. eヘルス

eヘルスとは、医療における情報技術の利用を指すもので、電子カルテ、専用ネットワーク、処方箋の電子化や遠隔医療等、医療における幅広い情報技術の応用を意味する。eヘルスは、ヘルスIT（Health Information Technology: HIT）とも呼ばれることがあるが、本報告書では医療の場で情報技術が応用されている全てのメソッドを包括的にeヘルスと呼んでいる。

代表的なeヘルスとして電子カルテ（Electronic Health Records: EHR）を挙げることができるが、これは個人の医療情報、例えば投薬歴、病歴、また各種検査の結果等を、電子的に記録したものを指す。電子カルテの導入は医療ミスの予防とヘルスケア全般の改善に貢献すると考え

られているが、未だ各国では電子カルテ導入の遅れが見られている。ここでは、各国で電子カルテの導入が困難となっている要因について、その「技術的」「資金・政策的」「人・組織的」障壁をまとめている。

#### 技術的障壁

- 医療機関における患者のデータはそれぞれの機関で異種のシステムに保存されていることが多く、患者のデータは「孤立状態」にあり、他の機関やシステムで共有されることが不可能である
- 実際患者のデータが電子化されていても、外部から利用者がそれらのデータにアクセスすることができる仕組みが整っていない
- 相互運用可能なデータ・ネットワークを実現させるために必要な初期段階でのデータの標準化が進んでいない
- 医師や患者が必要な情報にアクセスできる設定を確立する一方で、個人の医療情報を保護することが技術的に困難

#### 資金・政策的障壁

- eヘルス導入によるメリットを示す「証拠」がないため、官民セクターからeヘルスへの投資が活発に行われていない
- 医療スタッフのトレーニングにコストがかかるため、医療機関にとってeヘルス導入へのインセンティブが弱い
- 政府によるeヘルス促進のための政策、例えば官民からのeヘルス導入へのグラントや投資が不十分

#### 人・組織的障壁

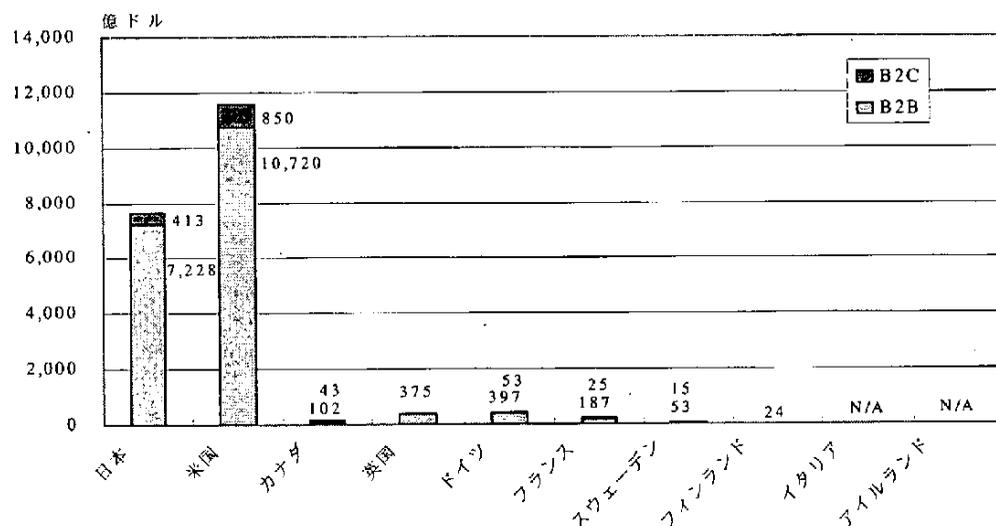
- 医療現場のスタッフは、大規模なシステムの変化に対応する時間を有しておらず、余分な時間をそういったトレーニング等に費やすためのインセンティブも与えられていない
- 電子カルテ導入が医療機関にとって組織的な大改革となるため、その複雑さやコスト等のリスクからeヘルス導入は組織のトップから敬遠されてしまう
- トレーニングに割かれる時間が一時的なロス・タイムとなるため、成果が特に保証されていないeヘルス導入プロジェクトに対して組織が消極的である

## 5. 電子商取引

電子商取引の進展状況について各国の比較をするため、ここでは電子商取引市場規模、国民一人当たりの電子商取引額、そしてオンライン・ショッピング利用率の3指標を取り上げている。

### 電子商取引市場規模（日本と欧米）

各国の電子商取引市場は、企業間の取引（B2B）と、企業・消費者間の取引（B2C）を合わせたものとなっており、これらの市場規模を図5-1から見ると、1位の米国（2002年：1兆1,570億ドル）と2位の日本（2003年：7,641億ドル）が3位のドイツ（2002年：450億ドル）と4位の英国（2002年：375億ドル）に大きく差をつけていることがわかる。また、全体的な傾向としては、各国の電子商取引市場のほとんどをB2Bが占めていることが読み取れる。



注1：英国とフィンランドの数値はB2B、B2Cの合計値となっている。

注2：ドイツ、フランスのデータは2002年、スウェーデン、フィンランドのデータは2001年のものとなっている。

出典：日本（2003年データ）：経済産業省、電子商取引推進協議会、NTTデータ経営研究所（2004）「平成15年度電子商取引に関する実態・市場規模調査 概要」（2003年12月31日時点での為替レート1米ドル=107.13円で換算）p.1.

米国（2002年データ）：米国政府「2002 E-Commerce Multi-sector Report」（2004）『US Shipments, Sales, Revenues and E-commerce: 2002 and 2001』p.2.

カナダ（2003年データ）：カナダ政府「Highlights from the 2003 Survey of Electronic Commerce and Technology」（2003年12月31日時点での為替レート1米ドル=1.29加ドルで換算）

英国（2002年データ）：英国政府「UK Online Annual Report」（2003）Figure 5『Facts and Figures』（2002年12月31日時点での為替レート1英ポンド=1.61米ドルで換算） p.24.

ドイツ、フランス（2002年データ）：電子商取引推進協議会「海外における電子商取引推進状況調査報告書 2002年」（2003）『表 1-9 欧州の電子商取引規模と成長率』 p.1.

スウェーデン（2001年データ）：スウェーデン政府「Facts about information and communications technology in Sweden 2003」（2003）表 5.21『Value of Internet Sales in SEK, 2001』（2001年12月31日時点での為替レート1米ドル=10.46クローナで換算） p.150.

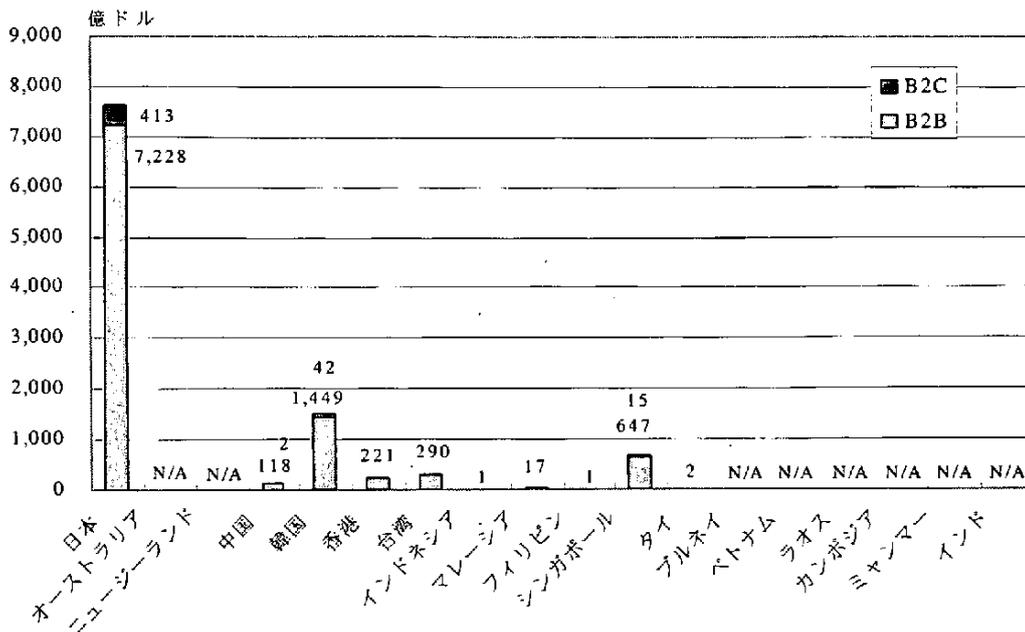
フィンランド（2001年データ）：Nordic Council of Ministers「Nordic Information Society Statistics 2002」（2001年12月31日時点での為替レート1米ドル=0.89ユーロで換算） p.141.

#### 図 5 - 1 電子商取引市場規模（B2B・B2C：日本と欧米）

##### 電子商取引市場規模（日本とアジア・オセアニア）

今回の調査で公的機関公表の 2003 年データ収集が可能であったアジア諸国と日本（2003年：7,641 億ドル）を比較すると、日本の電子商取引市場が最も大規模となっており、2位の韓国（2003年：1,491 億ドル）のおよそ 5 倍にあたる。

日本に比べると市場規模が小さくなってはいるものの、韓国は 2002 年（367 億ドル（参照：韓国政府「Informatization White Paper」））から 2003 年まで電子商取引市場規模を 400%拡大しており、IT バブル崩壊後も目覚ましい成長を見せている。2002 年の数値ではあるが、韓国に続いてはシンガポールの電子市場が 661 億 9,000 万ドルと、アジア諸国では日本、韓国、シンガポールがリーダー的存在となっている。



注1：中国、シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピン、インドネシアのデータは2002年、香港、台湾のデータは2001年のものとなっている。また、香港、台湾、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイの電子商取引規模は、B2BとB2Cの内訳が公表されていないため、合計の数値となっている。

注2：韓国政府によるデータのB2Bには、B2G（Business to Government 189億ドル）とその他（Others 4億ドル）が含まれている。

出典：日本（2003年データ）：経済産業省、電子商取引推進協議会、NTTデータ経営研究所（2004）「平成15年度電子商取引に関する実態・市場規模調査 概要」（2003年12月31日時点での為替レート1米ドル=107.13円で換算）p.1.

中国、シンガポール（2002年データ）、台湾（2001年データ）：電子商取引推進協議会「海外における電子商取引推進状況調査報告書2002年」（2003）『表1-9 欧州の電子商取引規模と成長率』IDC, European Information Technology Observatory. P.1.

韓国（2003年データ）：韓国政府「E-commerce in 2003」（2003年12月31日時点の為替レート1米ドル=1,192ウォンで換算）

香港（2001年データ）：香港政府「Business Receipts From Selling Goods, Services or Information Through Electronic Means 2001」

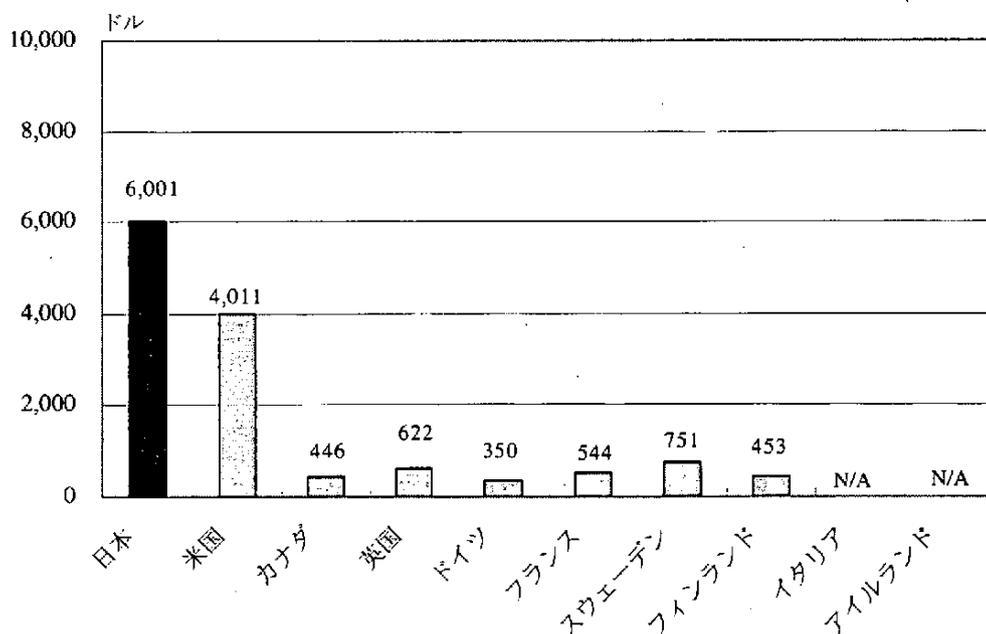
マレーシア、タイ、フィリピン、インドネシア（2002年データ）：中国電子商取引年鑑編集部「中国電子商取引年鑑2003」『B2C電子商取引市場規模』（2002年12月31日時点での為替レート1米ドル=8.28人民元で換算）（ハードコピー）

図5-2 電子商取引市場規模（B2B・B2C：日本とアジア・オセアニア）

### 国民1人当たりの電子商取引額（日本と欧米）

電子商取引における進展状況は、市場規模だけではなく、国民1人当たりの電子商取引額にも反映されていると考えられる。図5-3は、前述（図5-1）の電子商取引市場の数値を米中央情報局（Central Intelligence Agency: CIA）が報告している各国の人口で割って算出したデータである。中央情報局は、国勢調査局によるデータを基に「ワールド・ファクト・ブック（World Fact Book）」を公開しており、世界各国の統計的な情報を包括的に取りまとめている。

データを比較すると、国民1人当たりの電子商取引額が最も高いのは日本（6,001ドル）で、米国（4,011ドル）、スウェーデン（751ドル）、英国（622ドル）、フランス（544ドル）、そしてフィンランド（453ドル）を大幅に上回っている。特に日本では、カタログ通信販売や宿泊予約などの旅行関係、またエンターテインメントといった分野が、個人によるインターネット上の消費に寄与している。（参照：経済産業省、電子商取引推進協議会、NTT データ経営研究所「平成15年度電子商取引に関する実態・市場規模調査 概要」2004年6月11日、2ページ）



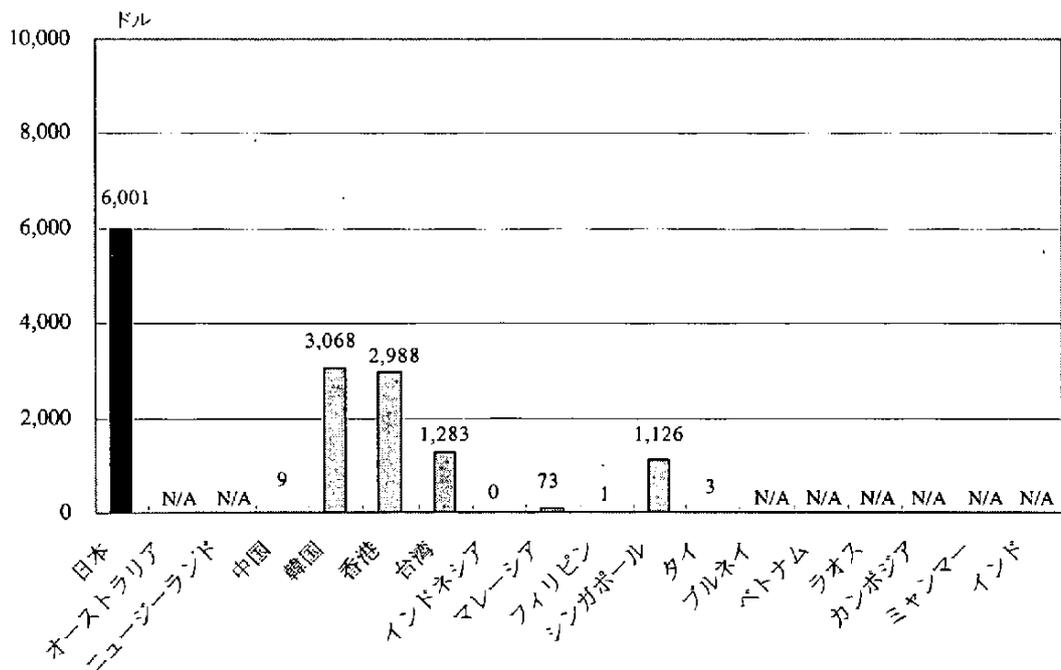
注1：各国の数値は、図5-1の数値を人口（米中央情報局公開数値）で割って計算したものの。

図5-3 国民1人当たりの電子商取引額（日本と欧米）

国民1人当たりの電子商取引額（日本とアジア・オセアニア）

国民1人当たりの電子商取引額を日本（6,001億ドル）とアジア・オセアニアで比較すると、図5-4からもわかるように、電子商取引市場規模で日本を6,000億ドルほど下回っていた韓国で、国民1人当たり3,068ドルの電子商取引が行われており、日本との差はほぼ3,000ドルとなっている。個人の電子商取引額で見ると、日本と米国に次いで韓国で取引額が高くなっており、香港（2001年：2,988ドル）、台湾（2002年：1,283ドル）シンガポール（2002年：1,126ドル）が続いている。

1人当たりの電子商取引額は、電子商取引市場規模の大きい日本と韓国が高くなっている他、香港とシンガポールが欧米諸国を上回っている。また、日本、韓国、香港、シンガポールの4カ国は、B2C市場を構成するオンライン・ショッピングの利用率も高く、電子商取引が国民の生活の一部として普及していると考えられる。また、これら4カ国が、今回データ入手可能であったアジア諸国の中でも経済的に豊かであることから、個人の電子商取引額が比較的高いと考えられる。

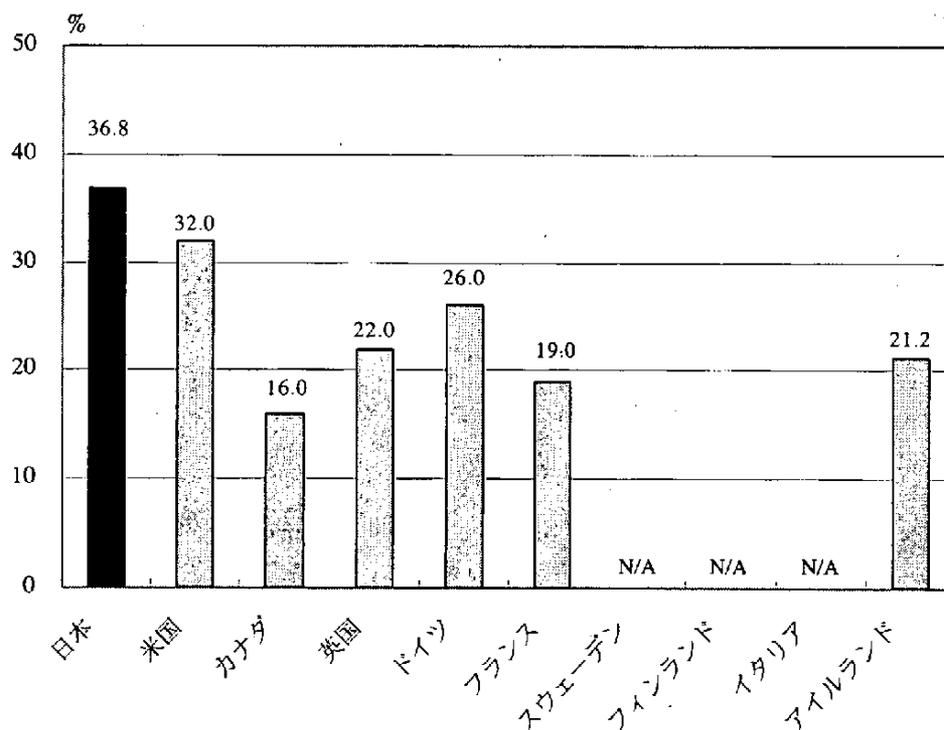


注1：各国の数値は、図5-2の数値を人口（米中央情報局公開数値）で割って計算したもの。

図5-4 国民1人当たりの電子商取引額（日本とアジア・オセアニア）

## オンライン・ショッピング利用率（日本と欧米）

日本と欧米諸国でのオンライン・ショッピング利用率を表したものが図 5-5 であるが、日本のオンライン・ショッピング利用率は、「過去 1 年間でインターネットを利用した用途が『商品・サービス購入』であった人」で推計されているため、他の諸国で「過去 1 ヶ月」または「過去 3 ヶ月」以内にオンライン・ショッピングを利用した人の割合よりも高くなっている可能性がある。しかし日本では 2003 年、インターネットの用途として、オンライン・ショッピングが電子メールや情報の検索・入手に続いて多く挙げられており、今後も日本のオンライン・ショッピングの利用率は高まると予測できる。



出典：日本（2003 年データ）：総務省「平成 15 年通信利用動向調査報告書 世帯編」（2003）図表 4-21『インターネットの用途』p.52.

アイルランド（2003 年データ）：アイルランド政府「Information Society Statistics-Ireland 2003」（2003）Table 3.9『Activities on Internet in the previous three months』November 2003. p.22.

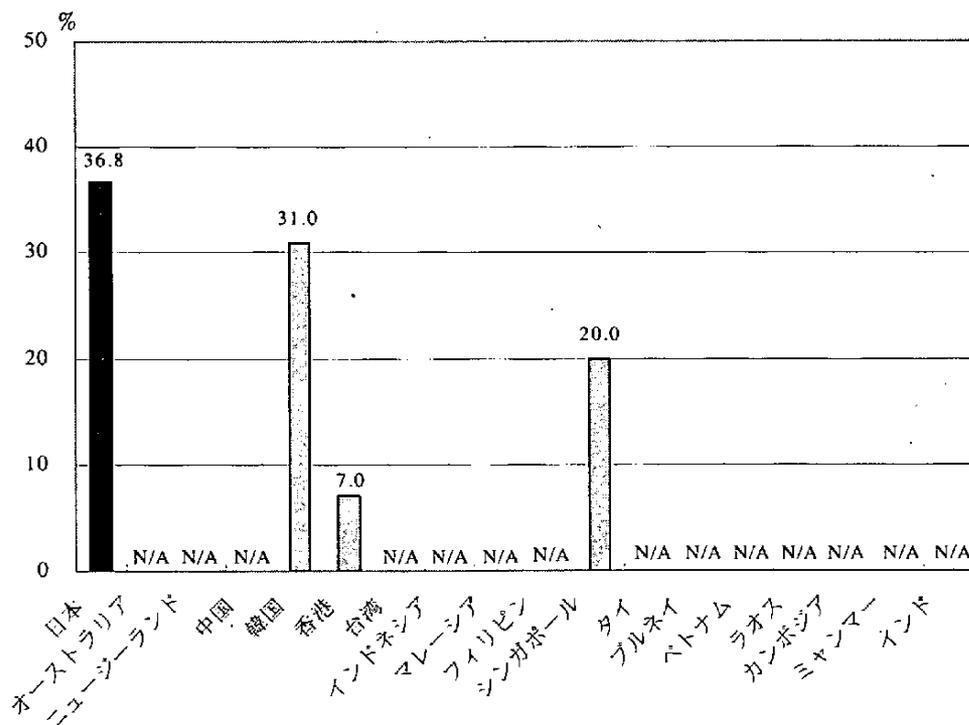
日本、アイルランド以外の国（2002 年データ）：フランス政府「E-Commerce Scoreboard Update」（2004）Indicator 4.2『Percentage of Internet users having shopped online during the previous month』p.65.

図 5-5 オンライン・ショッピング利用率（日本と欧米）

## オンライン・ショッピング利用率（日本とアジア・オセアニア）

日本のオンライン・ショッピング利用率は過去1年以内にインターネットを利用した用途が「商品・サービス購入」であった人の割合（36.8%）、また韓国では過去1ヶ月以内にオンライン上で商品・サービスを購入したインターネット利用者の割合（31.0%）と報告されている。（図5-6参照）

一方で、シンガポール政府は15歳以上のインターネット利用者のうち、オンライン・ショッピングを経験したことがある人の割合（20%）、また香港では過去1年間にオンラインで商品・サービスを購入したことがある15才以上の市民の割合（7.0%）が推計されている。



出典：日本（2003年データ）：総務省「平成15年通信利用動向調査報告書 世帯編」（2003）図表4-21『インターネットの用途』p.52.

韓国（2002年データ）：フランス政府「E-Commerce Scoreboard Update」（2004）Indicator 4.2『Percentage of Internet users having shopped online during the previous month』p.65.

香港（2003年データ）：香港政府「Information Technology usage and penetration」（2003）『Online purchasing of products delivered via electronic means』p.8.

シンガポール（2003年データ）：シンガポール政府「Executive Summary for Annual Survey on Infocomm Usage in

Households and by Individuals for 2003」(2004) Table 6.1『Usage of Internet Applications and Services (as a proportion of Internet users aged 15 years and above)』 p.6.

## 図5-6 オンライン・ショッピング利用率(日本とアジア・オセアニア)

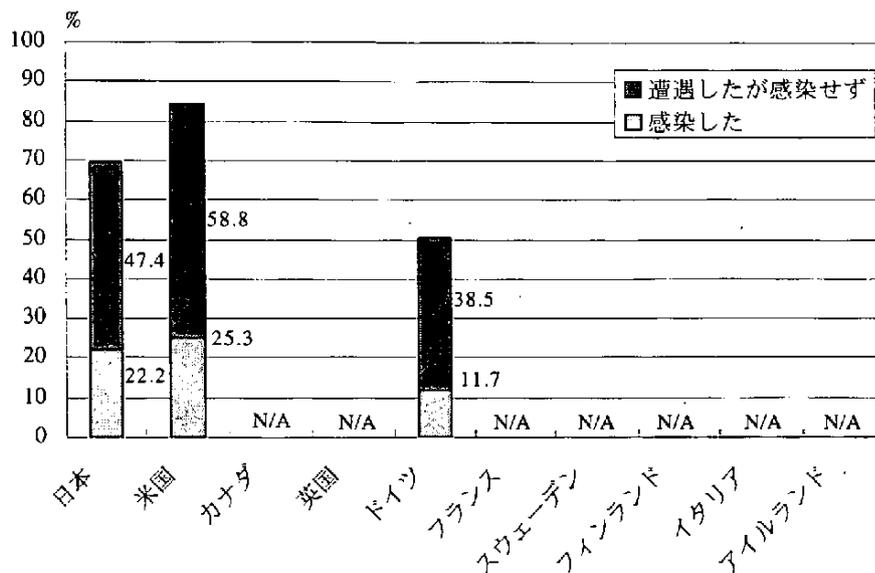
### 6. ITセキュリティ

電子商取引や医療の電子化等、国家の総合的な電子化にとって重要な課題であるITセキュリティを上げている。以下では、各国におけるITセキュリティの進展状況を示す指標として、コンピュータウィルスに感染もしくは遭遇した機関の割合を分析している。

#### コンピュータウィルスに感染した企業・団体の割合(日本と欧米)

電子メールやインターネットからのダウンロードによってコンピュータに侵入するコンピュータウィルスは、当事者が気付かない間にハードドライブの設定を変えてしまったり、既存のファイルを削除してしまう悪質なコンピュータ・プログラムであり、その被害は社会問題として捉えられつつある。

図6-1は、日本と欧米諸国において、2003年1月から同年12月の間にコンピュータウィルスに感染した民間企業・政府団体、そして遭遇はしたが感染はしなかった企業・団体のそれぞれの割合を示している。コンピュータウィルスに感染した企業・団体が最も多いのは米国(25.3%)であるが、日本(22.2%)でも2割以上の企業がコンピュータウィルスの感染を報告している。また、ウィルスに遭遇した企業・団体が最も多いのも米国(58.8%)で、日本(47.4%)やドイツ(38.5%)でもかなり多くの企業がウィルスに遭遇している。



出典：日本（2003年データ）：IPA 情報処理推進機構「国内・海外におけるコンピュータウイルス被害状況調査：国内におけるコンピュータウイルス被害状況調査 報告書」（2004）図表 2.3.1-a『コンピュータウイルス遭遇経験』p.15.

米国、ドイツ（2003年データ）：IPA 情報処理推進機構「国内・海外におけるコンピュータウイルス被害状況調査：海外におけるコンピュータウイルス被害状況調査 報告書」（2004）図 2.4.1『コンピュータウイルス遭遇（感染または発見）の有無』p.26.

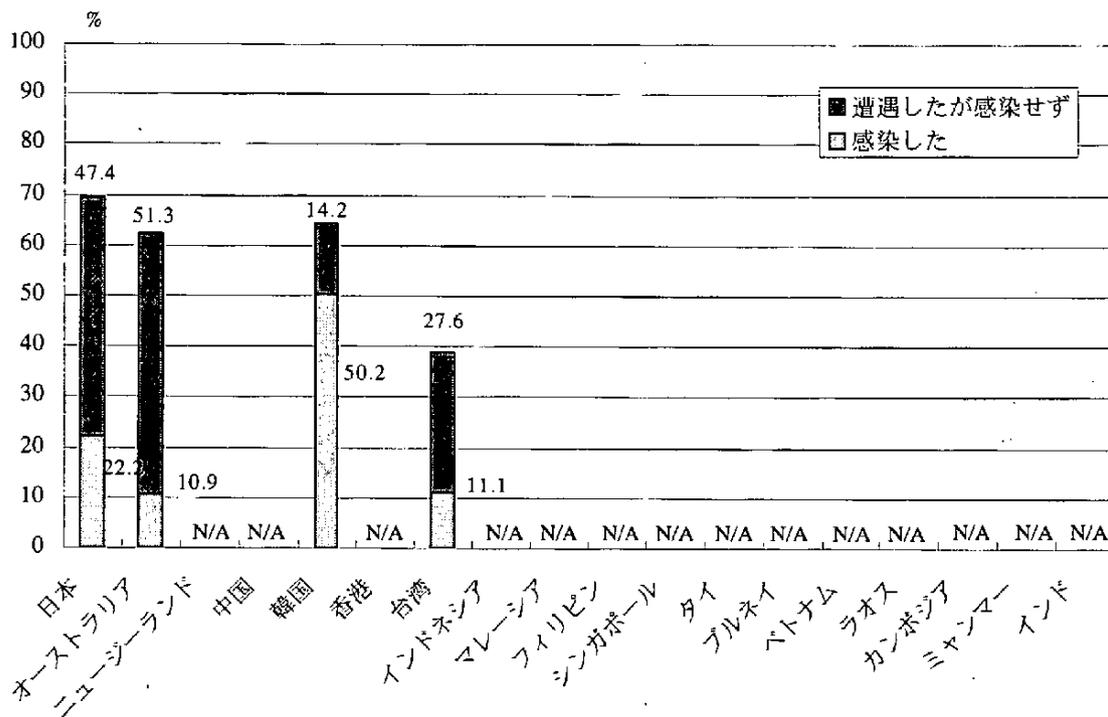
図 6-1 コンピュータウイルスに感染・遭遇した企業・団体の割合（日本と欧米）

コンピュータウイルスに感染した企業・団体の割合（日本とアジア・オセアニア）

日本とアジア・オセアニア諸国において、2003年1月から同年12月の1年間にコンピュータウイルスに感染または遭遇した企業・団体の割合を図6-2で比較すると、「感染した」と報告した機関の割合が最も高いのは韓国で、50.2%となっている。次にコンピュータウイルス感染を報告した機関の割合が高いのは日本（22.2%）、続いて台湾（11.1%）、オーストラリア（10.9%）となっている。

総務省の調べによると、コンピュータウイルス対策の専門部署を設けたり、担当者を任命する、といった対策を行っている機関は欧米諸国（米国・ドイツ）に比較してアジア・オセアニア諸国で少なく、特に日本と韓国で「コンピュータウイルス対策を特に行っていない」と答えた機関がそれぞれ31.5%、25.1%程度と、アジア・オセアニア諸国で、コンピュータウイルス対

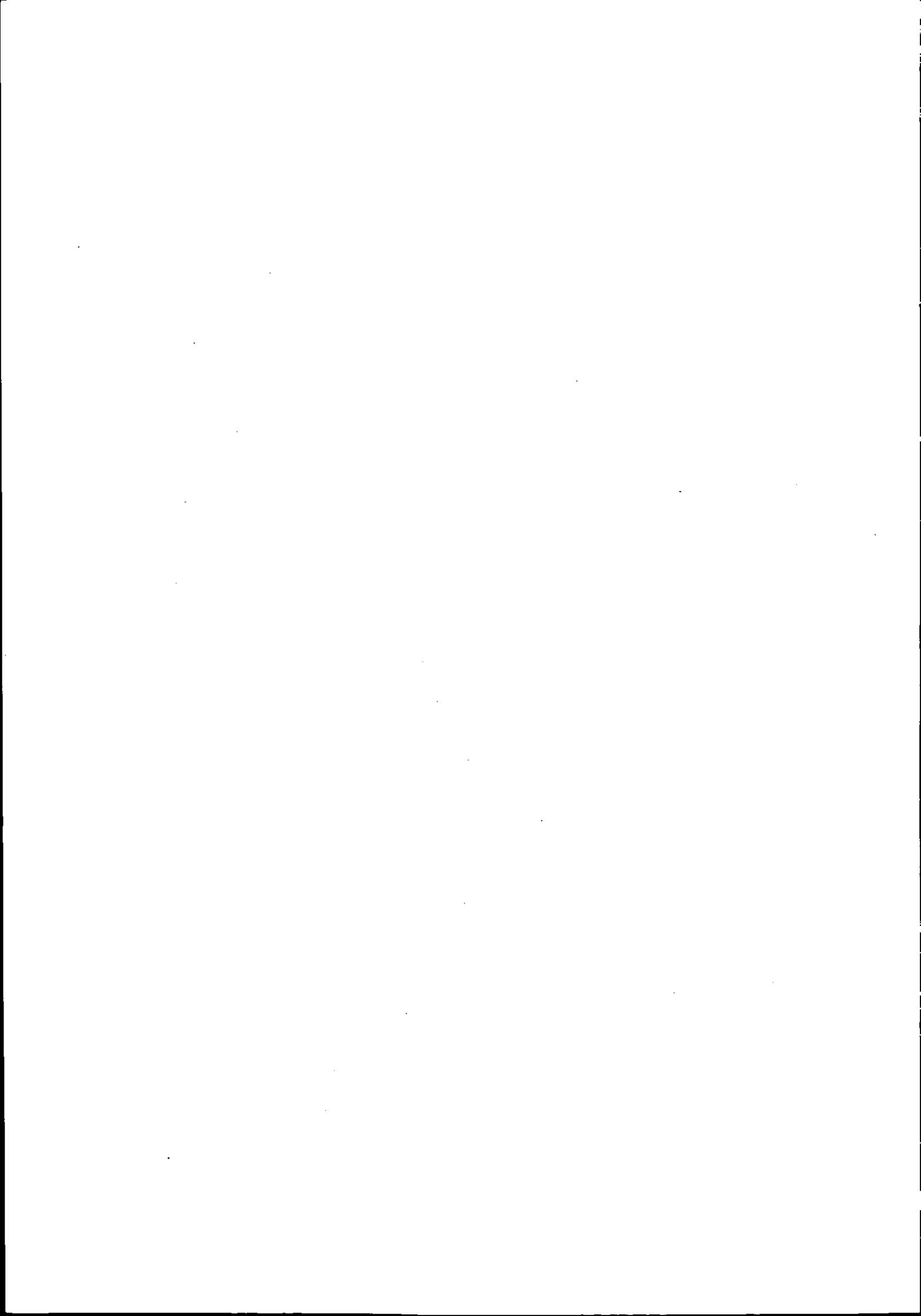
策が遅れていることが読み取れる。



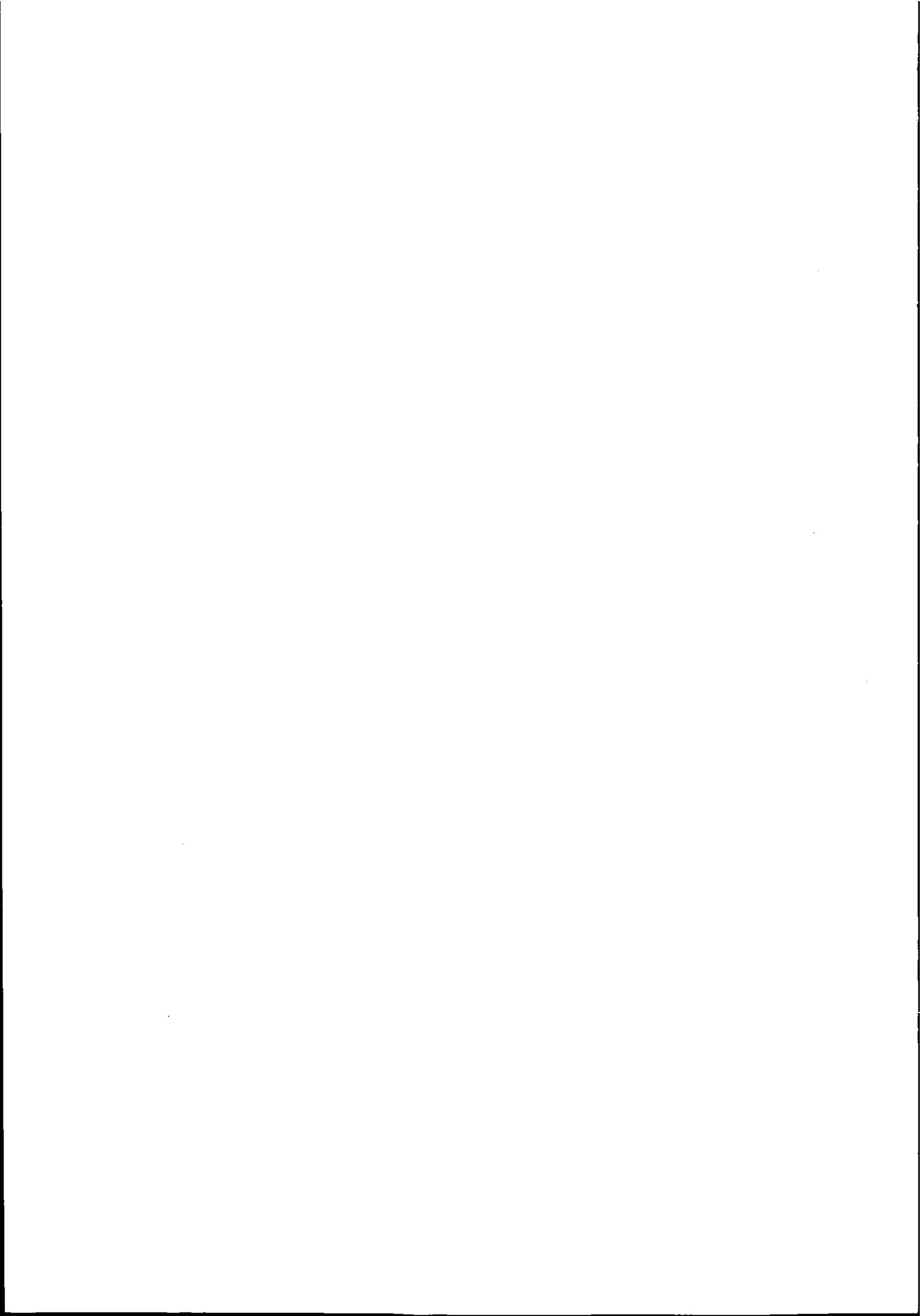
出典：日本（2003年データ）：IPA 情報処理推進機構「国内・海外におけるコンピュータウイルス被害状況調査：国内におけるコンピュータウイルス被害状況調査 報告書」（2004）図表 2.3.1-a『コンピュータウイルス遭遇経験』p.15.

米国、ドイツ（2003年データ）：IPA 情報処理推進機構「国内・海外におけるコンピュータウイルス被害状況調査：海外におけるコンピュータウイルス被害状況調査 報告書」（2004）図 2.4.1『コンピュータウイルス遭遇（感染または発見）の有無』p.26.

図6-2 コンピュータウイルスに感染した企業・団体の割合（日本とアジア・オセアニア）



## 第2部 IT政策編



## 総 論

情報技術 (IT: Information Technology) 政策は、欧米の先進主要国のみならずアジア諸国や国際機関等でも活発に議論されており、今や特定な国のみ政策にとどまらずグローバルなテーマとなった。また、世界的な IT 不況の中でも、各国並びに国際機関が経済発展の推進力として情報技術に寄せる期待は変わっていない。

米国では、e-government が President's Management Agenda の 5 つの優先課題のひとつとして取り上げられている。2004 年 3 月、行政管理予算局 (OMB) が、OMB 発案による e-government イニシアチブに対する進捗状況および課題について調査報告書を発表した。カナダでは、2004 年 4 月、国家安全保障に関する初の包括的声明「開かれた社会を守る：カナダの国家安全保障方針」を発表し、国民全体の安全への脅威に対応する総合的な戦略と行動計画を示した。また、同年 5 月、21 世紀経済のデジタル環境における信頼性を構築するために電子認証原則を発表している。

一方、欧州では、2000 年以降、欧州委員会を中心に様々な情報社会政策を推進するための包括的イニシアチブ、eEurope が実施されている。eEurope2005 アクションプランは、電子政府、電子学習 (電子デジタルデバイドの解消を含む)、電子保健などの公共サービスと、電子ビジネス、さらに、それらの両方を支えるブロードバンドの拡大とセキュリティの確保を優先政策課題としている。英国では、2003 年 12 月、「UK online 年次レポート 2003 年」(第 4 版) が発表された。本レポートの評価を受け、e-Envoy 局は、2004 年 3 月、ukonline.gov.uk に代わる英国政府の新しいオンラインサービス Direct.gov を発表した。また、英国の電子経済全般にわたって発展を推し進めていくため、従来の e-Envoy 局に代えて電子政府局 (e-Government Unit) が設置された。アイルランドでは、2002 年 3 月、「新しい関係の構築—情報社会の潜在的可能性を実現する戦略：New Connections - A Strategy to realise the potential of the Information Society」と題する情報社会政策が発表された。スウェーデンでは、2003 年 6 月、政府は IT 政策戦略グループ (IT Political Strategy Group) を選任し、IT 政策目標達成への取り組みの中で積極的役割を果たしている。フィンランドは、2003 年 9 月、情報社会の発展を方向付け、省庁間の協力を調整するための組織として情報社会評議会を設置、政府の包括的な情報社会政策プログラムが策定された。また eEurope2005 に従い、2004 年 1 月、国家ブロードバンド戦略に関する決議が採択されている。ドイツでは、2003 年 12 月、情報社会を目指す最初のマスタープランである「21 世紀の情報社会における技術革新と雇用」を受け継ぐ形で、新たなマスタープラン「情報社会ドイツ 2006」が発表された。フランスでは 2002 年 11 月に発表された「情報社

会におけるデジタル共和国構想：RE/SO 2007」が IT 政策の柱として位置づけられ、これに沿った様々な施策が実施されている。また、2004 年 2 月、ラファラン首相は、電子政府推進プロジェクト「ADministration ELEctronique 2004/2007 - ADELE pour vous simplifier la vie」を発表した。

シンガポールでは、2003 年 7 月、第 2 次電子政府行動計画（eGAPII）が発表された。eGAPII では、①利用者の満足度向上②政府と国民の連係強化③政府のネットワーク化の 3 つの達成目標を掲げている。マレーシアでは、1991 年 2 月、2020 年までにマレーシアを先進国にするという「ビジョン 2020 構想」が発表され、1996 年、その具体策の一つとしてマルチメディア・スーパー・コリドー（MSC）が発表された。MSC 計画は 3 フェーズに分かれており、2004 年 7 月、フェーズ 2 が正式に開始された。中国では、2001 年から開始された「十五」（第 10 次 5 ヵ年計画）のもと、ハイテク産業が予想を上回るペースで発展している。また、国家電子政府標準化総体グループを組織し、電子政府の発展を推進している。香港特別行政区政府は、2004 年 3 月、「2004 デジタル 21 戦略」を発表し、情報社会において香港を前進させることに取り組んでいる。台湾政府では、2002 年 5 月に承認された「チャレンジ 2008 計画」の一環として「e-台湾計画」が実施されている。また、2004 年～2008 年に国家的公共事業計画「新十大建設計画」の一環として、モバイルインターネットの可能性を認識し、その競争力を高めるべく、「m-台湾計画」が実施される。韓国では、2003 年 12 月、「Broadband IT Korea 2007」が発表された。同計画の目標は、①行政サービスの変革と効率性・透明性の向上②全業界の情報化促進のもと、国際的競争力の強化③新しい IT 部門を開拓する基盤として広帯域統合網（BcN: Broadband convergence Network）の構築④だれもが知識基盤情報社会の恩恵を享受できる「デジタル福祉社会」の建設⑤グローバルな IT 社会へ向けた国際協力の強化、である。

OECD は、近年の情報技術（IT）関連製品・サービスの国際的動向と加盟国の情報技術政策をまとめた包括的な報告書「OECD 情報技術アウトルック：2004 年版（OECD Information Technology Outlook 2004）」を発表した。そのほか、スパム対策、ブロードバンドの発展、電子学習など、国際的な研究・分析、政策提言を行っている。

表 1 に主要国等における最近の情報技術政策の経緯を示す。

表1 主要国等における最近の情報技術政策経緯

国・国際機関	発表時期	テーマ・概要
米 国	2002年2月	「A Nation Online」 2001年9月、1億4,300万人（人口の54%）、インターネットを使用。1億7,400万人（人口の66%）、コンピュータを使用
	2002年2月	「デジタル・エコノミー 2002」 景気後退にもかかわらず、米国産業は国内のIT資本ストックを形成し続け、経済基盤の持続的強化をもたらしていると結論
	2002年2月	「E-government Strategy」 24のイニシアチブ（24の行政サービス）を電子政府構想の具体策として発表
	2003年2月	「サイバー空間セキュア化のための国家戦略」 3つの戦略目標（①米国の重要インフラに対するサイバー攻撃の防止、②サイバー攻撃に対する国の脆弱性の低減、③サイバー攻撃発生時の損害と回復時間の最小化）
カナダ	2002年3月	「2002 - 2003年における計画・優先的政策に関するレポート」 5つの戦略目標（①革新、②接続性（CANARIEによるネットワーク・インフラストラクチャの開発の支援等を通して達成）、③市場、④投資、⑤貿易）
	2004年4月	「開かれた社会を守る：カナダの国家安全保障方針」 国民全体の安全への脅威に対応する総合的な戦略と行動計画を示す
	2004年5月	「電子認証原則」 21世紀経済のデジタル環境における信頼性の構築
欧州連合	2002年5月	「eEurope 2005 アクションプラン」 広範に利用可能なブロードバンド・インフラストラクチャに基づいたセキュリティの高いサービス、アプリケーション、コンテンツの開発の活性化。
	2002年6月	「第6次フレームワークプログラム」 研究開発予算総額は175億ユーロ。第5次と比較して17%の増加
英 国	2000年9月	「UK オンライン」 5つの目標提起。①人々の自信、②ビジネスとしての成功、③見本としての政府等
	2001年11月	「UK Online 年次レポート 2001年 第2版」 市場の近代化、国民の能力向上、企業の活性化、政府のオンライン化、世界的水準のサービス提供という5つの重要課題。3つの目標を表明
	2002年11月	「UK Online 年次レポート 2002年 第3版」 3つの目標（①英国を電子ビジネスにおける世界のリーダーとして発展させる。②2005年までに全ての行政サービスが電子的に利用できるようにする③2005年まで希望者全員がインターネットにアクセスできることを保証する。）
	2003年12月	「UK Online 年次レポート 2003年 第4版」 ICTを活用してサービス提供を変革し、公共部門全体の運営効率を改善することを将来の課題として特定し、こうした変革を支える5つの原則を提示
	2004年3月	「Direct.gov」 ukonline.gov.ukに代わる英国政府の新しいオンラインサービス
アイルランド	2002年3月	「New Connections - A Strategy to realize the potential of the Information Society」 情報社会としての発展に不可欠な基盤としての「重要なインフラ(Key Infrastructures)」および「情報社会の発展を支援する枠組み(Supporting frameworks)」を2つの柱とする
	2003年2月	「New Connections - A Strategy to realize the potential of the Information Society」の実施報告 第1版

	2004年4月	「New Connections - A Strategy to realize the potential of the Information Society」の実施報告 第2版
スウェーデン	2000年6月	「情報技術議案「全国民のための情報社会」法案可決」 3つの優先政策、①情報技術への信頼を高めるための政策、②情報技術の能力を高めるための政策、③情報技術へのアクセスを高めるための政策
フィンランド	2001年6月	「情報社会諮問委員会による2001年レポート」 2000年6月に発表された「情報社会としてのフィンランド」の評価と2つの政策分野(①社会における情報通信技術の幅広い活用②全国民が利用可能な情報社会のサービスと機会の実現)における新たな提言
	2003年9月	「情報社会政策プログラム」 情報社会の提供する機会の活用に焦点を当てており、その目的は、①競争力と生産性の向上②社会的・地域的平等の促進③情報通信技術の効果的な利用を通じた市民の幸福と生活の質の向上
ドイツ	2002年2月	「Information Society Germany」 1999年9月に発表された「21世紀の情報社会におけるイノベーションと雇用」の7つの中心的アクション・プログラムの進捗状況を評価
	2002年2月	「IT-Research 2006」 2002年から2006年までに、総額15億ユーロを研究プロジェクトの助成に投じ、さらに15億ユーロを研究機関への支援として投資
	2003年3月	「Agenda 2010」 労働市場の改革、長期的な社会保障制度の再構築、経済成長の推進をめざす包括的な政府プログラム
	2003年12月	「情報社会ドイツ2006」 ①電子経済②テクノロジーの研究開発③教育と訓練④電子政府⑤eCARD イニシアチブ/デジタル署名⑥電子保健⑦ITセキュリティの各分野でそれぞれ具体的な達成目標と達成期限を設定
フランス	2002年11月	「情報社会におけるデジタル共和国構想：RE/SO 2007」 二大目標。(①フランスの情報化の遅れに終止符を打つ、②全国民のための情報社会の実現)
	2004年2月	「電子政府推進プロジェクト：ADministration ELectronique 2004/2007 -ADELE pour vous simplifier la vie」 国家が広範かつ革新的に情報技術を利用するという先駆的役割を果たすことで、フランス市民の生活の簡素化をめざすE-Government実現のための長期にわたる統一的共通枠組み
シンガポール	2003年3月	「Connected Singapore」 世界的なInfocomm Capital(情報通信拠点)としての地位確保を目指す
	2003年7月	「第2次電子政府行動計画(eGAPII)」e 3つの達成目標：①利用者の満足度向上②政府と国民の連係強化③政府のネットワーク化
マレーシア	1995年8月	「マルチメディア・スーパー・コリドー(MSC)計画」 サイバージャヤを中央に配し、シティセンター、プトラジャヤ新行政都市、クアラルンプール新国際空港を結ぶ東西に15km、南北50kmの地域で、マルチメディア技術を活用した都市開発を行う
中国	2001年	「第10次5カ年計画」 ハイテクとその産業化の発展を重点的におしすすめ、情報技術、バイオテクノロジー、先進的な製造技術、新素材技術、航空および宇宙開発技術、新エネルギー技術、海洋技術などの発展を目指す
香港	2004年3月	「2004 Digital 21 IT Strategy」 インターネットで接続された世界において、世界有数のe-businessコミュニティかつデジタル都市としての地位確立を目指す
台湾	2002年6月	「e-台湾プロジェクト」 最適なハイテク「グリーン・シリコン・アイランド」を実現し、アジアのe-リーダーの一国に生まれ変わることをめざす

韓国	2003年12月	「Broadband IT Korea 2007」 5つの目標：①行政サービスの変革と効率性・透明性の向上②全業界の情報化促進のもと、国際的競争力の強化③新しいIT部門を開拓する基盤として広帯域統合網（BcN: Broadband convergence Network）の構築④だれもが知識基盤情報社会の恩恵を享受できる「デジタル福祉社会」の建設⑤グローバルなIT社会へ向けた国際協力の強化
OECD	2002年7月	「情報システム及びネットワークのセキュリティのためのガイドライン」 新たな9つの原則（①認識、②責任、③対応、④倫理、⑤民主主義、⑥リスクアセスメント、⑦セキュリティの設計及び実装、⑧セキュリティマネジメント、⑨再評価）

## 1. 米 国

クリントン政権（1993年1月～2001年1月）は、政権発足当初から、国内経済の活性化に向けた情報技術（IT）を重要政策課題として位置付け、その強化に積極的に取り組んできた。

ブッシュ政権が誕生してからは、2002年2月に「A Nation Online」、「デジタル・エコノミー 2002」、「E-government Strategy」が発表された。

「A Nation Online」は米国民におけるIT普及状況調査のレポートであり、2001年9月時点、米国民の54%が、インターネットを使用し、66%がコンピュータを使用していたことが述べられている。

「デジタル・エコノミー 2002」はITとマクロ経済を分析したレポートであり、景気後退にもかかわらず、米国産業は国内のIT資本ストックを形成し続け、経済基盤の持続的強化をもたらしていると分析している。

「E-government Strategy」では24のイニシアチブ（24の行政サービス）が電子政府構想の具体策として明らかにされた。（①レクリエーション・ワンストップ：内務省（Department of the Interior）、②受給資格支援オンライン：労働省（Department of Labor）、③ローン・オンライン：教育省（Department of Education）、④USAサービス：連邦調達庁（General Services Administration）、⑤EZ納税：財務省／内国歳入庁（Department of Treasury/Internal Revenue Service）等の行政サービス）

2001年の同時多発テロ攻撃をきっかけに、情報システムの保護等のサイバーセキュリティの強化を国家戦略に挙げている。2003年2月、ホワイトハウスは「サイバー空間セキュア化のた

めの国家戦略」を公表した。戦略目標として、以下の3項目が挙げられている。①米国の重要インフラに対するサイバー攻撃の防止、②サイバー攻撃に対する国の脆弱性の低減、③サイバー攻撃発生時の損害と回復時間の最小化。

## 2. カナダ

2002年3月、カナダ産業省 (Industry Canada) は、「2002 - 2003年における計画・優先的政策に関するレポート」(2002-03 Estimates - Report on Plans and Priorities)を公表した。以下の5つの戦略目標に重点を置いている。

- ①革新—カナダの革新達成能力を向上させる
- ②接続性—カナダをインターネット接続性が世界で最も高い国にする
- ③市場—公正かつ効率的な競争力のある市場を構築する
- ④投資—カナダを国内および国外の投資に適した場所へと向上させる
- ⑤貿易—世界貿易のカナダのシェアを増やすためカナダ国民と共に一丸となって努力する

2003年10月、カナダ産業省は「2003年カナダ国民の生活の質の向上に関するレポート」を公表した。これは「1998 - 1999年における計画・優先的政策に関するレポート」、さらに「2002 - 2003年における計画・優先的政策に関するレポート」を引き継ぐもので、上記5つの戦略目標を通じた国民生活の質の向上を示している。

2004年4月、カナダ政府は国家安全保障に関する初の包括的声明「開かれた社会を守る：カナダの国家安全保障方針」を公表し、国民全体の安全への脅威に対応する総合的な戦略と行動計画を示した。

また、2004年5月、カナダ産業大臣は21世紀経済のデジタル環境における信頼性を構築するために電子認証原則を公表した。

## 3. 欧州連合

EUにおける情報社会への取り組みとしては、1993年に欧州委員会が、発表した「成長・競争力・雇用に関する白書」において情報通信インフラの重要性が指摘されたことが出発点といえる。

さらに、1994年には、「欧州とグローバル情報社会」(バンゲマン・レポート (Bungemann Report と呼ばれている。同氏(欧州委員会委員(産業問題/情報電気通信技術担当)(当時))を委員長とするタスクフォースのレポート)が発表され、IT政策の基本的方向性が提示された。

1996年には、「グローバル情報社会の最前線 欧州：ローリングアクションプラン」、1997年には、「電子商取引に関する欧州イニシアチブ」、「第5次フレームワークプログラム」が発表され、1999年には、「eEurope イニシアチブ」、「電子署名指令」、2000年には、「欧州委員会と米国商務省によるセーフハーバー協定」、「電子商取引指令」、「eEurope 2002 アクションプラン」、2002年には「第6次フレームワークプログラム開始」、「eEurope 2005 アクションプラン」等の主要な政策を打出してきた。

#### 4. 英国

1996年2月、英国政府による最初の包括的な情報技術(IT)政策である「情報社会イニシアチブ」が発表された。ビジネス、保健医療、教育、行政等の分野をカバー、5か年計画(1996-2000年)として開始した。

その後、「情報社会イニシアチブ」は、2000年9月に新たに「UK Online」というIT政策に置き換わり、現在ではこの「UK Online」が、英国政府における包括的なIT政策と位置付けられている。

2001年11月、「UK Online 年次レポート 2001年」(第2版)が、発表された。①市場の近代化、②国民の能力向上、③企業の活性化、④政府のオンライン化、⑤世界的水準のサービス提供という5つの重要課題を取り上げている。3つの目標を表明した。

- ①2002年までに英国を電子商取引の世界でもっとも整備された安全な環境にする。
- ②2005年まで希望者全員がインターネットにアクセスできることを保証する。
- ③2005年までにすべての行政サービスが電子的に利用できるようにする。

2002年11月には、「UK Online 年次レポート 2002年」(第3版)が、発表された。3つの目標を表明した。

- ① 英国を電子ビジネスにおける世界のリーダーとして発展させる。

- ② 2005年までにすべての行政サービスが電子的に利用できるようにし、重要なサービスにおいては高いレベルでの使用を実現させる。
- ③ 2005年まで希望者全員がインターネットにアクセスできることを保証する。

2003年12月、「UK Online 年次レポート 2003年」(第4版)を発表するとともに、従来のe-Envoy局に代えて電子政府局(e-Government Unit)を設置する考えを明らかにした。また、2004年3月、本レポートの評価を受け、e-Envoy局はukonline.gov.ukに代わる英国政府の新しいオンラインサービスDirect.govを発表した。

## 5. アイルランド

アイルランド政府の情報社会政策は、1999年1月に発表した「アイルランドにおける情報社会の実現に向けたアクション・プラン」"Implementing The Information Society in Ireland: An Action Plan"を総理府が主管となって実施することにより開始された。

その後、このアクション・プランの実施結果を基に、その課題に取り組むべく2002年3月、「新しい関係の構築－情報社会の潜在的可能性を実現する戦略」"New Connections - A Strategy to realise the potential of the Information Society"と題する情報社会政策を発表した。この実施結果について、政府は2003年2月に第1版を、また2004年4月に第2版を発表した。

## 6. スウェーデン

2000年3月、政府は情報技術の急速な発展に対応するため、「全国民のための情報社会」(IT Bill: "An Information Society for All", 1999/2000:86)と題する法案において、将来の情報技術政策案を発表した。(スウェーデンの国会は2000年6月、「全国民のための情報社会」を可決した。)

「全国民のための情報社会」では、スウェーデンの情報技術政策の新しい目標として、「すべての国民が参加できる情報社会を世界で初めて実現する国になる」という構想を設定している。スウェーデンは、世界で最も情報化が進んだ国の1つとして知られているが、それでも、スウェーデンが世界初の「万人のための情報社会」として国際的に認知されるためには、まだ多くの領域で幅広い取り組みが必要とされている。

「全国民のための情報社会」では、3つの優先政策（①情報技術への信頼を高めるための政策、②情報技術の能力を高めるための政策、③情報技術へのアクセスを高めるための政策）を示している。

現在は、この地位を維持し、かつ将来的にも強化することが求められており、2003年6月、IT政策戦略グループ（IT Political Strategy Group）が設立された。

## 7. フィンランド

1994年末、フィンランド政府は、同国最初の情報社会戦略「情報社会に向かうフィンランド—国家戦略」を発表した。（後の1997年の春に、この戦略は国民ではなく技術や競争力に重点を置きすぎているという批判を受け、幅広く見直された。）

2000年6月、情報社会諮問委員会（ISAB: Information Society Advisory Board）は「情報社会としてのフィンランド」（Finland as an Information Society）を発表した。この報告書の目的は、フィンランドにおける情報社会の発展の全体的な展望を示し、開発およびアクションのためのプロポーザルを作成することである。このレポートでは、フィンランドの情報社会の利点、問題及び課題が述べられており、優先対応策が提起された。（①教育、知識、および研究の強化、②通信インフラ、③運用および規制環境、④情報社会からの疎外の防止、⑤公共部門のサービスとカスタマーとしての公共部門）

2001年6月、情報社会諮問委員会は「情報社会諮問委員会による2001年レポート」（Report Of the Information Society Advisory Board 2001）を発表した。同レポートでは、「情報社会としてのフィンランド」における提言の実施状況の評価と新たな政策提案を行っている。情報社会諮問委員会は2つの政策分野（①社会における情報通信技術の幅広い活用、②全国民が利用可能な情報社会のサービスと機会の実現）において新たに提言を行った。

2001年12月、情報社会諮問委員会は、電子政府計画に関するレポート、「新世紀の公共サービス・オンライン政府推進のための2002～2003年アクション・プログラム」（Public Services in the New Millennium - Programme of Action to Promote ONLINE GOVERNMENT, 2002-2003）を発表した。同レポートでは、オンライン政府の実現を妨げる4つの問題領域（①オンライン・サービスの開発、実装、配信、②オンライン・サービスへの需要とサービス品質、③アクセス性、有用性、利用者のサービス活用能力、④オンライン・サービス開発の先導と調整）とオンライ

ン政府推進のための行動計画（2002年～2003年）について記している。

2002年末、情報社会諮問委員会は、2003年3月の選挙後成立する次期政府において、一人の閣僚の監督下で情報社会プログラムを実施することを提言した。これを受けて、2003年9月4日、マッティ・ヴァンハネン内閣は、首相官邸における情報社会評議会（Information Society Council）の設置を決定した。

また、マッティ・ヴァンハネン首相によるフィンランド政府は、2003年6月、政府プログラムを策定し、省庁横断的に関連する最も重要な分野として下記の4つの政策プログラムを立ち上げた：

- ・ 情報社会政策プログラム（担当機関：首相）
- ・ 雇用政策プログラム（担当機関：労働大臣）
- ・ 起業政策プログラム（担当機関：通商産業大臣）
- ・ 市民参加政策プログラム（担当機関：法務大臣）

## 8. ドイツ

1999年11月、連邦経済技術省（現 連邦経済労働省）が、連邦教育研究省と共同で「21世紀の情報社会におけるイノベーションと雇用（Innovation and jobs in the Information Society of the 21st Century）」というアクション・プログラムを発表した。これは2005年までの5か年計画であり、30億ドイツマルクの予算が配分された。

2002年2月、連邦経済技術省（現 連邦経済労働省）と連邦教育研究省は「Information Society Germany」を発表した。この報告書では「21世紀の情報社会におけるイノベーションと雇用」の7つの中心的アクション・プログラム（①新しいメディアへのアクセス、②教育におけるマルチメディア、③機密性とセキュリティ、④革新的雇用 - 新しいアプリケーション、⑤技術とインフラストラクチャにおける先導的地位、⑥近代的行政に向けた電子政府、⑦欧州および国際協力）における進捗状況を評価している。

2002年2月に、連邦教育研究省は、情報通信技術分野の研究助成プログラム、IT Research 2006（IT-Forschung 2006）を発表した。連邦教育研究省は、IT Research 2006プログラムの枠内で、2002～2006年の5年間に、総額15億ユーロを研究プロジェクトの助成に投じるほか、さらに15億ユーロを研究機関への支援として投資する予定である。

2003年3月、シュレーダー首相は、ドイツ連邦議会で「Agenda 2010」を発表した。これは、経済成長の推進、長期的な社会保障体制の確立、ビジネス拠点としてのドイツの地位強化を目指す包括的な政府プログラムである。このプログラムは9つの主要分野に分けて具体的な政策を実施しており、産業、医療保険及び年金、統合及び移民、教育及び研究、官僚主義の削減の分野で、IT政策に関連した政策を実施している。

2003年12月、連邦政府は、「21世紀の情報社会における技術革新と雇用」を受け継ぐ形で新たなマスタープラン「情報社会ドイツ 2006 (Informationsgesellschaft Deutschland 2006)」を発表した。この計画は、①電子経済②テクノロジーの研究開発③教育と訓練④電子政府⑤eCARD イニシアチブ/デジタル署名⑥電子保健⑦ITセキュリティの各分野でそれぞれ具体的な達成目標と達成期限を設定しており、経済労働省と教育研究省が共同でマスタープランの実施を主導する。

## 9. フランス

1997年8月、リオネル・ジョスパン(Lionel Jospin)首相(当時)が「野心的なアクション・プラン」を発表した。ジョスパン首相は「政府は一連の提言を通じて、行政機関やその他の社会組織のために優先度を設定し、具体策を実施し、基準を用意して、国家の側から目的のはっきりした持続的な介入を実現する」と述べた。同首相はさらに「技術的なレベルの問題に加え、情報社会の出現は政治的にも大きな意味を持っており、政府にとっても重要な課題になる」と指摘した。

1998年1月、最初の情報社会のための省庁間委員会が開かれ、「情報社会のための政府アクション・プログラム (PAGSI: Programme d'Action Gouvernemental pour la Société de l'Information)」が発表された。国家が果たす役割として、・触媒としての役割。企業や国民に情報社会の重要性を伝える。・規制機関としての役割。情報社会におけるルールを確立し、実施する。・主要なプレーヤーとしての役割。公共サービスと国民の間関係を一新し、サービス提供のやり方を最新のものにする。をあげている。また、6つの分野を優先事項とした。①教育、②文化、③公共サービス、④企業、⑤産業の現代化と技術革新、⑥規制の枠組み。

2002年6月、シラク大統領の直系と言われる右派のジャン・ピエール・ラファラン(Jean-Pierre Raffarin)氏を首相とする第2次ラファラン内閣が発足した(ラファラン首相は、大統領選挙の翌日2002年5月6日に任命された。同年5月7日に組織された第1次内閣は、左派のジョス

パン前首相辞任に伴う暫定内閣であり、同年6月17日の国民議会選挙後に新たに組閣された)。この政権交代により、「情報社会のための政府アクション・プログラム (PAGSI)」はその役割を終えた。

2002年11月、ラファラン首相は、“Electronic Business Group (EBG)” に向けた演説の中で、新しい情報技術政策、「情報社会におけるデジタル共和国構想：RE/SO 2007」(Pour une REpublique numérique dans la SOciété de l’information) の概要を発表した。この構想は、従来のPAGSIを引き継ぎながらその問題点を改め、フランス社会の情報化に新たな活力を与えることで、「フランスの情報化の遅れに終止符を打つ」、「全国民のための情報社会を実現する」ことを二大目標としている。

2004年2月9日、ラファラン首相は、電子政府推進プロジェクト：ADministration ELEctronique 2004/2007 –ADELE pour vous simplifier la vie を発表した。上記「情報社会におけるデジタル共和国構想 (RE/SO 2007: pour une Republique numérique dans la SOciété de l’information)」の延長線上に位置付けられ、国家が広範かつ革新的に情報技術を利用するという先駆的役割を果たすことでフランス市民の生活の簡素化をめざす E-Government 実現のための長期にわたる統一的共通枠組みである。

## 10. シンガポール

シンガポール政府のIT政策は、1980年代という世界的に見ても早い時期から実施されている。これは、歴史的に通商が盛んで、長期的に国が繁栄するためには、製造業とサービス業を軸とする知識集約型産業における世界のハブとしての地位をいち早く確立することが不可欠であるとの認識に基づくと考えられる。

最初のIT政策としては、1980年に「国家コンピュータ化計画 (National Computerization Plan)」が実施され、ITの利用による行政の改善という本来の目的のほかに、ITへの認識の拡大、IT能力の養成促進、地方におけるIT産業の需要につながった。

その後、1986年から「国家IT計画 (The National IT Plan)」が、1992年から「IT2000」が、2000年から「Infocomm 21」が実施され、現在は「Connected Singapore」という名称で実施されている。

また、シンガポールにおける e-Government 政策は、国家 IT 計画と同時期に開始され、歩調を合わせて数々のプログラム/イニシアチブを実施している。最初の e-Government 政策としては、国家コンピュータ化計画 (National Computerization Plan) の一環として 1980 年に立ち上げられた CSCP (Civil Service Computerisation Programme) が挙げられる。これは、2000 年、Infocomm 21 の一環として開始された第 1 次 e-Government Action Plan によって置き換えられた。その後、第 1 次 e-Government Action Plan が成功裡に終了したことから、2003 年から第 2 次 e-Government Action Plan が実施されている。

## 1 1. マレーシア

1991 年 2 月、マハティール首相 (1981 年、首相就任、2003 年 10 月同退任) によってマレーシア政府の長期経済計画である Vision 2020 が発表された。これは 2020 年までにマレーシアを先進工業国にすることを目的とした経済社会開発構想である。この Vision 2020 の具体策のひとつとして、1996 年 8 月、IT 産業育成を目的とした国家プロジェクト、マルチメディア・スーパー・コリドー (MSC: Multimedia Super Corridor) が発表された。MSC 計画は、1996 年～2003 年のフェーズ 1、2004 年～2010 年のフェーズ 2、2011 年～2020 年のフェーズ 3 に分かれている。

2004 年 7 月、MSC 計画のフェーズ 2 が正式に開始された。バダウィ (Abdullah Badawi) 首相は、2004～2010 年に主要分野での優位性を拡大し、新たな投資喚起と革新的技術の開発を目指す中核プログラム、Next Leap (新たな飛躍) プログラムを発表した。同プログラムの具体的な数値目標として、科学・技術・革新大臣は雇用約 24 万 5,000 件の創出も明言している。

## 1 2. 中国

中華人民共和国政府の IT 政策は、1986 年の「七五」(第 7 次 5 ヵ年計画) から開始する。この計画においては、12 の全国的情報システムの構築が決定された。その後、1991 年から「八五」(第 8 次 5 ヵ年計画)、1996 年から「九五」(第 9 次 5 ヵ年計画) を実施し、現在は、2001 年から開始された「十五」(第 10 次 5 ヵ年計画) を実施中である。

香港の IT 政策は、1998 年 11 月に公布された 1998 Digital 21 IT Strategy から開始される。これは、行政長官の IT 発展に関するビジョン「未来の情報世界におけるリーダーとしての香港の地位確立」を実現する目的で実施された。その後、この IT Strategy は各イニシアチブの成果を基盤として新たな課題に取り組むべく 2001 年 5 月に更新され、2001 Digital 21 IT Strategy とし

て公布された。この2つの IT Strategy により、公共部門・民間部門双方が IT および e-business を活用するための能力を修得し、インフラ、環境が整備された。

香港特別行政区政府は、1998 年の初のデジタル 21 戦略発表以来生まれた気運を維持し、IT の利点をさらに活用するため、2001 デジタル 21 戦略の見直しを進めてきた。2003 年 10 月 10 日から同年 12 月 10 日にかけては、新戦略「2004 デジタル 21 戦略」の草案について意見を募集し、これに 86 件の意見が寄せられた。同戦略は 2004 年 3 月 24 日に正式に発表された。また、2004 年 9 月、情報技術などに関する主要諮問機関として「デジタル 21 戦略諮問委員会 (D21SAC: Digital 21 Strategy Advisory Committee)」を新設することを発表した。これは、工業・科学技術局長が委員長を務め、デジタル 21 戦略に定める目標を達成するための戦略、プログラム、施策に関して、政府に助言するための機関である。

### 13. 台湾

2002 年 5 月、行政院は 2002 年から 6 年間の国家発展計画を定めた「挑戦 2008 年—6 年國家發展計畫」を策定、その一環として「e-台湾計画 (e-Taiwan project)」が実施されている。また、2003 年 11 月に発表された「新十大建設計」のなかで、モバイルインターネットの可能性を認識し、その競争力を高めるべく、「m-台湾計画」が提案され、2004 年～2008 年の 5 年間で 370 億新台幣ドル（約 1,187 億円）の特別予算が配分された。

### 14. 韓国

1999 年 3 月、本格的な国家 IT 戦略「サイバー코리아 21 (Cyber Korea 21、第二次情報化促進基本計画)」を発表し、21 世紀が知識基盤経済へ移行するという認識のもと、次の 4 年間で注力する 3 つのテーマとして、①知識基盤社会のための情報基盤の強化②情報基盤を活用した国の生産性の向上③情報基盤上の新規事業の育成、を掲げた。この IT 戦略のもと、2002 年までブロードバンド普及計画が実施され、目標よりも 2 年早い 2000 年 12 月には全国普及を実現し、ブロードバンド普及率で世界 1 位に立った。

2002 年 4 月、「e-Korea Vision 2006 (第三次情報化促進基本計画)」を発表し、電子政府、デジタルデバイドの是正、スパムメールやウイルスの撲滅、個人情報保護の問題などに取り組んだ。

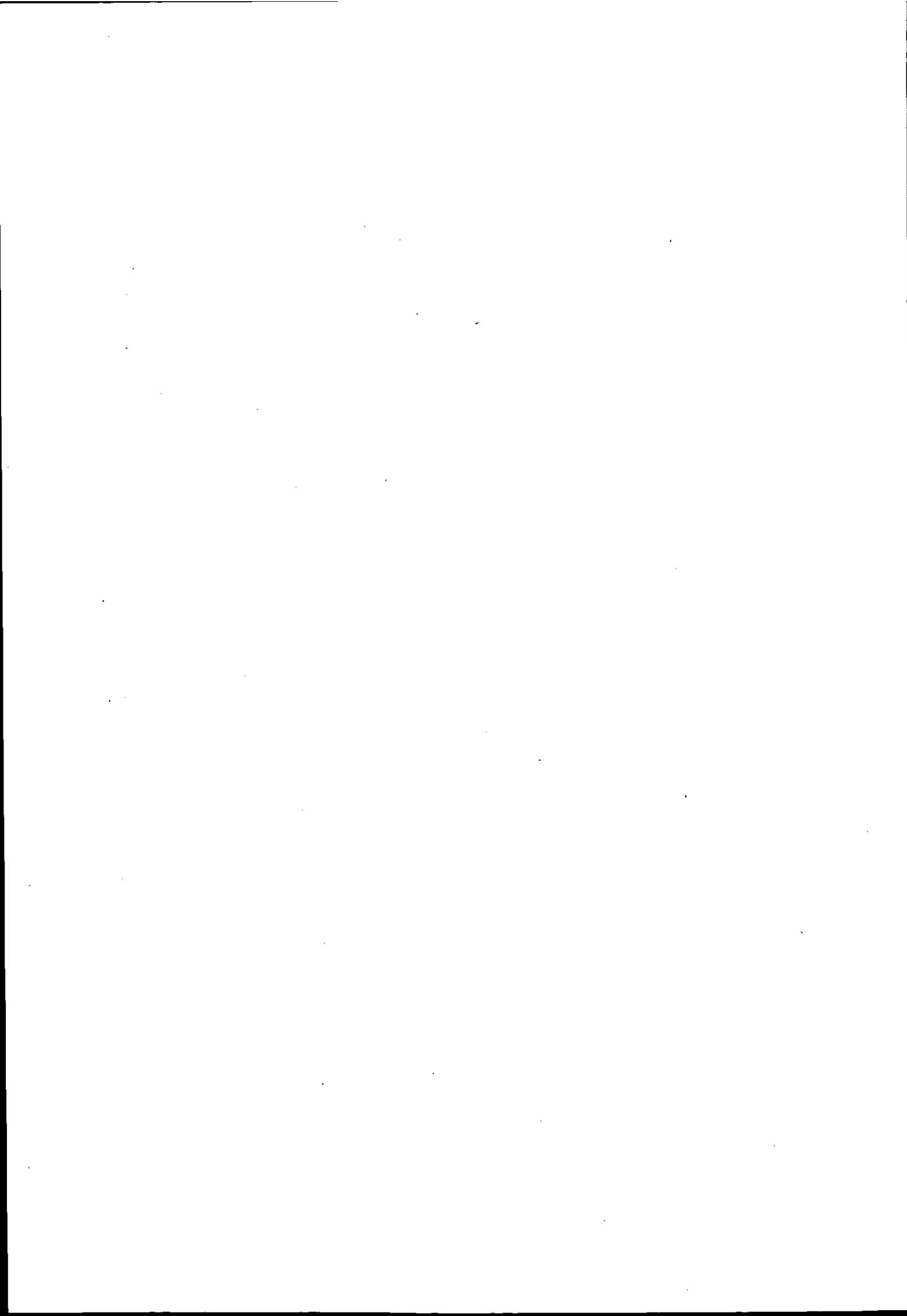
2003年2月、盧武鉉（ノ・ムヒョン）政権が発足後、同年12月に発表された「Broadband IT Korea 2007」では、開かれた電子政府、国際競争力、グローバルな情報社会、北東アジア IT ハブ国構想、デジタル福祉社会などが謳われた。

2004年7月発表の「IT839」戦略では、ユビキタス化と経済発展方案として、8大サービス、3大インフラ、9大成長動力に全力を注いでいる。

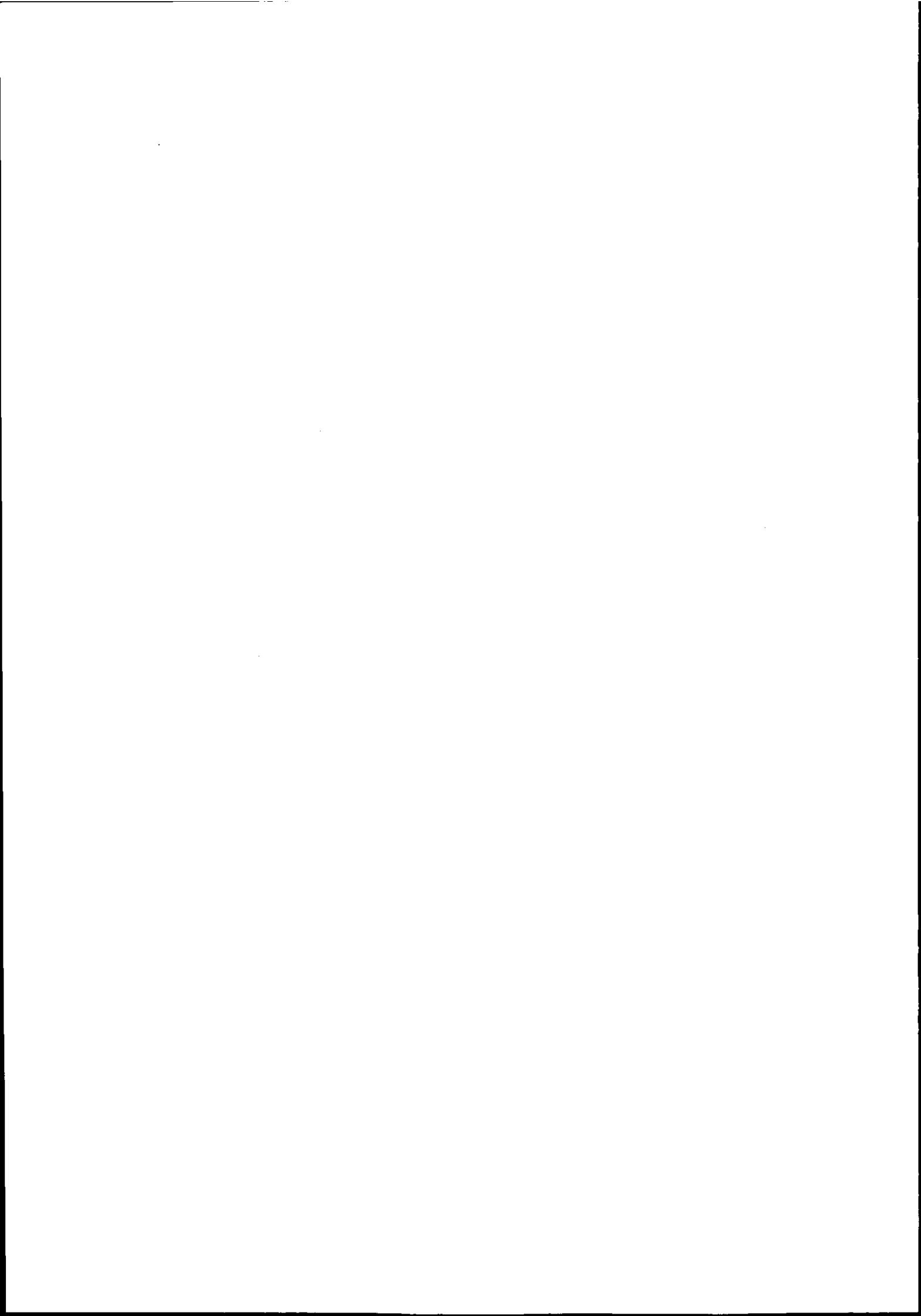
## 15. OECD

国際経済協力機構（OECD: Organization for Economic Co-operation and Development）は、経済・社会のあらゆる分野の問題について国際的な研究・分析、政策提言を行なっている。情報技術（IT: Information Technology）についても例外ではなく、その対象範囲はデジタル経済、セキュリティとプライバシー、電気通信、インターネットなど、多岐にわたり、2004年もそれぞれの分野で多数の報告書が発表された。

そのなかで、近年の情報技術（IT）関連製品・サービスの国際的動向と加盟国の情報技術政策をまとめた包括的な報告書「OECD 情報技術アウトルック：2004年版（OECD Information Technology Outlook 2004）」で、2004年12月初めに発行された。これは1997年版、2000年版、2002年版に続く最新版で、それ以前を含めると8冊目となる。



一 米 国



## I 米 国

### 1. 米国連邦政府における情報技術政策

#### 1. 1 経緯

クリントン政権（1993年1月～2001年1月）は、政権発足当初から、国内経済の活性化に向けた情報技術（IT）を重要政策課題として位置付け、その強化に積極的に取り組んできた。1993年2月、「国家情報インフラストラクチャ」（NII：National Information Infrastructure）を発表して、米国産業の競争力を強化するためには、情報スーパーハイウェイの重要性を強調した。さらに、1994年3月、ゴア副大統領（当時）は、ITU（International Telecommunication Union）の会合で「世界情報インフラストラクチャ」（GII：Global Information Infrastructure）を発表して、世界規模のネットワーク推進の重要性を述べた。

インターネットの普及と共に、これを利用した電子商取引の動きが急速に活発になってきた。1997年7月、「グローバルな電子商取引に向けた枠組」（A Framework for Global Electronic Commerce）が発表された。電子商取引発展のための民間主導による、政府規制を最低限とする以下の5原則を打出した。

- ① 民間部門が主導する。
- ② 政府は電子商取引に関する過度の規制を避ける。
- ③ 政府の関与が必要な場合、その目的は、予想可能で最低限の、一貫した、簡素な法的環境を支え、実現することとする。
- ④ 政府はインターネットに特有の性質を認識する。
- ⑤ インターネットを利用した電子商取引を世界的に促進する。

この「グローバルな電子商取引に向けた枠組」発表以降、米国連邦政府における電子商取引に関連する政策が活発化してきた。

例えば、電子商取引の推進の一環として、米国連邦政府内に「電子商取引WG」（Electronic Commerce Working Group）が設置され、1998年11月、「電子商取引WG年次報告書（第1版）」（U.S. Government Working Group on Electronic Commerce/First Annual Report）を発表した。「グローバルな電子商取引に向けた枠組」の進捗状況の報告と5つの新たな課題を提示した。①インターネット・アクセスの有効性の向上、②消費者保護、③途上国におけるインターネットや電

子商取引の利用拡大、④インターネットや電子商取引の経済的影響の理解、⑤中小企業や起業家のインターネットや電子商取引の利用促進。

さらに、1999年12月、「電子商取引WG年次報告書(第2版)」(“Towards Digital eQuality” The U.S. Government Working Group on Electronic Commerce 2nd Annual Report, 1999)を公表した。3つの課題、①平等なデジタル機会、②質の高い効率的な政府サービスの提供、③遠隔医療や遠隔学習など、社会的利益をもたらさうる他の用途へのインターネットの利用促進、を提示した。

そして、2001年1月、クリントン政権として最後の報告書となった「電子商取引WG年次報告書(第3版)」(“Leadership for the New Millennium, Delivering on Digital Progress and Prosperity,” the third annual report of the Electronic Commerce Working Group)を公表した。次の3項目を今後の課題としている。①デジタル機会、②電子政府、③遠隔医療・遠隔学習

一方、商務省、経済統計管理局(ESA: Economics and Statistics Administration)が、中心となって、情報技術、特に、電子商取引が経済に与える影響についての調査を行ってきた。

まず、1998年4月、最初のレポート「台頭するデジタル・エコノミー」(The Emerging Digital Economy)が発表された。前年の1997年7月に発表された「グローバルな電子商取引に向けた枠組」(A Framework for Global Electronic Commerce)で示されたクリントン政権の電子商取引に対する取組みの一環として作成された。本レポートでは、情報技術が経済に与える影響として、①情報技術産業のGDPに占める比率、85年の4.9%から98年の8.2%、②全ビジネス機器投資に占める情報技術投資、96年には45%、③情報技術製品の価格低下、インフレ抑制に効果有り、等と分析した。

1999年6月、第2回目のレポート「台頭するデジタル・エコノミー II」(The Emerging Digital Economy II)が、発表された。本レポートでは、電子商取引と情報技術業界は、驚くべき速度で成長と変容を続け、米国の生産、消費、通信及び娯楽の手段を根本から変化させていると分析した。米国GDPの約8%を占めるにすぎないIT産業(ハード、通信機器、ソフト、サービス)が、95年~98年にかけて経済成長に平均35%寄与していると分析している。

2000年6月、第3回目のレポート「デジタル・エコノミー 2000」(Digital Economy 2000)が発表された。今回のレポートから、「Emerging」(新興)の言葉が消えている。これは、デジタル・エコノミーが今や経済全体の駆動力となっていることを反映している。本レポートでは、

IT 関連産業は、米国経済の第一の駆動力であり、インターネットは、経済再生の原因でもあり結果でもある。さらに、技術進歩によりコンピュータと通信のコストが劇的に低下したと分析した。なお、このレポートが、クリントン政権での最後の報告書となった。

2002 年 2 月には、ブッシュ政権での最初のレポート、本シリーズ第 4 番目、「デジタル・エコノミー 2002」(Digital Economy 2002) が発表された。

2002 年 2 月、行政管理予算庁 (OMB : Office of Management and Budget) は「E-Government Strategy」を発表し、以下の 24 のイニシアティブを電子政府構想の具体策として明らかにした。(24 のイニシアティブとは以下の 24 の行政サービスを構築することを意味する。)

- (1) レクリエーション・ワンストップ：内務省 (Department of the Interior)
- (2) 受給資格支援オンライン：労働省 (Department of Labor)
- (3) ローン・オンライン：教育省 (Department of Education)
- (4) USA サービス：連邦調達庁 (General Services Administration)
- (5) EZ 納税：財務省／内国歳入庁 (Department of Treasury/Internal Revenue Service)
- (6) オンライン・ルール制定管理：運輸省 (Department of Transportation)
- (7) 納税・賃金報告の簡素化と統一：  
財務省／内国歳入庁 (Department of Treasury/Internal Revenue Service)
- (8) 連邦政府資産販売：連邦調達庁 (General Services Administration)
- (9) 貿易手続き合理化：商務省 (Department of Commerce)
- (10) ワンストップ・ビジネス・コンプライアンス情報：中小企業庁 (Small Business Administration)
- (11) 統合医療情報サービス：保健・福祉省 (Department of Health and Human Services)
- (12) 地理空間情報ワンストップ：内務省 (Department of the Interior)
- (13) 電子補助金：保健・福祉省 (Department of Health and Human Services)
- (14) 災害支援／危機対応ポータル：連邦緊急管理庁 (Federal Emergency Management Agency)
- (15) 緊急時通信用ワイヤレス・ネットワーク：財務省 (Department of Treasury)
- (16) 電子個人データ交換：社会保障庁 (Social Security Administration)
- (17) 電子トレーニング：人事管理局 (Office of Personnel Management)
- (18) 政府職員求人ワンストップ：人事管理局 (Office of Personnel Management)
- (19) 統合人事管理：人事管理局 (Office of Personnel Management)
- (20) 電子出張管理：連邦調達庁 (General Services Administration)
- (21) 統合調達環境：連邦調達庁 (General Services Administration)

- (22) 電子記録管理：国立公文書館（National Archives and Records Administration）
- (23) 電子賃金台帳：人事管理局（Office of Personnel Management）
- (24) 電子認証と電子署名：連邦調達庁（General Services Administration）

2001年の同時多発テロ攻撃をきっかけに、情報システムの保護等のサイバーセキュリティの強化を国家戦略に挙げている。2003年2月、ホワイトハウスは「サイバー空間セキュア化のための国家戦略」(National Strategy to Secure Cyberspac)を発表した。戦略目標は以下の通りである。

- (1) 米国の重要インフラに対するサイバー攻撃の防止
- (2) サイバー攻撃に対する国の脆弱性の低減
- (3) サイバー攻撃発生時の損害と回復時間の最小化

さらに、重要優先課題を次のように定めている。

- (1) 国家サイバー空間セキュリティ対応システム
- (2) 国家サイバー空間セキュリティ脅威・脆弱性低減計画
- (3) 国家サイバー空間セキュリティ意識・訓練計画
- (4) 行政サイバー空間のセキュア化
- (5) 国家安全保障及び国際的サイバー空間セキュリティ協力

表I-1に米国政府における主要情報技術政策の経緯を示す。

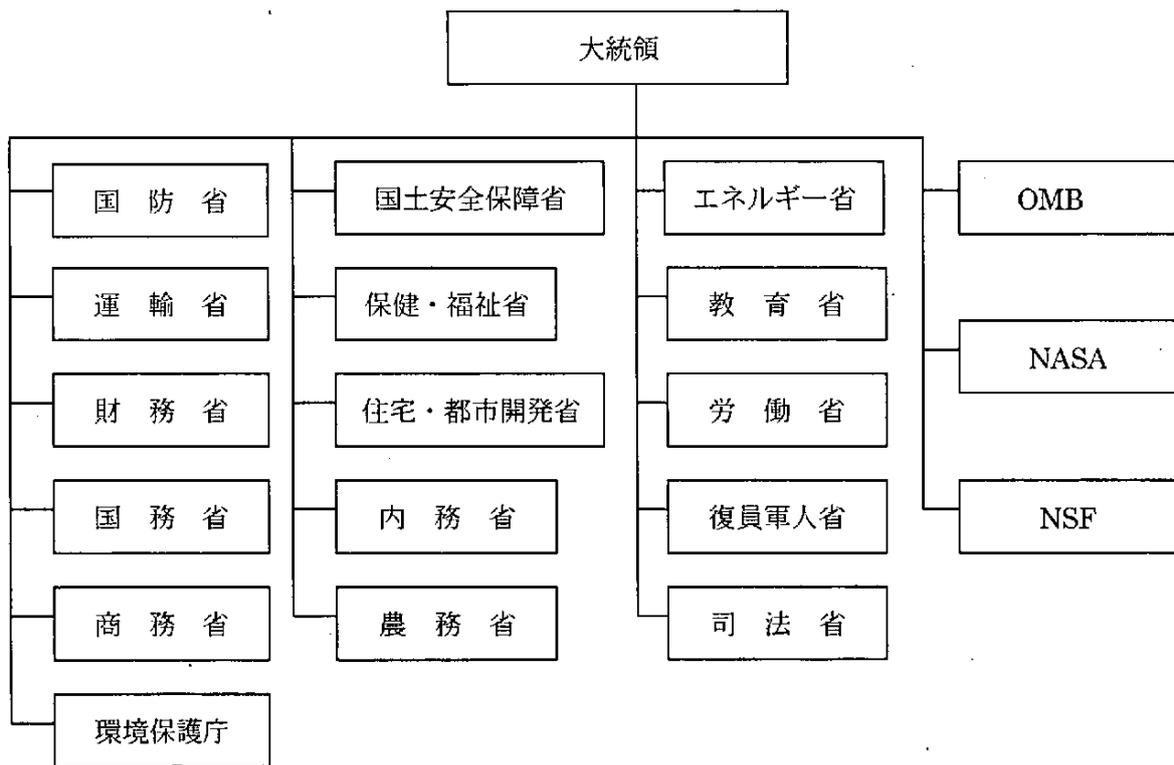
表 I - 1 米国連邦政府 主要情報技術政策経緯

発表時期	政策	概要
1993年2月	「国家情報インフラストラクチャ」	米国産業の競争力を強化するためには、情報スーパーハイウェイの重要性
1994年3月	「世界情報インフラストラクチャ」	世界規模のネットワーク推進の重要性
1997年7月	「グローバルな電子商取引に向けた枠組」	電子商取引発展のための民間主導による、政府規制を最低限とする5原則
1998年4月	「台頭するデジタル・エコノミー」	インターネットとデジタル技術の発達とマクロ経済、今後のインターネットと電子商取引の経済的恩恵
1998年11月	「電子商取引 WG 年次報告書 (第1版)」	1997年7月の「グローバルな電子商取引に向けた枠組」を発表し、それ以降の進捗状況の報告と5つの新たな課題、①インターネット・アクセスの有効性の向上、②消費者保護等
1999年6月	「台頭するデジタル・エコノミー II」	米国GDPの約8%を占めるにすぎないIT産業(ハード、通信機器、ソフト、サービス)が、95年～98年にかけて経済成長に平均35%寄与
1999年12月	「電子商取引 WG 年次報告書 (第2版)」	3つの課題、①平等なデジタル機会、②質の高い効率的な政府サービスの提供、③遠隔医療や遠隔学習
2000年1月	「デジタル・デバイド」	クリントン大統領、00年1月の一般教書演説で、デジタル・デバイドの消滅
2000年6月	「デジタル・エコノミー 2000」	IT産業、米国経済の第一の駆動力
2000年10月	「Falling through the Net: Toward Digital Inclusion」(年刊)	米国民IT普及調査、インターネット世帯普及率、98年12月の26.2%から00年8月には41.5%、58.4%の増加
2001年1月	「電子商取引 WG 年次報告書 (第3版)」(クリントン政権最後の報告書)	3項目を今後の課題、①デジタル機会、②電子政府、③遠隔医療・遠隔学習
2002年2月	「A Nation Online」(前記「Falling through the Net: Toward Digital Inclusion」の後継)(ブッシュ政権最初の報告書)	2001年9月、1億4,300万人(人口の54%)、インターネットを使用。1億7,400万人(人口の66%)、コンピュータを使用
2002年2月	「デジタル・エコノミー 2002」(ブッシュ政権最初の報告書)	景気後退にもかかわらず、米国産業は国内のIT資本ストックを形成し続け、導入したIT資本基盤をより生産的にする人的スキルやITサービスを結集して、経済基盤の持続的強化をもたらしていると結論
2002年2月	「E-Government Strategy」	電子政府戦略に関する24のイニシアティブ
2003年2月	「サイバー空間セキュア化国家戦略」(National Strategy to Secure Cyberspace)	3つの戦略目標、①米国の重要インフラに対するサイバー攻撃の防止、②サイバー攻撃に対する国の脆弱性の低減、③サイバー攻撃発生時の損害と回復時間の最小化

Source: 米国連邦政府発表資料から作成

## 1. 2 行政機構

米国のIT政策は、長年、各省庁独自のイニシアチブ、多機関にまたがるイニシアチブ、連邦政府、地方政府およびその他自治体の施策などにより、広範な分野にわたり縦横に交錯して実施されている。2005年度の予算提案においても、一昨年以降、国家の3つの優先課題として、継続して「テロとの戦いに対する勝利」、「国土の安全保障の強化」に取り組むことが示されている。この関連から、昨年に引き続き国防省および国土安全保障省が主導的役割を果たすことが伺える。IT政策においても、これらの優先課題に積極的に取り組むため、国防関連の研究および開発への予算を手厚く確保している。以下に米国政府の行政機構図を示す。



Source: 米国政府発表資料など

図 I - 1 米国政府の行政機構 (IT 関連)

[注釈]

- ・ OMB (行政管理予算局) は、大統領官邸 (Office of the President) に属する。
- ・ NASA (米国航空宇宙局)、NSF (全米科学財団) のほかに、多数の独立した行政機関が設置されている。
- ・ 各々の省庁には、NIST (国立標準技術研究所、商務省内)、NOAA (国立海洋大気庁、商務省内)、USGS (国立地質調査所、内務省内) など、R&D に重要な役割を果たしている下部機関も数多く存在する。

## 2. 2005年度政府予算

### 2.1 概要

2004年2月、2005年度(2004年10月～2005年9月)の予算案が発表された。この Budget of the United States Government, Fiscal Year 2005 [OMB(行政管理予算局)が発表]によれば、2005年度の予算案として、歳入は2兆360億ドル(約225兆2,924億円、2004年6月1日為替レート：1米ドル=約110.9円。特記がなければ、以下の円換算額は左記のレートに基づく)、歳出は2兆4,000億ドル(約266兆1,600億円、同上)を計上し、各々前年度比約13.2%増、約3.5%増となっている。

歳入に関しては、2001年度から減少傾向にあったが2004年度に増加に転じ、特に2005年度の歳入の伸びは、前年度比+13.2%と顕著である。

歳出に関しては、前年度より0.7ポイント低いものの、+3.5%と漸増傾向にある。

一方、財政赤字は3,640億ドル(約40兆3,676億円、同上)を見込み、国土の安全保障の強化に手厚い予算を確保し、2001年に承認された減税対策を促進し経済拡大政策を継続する一方で、特に国土の安全保障の強化に直接関連しない予算をインフレ上昇率以下の1%の伸びにとどめることにより、徐々に赤字幅を縮小させる意向である。2004年度の財政赤字は5,210億ドル(約57兆7789億円、同上)を計上する見込みであるが、2009年までに2004年のGDPに占める割合を4.5%から1.9%に減少させ、今後5年間で半減させる計画である。

表 I - 2 米国政府の財政見通し

(単位：10億ドル)

	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	前年度比 増減額	前年度比 増減率
歳入	1,782	1,798	2,036	2,206	+238	+13.2%
歳出	2,1581	2,319	2,400	2,473	+81	+3.5%
財政赤字	-375	-521	-364	-268	+157	+30.1%
実質 GDP 成長率 (%)	—	4.4	3.6	3.4	—	—

Source: Budget of the United States Government, Fiscal Year 2005

## 2. 2 優先課題

2005 年度も、昨年度および一昨年度同様、以下の 3 項目を国家の優先事項として掲げている：

- ・ テロとの戦いに対する勝利
- ・ 国土の安全保障の強化
- ・ 経済成長および雇用創出の促進

予算額との関係では、世界中に駐留している米軍への支援、訓練および装備の充実のための米軍の改革費として、防衛費を 7% 増額、また、今後のテロ攻撃防止のための強化策として、国土安全保障費を 10% 増額する提案である。この防衛費は、レーガン政権時代におけるテロとの戦い以来の大幅な増加となっている。

さらに、経済成長および雇用創出の促進のための 6 つの計画として、以下を掲げている：

- ・ 医療費の低料金化および予想可能化
- ・ 経済に対する訴訟費の負担軽減
- ・ 低料金での信頼性のあるエネルギーの供給
- ・ 規則および報告要件の簡素化
- ・ 米国製品の市場参入
- ・ 減税政策の恒久化による、家庭および企業における将来計画の確実な策定

### 関連ウェブサイト

Budget of the United States Government, Fiscal Year 2005 : <http://www.whitehouse.gov/omb/budget/fy2005/pdf/budget.zip>

Analytical Perspectives, Budget of the United States Government, Fiscal Year 2005 :

<http://www.whitehouse.gov/omb/budget/fy2005/pdf/spec.pdf>

## 3. 研究開発予算

2005 年の予算案では、R&D 予算として、前年度比 5% 増の約 1,320 億ドル（約 14 兆 6,388 億円、同上）の拠出を計画している。これは、ブッシュ政権発足以来、過去 4 年間で 44% にあたる 410 億ドル（約 4 兆 5,469 億円、同上）が増額されたことを示す。この内訳を見ると、防衛関連予算として全 R&D 予算の 54% を計上する一方、非防衛関連予算としては残る 46% を配分している（詳細については、「表 I-3 連邦政府の研究開発予算」を参照）。

本予算案では、全米科学財団（NSF）、エネルギー省の科学局、商務省の国立標準技術研究所（NIST）、および国立衛生研究所（NIH）を含む全ての政府機関における重要な基礎研究に対し、前年度比0.6%増の約268億ドル（約2兆9,721億円、同上）を拠出する。なお、2001年からの比較では、29%増額となっている。

また、2005年度の連邦政府のIT（情報技術）予算としては、前年度比1.1%増の約598億ドル（約6兆6,318億円、同上）を拠出する（詳細については、「表I-4 連邦政府のIT（情報技術）予算」を参照）。

一方、1995年に全米科学アカデミーから提案された、新たな知識および技術の創造を目的とする連邦政府の科学技術 [Federal Science and Technology (FS&T)]への予算に対しては、前年度比0.4%減の604億ドル（約6兆6,984億円、同上）を計上する。ただし、2001年からは、27%増額している。なお、FS&T予算は、防衛関連の開発、試験および評価に関する予算が含まれていないため、全R&D予算額の半分以下を占める程度である。

### 3. 1 多機関によるR&D

連邦政府は、科学技術政策室（OSTP）、OMB、様々な連邦機関および科学界との協議により、以下のR&D最優先分野を明らかにするとともに、高レベルの財政支援を継続する：

- ・ テロとの戦いに勝利するためのR&D
- ・ ネットワーキングおよび情報技術（NITRD）
- ・ ナノテクノロジー
- ・ 気候変動
- ・ 水素エネルギー

ここでは、ネットワーキングおよび情報技術（NITRD：Networking and Information Technology Research and Development）に対するR&Dについて詳説する。

連邦政府は、多機関にわたるネットワーキングおよび情報技術に対するR&Dプログラム予算として、約20億ドル（約2,218億円、同上）を拠出する。これは、前年度予算から1,500万ドル（約16億6,350円、同上）減額された。2005年度は、特にハイエンド・コンピューティングに焦点を当て、これまで以上に関係機関相互の協力関係を強化し、予算内で多くの成果を上げることが期待されている。

最近の NITRD プログラムの成果としては、以下が挙げられる：

- ・ 国土の防衛および安全保障といった国家の最優先分野における R&D の進歩に寄与(具体的には、ワイヤレスネットワーク用のマイクロセンサーの開発、グリッド・コンピューティングの開発など)
- ・ 2003 年、ハイエンド・コンピューティングに関係する諸機関は、ハイエンド・コンピューティング再生化タスクフォース (High-End Computing Revitalization Task Force) を設立。これにより、ハイエンド・コンピューティングの核となる技術、その能力およびアクセス性に関わる連邦政府の改善計画、同政府のハイエンド・コンピューティング・システム調達に関する提言について、関係機関相互のロードマップを共同で作成
- ・ NITRD インターエージェンシー・ワーキング・グループは、上記タスクフォースによる提言の実現に向けた取り組みを開始。さらにハイエンド・コンピューティングに関わる事業および投資への諸機関相互の協力関係を強化 (これは今後も継続)

### 3. 2 機関毎の FS&T (連邦政府の科学技術) 予算

2005 年度の FS&T 予算は、約 604 億ドル (約 6 兆 6,984 億円、同上) と、前年度よりわずかに下回っている。予算額が減少した結果、各政府機関に配分される予算額も概ね減額され、特に国防省 (開発、設備関連への予算を含まない基礎および応用研究を対象とするため減額)、農務省、商務省および環境保護庁への予算割当てが大幅に減少している。

主な政府機関に配分される FS&T 予算は以下のとおりである：

- ・ 国立衛生研究所 (NIH) : 286 億ドル (約 3 兆 1,717 億円、同上)、前年度比 : 2.6% 増
- ・ 米国航空宇宙局 (NASA) : 94 億ドル (約 1 兆 425 億円、同上)、前年度比 : 1.3% 増
- ・ 全米科学財団 (NSF) : 57 億ドル (約 6,321 億円、同上)、前年度比 : 3% 増 [このうち、長期のコンピュータ・サイエンスの研究および応用に関わる NITRD 予算として、7 億 6,100 万ドル (約 844 億円、同上) を割当]
- ・ エネルギー省 : 54 億ドル (約 5,989 億円、同上)、前年度比 : 2% 減
- ・ 国防省 : 52 億ドル ((約 5,767 億円、同上)、前年度比 : 11% 減
- ・ 農務省 : 19 億ドル ((約 2,107 億円、同上)、前年度比 : 9% 減
- ・ 商務省 : 8 億 3,200 万ドル ((約 923 億円、同上)、前年度比 : 14% 減
- ・ 環境保護庁 : 7 億 2,500 万ドル (約 804 億円、同上)、前年度比 : 12% 減
- ・ 教育省 : 3 億 7,000 万ドル (約 410 億円、同上)、前年度比 : 6% 増

なお、昨年度同様、民間部門の R&D への投資を推進する目的で、課税優遇策を継続する。  
また、2005 年度も R&E（研究および実験）への税控除を恒久化することを提案し、今後 5 年  
間で約 300 億ドル（約 3 兆 3,270 億円、同上）を拠出する予定である。

表 I - 3 連邦政府の研究開発予算

(単位：百万ドル)

	2003 年度 実績	2004 年度 推定	2005 年度 提案	2004-2005 増減額	2004-2005 増減率
対象機関別予算					
国防省	58,838	65,484	69,856	4,372	7%
保健・福祉省	27,411	28,275	29,381	1,106	4%
航空宇宙局	10,681	10,893	11,308	415	4%
エネルギー省	8,312	8,835	8,893	58	1%
全米科学財団	3,972	4,115	4,252	137	3%
農務省	2,334	2,308	2,105	-203	-9%
国土安全保障省	737	1053	1,216	163	15%
商務省	1,200	1,126	1,075	-51	-5%
復員軍人省	819	824	772	-52	-6%
運輸省	701	701	749	48	7%
内務省	643	675	648	-27	-4%
環境保護庁	568	575	577	2	0%
その他	1,223	1,092	1,034	-58	-5%
小計	117,439	125,956	131,866	5,910	5%
基礎研究	25,306	26,675	26,847	172	0.6%
応用研究	26,624	28,348	28,494	146	0.5%
開発	59,983	66,573	71,729	5,156	8%
施設および機器	5,526	4,360	4,796	436	10%

Source: Analytical Perspectives - Budget of the United States Government, Fiscal Year 2005

表 I - 4 連邦政府の IT (情報技術) 予算

(単位: 百万ドル)

機関名	2003 年度実績	2004 年度提案	2005 年度提案
米国空軍	5,253	5,593	6,348
米国陸軍	6,495	5,687	5,388
米国海軍	4,986	5,791	5,763
国防省内諸機関	9,930	9,967	9,948
国防省合計	26,664	27,038	27,447
米国陸軍技術部隊	379	296	277
商務省	1,259	1,414	1,560
エネルギー省	2,549	2,684	2,703
国土安全保障省	4,384	4,098	4,428
内務省	696	735	799
司法省	1,950	2,074	2,199
労働省	399	399	407
国務省	824	879	831
運輸省	2,392	2,834	2,718
教育省	400	636	581
環境保護庁	389	447	463
保健・福祉省	4,722	4,895	5,111
住宅・都市開発省	302	428	336
一般調達局	508	513	506
国立公文書館	69	95	98
米国航空宇宙局	2,144	2,062	1,904
原子力規制委員会	69	76	80
全米科学財団	33	38	84
人事管理局	139	126	132
社会保障局	727	887	808
中小企業局	29	39	37
スミソニアン協会	58	58	61
財務省	2,819	2,845	2,734
国際開発局	101	108	126
農務省	1,704	1,908	1,746
復員軍人省	1,364	1,503	1,610
民間の機関向け合計	30,409	32,077	32,339
連邦政府の IT 投資総額	57,073	59,115	59,786

Source: Report on Information Technology (IT) Spending for the Federal Government For Fiscal Years 2003, 2004, and 2005 (Updated February 2005)

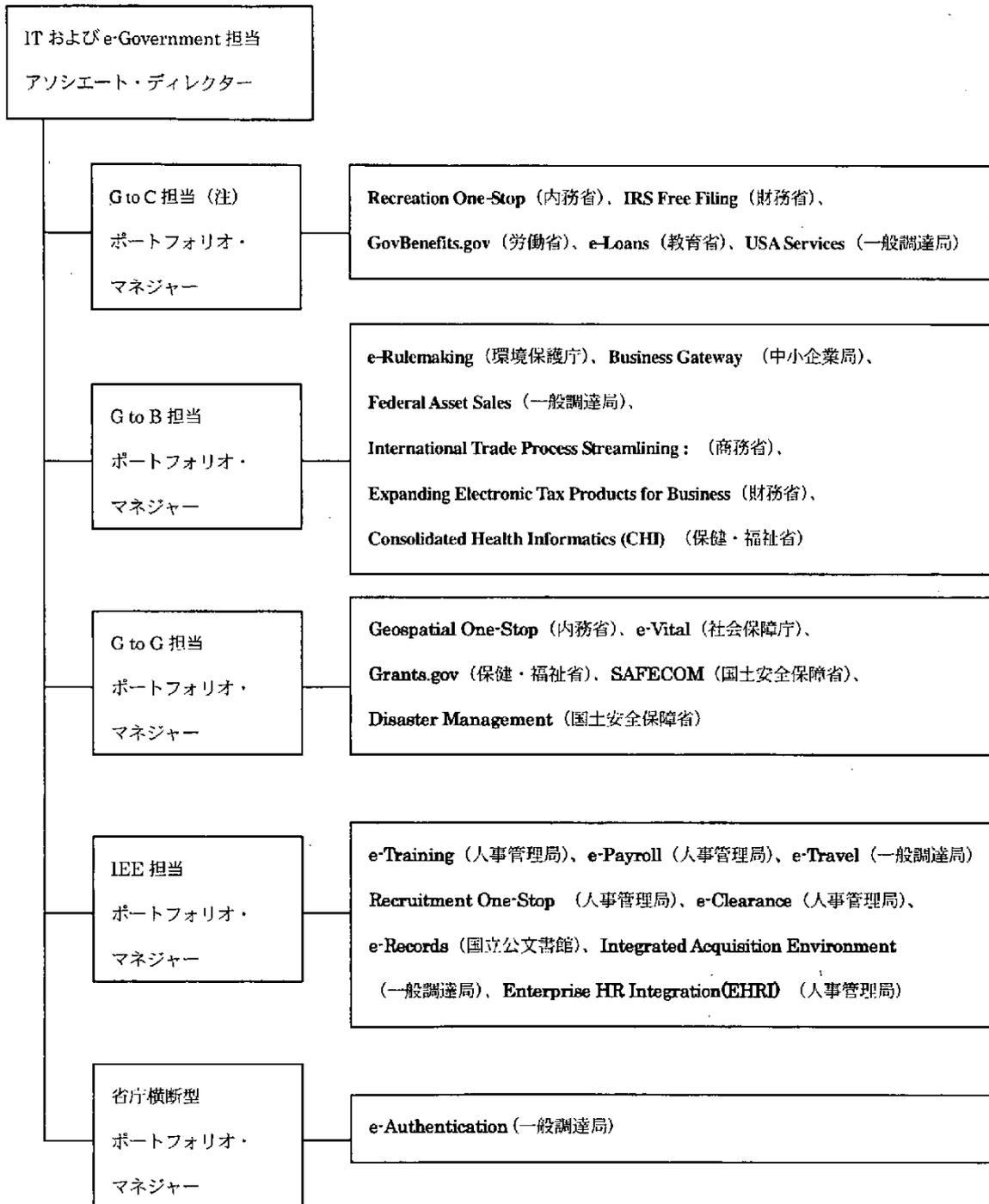
#### 4. 電子政府

2005年度、連邦政府の電子政府に関わる政策には新たな変化はないが、OMBは2004年3月現在における、OMB発案による25件のe-governmentイニシアチブに対する進捗状況および課題に関する調査報告を公表した。その内容は以下のとおりである。

##### 4. 1 背景

2002年、E-Government Actが施行されたのに加え、大統領は、e-governmentをPresident's Management Agenda (PMA)の5の優先課題の1として取り上げ、インターネットの利用促進による政府の情報およびサービスの改善をめざすこととした。これを受け、OMBの指導の下、E-Government Task Forceは、特に重要なe-governmentイニシアチブを支援することを決定した(現在は当初より2件増え25件となった)。これは、米国民にとっての価値、政府機関の業務効率の改善、18から24ヶ月以内での実施の可能性を基に選択され、2002年5月、当該25件のイニシアチブに対して合計で91項目の目標が設定された。今回、この25件のイニシアチブにおける91項目の目標の達成状況およびその課題について調査が実施されることとなった。

OMBのe-Governmentイニシアチブの管理体制を図I-2に示す。



(注) G to C : 政府から国民へ、G to B : 政府から企業へ、G to G : 政府から政府へ、IEE : 政府内の効果・効率化向上

Source: GAO and OMB ("Electronic Government Initiatives Sponsored by the Office of Management and Budget Have Made Mixed Progress からの抜粋)

図 I - 2 OMB における e-Government イニシアチブの管理体制

## 4. 2 概要

OMB は 2004 年 3 月現在において、25 件のイニシアチブの側面から見ると、目標達成状況は以下のとおりである：

- ・ 全目標を達成：Grants.gov および Internal Revenue Service (IRS) Free File イニシアチブ
- ・ 概ね目標を達成：e-Clearance, e-Payroll, e-Training, e-Travel および Integrated Acquisition Environment の 5 件のイニシアチブ
- ・ 一部目標未達成またはほとんど進展なし：18 件のイニシアチブ

一方、各イニシアチブの目標：91 項目の側面から見ると、その目標達成状況は以下のとおりである：

- ・ 完全に、またはほぼ大部分において目標を達成：33 項目
- ・ 一部を除き目標を達成：38 項目
- ・ ほとんどめだつた進展が見られない：17 項目

なお、残る 3 項目についてはすでに、実際的でないかまたは不適切であるという理由で目標から除外されている。

## 4. 3 個別のイニシアチブの評価

### 4. 3. 1 目標を達成したイニシアチブ

目標を達成した項目の具体例としては、Grants.gov が挙げられる。同イニシアチブでは、ウェブ上のポータルサイトを設置し、2004 年 2 月現在で 29 の助成金を交付する機関に対して合計 835 件の助成金申請があった。また、GovBenefits イニシアチブもポータルサイトを設立し、現在、22 の政府機関における 500 件の給付金付与プログラムに関する情報を提供している。IAE (Integrated Acquisition Environment) イニシアチブにおいては、そのプロジェクト・チームがプロバイダの登録および検証のための単一窓口を設置し、また、1.6 万件に上る諸機関相互の契約に関する指示書を作成し導入した。

### 4. 3. 2 目標を達成できなかったイニシアチブ

目標未達成の具体例としては、国土安全保障省が主に実施している SAFECOM プロジェクトが挙げられる。これは、連邦政府、州政府、自治体など様々なレベルの政府機関において相互

互換性のある通信基盤を構築するという広大な目標を掲げていること、および2年前のプロジェクト開始時期から4回プロジェクトの管理チームが入れ変わったことが起因して、開始時期からほとんど進展がない。e-Loans イニシアチブも、未だに融資情報に関する単一のポータルサイトを運用させておらず、2年間であまり進展がない。

#### 4. 4 目標達成のための共通課題

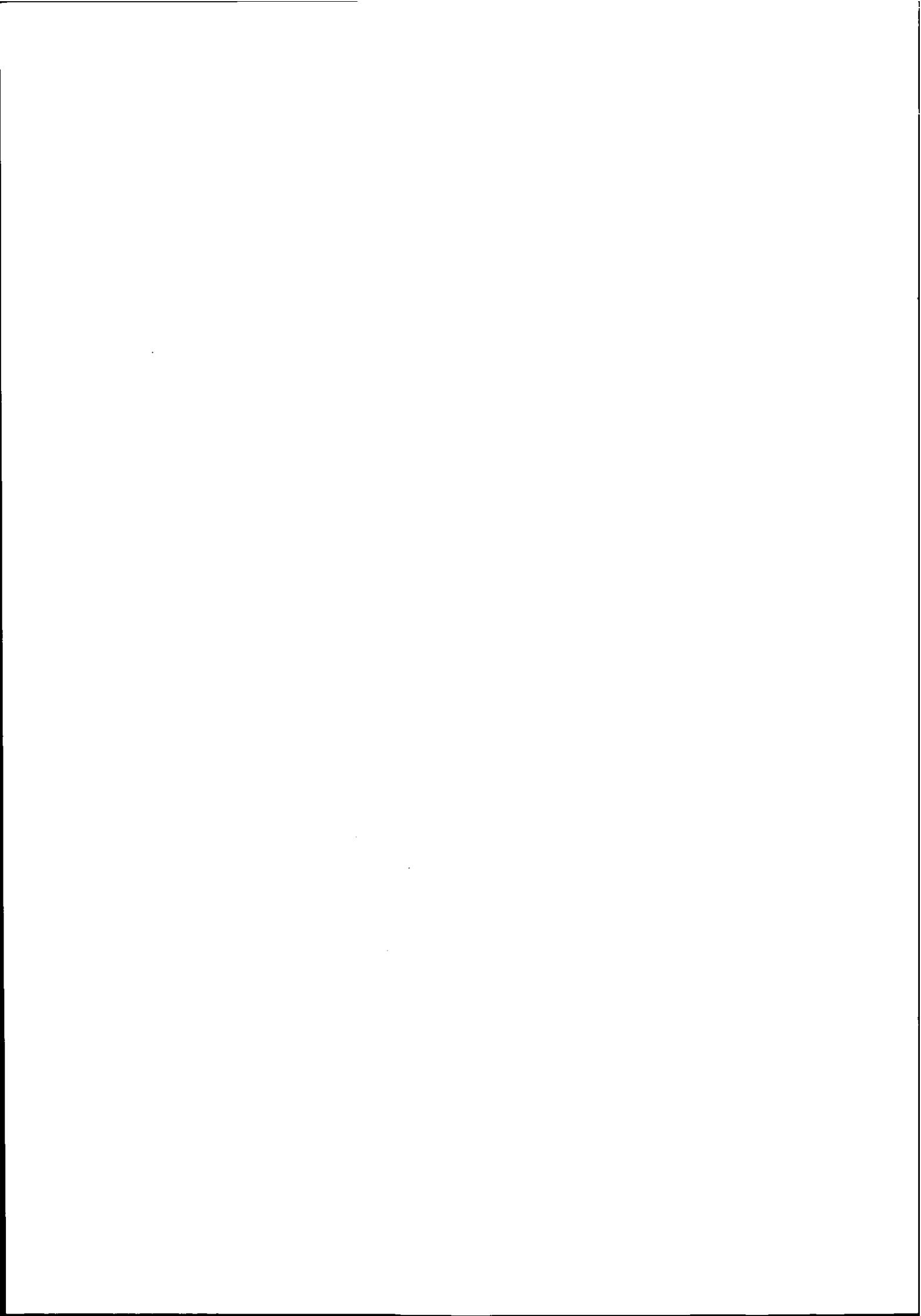
OMB は、各目標達成の鍵となるのは、以下に示す5項目の共通する課題をクリアできるか否かであると分析している：

- ・ 顧客ニーズにあった達成可能な目標実現への積極的な取り組み
- ・ 幹部のコミットメントによる安定した管理体制の維持
- ・ パートナーとなる機関および関係者との効果的な協力関係の確立
- ・ 転換期におけるビジネス・プロセスの変革の推進
- ・ 効果的な資金調達戦略の実施

関連ウェブサイト

E-government : [http://www.whitehouse.gov/omb/egov/downloads/2003egov\\_report.pdf](http://www.whitehouse.gov/omb/egov/downloads/2003egov_report.pdf)

## II カナダ



## Ⅱ カナダ

### 1. カナダにおける情報技術政策

#### 1. 1 経緯

カナダは、1999年に世界で初めて、国内の全ての公立学校、公共図書館をインターネットに接続するなど、世界有数のIT先進国である。

そして、カナダをIT先進国へと導いた情報技術政策を主に推進しているのはカナダ産業省（Industry Canada）である。カナダ産業省の職務は主に、情報技術産業を含むカナダの産業の促進、研究開発の促進、電気通信政策の策定、投資や貿易の促進、カナダの市場のサポートなどである。

カナダ産業省が主に推進してきた情報技術政策の経緯は以下の通りである。

1997年9月、「接続性の課題」（connectedness agenda）が、連邦政府にとって非常に優先度の高い政策課題として発表された。この情報技術政策では、2000年までに情報知識基盤をすべてのカナダ国民にとってアクセス可能なものにすることによって、カナダを世界中でもっとも接続された国にするとの目標を定めた。

1998年9月、情報技術政策の一環である電子商取引の推進として、「カナディアン電子商取引戦略」が発表された。この戦略は、①デジタル市場における信頼の確立②市場ルールの明確化③情報基盤の強化④機会の実現といった4つのテーマから構成されている。

1999年10月、カナダ産業省は、包括的な情報技術政策である「コネクティング・カナディアンズ」（Connecting Canadians）を発表した。この政策は、①Canada On-line、②Smart Communities、③Canadian Content On-line、④Electronic Commerce、⑤Government On-line、⑥Connecting Canada to the Worldの6つの柱から構成されている。

2002年3月、カナダ産業省（Industry Canada）は、「2002 - 2003年における計画・優先的政策に関するレポート」（2002-03 Estimates - Report on Plans and Priorities）を発表した。以下の5つの戦略目標に重点を置いている。

「2002 - 2003 年における計画・優先的政策に関するレポート」

- ① 革新－カナダの革新達成能力を向上させる
- ② 接続性－カナダをインターネット接続性が世界で最も高い国にする
- ③ 市場－公正かつ効率的な競争力のある市場を構築する
- ④ 投資－カナダを国内及び国外の投資に適した場所へと向上させる
- ⑤ 貿易－世界貿易のカナダのシェアを増やすためカナダ国民と共に一丸となって努力する

5つの戦略目標のうち、「接続性」は CANARIE によるカナダにおけるネットワーク・インフラストラクチャの開発の支援などを通して達成される。

2003 年 10 月、カナダ産業省は「2003 年カナダ国民の生活の質の向上に関するレポート」を発表した。これは「1998 - 1999 年における計画・優先的政策に関するレポート」、さらに「2002 - 2003 年における計画・優先的政策に関するレポート」を引き継ぐもので、上記 5つの戦略目標を通じた国民生活の質の向上を示している。

2004 年 4 月、カナダ政府は国家安全保障に関する初の包括的声明「開かれた社会を守る：カナダの国家安全保障方針」を発表し、国民全体の安全への脅威に対応する総合的な戦略と行動計画を示した。

また、2004 年 5 月、カナダ産業大臣は 21 世紀経済のデジタル環境における信頼性を構築するために電子認証原則を発表した。

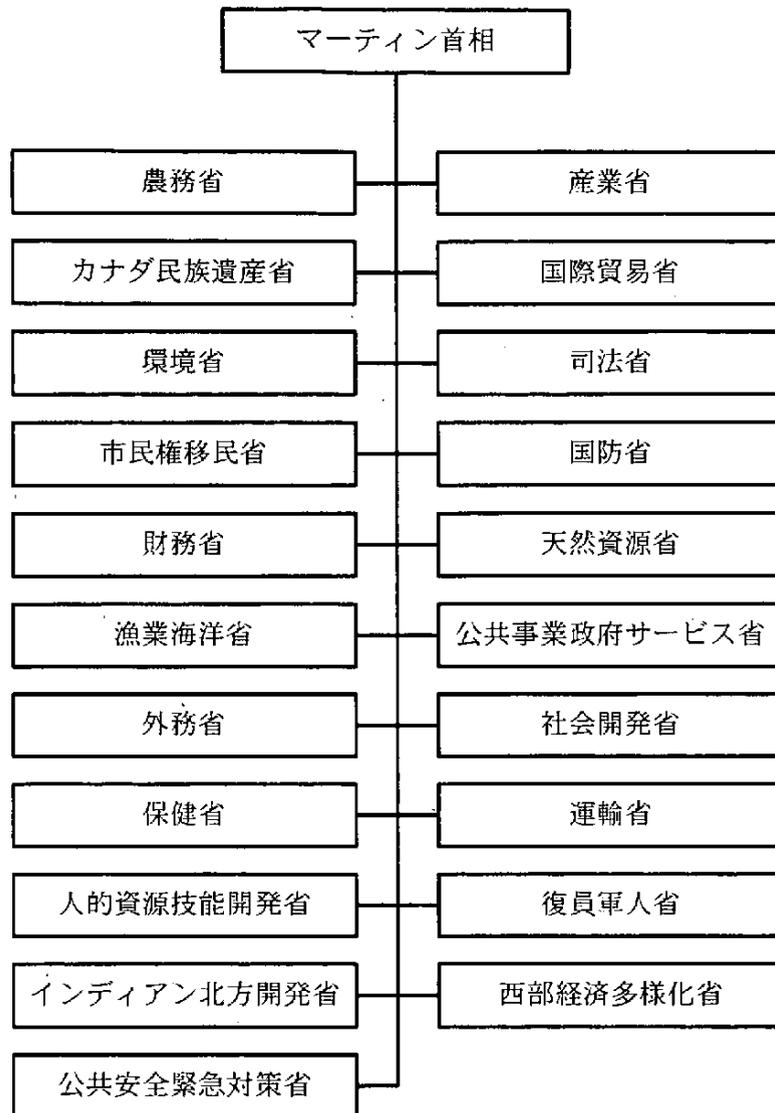
表Ⅱ-1 カナダ連邦政府 主要情報技術政策経緯

発表時期	テーマ・概要
1997年9月	「接続性の課題」 2000年までに情報知識基盤をすべてのカナダ国民にとってアクセス可能
1998年9月	「カナディアン電子商取引戦略」 4つの戦略目標
1999年10月	「コネクティング・カナディアンズ」 1997年9月発表の情報技術の基本政策を更新。世界クラスの情報インフラ、デジタル・コンテンツの開発、電子商取引においてカナダを世界の指導者にすること等
2002年3月	「2002 - 2003年における計画・優先的政策に関するレポート」 5つの戦略目標（カナダ産業省が1998年3月に発表した「1998 - 1999年における計画・優先的政策に関するレポート」（1998-99 Estimates, A Report on Plans and Priorities）で示した同様の5つの戦略目標を引き継いでいる。）
2003年10月	「2003年カナダ国民の生活の質の向上に関するレポート」 「1998 - 1999年における計画・優先的政策に関するレポート」、「2002 - 2003年における計画・優先的政策に関するレポート」から引き継いだ、技術革新、接続性、市場、投資、貿易という5つの戦略目標を通じた国民生活の質の向上を示す
2004年4月	「開かれた社会を守る：カナダの国家安全保障方針」 国民全体の安全への脅威に対応する総合的な戦略と行動計画を示す
2004年5月	「電子認証原則」 21世紀経済のデジタル環境における信頼性の構築

Source: カナダ産業省発表資料等から作成

## 1. 2 行政機構

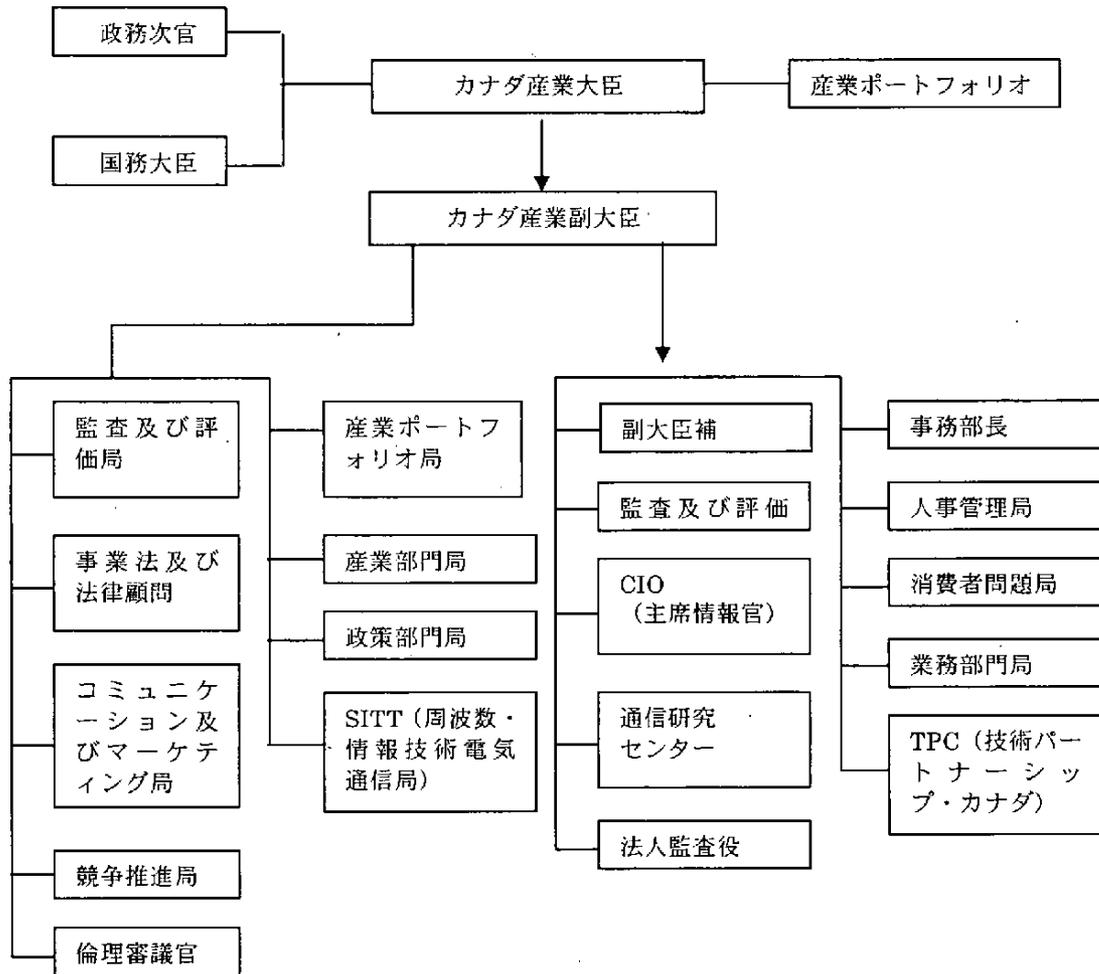
マーティン新内閣では、政策の成果および、より効果的で責任を明確にした行政を実現するために、政府の組織の一部が再編された。国民の安全を守り、国家危機、自然災害、緊急事態に備え対応するために新たに公共安全緊急対策大臣が指名され、伝染病などの公衆衛生問題への対応を改善し、重大な医療問題への国家の対応を調整するために公衆衛生庁が設立されたほか、人的資源開発省が人的資源技能開発省と社会開発省に、外務国際貿易省が外務省と国際貿易省にそれぞれ分割された。



Source:カナダ政府発表資料

図Ⅱ-1 カナダの行政機構

カナダの IT 政策は、主にカナダ産業省（Industry Canada）が推進している。以下にカナダ産業省の組織図を示す。



Source:カナダ政府発表資料など

図 II - 2 カナダ産業省 組織図

## 2. 2004 年度予算

### 2. 1 2004 年度予算の概要

ポール・マーティン首相は 2003 年 12 月 12 日に新内閣を発表し、次の 3 つの主要分野で成果を上げることに焦点を当てると強調した。

- ・ 医療や生涯学習など国民生活の向上にとって重要な事柄を守るために社会の基礎を強化する。

- ・ 経済成長を図り、高品質で十分な報酬を得られる雇用を創出するために 21 世紀の経済を構築する。
- ・ カナダ国民の価値を高め、カナダ独自の見解を海外に広めるために誇りと影響力をもって世界においてカナダ独自の役割を果たす。

3月24日発表された2004年度予算では、2003年に経済活動を鈍化させた一連のショックの後、成長率が2003年の1.7%から2004年には2.7%、2005年には3.3%へと上昇に転ずるとの民間エコノミストの経済予測を紹介している。また健全な財政管理を目標に掲げ、2004-05および2005-06年度についても黒字予算が見込まれている。2004-2005年度については、歳入が1872億ドル（約15兆3700億円、以下、2004年6月1日為替レート：1カナダ・ドル＝約82.12円に基づく）、歳出が1833億ドル（約15兆500万円）と見込まれている。

表Ⅱ－2 カナダ政府の財政見通し

(単位：10億カナダ・ドル)

	2002-2003	2003-2004	2004-2005	2005-2006
歳入	177.6	181.1	187.2	195.8
歳出	170.6	179.2	183.3	191.8
財政黒字	7.0	1.9	4.0	4.0

Source: Budget 2004 - Budget in Brief 2004

2004年度予算でカナダ政府は、保健医療、教育、知識と商用化（研究開発）、地域社会、世界との関係（安全保障）という5つの優先事項について、2004-2005年度に合わせて22億1600万ドル（約1820億円）の新たな投資を行う。このうち、マーティン首相が首相就任に際して掲げた焦点分野の1つ、「21世紀の経済」を実現するための優先項目が「知識と商用化」である。

## 2. 2 研究開発関連予算

2004年度予算の優先事項のなかで、マーティン首相が首相就任に際して掲げた焦点分野の1つ、「21世紀の経済」を実現するための優先項目が「知識と商用化」である。2004年度予算では「知識と商用化」の優先項目のもとで2004-2005会計年度に2億9300万ドル（約241億円）が配分された（内訳については「表Ⅱ－3 研究開発関連予算」を参照）。

以下では情報技術に直接または間接に関連する項目について説明する。

1997 - 98 年の均衡予算以降、カナダ政府は研究と技術革新に積極的に取り組み、研究開発費は増大し続けてきた。2004 年度予算でも、新たに次のような資金提供が行われる。

- ・ カナダ医療研究所、自然科学工学研究評議会、社会人文科学研究評議会という連邦の 3 つの助成評議会に年間 9000 万ドル（約 74 億円）を拠出する。
- ・ カナダの大学や研究病院の間接費（機器や施設の保守、情報管理システム、技術移転および商用化サービス、知的財産権の管理など）について資金提供を行う間接費プログラムに 2000 万ドル（約 16 億円）を拠出する。
- ・ ペトロカナダの株式売却により、環境テクノロジーの開発と実証を支援する持続可能開発基金（SDTC: Sustainable Development Technology Canada）に 2 億ドル（約 160 億円）を拠出し、さらに、先端環境テクノロジーを支援するために 7 年間で 8 億ドル（約 660 億円）を拠出する。
- ・ ヒトや動植物の遺伝子コードを研究するゲノミクスを強化するためにゲノムカナダに 6000 万ドル（約 49 億円）を拠出する。

2004 年度予算は一方、研究成果を市場に持ち出す「商用化」に対する従来からのカナダの取り組みを延長した。商用化の過程は、新たな市場を開拓し、新たな雇用を創出し、より優れた製品やサービスを通じてカナダ国民の幸福を促進している。商用化の予算には次のものが含まれる。

- ・ 大学、病院、研究施設での商用化の能力を向上させるために 5 年間で 5000 万ドル（約 41 億円）を拠出する。
- ・ 研究の商用化活動を改善することを目的とした科学関連の連邦省庁の提案を支援するために 5 年間で 2500 万ドル（約 21 億円）を拠出する。
- ・ 国家研究評議会（NRC: National Research Council）が資金援助する地域技術革新計画に対する産業研究支援プログラム（IRAP: Industrial Research Assistance Program）の支援を強化するため、同プログラムに新たに年間 500 万ドル（約 4 億 1000 万円）を拠出する。

2004 年度予算はまた、有望な研究を新しい製品やサービスへと結実させている新興企業にとって活力源とも言うべきベンチャーキャピタルの利用を促進する措置を取っている。この中にはカナダビジネス開発銀行（BDC: Business Development Bank of Canada）と農場信託銀行（FCC: Farm Credit Corporation）が提供するベンチャーキャピタルについて拠出する

2億7000万ドル（約220億円）が含まれ、その内訳は次の通りである。

- ・ 新しいテクノロジーをその次の段階のベンチャーキャピタル資金調達へとつなげるために、それらのテクノロジーに1億ドル（約82億円）を直接投資する。
- ・ 最先端のテクノロジーへの新たなプライベートエクイティ投資を活用する特別ファンドを創設するために1億ドル（約82億円）を拠出する。
- ・ テクノロジーの商用化のさらなる支援を行うために革新的な新興企業に5000万ドル（約21億円）を直接投資する。
- ・ 特に有望な農業および農業食品企業にベンチャーキャピタルを提供するために2年間で2000万ドル（約16億円）を拠出する。

カナダの小規模事業部門は、雇用創出へとつながる革新的アイデアの主な源である。2004年度予算では、次の支援を新たに実施する。

- ・ 小規模事業の法人税控除限度額（標準より低い12%の税率が適用される事業所得金額）を、予定よりも1年早い2005年までに、30万ドル（約2500万円）に引き上げる。
- ・ 小規模事業が科学研究実験開発（SR&ED）投資に対する35%の税額控除を十分に活用することを妨げている障壁を取り除く。
- ・ 損失の繰越期間を10年に延長する。これは特に、新しいテクノロジーや製品の開発中に財務上の損失を経験する革新的な新興小規模企業にとって有利である。
- ・ 政府の調達機会に応募するすべての企業に公正、平等、安価なアクセスを提供するために新しい政府電子入札システム（GETS: Government Electronic Tendering System）を導入する。
- ・ 政府が小規模事業に求める情報を明確にし、無駄な繰り返しを省くなど、小規模企業が直面する書類作成の負担を軽減するために、政府に小規模事業グループと共同作業を行うように義務付ける。

カナダは北米、欧州、アジア太平洋地域の中で最も事業コストの低い国である。2004年度予算では、この競争上の優位性を強化する新たな税制上の優遇措置として、資本資産控除（CCA: Capital Cost Allowance）制度について次のような変更が提案された。

- ・ コンピュータ機器に適用する控除率を30%から45%に引き上げる。
- ・ プロードバンド、インターネット、その他のデータネットワークインフラ機器に適用される控除率を20%から30%に引き上げる。

これらの変更により企業は、情報通信技術への投資をより短期間に償却し、税制が投資

に適した環境を準備できるようになる。これらの控除率変更の財政コストは、2004 - 2005 年が 1 億 1000 万ドル（約 90 億円）、2005 - 2007 年が 2 億 5500 万ドル（約 209 億円）と見込まれている。2004 年度予算の資本資産控除率引き上げは、税制の大幅な改善であり、現在でも控除率について検討が重ねられている。

### 2. 3 安全保障関連予算

カナダ政府は 2004 年 4 月 27 日、国家安全保障に関する初の包括的声明「開かれた社会を守る：カナダの国家安全保障方針」を発表し、国民全体の安全への脅威に対応する総合的な戦略と行動計画を示した。この方針で打ち出された新たな投資は、カナダ政府の安全保障に関する責任と活動を遂行するために政府全体にわたってツールや能力の向上が必要とされている状況に対応するものである。情報化時代にあっては、物理的な脅威ばかりが脅威ではなく、場合によって攻撃はインターネットや、それに接続されているシステムに向けて開始される。こうした状況のなかで、危機的なインフラや国際的な競争に対応する方法を見直す必要が出てきている。国家安全保障方針は、これらの問題に対応する国家的なサイバーセキュリティの枠組みの策定についても定め、新たな主要措置として、情報技術に関連していくつかの措置が発表された。

カナダ政府は、その最も進んだ技術的専門性を生かして、サイバー攻撃の予知と防止の能力を強化する。このためにサイバーインフラの脅威状況と脆弱性が大幅に改善され、ネットワーク保護能力や早期対応能力が強化される。これらの計画の優先事項には次のものがある。

- ・ 脅威や脆弱性の評価の拡張
- ・ 危機対応能力
- ・ 米国と協力し、北米のサイバー脅威早期警備システムを設置する。

この計画を遂行するために国防省に 8500 万ドル（約 70 億円）が配分される。

カナダ連邦警察 (RCMP: Royal Canadian Mounted Police) のリアルタイム識別 (RTID: Real Time Identification) プロジェクトでは、指紋を電子的に記録し、転送し、瞬時にデータベースと照合できる。また RCMP は、将来の処理の遅れを回避し、犯罪記録と指紋識別プロセスを近代化する。このプロジェクトは、指紋をキャプチャし、電子的に RCMP に送信するライブスキャン・テクノロジーの導入と利用にとっては不可欠であり、現在および将来の需要を満足する効果的で継ぎ目のないペーパーレスなプロセスを適時提供する。RTID

は5年間の計画であり、初年度に提案の評価と契約、その後の4年間で開発と実装を行う。RCMPへの資金提供総額は9978万ドル(約82億円)である。

2003年5月、国際民間航空機関(ICA0: International Civil Aviation Organization)は、生体認証用の電子チップを埋め込んだパスポートを利用する世界中で相互運用可能な新しいパスポートと仕様を採用した。ICA0が選択した生体認証は顔認識である。カナダは、生体認証を導入し、パスポート申請プロセスの機密保持を拡張し、生体認証に対応したスマートチップ内蔵パスポートを2005年初めに発行する予定である。外務省は戦略実施に1031万ドル(約8億5000万円)を限度に資金提供を受ける。

サイバーセキュリティは、カナダの国家安全保障方針や、国家的緊急事態への首相の取り組みにとって重要な部分である。国家的なサイバーセキュリティ戦略を策定するために、自律性が高く、民間部門、公共部門双方の代表者で構成されたタスクフォースを組織し、公共安全緊急対策省内に設置された事務局の支援を受けながら、次の点について検討を行う。

- ・カナダのサイバースペースの受ける脅威の性質と範囲を記述する。
- ・国家的サイバーインフラの在庫不足部品
- ・サイバー攻撃と闘う準備と復旧計画の状況について記述する。
- ・国家サイバーインフラの盲点や弱点に対応する行動計画について勧告を行う。

公共安全緊急対策省は、タスクフォースの実施と戦略策定に500万ドル(約4億1000万円)を限度に資金提供を受ける。

上述の新たな計画を含めた「国家安全保障方針」の各措置に投入される合計6億9000万ドル(約570億円)は、2004年度予算でも一部追加された安全保障のための予備費から捻出される。2004年度予算では、5年間で6億500万ドル(約500億円)の予備費を確保し、諜報活動、国境警備、海上輸送の安全とサイバーセキュリティの確保、システムの調整、情報収集、脅威の強化、緊急事態対応などの安全保障上の優先事項に充てている。

表Ⅱ－３ 研究開発関連予算

(単位：100万カナダ・ドル)

項 目	2004 - 2005	2005 - 2006
研究基盤の構築		
連邦助成評議会	90	90
研究間接費	20	20
ゲノムカナダ	60	
中核的研究拠点 (COE) ネットワーク		5
小計	170	115
研究の商用化		
連邦から資金提供を受ける研究の商用化	10	10
連邦の研究所で実施される研究の商用化	5	5
国家研究評議会 (NRC)	5	5
小計	20	20
ベンチャーキャピタル資金調達		
革新的新興企業への投資 <sup>1</sup>	(250)	
農業および農作物の革新への投資		
農場信託銀行 <sup>2</sup>	(5)	(15)
小計	0	0
沿岸開発への投資	7	7
小規模事業支援		
政府電子入札システム (GETS)		3.5
書類作成の省力化	1	1
小規模事業への優遇税制		
法人税控除限度額引き上げの前倒し <sup>3</sup>		20
科学研究実験開発への優遇税制 <sup>3</sup>	-	-
損失の繰越期間延長 <sup>3</sup>	-	-
小計	1	24.5
カナダの税制の優位性強化		
情報通信技術資産の資本費用控除 <sup>3</sup>	110	255
公平で効果的な税制の確保 <sup>3</sup>	-15	-55
合計	297	367

1. 連邦の支援はカナダビジネス開発銀行 (BDC) へのエクイティ投入の形で行われるため、予算には計上されない。
2. 連邦の支援はエクイティ投入の形で行われるため、予算には計上されない。
3. 税制措置

Source: Budget 2004 - Budget Plan

関連ウェブサイト

Budget 2004: <http://www.fin.gc.ca/budtoce/2004/budliste.htm>

### 3. カナダ産業省の情報技術政策

#### 3. 1 生活の質と接続性

カナダ産業省が2003年10月に発行した「2003年カナダ国民の生活の質の向上に関するレポート」は、産業省がどのように国民の生活の質（クオリティオブライフ）の向上を図っているかについて説明すると同時に、生産性の向上、雇用の拡大、所得の増大、持続的発展という同省の優先事項を提示し、それらがダイナミックな経済の拡大にどのように寄与し、他国と比較して、これらの分野でカナダがどのように成功しているか、について検証している。このレポートはまた、カナダ産業省が、過去の「1998 - 1999年における計画・優先的政策に関するレポート」、さらに「2002 - 2003年における計画・優先的政策に関するレポート」から引き継いだ、技術革新、接続性、市場、投資、貿易という5つの戦略目標を通じた国民生活の質の向上を示している。

#### 3. 2 電子政府と電子商取引

カナダ政府はオンラインでの政府サービス提供においても重要な役割を果たしている。カナダ政府の「政府オンライン（GOL: Government On-Line）」計画は、国民が利用できる幅広い洗練されたサービスの拡大への取り組みを定めている。GOLは、カナダ国民に対し、いつでもどこでも希望する言語で、統合されたクライアント中心サービスを2005年までに提供することを目的とし、2001年12月発表の予算で、2002 - 2006会計年度に6億ドル（約490億円）が配分された。

GOL計画のもとで、カナダ産業省の主なサービスは、既にオンライン上で大きなプレゼンスを占めている。事実、産業省は、主要なサービスをすべてオンライン上で提供するというGOLの目標を政府全体よりも2年早い2003年3月31日までに達成した。

産業省の17の主要なオンラインサービスは、データベースの検索、オンライン取引、E-ペイメント、認証など、統合された情報と電子サービスを提供している。これに関連して産業省は、個人情報や機密情報の提出と管理が、オンライン上で安全に行われ、連邦のプライバシー関連の法律や規則に準拠するよう、継続的に取り組んでいる。2003年から2004年にかけて個人情報保護に関する法律の実施が前進する一方で、スパム対策、電子認証に関して具体的な動きがあった。

個人情報保護電子文書法 (PIPEDA: Personal Information Protection and Electronic Documents Act) はカナダ規格協会の個人情報保護モデル法 (CAN/CSA-Q830-96) を基にして作成され、2001年1月1日に発効した。PIPEDA の主な内容は次の通りである。

- ・ 組織は、個人情報の収集・使用・開示の前に個人の同意を得ることが求められる。
- ・ 組織は、情報の機密性に応じたセキュリティ手段によって個人情報を保護しなければならない。
- ・ 個人は、組織の保有する、自分自身に関する個人情報にアクセスすることができ、また必要に応じ訂正することができる。

PIPEDA の適用範囲は当初、銀行、通信など、連邦政府の監督下にある業界に限られていたが、2004年1月1日、州政府の監督下にある企業にも適用されるようになった。

一方、スパム (迷惑メール) は世界中のインターネットユーザーにとって悩みの種となっている。世界の電子メールの半数以上がスパムメールであるとも言われ、個人的にも商業的にも生産性の低下を招くほか、電子商取引における信頼性の低下にもつながりかねないとされている。こうした状況に対応するために関係者、消費者団体との協力、合意を進めてきたカナダ産業省は2004年5月11日、政府、産業界、マーケター、消費者による一連の措置を含んだスパム撲滅行動計画を打ち出すとともに、省内タスクフォースの発足を発表した。タスクフォースは、次の6点から成る行動計画の実施を監督する。

- ・ 既存の法律や規制措置の活用
- ・ 規制や法律の欠陥の見直し
- ・ 現在の産業界の慣行の改善
- ・ 合法的な商業的コミュニケーションの検証へのテクノロジー活用
- ・ 消費者の教育と意識向上
- ・ スパム対策の国際的枠組みの推進

またカナダ産業大臣は2004年5月13日、21世紀経済のデジタル環境における信頼性を構築するために電子認証原則を発表した。これは、カナダ産業省と各種企業、業界・専門家団体、消費者保護活動家が協力して作成したもので、オンライン上で当事者の本人性確認、電子通信の機密保持と改ざん防止に指針を与え、電子商取引やオンラインショッピングの発展を加速させる。「原則」の骨子は次の通りである。

- ・ 参加者の責任 (参加者の責任は、参加者について合理的に予測できる知識や権限の程度に比例する)

- ・ リスクマネジメント（認証プロセスのリスクは、適切、公正、効率的な仕方での識別、評価、管理すべきである）
- ・ セキュリティ（すべての参加者は、健全なセキュリティ実施を通じてリスクの軽減に貢献する責任がある）
- ・ プライバシー（認証プロセスにおける個人情報の収集、使用、開示を最小限にとどめるべきである）
- ・ 開示要求（認証サービスを提供する参加者は、参加に関連するリスクと責任を他の参加者が認識できるよう、情報を開示すべきである）
- ・ 苦情処理（認証プロセスを実施する機関は、効率的かつ効果的な苦情処理プロセスを利用できるようにすべきである）

### 3. 3 インターネット利用の促進

カナダ産業省は、一般市民、企業、政府、地域社会によるテクノロジーの採用と利用を推進し、多岐にわたるパートナーと共に、カナダ国民を結びつけるのに必要な情報通信技術（ICT）を学校、図書館、公衆アクセススポットに導入してきた。そして、インターネットへの安価で公平なアクセスを実現する上で「コミュニティアクセスプログラム(CAP)」、「スクールネット」、「コンピュータ・フォー・スクール」、「スマートコミュニティーズ」など産業省が実施するプログラムは中心的役割を果たしてきた。

カナダ産業省は一方、高速ブロードバンドの普及率でカナダが世界のリーダーになるよう後押ししてきた。具体的には国家ブロードバンドタスクフォースを設置し、2001年にはその報告書「国家の新たな夢：ブロードバンドアクセスのためのネットワーキング」を発表した。その後、産業省は、同省所管の通信研究センターが実施する「農村遠隔地ブロードバンドアクセスプログラム」を通じて、ブロードバンドサービスの値ごろ感や利用可能性を高める革新的テクノロジーの研究開発を促進したほか、2005年までに大容量インターネットアクセスをカナダのすべての地域社会に提供するというカナダ政府の目標実現の第一歩として、2002年9月5日、「農村北方開発のためのブロードバンド(BRAND: Broadband for Rural and Northern Development Pilot Program)」試験プログラムが開始され、3年間で1億500万ドル（約86億2000万円）が配分された。

また2003年10月5日には、この試験プログラムによって補完される産業省、インフラ省、カナダ宇宙局の共同プロジェクト「国家衛星イニシアチブ」が発足し、極北・中北部

のコミュニティにブロードバンドサービスを提供する機関への割り当ても進められている。

関連ウェブサイト

カナダ産業省:<http://www.ic.gc.ca/>

## 4. CANARIE

### 4. 1 研究開発

カナダの先端インターネット開発機関 CANARIE Inc.は、その会員、プロジェクトパートナー、および、連邦政府の支援を受ける非営利団体であり、より高速でより効果的なネットワークの広範な採用を促進し、その上で次世代の先進的なアプリケーションやサービスを稼働させることによってカナダの先進的インターネット開発・利用を加速化させるというミッションを持つ。

CANARIE は、1999 年開始の高度ネットワーク・アプリケーション・サービス・テクノロジー (ANAST) プログラムを皮切りに、指示された研究、E-ビジネス、E-コンテンツ、E-ヘルス、E-ラーニングといった融資プログラムを通じて、革新的アプリケーションとテクノロジーを先端ブロードバンドテクノロジーへと高める様々なプロジェクトを支援してきた。融資を受けるプロジェクトは、カナダの組織が中心となって進め、カナダ国内で実施されなければならないという条件があり、プロジェクトが商品化に成功すれば、融資額が返還される仕組みになっている。(CANARIE の融資するプログラムについては「表Ⅱ-4 CANARIE の融資するプログラム」を参照)。

### 4. 2 CA\*net4

CANARIE は 1998 年、世界初の先端光インターネット研究教育ネットワーク CA\*net3 を構築した。CA\*net3 は設計当時、世界最先端のネットワークの 1 つであり、研究・教育分野と商業分野の両方で数多くのネットワーク運営者の模範となってきた。しかし、ネットワークトラフィックの急激な増大、予想される高帯域利用の拡大、超高帯域のグリッドプロジェクトの計画により、カナダの最先端の研究を支える新しいネットワーク CA\*net4 を建設することが必要となった。このため、カナダ政府は 2001 年、CA\*net4 の建設、構築、運用を目的として CANARIE に 1 億 1000 万ドル (約 90 億円) の拠出を発表した。

CA\*net4 は、CA\*net3 と同様、各州の研究ネットワーク、および、それらを経由した大学、通信研究センター、研究室、学校などを接続するほか、米国の Internet2、欧州の GÉANT などを含む世界中のほぼすべての研究ネットワークに接続し、バイオインフォマティクス、高エネルギー物理学、ゲノミクス、天文学、E-ラーニング、パフォーマンスアートなどの分野でカナダが最先端の地位を維持することに貢献している。CA\*net4 は、ほとんどが OC-192 (10Gbps) の速度で提供される一連のピア・ツー・ピア (P2P) 光波長を通じて、CA\*net3 の 4 - 8 倍の初期総ネットワーク容量を実現する。CA\*net4 はまた、ユーザーの持つネットワークリソースの動的割り当てを行う「カスタマー・エンパワード・ネットワーク」のコンセプトを具現化し、ネットワークベースアプリケーションの開発でユーザーが技術革新を起こす力を高める。コンピュータとネットワークの利用拡大を基礎としたこれらのアプリケーションは、研究者が必要とする国家的、国際的な共同作業、データへのアクセスと分析、遠隔制御にとって不可欠である。さらに CA\*net4 は、次世代の Web サービスの開発を支え、遠隔診断、電子カルテ、仮想保育、生徒・教師向けオンラインマルチメディア、科学教育における高等学校の新たな役割、大学のワンストップポータル、オンライン許可証申請、電子税申告、小規模企業の E-製造、スーパーコンピューティングのリモートアクセスの分野でカナダ国民の生活、教育、ビジネスに劇的な変化をもたらすことが期待されている。

2003 年 10 月 21 日、CA\*net4 イニシアチブの一環として新たに CA\*net4 先端アプリケーションプログラム (AAP: Advanced Applications Program) への 400 万ドル (約 3 億 3000 万円) 拠出が発表された。実施期間は 2003 - 2007 年で、先端ネットワーク機能が要求されるアプリケーションの開発、普及を支援することを目的としている。

表Ⅱ-4 CANARIE の融資するプログラム

プログラム名	融資総額 (単位：百万 カナダ・ドル)	実施期間	最高/一般的な利用金額 (単位：千カナダ・ドル)	プログラムの目標
先端アプリケーション (AAP)	4	2003-2007	500/250	CA*net4 イニシアチブの一環として開発実装される高度ネットワーキング機能が要求されるアプリケーションの開発および普及を支援する。
ANAST(*1)	8	1999.6.29- 2002.3.31	500/350	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高性能のネットワーク構築のための革新的なアプリケーション開発</li> <li>・教育、E-ビジネスおよび保健衛生サービスの新しい提供方式を試験ならびに評価するための同ネットワークの利用</li> </ul>
CA*net Institute	0.9	2001.1.1- 2002.12.31	100/80	最新かつ独自の方法でインターネットの能力を拡大
指示された研究	1.2	2002-2004	250/150	CA*net 4 のネットワークを使ってライトパスを管理および制御を可能とする革新的なソリューションの実施を奨励
E-ビジネス	28	1999-2004	2000/1000	最新の E-ビジネスアプリケーションおよびサービスの開発を促進するプロジェクトを奨励
E-コンテンツ	6	2001-2004	1000/200	双方向メディアの研究およびアプリケーション開発を支援し、最新のネットワークで接続されるコンテンツの開発を促進
E-ヘルス	5	1999-2004	500/200	最新のネットワークによるすぐれた遠隔医療アプリケーションおよびサービスの採用および実施を促進する研究開発プロジェクトを奨励
E-ラーニング および OLT(*2)	29	1999-2004	2000/1000	教育および訓練におけるブロードバンド・ネットワークの開発ならびに利用を奨励

(\*1) ANAST: Advanced Network Applications, Services and Technologies

(\*2) OLT: Office of Learning Technologies

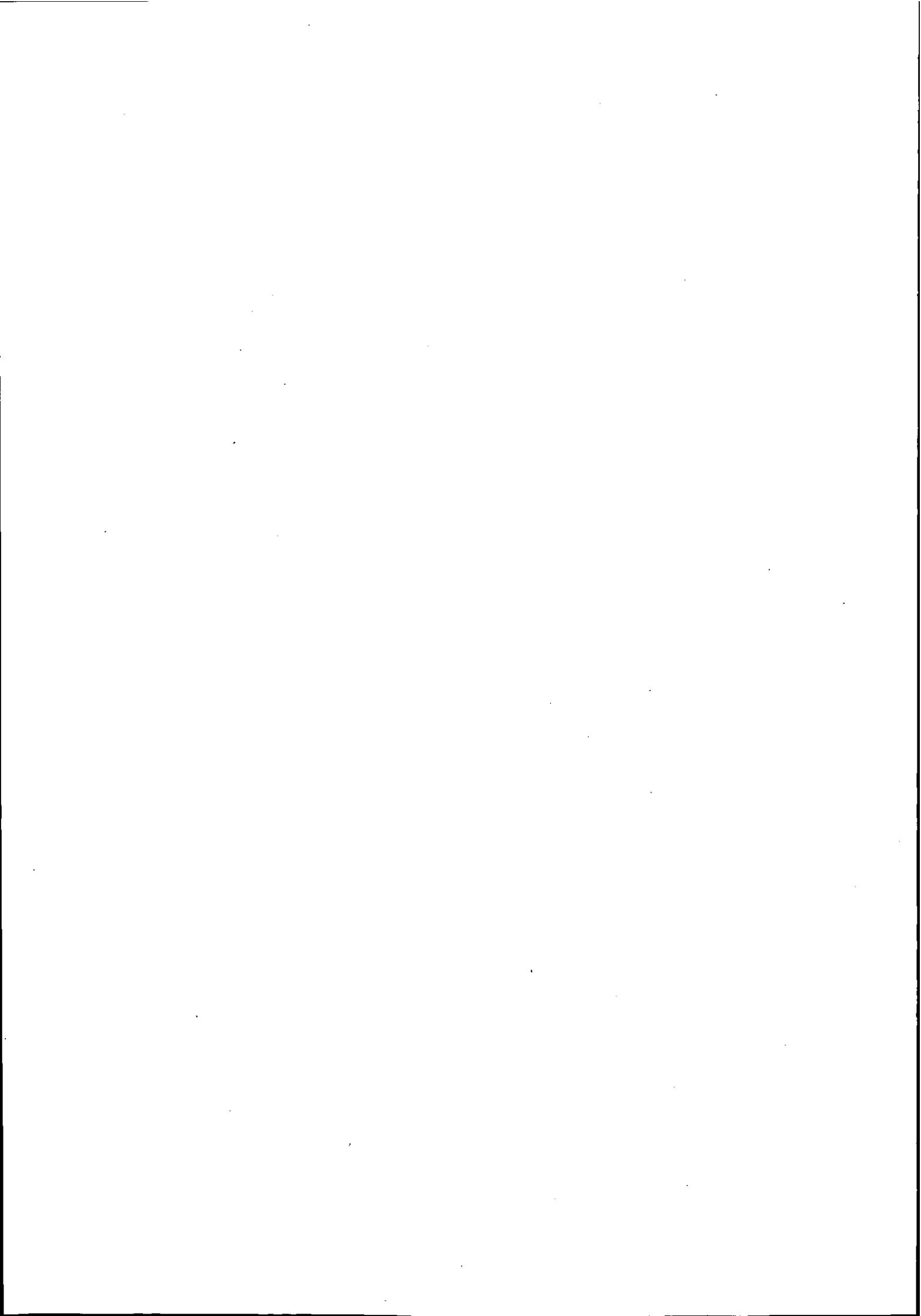
Source: CANARIE の R&D Program ウェブサイトより

関連ウェブサイト

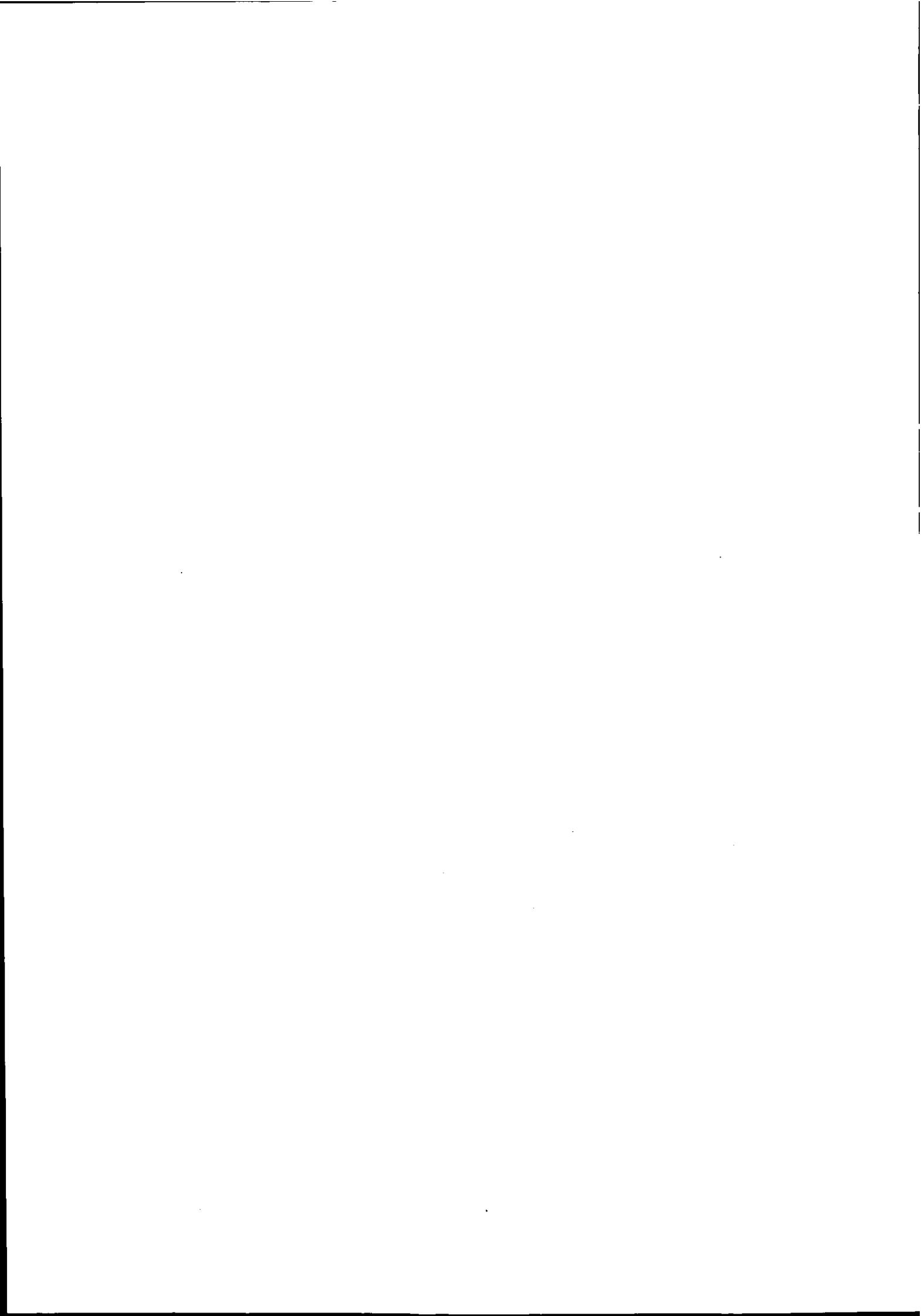
About CANARIE: <http://www.canarie.ca/about/about.html>

CANARIE R&D Programs: <http://www.canarie.ca/funding/index.html>

About CA\*net 4: <http://www.canarie.ca/canet4/index.html>



### III 欧州連合



### III 欧州連合

#### 1. 欧州連合における情報技術政策

##### 1. 1 経緯

欧州連合 (EU: European Union) における情報技術 (IT) 政策は、主に、欧州委員会 (European Commission) の情報社会総局 (Information Society DG) と研究総局 (Research DG) が中心となってその政策を実施してきている。前者が情報社会の推進、後者が IT を含む研究開発の推進を担当している。

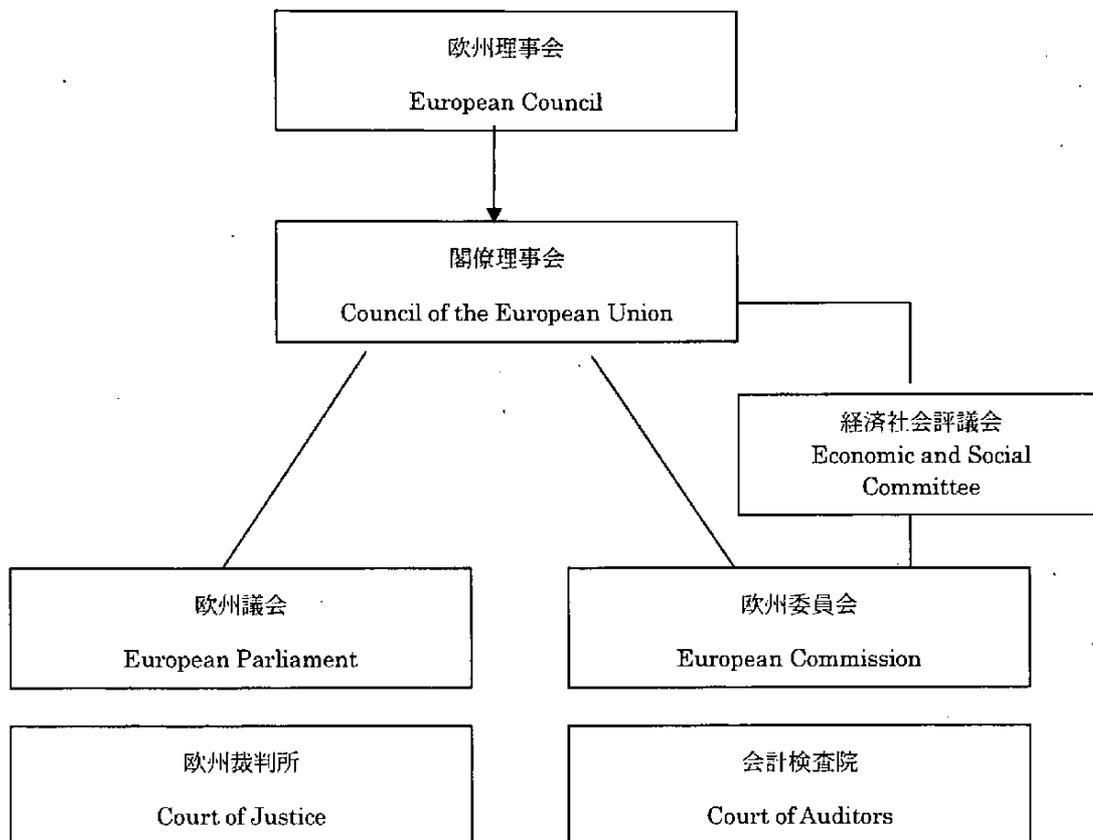
EU における情報社会への取り組みとしては、1993 年に欧州委員会が、発表した「成長・競争力・雇用に関する白書」において情報通信インフラの重要性が指摘されたことが出発点といえる。1994 年には、「欧州とグローバル情報社会」(バンゲマン・レポート (Bungemann Report と呼ばれている。同氏 (欧州委員会委員 (産業問題/情報電気通信技術担当) (当時)) を委員長とするタスクフォースのレポート) が発表され、IT 政策の基本的方向性が提示された。1996 年には、「グローバル情報社会の最前線 欧州: ローリングアクションプラン」、1997 年には、「電子商取引に関する欧州イニシアチブ」、1997 年には、「第 5 次フレームワークプログラム」が発表され、1999 年には、「eEurope イニシアチブ」、「電子署名指令」、2000 年には、「欧州委員会と米国商務省によるセーフハーバー協定」、「電子商取引指令」、「eEurope 2002 アクションプラン」、2002 年には「第 6 次フレームワークプログラム開始」、「eEurope 2005 アクションプラン」等の主要な政策を打出してきた。

表 III-1 欧州連合 主要情報技術政策

発表時期	情報技術政策
1993 年 12 月	「成長・競争力・雇用に関する白書」
1994 年 5 月	「欧州とグローバル情報社会」(バンゲマンレポート)
1995 年 10 月	「データ保護指令」(1995 年 10 月採択、1998 年 10 月発効)
1996 年 11 月	「欧州におけるグローバル情報社会へのアクションプラン」
1997 年 4 月	「電子商取引に関する欧州イニシアチブ」
1997 年 4 月	「第 5 次フレームワークプログラム」(1998 年～2002 年) 発表
1999 年 12 月	「eEurope イニシアチブ」
1999 年 12 月	「電子署名指令」(1999 年 12 月採択、2000 年 1 月発効、加盟国は、2001 年 7 月 19 日までに本指令を遵守するために必要な法律、政令、規則を発効 (第 13 条))
2000 年 5 月	「欧州委員会と米国商務省によるセーフハーバー協定」
2000 年 6 月	「電子商取引指令」(2000 年 6 月採択、2000 年 7 月発効)
2000 年 6 月	「eEurope 2002 アクションプラン」
2002 年 5 月	「eEurope 2005 アクションプラン」発表
2002 年 6 月	「第 6 次フレームワークプログラム」(2002 年～2006 年) 閣僚理事会採択

Source: EU 発表資料より作成

## 1. 2 欧州連合の組織



その他の諮問機関：

地方評議会（Committee of the Regions）

金融機関：

欧州中央銀行（European Central Bank）

欧州投資銀行（European Investment Bank）

図Ⅲ－1：欧州連合の機構図

関連ウェブサイト

The European Union at a glance: [http://europa.eu.int/abc/index\\_en.htm](http://europa.eu.int/abc/index_en.htm)

<p><u>政策部門</u> Policies 農業総局 Agriculture 競争総局 Competition 経済・金融総局 Economic and Financial Affairs 教育・文化総局 Education and Culture 雇用・社会問題総局 Employment and Social Affairs エネルギー・運輸総局 Energy and Transport 企業総局 Enterprise 環境総局 Environment 漁業総局 Fisheries 保健・消費者保護総局 Health and Consumer Protection 情報社会総局 Information Society 域内市場総局 Internal Market 共同研究センター Joint Research Centre 司法・内務総局 Justice and Home Affairs 地域政策総局 Regional Policy 研究総局 Research 税制・関税同盟総局 Taxation and Customs Union</p>	<p><u>対外関係部門</u> External Relations 開発総局 Development 拡大総局 Enlargement 欧州援助協力局 EuropeAid Co-operation Office 対外関係総局 External Relations 人道援助総局 Humanitarian Aid Office ECHO 通商総局 Trade</p>	<p><u>総合サービス部門</u> General Services 欧州不正対策局 European Anti-Fraud Office 統計局 Eurostat 報道・コミュニケーション局 Press and Communication 出版局 Publications Office 事務総局 Secretariat General</p>
	<p><u>対内サービス</u> Internal Services 予算総局 Budget 政策アドバイザーグループ Group of Policy Advisers インフォマティクス総局 Informatics 内部監査局 Internal Audit Service 通訳総局 Interpretation 法務局 Legal Service 人事・総務総局 Personnel and Administration 翻訳局 Translation</p>	

図Ⅲ－２：欧州委員会の組織

上に示した欧州委員会の部局一覧は 2004 年 8 月現在のものである。2004 年 11 月 1 日には、ジョセ・マヌエル・バラローゾ (José Manuel Barroso) 次期委員長 (ポルトガル出身) のもとで新体制が発足する。欧州委員会は EU の政策執行機関で「内閣」に相当し、欧州委員はその「閣僚」にあたるが、新体制では、欧州委員のポストが加盟 25 カ国が平等に配分される 1 カ国 1 委員制が採られ、すべての問題について集団で決定を行なう合議体 (College) が構成される。

新体制では次の部局で名称が変更されるほか、総局間で一部の担当分野が移動する。

- ①企業総局→企業・産業総局 (Enterprise and Industry DG)
- ②司法・内務総局→司法・自由・安全総局 (Justice, Freedom and Security DG)
- ③漁業総局→漁業・海事総局 (Fisheries and Maritime Affairs DG)
- ④農業総局→農業・農村開発総局 (Agriculture and Rural Development DG)
- ⑤域内市場総局→域内市場・サービス総局 (Internal Market and Services DG)
- ⑥雇用・社会問題総局→雇用・社会問題・機会均等総局 (Employment Social Affairs and Equal Opportunities DG)

#### 関連ウェブサイト

Directorates-General and Services: [http://europa.eu.int/comm/dgs\\_en.htm](http://europa.eu.int/comm/dgs_en.htm)

## 2. eEurope

欧州連合 (EU: European Union) では、公共サービスから経済新興まで幅広い分野において情報社会政策が実施されている。そうしたさまざまな分野にまたがる各種政策を推進するための包括的なイニシアチブが eEurope である。その目標は、欧州の知識経済への以降を加速化し、さらなる成長と雇用拡大を実現し、情報時代の新しいサービスをすべての市民が利用できるようにすることである。

### (1) eEurope2002 から eEurope2005 へ

eEurope の第 1 段階は、2002 年末までに達成すべき 64 の目標で構成される eEurope2002 アクションプランであった。目標の大部分は成功裏に完了し、2002 年 6 月にセビアで開催された欧州理事会において、第 2 段階の eEurope2005 アクションプランが採択された。

eEurope2005 アクションプランは、欧州において知識を基盤とした経済の発展を促進するために 2003-05 年に達成すべき各種目標を定め、特に、①ブロードバンド②電子ビジネス (e-Business) ③電子政府 (e-Government) ④電子保健 (e-Health) ⑤デジタルデバイドの解消 (e-Inclusion) ⑥電子学習 (e-Learning) ⑦セキュリティー—といった「eEurope 優先政策課題 (eEurope policy priorities)」への取り組みに焦点を当てている。

### (2) eEurope2005 の中間見直し

2004 年 5 月の EU 拡大を契機として、eEurope2005 アクションプランの一連の見直しが実施

された。その意図は、拡大問題への対応だけに限らず、eEurope の目標と実施についての議論をオープンにし、あらゆる関係者に政策提案の機会を提供することにあった。

まず欧州委員会は 2004 年 2 月 19 日、eEurope2005 アクションプランの中期進捗報告として、「欧州を高速回線で繋ぐ: eEurope 中期レビュー (Connecting Europe at High-Speed Internet: eEurope Mid-term Review、以下「中期レビュー」)」と題するコミュニケを採択した。これによれば、EU 加盟国および加盟予定国は、ブロードバンドアクセスの拡大と公共サービスのオンライン化において良好な進捗状況にあるものの、新しいテクノロジーやアプリケーションの導入にとどまらず、経験の共有や利用者のニーズに応じたサービス提供などに一層の取り組みと強力な政治的リーダーシップが必要とされている。

さらに欧州委員会は 2004 年 5 月 11 日、eEurope2005 アクションプランの従来からのアクションに新たに追加すべき 15 のアクションを提案することによって「中期レビュー」を補足するコミュニケ「eEurope2005 アクションプラン: アップデート (以下、「アップデート」)」を発表した。ただ、後述するように、提案された新しいアクションは、eEurope2005 アクションプランのバランスや構造を大きく変えるものではなく、アクションプランの目標自体は維持継続されている。

#### 関連ウェブサイト

Information Society Policies at a Glance: [http://europa.eu.int/information\\_society/policy/index\\_en.htm](http://europa.eu.int/information_society/policy/index_en.htm)

### 3. 公共サービス

eEurope イニシアチブはこれまで、オンラインで公共サービスを提供することを通じて、知識社会へ向けた進展を促進し、そうしたサービスの効率と費用対効果を高める公共政策の可能性に重点を置いてきた。電子政府、電子学習、電子保健の 3 つの分野では、これまでに大きな進展が見られた。

「中期レビュー」が示すように、こうした進展は、基本的な公共サービスをオンラインで利用できる割合が 2001 年 10 月から 2003 年 10 月にかけて 17% から 43% へと増加したことに端的に現れている。

関連ウェブサイト

Mid-term Review:

[http://europa.eu.int/information\\_society/eeurope/2005/all\\_about/mid\\_term\\_review/press\\_release/index\\_en.htm](http://europa.eu.int/information_society/eeurope/2005/all_about/mid_term_review/press_release/index_en.htm)

### 3. 1 電子政府

#### (1) 電子政府閣僚会議

電子政府は、eEurope2002 アクションプラン当時から優先政策課題の1つとされ、2001年11月には第1回電子政府閣僚会議が開催された。eEurope2005 アクションプランではこうした取り組みをさらに押し進め、①インタラクティブな公共サービス②公共調達③公共インターネットアクセスポイント④ブロードバンド接続⑤相互運用性⑥文化と観光⑦公共サービス間の安全な通信——という目標を設定した。

2003年7月には、第2回電子政府閣僚会議で各国代表が進捗状況について議論した。その後、同年9月26日には、この会議の「閣僚宣言」を反映した、欧州の未来のために電子政府が果たす役割に関するコミュニケが欧州委員会に採択された。欧州における国際的水準の行政の重要性を示すこのコミュニケにおいて、電子政府は、リスボン戦略の一環として、欧州のすべての市民と企業に新しく、より優れたサービスを提供することによって、大きな経済的發展をもたらすものとして位置付けられている。

#### (2) 電子調達

電子政府は、各国政府が役割を果たすあらゆる分野に関係し、そうした分野のいくつかで、欧州全体での取り組みが見られる。たとえば電子調達は、EUの規則と国際的な規則の双方に従って実施される。公共サービスや公共機関による公共事業の発注や物品サービスの購入は、EUのGDPの約11%を占めており、電子政府がこうした調達の効率性と透明性を高めるならば、効率性改善と競争の促進というEUの域内市場の目標の実現に貢献することになる。

2004年になってEUの電子調達の法的枠組みが採択されている。この枠組みは、2006年初めまでに実施され、欧州の調達エンティティはそれまでに、調達手続きを電子的に行う準備を完了すべきであるとされている。

#### (3) 公共部門情報

2003年11月に欧州議会 (European Parliament) と閣僚理事会 (Council of the European Uni

on)によって採択された「公共部門情報の再利用に関する指令」は、公共部門の生成した情報をコンテンツ製作者が利用し、付加価値を付けることを容易にし、情報社会の発展に役立つコンテンツを提供すると同時に、より多くの人々が公共部門のコンテンツを利用できるようにする。

#### 関連ウェブサイト

e-Government: [http://europa.eu.int/information\\_society/eeurope/2005/all\\_about/egovernment/index\\_en.htm](http://europa.eu.int/information_society/eeurope/2005/all_about/egovernment/index_en.htm)

### 3. 2 電子学習

電子学習も eEurope2002 アクションプラン当時から優先政策課題の1つに挙げられた。eEurope2002 ベンチマーク調査報告書は、すべての学校をインターネットに接続するという eEurope の当初の目標は 2002 年までにほぼ達成され、接続の改善と教育利用の拡大に注意を向けなければならないとした。

このため eEurope2005 アクションプランでは新たに①「電子学習イニシアチブ」から「電子学習プログラム」(2004-06 年)への移行②電子学習の欧州市場の分析③すべての学生のための仮想キャンパス④ブロードバンド接続⑤電子学習のためのグリッド、などの目標を設定した。

#### (1) 教育訓練と生涯学習

2000 年 5 月に発行された戦略ペーパー「明日の教育のデザイン (Designing Tomorrow's Education)」(電子学習イニシアチブ)は、教育訓練への新しいアプローチと、高品質のマルチメディアコンテンツサービスの継続的開発の必要性を示している。このイニシアチブは、欧州委員会の「電子学習アクションプラン」(2001 年-2004 年)のもとで実施される政策と、欧州の教育訓練制度の近代化への戦略的関連性に基づいて選ばれた一連の優先分野に焦点を当てる「電子学習プログラム」(2004-2006 年)によって具体化される。

#### (2) スキルの獲得とデジタルデバイドの解消

eEurope2005 アクションプランでは、すべての欧州市民が、情報社会への参加に必要なスキルを身に付ける機会を与えられ、幅広いテクノロジーとサービスを利用できるようにするため、デジタルデバイドの解消 (e-Inclusion) をその優先政策課題の1つに掲げている。

デジタルデバイドの解消は、前述の電子学習プログラムでも主な課題とされ、同プログラム

のアクションラインの1つ「デジタルリテラシーの推進」は、特に、地理的な距離や社会的状況などによってテクノロジーをあまり利用できない人々を対象に、生涯学習のためのICT利用を促進している。

#### 関連ウェブサイト

e-Learning: [http://europa.eu.int/information\\_society/europe/2005/all\\_about/elearning/index\\_en.htm](http://europa.eu.int/information_society/europe/2005/all_about/elearning/index_en.htm)

### 3. 3 電子保健

2000年5月に発表された「EU保健戦略(EU Health Strategy)」は、EUが、加盟国や他の国際機関の取り組みとの重複を避けて真の付加価値を提供できるよう、保健関連の政策を統合し、リソースを集中させることを目的としていた。

この戦略は、その後の保健関連の政策と活動に反映されてきた。2002年、eEurope2005アクションプランが電子保健を優先政策課題の1つに取り上げ、欧州委員会と加盟国の双方が実施すべき政策として、①他のEU加盟国で治療を受けるための電子保健カードを2008年に導入する②2005年末までにオンラインで保健サービスを提供する③病院、研究所、家庭を結ぶ保健情報ネットワークを創設する――を示した。

#### 関連ウェブサイト

e-Health: [http://europa.eu.int/information\\_society/europe/2005/all\\_about/ehealth/index\\_en.htm](http://europa.eu.int/information_society/europe/2005/all_about/ehealth/index_en.htm)

### 4. 電子経済

eEurope2005アクションプランの7つの優先政策課題のなかで、電子政府、電子学習、デジタルデバイドの解消、電子保健の4つは近代的な公共サービスを通じて、すべての欧州市民の生活を改善することを目標としていた。これに対し、力強い電子ビジネス環境を構築するという優先課題への取り組みは、欧州の競争力強化と経済成長を促進している。そして、以上のような近代的な公共サービス、電子ビジネスの両分野の成長を支えているのが、アクションプランの残りの2つの優先課題、すなわち、セキュリティの確保とブロードバンドの拡大である。

#### 関連ウェブサイト

Information Society Policies at a Glance: [http://europa.eu.int/information\\_society/policy/index\\_en.htm](http://europa.eu.int/information_society/policy/index_en.htm)

#### 4. 1 ブロードバンド

ブロードバンドの拡大は公共サービスの提供と電子ビジネス環境の構築の両面で不可欠であることから、eEurope2005 アクションプランでは、「EUにおいて2005年までに広い範囲でブロードバンドを普及させ、利用する」という野心的な目標を掲げている。

欧州委員会が2003年2月11日採択したコミュニケ「電気通信：知識経済への道 (Electric Communications: The Road to the Knowledge Economy)」は、eEurope2005のブロードバンド目標を改めて強調し、2005年末までにすべての行政機関がブロードバンド接続にすることと、同じく2005年末までにすべてのインターネット接続の半分をブロードバンドにすることを要求している。

2004年5月11日、欧州委員会が発表したコミュニケ「欧州を高速回線で結ぶ：ブロードバンド国家戦略 (Connecting Europe at High Speed: National Broadband Strategies)」によると、従来からの加盟国すべてが包括的ブロードバンド戦略の策定を完了した。

eEurope2005 アクションプランの「アップデート」(2004年5月発表、前出)では、ブロードバンドについても3つのアクションが追加された。第1に、欧州拡大に伴い、加盟25カ国が国家ブロードバンド戦略を策定することが目指される。第2に、ブロードバンドの提供地域が拡大するにつれ、人口が小さく市場の牽引力の弱い僻地や農村部にも注意が向けられるなかで、2004年6月にデジタルデバイドフォーラムが発足し、必要に応じて対応する戦略を策定してゆく。第3に、ブロードバンドでIPv6の利点を活用しなければ、革新的サービスの応用範囲は著しく制限されるであろうと考えられることから、欧州委員会は、各国のIPv6タスクフォースと共に進捗の調査を行う。

#### 関連ウェブサイト

Broadband: [http://europa.eu.int/information\\_society/europe/2005/all\\_about/broadband/index\\_en.htm](http://europa.eu.int/information_society/europe/2005/all_about/broadband/index_en.htm)

#### 4. 2 電子ビジネス

電子ビジネスの概念は、電子商取引(オンライン上の売買)の概念を大きく超えて、企業のビジネスプロセスへのICTの統合をも包含している。こうしたコンテキストにおいて経営革命や起業家精神は、技術的な打開策と同様の重要性を持っている。このため、eEurope2005 アク

ションプランは、「2005年までに欧州で力強い電子ビジネス環境を整備すること」を目標の1つに掲げ、欧州の企業、とりわけ中小企業が、新しいテクノロジーの普及などの構造的変化に適応できるよう支援を行っている。

#### (1) e-Business W@tch

2001年欧州委員会が開始した「デジタル化 (Go Digital) イニシアチブ」には、EUにおけるICTと電子ビジネスの利用度評価に関する特別なアクションが含まれ、このアクションから、電子ビジネスに関する実態調査を行う「e-Business W@tch イニシアチブ」(欧州委員会の企業総局 [Enterprise Directorate-General] が担当) が生まれた。

2003年のオンライン販売について e-Business w@tch は3つの動向を明らかにした。第1に、オンライン販売は数年前に予想された水準には達していない。2003年にオンラインで販売を行った企業の70%以上で、オンラインの売上が総売上の10%に満たない。第2に、電子調達 は1990年代末より急速に発展した。第3に、Webに関連した売上は、一部の小売分野(中古車など)で非常に大きな役割を果たしているが、オンライン販売に関するほとんどの統計では対象になっていない。

#### (2) 社内の電子プロセスと企業の変革

電子ビジネスが最も大きな影響を及ぼすのは、社内の業務プロセス(共同作業を行うための文書共有など)である。だが、社内のビジネスプラクティスを支援する、より高度な電子ビジネスソリューション(顧客関係管理 [CRM: Customer Relationship Management] ソフトウェアや知識管理ツールなど)は、まだ広く普及するには至っていない。

企業間およびITシステム間で一貫したやり方で情報を整理し、交換する相互運用可能な電子ビジネスソリューションのための欧州規格を策定することが重要な問題となっている。

#### (3) 法的枠組み

欧州委員会の報告書(2003年11月21日付)によると、2000年採択された電子商取引指令(2000/31/EC)の加盟各国における適用は、EU経済にとってますます重要になっている。加盟国がこの欧州指令を国内法化する期限は2002年1月17日だったが、従来からの加盟国ではすでに12カ国で国内法化が行われ、残りはフランス、オランダ、ポルトガルの3カ国となったほか、新規加盟国10カ国中5カ国がすでに国内法化を終えている。

電子署名指令（1999/93/EC、2000年採択）と著作権に関する欧州指令（2001/29/EC、2002年採択）も加盟各国で国内法化が進んでおり、電子サービスにおける消費者の信頼性を高めている。特に、後者の著作権に関する欧州指令は、技術的な手法によってデジタルコンテンツの著作権を保護するデジタル著作権管理（DRM: Digital Rights Management）システムの採用を後押しするとともに、著作権保護のための業界の自主的取り組みと相互運用可能なシステムの確保を求めている。

以上の欧州指令に加えて、データ保護指令（2002/58/EC）が国内法化されれば、電子ビジネスに関する法的枠組みが完成する。この欧州指令に関連し、EUのデータ保護当局を集めた独立諮問機関「第29条データ保護作業部会」は2004年2月27日、スパム対策として「欧州指令2002/58/EC第13条のもとにおけるマーケティング目的の迷惑通信に関する意見」を採択した。

このほか、欧州委員会は2004年3月12日、現行のSafer Internetプログラムに続くSafer Internet Plusプログラムに関する提案を採択した。この提案では、4年間（2005-08年）に5000万ユーロ（約67億円、2004年8月2日為替レート1ユーロ=134.17円）の予算がつけられ、4つのアクションラインの1つ「希望しない有害なコンテンツへの対応」のもとで、ユーザーが有害コンテンツの量を制限し、フィルタリング技術の効果を評価できる技術的手法に関して資金が提供される。

#### (4) 電子ビジネススキル

企業側と労働者側のICTスキルのミスマッチは縮小されてきているが、完全に解消されたわけではない。EUの複数の政策や活動が、電子ビジネススキル（e-skills）の向上と知識を基盤にした社会における社会的資源や人的資源の構築を目標としている。この分野で大きな問題となっているのは、欧州において電子ビジネススキルの証明が相互認定されないことである。EUの競争力評議会（Competitiveness Council）は2004年3月、労働者が継続的に学習し、最新のスキルを習得するよう促すことや、生産性向上のため、ビジネスプロセスへのICTの統合を促進することの必要性を改めて強調した。

#### (5) .euドメイン

欧州全域のウェブサイトや電子メールアドレスを示すEU独自のトップレベルドメイン（TLD）「.eu」は、欧州単一市場を電子ビジネスの世界へと転換する上で鍵を握る要素である。欧州委員会は2003年5月、.euドメインの管理機関として、ベルギーの非営利機関「EURID（EU」

opean Registry for Internet Domains、インターネットドメイン名欧州レジストリ)」を指名することを決定した。.eu ドメインの実施枠組みを与える EU 規則 (EU Regulation No. 733/2002) は、EU 内に居住する個人、EU 内に事務所や事業拠点を構える企業、あるいは EU 内に設置された機関が.eu ドメインを登録する権利を有する、と定めている。

#### 関連ウェブサイト

A dynamic e-business environment: [http://europa.eu.int/information\\_society/ecowor/ebusiness/index\\_en.htm](http://europa.eu.int/information_society/ecowor/ebusiness/index_en.htm)

Digital Rights Management:

[http://europa.eu.int/information\\_society/eeurope/2005/all\\_about/digital\\_rights\\_man/index\\_en.htm](http://europa.eu.int/information_society/eeurope/2005/all_about/digital_rights_man/index_en.htm)

Fighting Spam: [http://europa.eu.int/information\\_society/topics/ecommm/highlights/current\\_spotlights/spam/index\\_en.htm](http://europa.eu.int/information_society/topics/ecommm/highlights/current_spotlights/spam/index_en.htm)

".eu": [http://europa.eu.int/information\\_society/topics/ecommm/all\\_about/todays\\_framework/public\\_resources/names\\_addresses/cu\\_creation/index\\_en.htm](http://europa.eu.int/information_society/topics/ecommm/all_about/todays_framework/public_resources/names_addresses/cu_creation/index_en.htm)

### 4. 3 中小企業

従業員数 250 人未満で、他の組織から独立した企業として定義される中小企業は EU に約 20 00 万社存在する。EU の全企業の 99% を占め、約 6500 万人の雇用を提供している中小企業は欧州経済のバックボーンと言えるかもしれない。中小企業は、ICT、特に電子ビジネスを活用することによって、インターネット上で売買を行い、コスト削減と生産性の向上を実現し、変化をより効果的に管理できるようになるなど、さまざまな機会を拡大することができる。EU では、欧州委員会の企業総局を中心にして、中小企業の電子ビジネスを支援する取り組みが実施されてきた。

2001 年 3 月、欧州委員会は、中小企業が電子ビジネスへの第 1 歩を踏み出せるようにすることを目的として「中小企業デジタル化支援 (Helping SMEs to Go Digital)」イニシアチブを開始した。このイニシアチブの一環として、企業総局は「デジタル化意識向上キャンペーン」を実施した。

このキャンペーンの最終報告書「デジタル化意識向上キャンペーン 2001-2003」(2004 年 2 月発表) は、中小企業のデジタル化支援が依然として政策課題であることを強調し、将来のアクションの方向性に関連して、①多くの中小企業が ICT と電子ビジネスに対して懐疑的である②競争の集中化 (オークションや比較サイトの出現) は売り手よりも買い手に有利であり、電子ビジネスは中小企業にとって必ずしも便益をもたらさない③多くの IT ソリューションが高価

すぎるか、または信頼されていない—といった点を指摘した。

2003年3月27日発表のコミュニケ「変化する環境の中で電子ビジネス政策を適応させる (Adapting e-Business Policies in a Changing Environment)」は、最新の統計と、将来の政策の数値目標を含む政策枠組みを提案した。この枠組みが指摘したのは、ICTの利用と電子ビジネスの推進を目的とした具体的な中小企業政策に加えて、中小企業が①特に国際的な取引を対象とした安定した法的・規制枠組み②電気通信市場の完全自由化③企業の間接費削減につながる電子政府サービス——を必要としていることであった。

#### 関連ウェブサイト

SMEs and the ICT challenge:

a "think small first" approach: [http://europa.eu.int/information\\_society/ecwor/smes/index\\_en.htm](http://europa.eu.int/information_society/ecwor/smes/index_en.htm)

## 5. 電気通信産業

2004年2月3日、「欧州を高速で繋ぐ: 電気通信分野の最近の発展 (Connecting Europe at High Speed: Recent Developments in the Sector of Electronic Communications)」と題する報告書が採択された。この報告書では、EUにおけるICTの効果的利用を促進するために持続的な政治的コミットメントが必要とされることを強調し、投資の障壁を取り除くためのアクションを示している。

### 5. 1 電気通信規制枠組み

欧州委員会は2000年7月、電気通信部門の規制枠組みの大規模な改革を目的とした法案パッケージを閣僚理事会と欧州議会に提出した。18カ月にわたる集中的協議を経て2002年3月、①枠組み指令(2002/21/EC) ②アクセス相互接続指令(2002/19/EC) ③認可指令(2002/20/EC) ④ユニバーサルサービス指令(2002/22/EC) ⑤無線周波数決定(676/2002/EC)が採択され、その後、⑥データ保護指令(2002/58/EC、2002年7月採択、前出) ⑦競争指令(2002/77/EC、2002年9月採択)が追加された。これらの法令で構成される新しい電気通信規制枠組みは、電気通信市場における競争を促進し、国内市場の機能を高め、市場の力によって保証されない基本的なユーザーの利益を保証することを目的としている。この枠組みは2003年7月(データ保護指令は10月)から実施が開始された。

新しい電気通信規制枠組みは、通信に不可欠な希少資源の管理も、その規制対象としている。とりわけ重要な資源が、あらゆる無線通信に利用される無線周波数であり、規制枠組みの一部として無線周波数決定が策定されている。ただし、電気通信規制枠組み全体が通信のネットワークとサービスに焦点を当てているのに対し、無線周波数決定は、携帯電話からテレビ放送、衛星を利用した位置確認システム、科学研究まで、ありとあらゆる分野を対象としている。

#### 関連ウェブサイト

Information Society Policies at a Glance: [http://europa.eu.int/information\\_society/policy/index\\_en.htm](http://europa.eu.int/information_society/policy/index_en.htm)

Europe's Communications Industry: [http://europa.eu.int/information\\_society/industry/comms/index\\_en.htm](http://europa.eu.int/information_society/industry/comms/index_en.htm)

## 5. 2 モバイル通信

### (1) GSM から 3G へ

欧州での GSM (Global System for Mobile Communications) 規格の成功は加盟国間の調整の賜物といえるかもしれない。欧州電気通信規格機構 (ETSI: European Telecommunications Standards Institute) が欧州委員会の支援を受けて策定した GSM 規格は 1987 年欧州全域で採用され、ネットワーク、ハンドセット、サービス間の相互運用を可能にした。その結果、現在では、世界の人口の約 6 分の 1 にあたる 10 億人以上の人々が GSM 規格の携帯電話を利用するようになっている。

第 2 世代の GSM 規格、2.5 世代の GPRS (General Packet Radio Service) 規格や EDGE (Enhanced Data GSM Environment) 規格の後継にあたるのが、国際電気通信連合 (ITU) が策定した第 3 世代の IMT-2000 (International Mobile Telecommunication 2000) 規格である。第 3 世代 (3G) の規格は複数が存在するが、いずれも音声通話とモバイルブロードバンドインターネットが組み込まれている。

しかし、その後いくつかの障壁が 3G サービスの開始を遅らせた。特に、ライセンスがさまざまな加盟国に分散したことで、単一市場となるはずだった欧州の携帯電話市場は分断された。さらにライセンスのコストとインフラの新たな設置は加盟国の電気通信事業者の重い財務的負担を背負わせ、その状況が世界的な経済低迷によってさらに悪化した。

こうした状況のなか、2002 年 6 月発表された「第 3 世代携帯通信の完全展開に向けて (Towards the Full Roll-Out of Third Generation Mobile Communications)」(2002 年 6 月) では、3G の

展開の資金、技術、規制面での主な課題を分析した結果、市場放任主義を取り、安定した規制環境のなかで消費者中心の市場における競争を促進することが最も望ましいとの考えを示した。これは、同年7月に採択された新しい電気通信規制枠組み、特に、無線周波数決定（676/2002/EC、前出）にも反映されている。

## (2) モバイル通信テクノロジー

欧州委員会は2003年10月、「モバイル通信テクノロジープラットフォーム」を設立、携帯電話事業者、機器製造メーカー、コンテンツプロバイダのCEOが一堂に会し、業界の優先事項について合意を目指した。

欧州委員会は2004年6月30日、コミュニケ「モバイルブロードバンドサービス」を発表し、EU全域でいつでもどこでもデータにアクセスできるようにし、EUがこの分野で主導的地位を維持する計画を明らかにした。このなかで将来の課題として、サービスをさまざまな機器にシームレスに提供できるようにし、サービスを伝送するテクノロジーやネットワークを相互運用可能にし、付加価値の高いコンテンツを使ったサービスに十分な知的所有権保護を提供することが挙げられている。これらの課題には、基礎研究と技術革新の促進の両面での研究開発が必要とされる。

## 関連ウェブサイト

Information Society Policies at a Glance: [http://europa.eu.int/information\\_society/policy/index\\_en.htm](http://europa.eu.int/information_society/policy/index_en.htm)

Mobile and Wireless Communications: [http://europa.eu.int/information\\_society/industry/comms/mobile/index\\_en.htm](http://europa.eu.int/information_society/industry/comms/mobile/index_en.htm)

## 6. 第6次フレームワークプログラム

欧州委員会の研究総局（Research Directorate-General）を中心として実施されている研究技術開発（RTD: Research and Technological Development）政策では、欧州全域の大学、研究機関、企業、政府組織などの研究実施機関を結んで、欧州研究圏（ERA: European Research Area）を創設する欧州レベルの取り組みに焦点が当てられている。

これらの機関の研究を取りまとめ、財政的に支援するのが、複数年度にわたるフレームワークプログラムである。現在実施されている第6次フレームワークプログラムは2002-06年を対象とし、その予算総額は175億ユーロ（約2兆3500億円）である。

情報社会を実現するには情報社会技術 (IST: Information Society Technologies) の継続的發展が求められることから、第6次フレームワークプログラムでは、ISTの研究に36億ユーロ(約4800億円)の予算が配分され、資金面で最大の優先研究分野となっている。

ここでは、多岐にわたるIST研究のなかから、次世代インターネットの動向を取り上げる。

#### (1) アンビエントインテリジェンス

ISTに関する研究活動は、特に通信技術、組み込みソフトウェアおよびネットワークといった、欧州の主な得意分野をさらに強化しているが、そこで焦点化されているのは、コンピュータネットワークが日常的な環境に統合され、使い勝手の良いインターフェイスを通じて多くのサービスやアプリケーションにアクセスできるようにするテクノロジーを開発することである。こうした「アンビエントインテリジェンス (AmI: Ambient Intelligence)」と呼ばれるビジョンは、すべての人々のための知識社会へ向けた将来の發展の中心に、個々のユーザーを据えるものである。

AmIの一例が、電子ワーク (e-Work)、電子学習、電子娯楽 (e-Entertainment) の中心となる「AmI Home」である。AmI Homeでは、公共ネットワークや家庭を非常に高い帯域幅(数十メガビット毎秒)で高度にネットワーク化し、接続する。家庭の中では、無線ネットワークがPCだけでなく、さまざまな器具やディスプレイ、さらに、その家庭の中に住む各個人のパーソナルエリアネットワークを結ぶ。また放送と個人用の両方のコンテンツがホームサーバーに保存され、ネットワーク経由でアクセスできる。

#### (2) セマンティックウェブ

ウェブリソースを機械で読み取りやすくすることを目的としたセマンティックウェブが登場している。セマンティックウェブは、情報のコンテキスト(意味=セマンティクス)を識別し、解釈できるようにすることによって、ウェブに構造を与え、リソースをより便利でユーザーフレンドリーに変える。

現在の第6次フレームワークプログラムのもとで、この分野の研究は、知識ライフサイクルを自動化することと、Webリソースとサービス間の意味論的相互運用性を実現することを目的として、進化を遂げると同時に、その幅を広げている。この研究に寄与しているのは、コンテンツベースのマルチメディア分析、知識表現と推論、情報/データベース手法、マルチエージェントフレームワーク、実生活の制約のもとで動作する適応情報システム、機械学習、自然

言語処理である。

### (3) グリッド

ワールドワイドウェブの「発祥の地」である欧州原子核共同研究機関（CERN: Conseil Européen pour la Recherche Nucléaire）で他に先駆けて「ビッグサイエンス」向けに開発されたグリッドは、科学的卓越性と産業の競争力にとって重要なテクノロジーであり、その重要性は、EUの第6次フレームワークプロジェクトでも強調されている。同プロジェクトは、グリッドの研究に配分する予算を倍増し、欧州の取り組みを2つの分野に焦点化した。その1つが、工業デザインから環境モデリングまで多岐にわたる複雑な問題を解くためのグリッドテクノロジーの構築であり、もう1つは、欧州がその科学的技術的リソースを蓄積しておくのに役立つ強力な研究インフラ（汎欧州ネットワーク「GÉANT」やグリッドインフラ「Grids」など）である。

### (4) IPv6

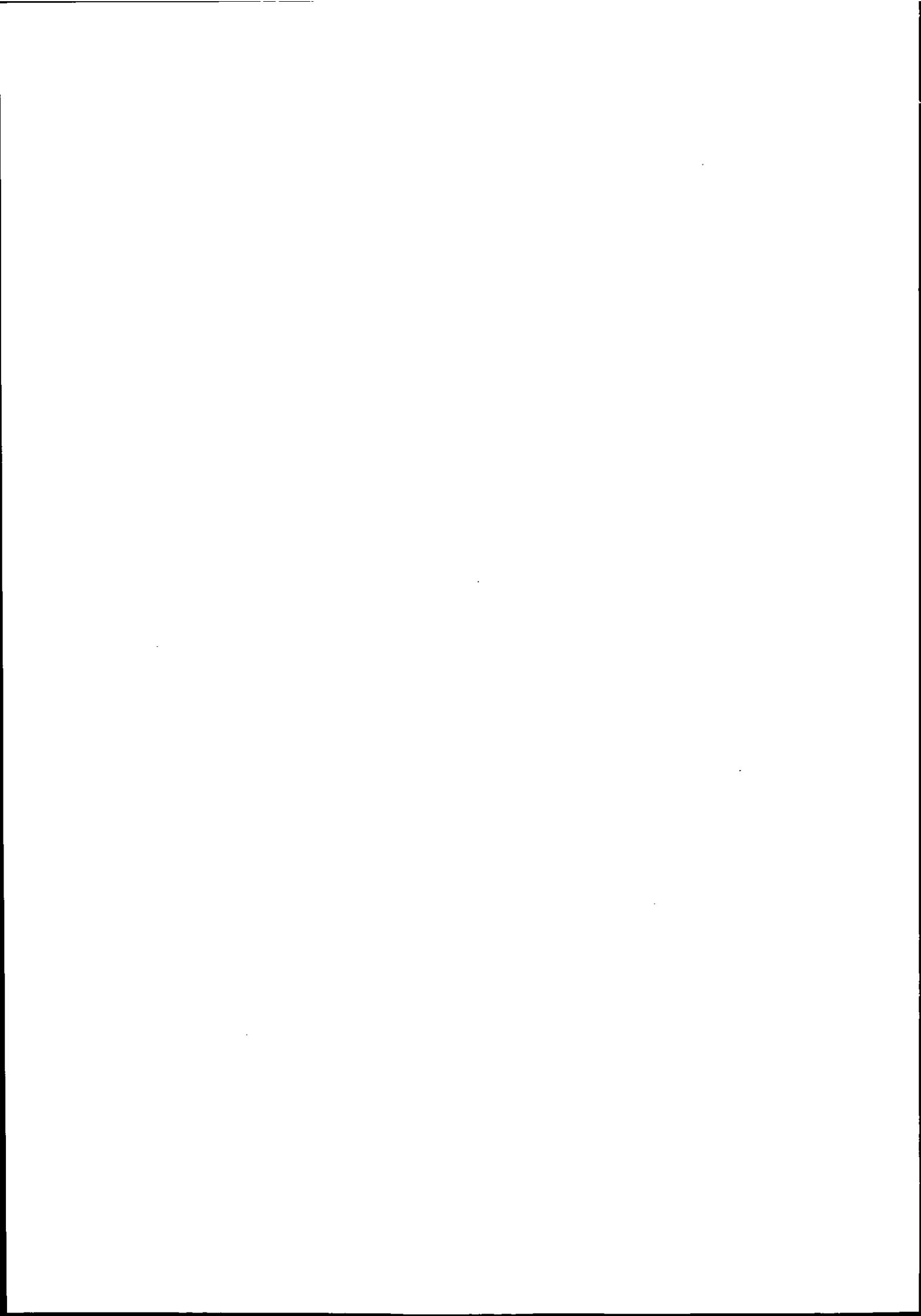
IPv6の導入を加速化するための欧州委員会のアクションプラン（2002年）は、政治的なコミットメントによって欧州のIPv6研究を組織化すること、特に、①スキルベースの開発②政策アプローチの調整③研究の維持継続④規格と標準の実装促進——に重点を置いている。このアクションプランは、EUの情報社会に関する研究活動を通じて設置された「欧州IPv6タスクフォース」の取り組みを拡張するものである。

#### 関連ウェブサイト

Research: [http://europa.eu.int/information\\_society/topics/research/index\\_en.htm](http://europa.eu.int/information_society/topics/research/index_en.htm)



## IV 英国



## IV 英国

### 1. 英国政府における情報技術政策

#### 1. 1 経緯

1996年2月、英国政府による最初の包括的な情報技術(IT)政策である「情報社会イニシアティブ」が発表された。ビジネス、保健医療、教育、行政等の分野をカバー、5か年計画(1996-2000年)として開始した。

その後、「情報社会イニシアティブ」は、2000年9月に新たに「UK Online」というIT政策に置き換わり、現在ではこの「UK Online」が、英国政府における包括的なIT政策と位置付けられている。

1998年12月、白書「競争の未来：知識集約型経済の構築」が発表された。政府の課題を次のように設定した。

- ① 2002年までに英国を電子トレーディングにとって最適の環境にする。
- ② ITを活用することによって、英国の中小企業をG7の中でもトップのレベルに引き上げる。

1999年3月、「政府近代化白書」が発表された。白書は、政府がIT戦略を確立する予定であることを明らかにした。この戦略のもとに、市民や企業に電子サービスを提供し、「情報時代に向けた中央/地方地方の協約」を設定する。さらに、データ標準、デジタル署名、スマートカード、デジタルTV、Webサイト、政府のゲートウェイとポータル、企業向けのオンライン・サービスなど、さまざまなテーマについて枠組みとなる政策とガイドラインを導入する。また市民と政府の間の決済についても電子化し、データの保護を図る。ターゲットは2008年に定められた。

1999年9月、内閣府の業務推進・刷新部門(Performance and Innovation Unit in the Cabinet Office)は、報告「e-commerce@its.best.uk」を発表した。この報告には、上記の「競争の未来：知識集約型経済の構築」白書において設定された、電子商取引に関する政府目標達成のための戦略を明確にした。

2000年9月、「UK Online 年次レポート 2000年」(第1版)が、発表された。このレポートはe-Ministerのパトリシア・ヒューイット(Patricia Hewitt)(2003年1月現在、貿易産業大臣(The Secretary of State for Trade and Industry)・e-Minister)とe-Envoyのアレックス・アラン(Alex Allan)(当時)(2003年1月現在、e-Envoyは、アンドルー・ピンダー(Andrew Pinder))によって監修され、政府や産業界のパートナーとの協力のもとに作成された。本レポートは英国をオンライン化するための戦略を詳細に定め、以下の5つのゴールを提起している。

### 5つのゴール

- ① 自信に満ちた人々：情報通信技術へのアクセスに加えて、情報通信技術を使う上での信頼、スキル、モチベーションが必要になる。
- ② ビジネスの成功：経済の各分野で情報通信技術をビジネスに利用して成功している企業。
- ③ 見本としての政府：公共セクターにおける最先端のテクノロジーの活用。
- ④ 世界一級の供給センター：IT、電子、通信の供給センター。イノベティブでダイナミックで常に成長していること。
- ⑤ 近代的な市場：消費者(企業や政府との関係における個人)を保護し、企業の競争とイノベーションを促進する市場の枠組み。

2000年9月、「UK Online キャンペーン」が発表された。3つのイニシアティブによって構成されている。(1)国民をオンラインにつなぐ、(2)企業をオンラインにつなぐ、(3)政府をオンラインにつなぐ、である。この政策において、2005年までに政府のサービスをすべてオンライン化すると目標を定めている。

2001年11月、「UK Online 年次レポート 2001年」(第2版)が、発表された。(注：英国内閣府のe-Envoy局(Office of the e-Envoy)のサイトでは、本年次レポートは2001年12月発表とあるが、実際のレポートでは11月発行と記述されている。本資料では実際のレポートの記述を優先した)①市場の近代化、②国民の能力向上、③企業の活性化、④政府のオンライン化、⑤世界的水準のサービス提供という5つの重要課題を取り上げており、下記の3つの目標を表明した。

- ① 2002年までに英国を電子商取引の世界でもっとも整備された安全な環境にする。
- ② 2005年まで希望者全員がインターネットにアクセスできることを保証する。

- ③ 2005年までにすべての行政サービスが電子的に利用できるようにする。

2002年11月、「UK Online 年次レポート 2002年」(第3版)が、発表され、下記の3つの目標を表明した。

- ① 英国を電子ビジネスにおける世界のリーダーとして発展させる。
- ② 2005年までにすべての行政サービスが電子的に利用できるようにし、重要なサービスにおいては高いレベルでの使用を実現させる。
- ③ 2005年まで希望者全員がインターネットにアクセスできることを保証する。

2003年12月、「UK Online 年次レポート 2003年」(第4版)を発表するとともに、従来のe-Envoy局に代えて電子政府局(e-Government Unit)を設置する考えを明らかにした。また、本レポートの評価を受け、e-Envoy局は2004年3月、ukonline.gov.ukに代わる英国政府の新しいオンラインサービスDirect.govを発表した。

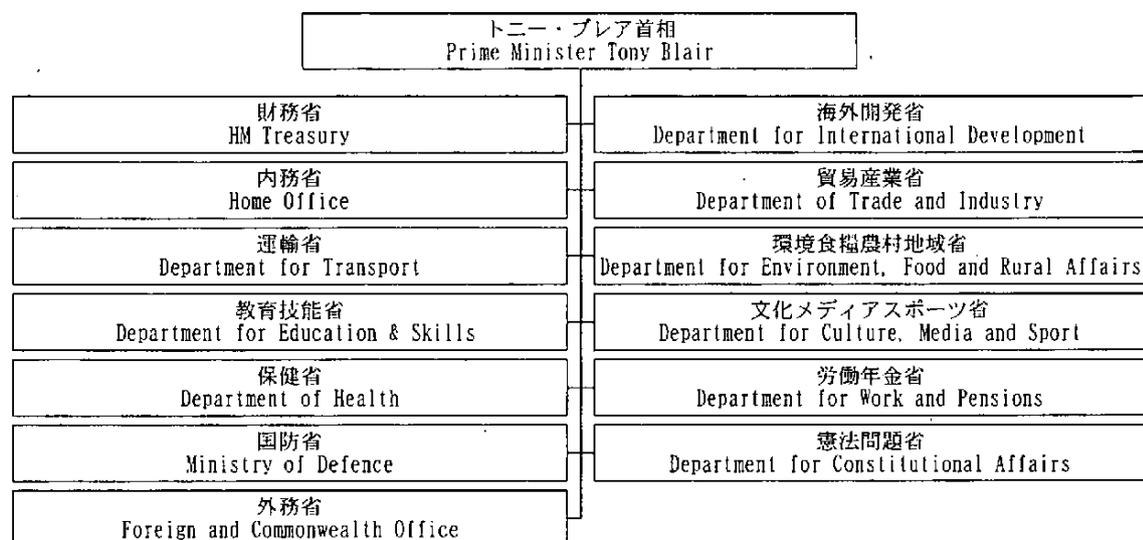
表IV-1に英国政府における主要情報技術政策の経緯を示す。

表IV-1 英国政府 主要情報技術政策経緯

発表時期	政策	概要
1996年2月	情報社会イニシアティブ	英国政府による最初の包括的な取り組みであり、ビジネス、保健医療、教育、行政等の分野をカバー、5か年計画（1996-2000年）として開始、5,800万ユーロの予算
1998年12月	「競争の未来：知識集約型経済の構築白書」	・2002年までに英国を電子トレーディングにとって最適の環境にする。 ・ITを活用することによって、英国の中小企業をG7の中でもトップのレベルに引き上げる。
1999年3月	「政府近代化白書」	市民や企業に電子サービスを提供し、「情報時代に向けた中央/地方地方の協約」を設定、ターゲットは2008年
1999年9月	e-commerce@its.best.uk	内閣府の業務推進・刷新部門による。上記の「競争の未来」において設定された、電子商取引に関する政府目標達成のための詳細な戦略
2000年9月	UK Online 年次レポート 2000年 第1版	e大臣のパトリシア・ヒューイットとe公使のアレックス・アランによって監修され、政府や産業界のパートナーとの協力のもとに作成  5つのゴール ・人々の自信：情報通信技術へのアクセスに加えて、情報通信技術を使ううえでの信頼、スキル、モチベーションが必要になる。 ・ビジネスとしての成功：経済の各分野で情報通信技術をビジネスに利用して成功している企業 ・見本としての政府：公共セクターにおける最先端のテクノロジーの活用 ・世界一級の供給センター：IT、電子、通信の供給センター。イノベーションでダイナミックで常に成長していること ・近代化された市場：消費者（企業や政府との関係における個人）を保護し、企業の競争とイノベーションを促進する市場の枠組み
2000年9月	UK Online キャンペーン	3つのイニシアティブ ・国民をオンラインにつなぐ：家庭や職場から誰もがアクセスできるオンライン・トレーニングコース「learnirect」を設置 ・企業をオンラインにつなぐ：面談やオンライン、あるいは電話による専門家のアドバイスを提供することにより、企業が新しいテクノロジーを活用するのを助ける。2000年に1,650万ユーロ、その後2年間に2,490万ユーロを支出(旧名称:the Information Society Initiative) ・政府をオンラインにつなぐ：2005年までに政府のサービスをすべてオンライン化。今後3年間に17億ユーロの予算
2001年11月	UK Online 年次レポート 2001年 第2版	市場の近代化、国民の能力向上、企業の活性化、政府のオンライン化、世界的水準のサービス提供という5つの重要課題。3つの目標を表明
2002年11月	UK Online 年次レポート 2002年 第3版	3つの目標を表明。(①電子ビジネス、②オンライン行政サービス、③国民のインターネット・アクセスに関する目標)
2003年12月	UK Online 年次レポート 2003年 第4版	ICTを活用してサービス提供を変革し、公共部門全体の運営効率を改善することを将来の課題として特定し、こうした変革を支える5つの原則を提示
2004年3月	Direct.gov	ukonline.gov.ukに代わる英国政府の新しいオンラインサービス Direct.gov を発表

Source: 英国政府等発表資料から作成

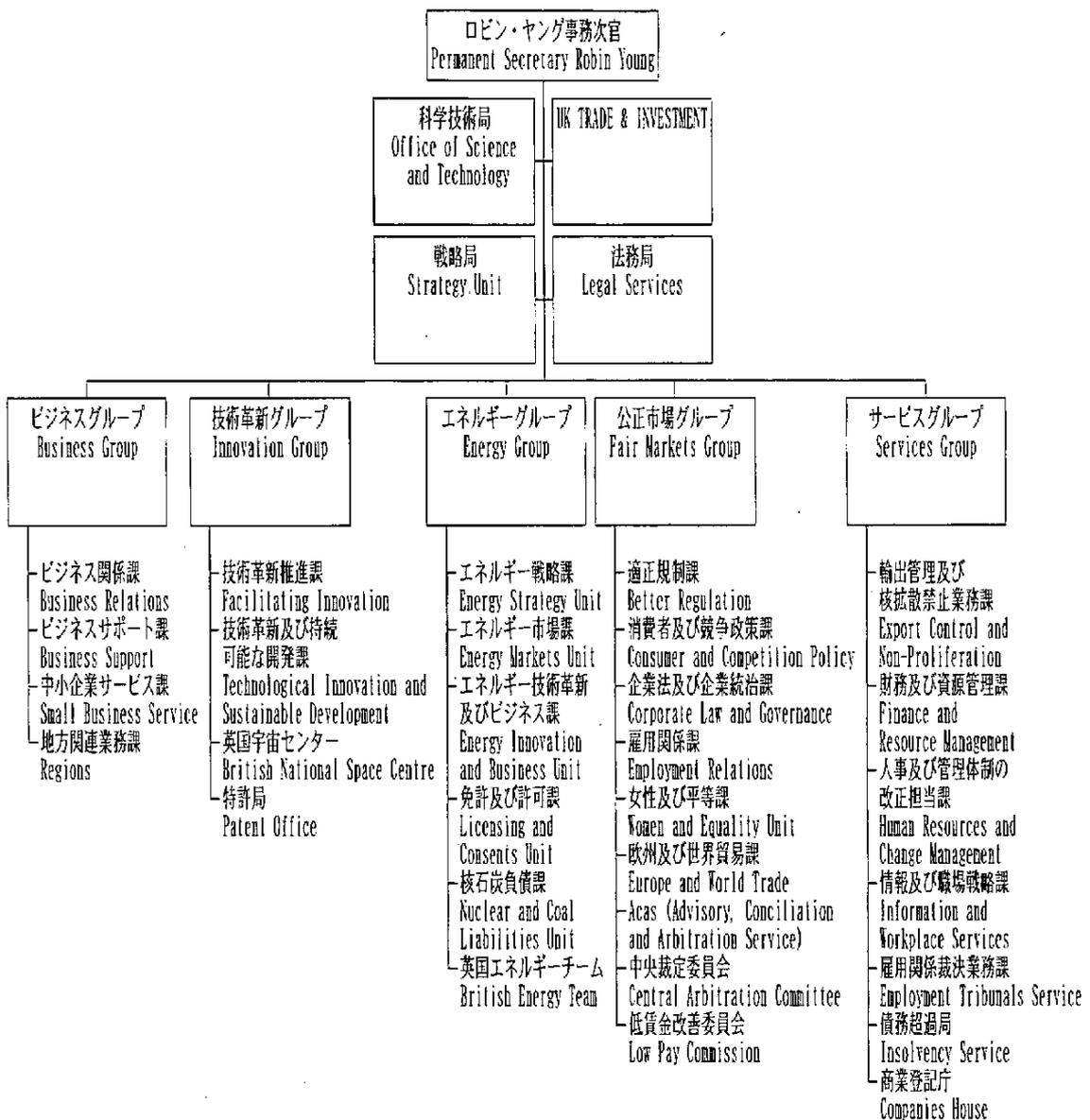
## 1. 2 行政機構



関連ウェブサイト

Guide to Government: <http://www.number-10.gov.uk/output/page30.asp>

図IV-1 英国の行政機構



関連ウェブサイト

Departmental Report 2004, p.10: [http://www.dti.gov.uk/expenditureplan/report2004/pdfs/expenditure\\_plan\\_complete.pdf](http://www.dti.gov.uk/expenditureplan/report2004/pdfs/expenditure_plan_complete.pdf)

図IV-2 貿易産業省の組織

## 2. UK Online 年次レポート

英国政府は2000年9月、新しい経済革命における英国の世界的優位を確立しようとする包括的情報技術政策プログラム「UK Online」を発表し、以来、英国の市民、企業、政府に情報通信技術 (ICT: Information Communication Technology) がもたらす利益を拡大する取り組みを続けてきた。ここでは、2003年12月15日発行の「2003年 UK Online 年次レポート (2003 UK Online Annual Report)」に即して、2003年末までの進捗状況について概要を説明する。

### 2. 1 全市民のインターネットアクセス

ブレア首相がテクノロジーのもたらす新たな機会の最大化という目標を掲げ、e-Envoy を任命した1999年当時、英国の電子経済はまだ未成熟な状態にあった。

しかし、電気通信市場の規制緩和と定額制相互接続サービス (FRIACO: Flat Rate Internet Access Call Origination) の導入が、電気通信事業者間の競争を刺激し、アクセス価格の低下をもたらした結果、2003年には、英国の家庭の48%がインターネットに接続できるようになった。

英国のブロードバンド市場は、急速に拡大しつつある。2000年には5万人以下だった英国のブロードバンド加入数は、2003年11月末には300万を突破した。2003年の調査によれば、インターネットに接続する家庭の18%がブロードバンドを使用し、この数字は前年度から11ポイント上昇している。

もちろん英国政府は、市場の力やテクノロジーの多様化だけに頼ってきたわけではない。ブレア首相は2000年、「2005年までに希望者全員にインターネットアクセスを提供する」という目標を設定し、すべての市民にデジタル時代の機会を提供する政府の取り組みを打ち出した。

英国政府は、地域社会を拠点にしたインターネットアクセスを提供するため、早くから大規模な投資を行ってきた。小売店、コミュニティセンターから、学校、大学、公立図書館まで6000カ所以上にUK Online センターを設置し、維持するため、1999年から2003年にかけて総額4億ポンド以上(約790億円、以下2004年7月1日為替レート、1ポンド=約196.4円に基づく)が投資された。

## 2. 2 電子ビジネス

### (1) ブロードバンド市場の創設へ

英国では、ICT を活用して企業の生産性と競争力を高めることが重要な課題とされてきた。従来型のビジネスを変革する可能性を持つ ICT の 1 つが、ブロードバンドである。ブロードバンドの重要性は、英国政府が設定した、「2005 年度までに先進 7 カ国 (G7) で最も広範で競争力あるブロードバンド市場を創設する」という目標に反映されている。

ブロードバンド市場は、1999 年の UK Online プログラム発足以来、飛躍的な成長を遂げ、2001 年 10 月にはわずか 18 万人にすぎなかったブロードバンド加入数は、2003 年 11 月末までに 300 万の大台を突破した。

ブロードバンドネットワークの導入を加速化するために助成金を出すよう提唱している国もあるが、英国政府はこれまで一貫して競争を促進する戦略を取ってきた。2001 年から 2003 年にかけてブロードバンドの卸売価格が下落すると、規制緩和と業界のコスト削減により、小売市場に参入する企業の数が増加し、競争力ある価格でサービス提供が行われるようになった。かつて世界で最も高価だった英国のブロードバンド価格は、今や世界で最も低い水準まで低下し、ブロードバンドとナローバンドの価格格差も縮小を続けている。

しかしながら、農村地域における商業的に存立可能なブロードバンドソリューションに関しては、まだ課題が残されている。このため貿易産業省のステイーブン・ティムズ電子商取引担当大臣は 2003 年 11 月、2005 年末までに英国のあらゆる地域でブロードバンドが利用できるようにする考えを明らかにした。この実現に向けて政府では、新技術、公共部門のブロードバンド需要の集約、地域間の協力という 3 つの要素が重要であると見ている。

### (2) 労働者の ICT スキル向上

企業の生産性や競争力の向上の観点から、ブロードバンド市場の拡大と並んで近年重視されてきたのが、企業で働く人々のスキルの向上である。2002 年の e-サミットでブレア首相は、生産的で競争力ある、テクノロジーの世界的リーダーとなるというビジョンを実現するため、英国のスキル基盤を改善することが重要であると強調した。2001 年 2 月に発行されたホワイトペーパー「変化する世界における全ての人々のための機会 (Opportunity For All in a World of Change)」で、英国を「ICT スキル提供で世界第 1 位の国にする」という目標を設定した。

### (3) 企業活動を支える規制戦略

ICT を活用した企業の活動を、いわば側面から支えてきたのが、英国政府による規制枠組みや法的枠組みの整備である。

英国の規制戦略は、インターネットを利用したビジネスとオンライン行政サービスに対する障壁を取り除くこと、また、ネットを信頼して安全に使用できるようにし、より高度な取引や活動に参加できるようにすることを目指している。

電気通信部門や放送部門では、そのダイナミックで一点集中的な性質により、規制へのより集中的なアプローチが必要とされていたことから、2002年、通信局（OFCOM: Office of Communications）が通信局法によって設置され、2003年12月同局は、電気通信業界の5つの規制機関の権限を引き継いだ。

国境を超えた電子商取引が規制のパラダイムそのものを揺るがすなかで、国際的パートナーとの協力はこれまで以上に重視されるようになってきている。そうした共同作業の初期の例は、2000年6月、「EU 電子商取引指令」が採択され、欧州におけるオンラインサービスの新しい規制枠組みが確立されたことである。英国で2002年発効した同指令は、加盟国の企業がオンラインで取引を行う場を創設することに貢献し、技術革新と競争を促進した。

国際的アプローチが他のどの分野よりも求められているのが知的所有権である。英国で2002年12月に実施された「情報社会における著作権法に関する EC 指令」は、EU とその加盟国が「1996年世界知的所有権機構（WIPO: World Intellectual Property Organization）条約」を批准する道を開いた。2003年10月に発効した英国の新規則は、「1988年著作権意匠特許法」をこの EC 指令に沿う形で拡張している。

オンラインの世界の規制に関して最も難しい課題の1つは、個人のプライバシー権と電子商取引の推進、あるいは、犯罪からの一般市民の保護との間のバランスをどのように取るか、という問題である。2003年9月、内務大臣は、RIPAのもとで通信データへのアクセスを規制する新しい命令を議会に提出した。新しい措置では、公的機関の職員の中で通信データにアクセスできる者、および、利用できる情報の種類を制限することによって、プライバシーが保護される。

プライバシー保護に関するもう1つの動きは、貿易産業省が2003年9月、「プライバシーおよ

び電気通信に関する EU 指令」を実施するための規則を議会に提出したことである。この EU 指令では、企業が cookie などの追跡技術を用いるときに、ユーザーにそのことを知らせ、拒否する機会を与えなければならない。重要なのは、企業が未承諾の電子メールやショートメッセージサービス (SMS) のテキストメッセージを民間の個人に送信する多くの場合に事前の同意が必要となることで、電子メールの全トラフィックの 5 割を占めると言われる迷惑メール (スパム) の撲滅に役立つ。

#### (4) 電子商取引から電子ビジネスへ

電子商取引の世界では、1998 年にブレア首相が英国を「世界で最も電子商取引に適した国にする」計画を発表して以降、大きな進展があり、2002 年 11 月の e-サミットでブレア首相は、国際電子経済ベンチマーク調査で英国が電子商取引に適した国として世界第 2 位に位置付けられたと発表した。

インターネットを利用したビジネスは、1990 年代末の急速な成長を経て、より成熟した業界を生み出しつつある。そのなかで英国の企業は、ICT を活用して、企業そのものを変革していくこと、すなわち、効率性、生産性を高め、顧客やパートナーとのインタラクションを根本的に変化させることが求められている。英国政府は、こうした変革を「電子商取引 (e-commerce)」から「電子ビジネス (e-business)」への移行として位置付け、「2002 年 UK Online 年次レポート」では、英国を「電子ビジネスにおける世界のリーダー」にすることを目標の 1 つに掲げた。

英国政府は 2000 年、企業、特に中小企業による ICT のビジネス活用を変革するための貿易産業省主導のイニシアチブ UK online for business を開始した。

### 2. 3 電子行政サービス

#### (1) 主要サービスへの焦点化

1999 年当時英国では、ほんの一握りの行政サービスしかオンラインで提供されていなかった。同年 3 月ブレア首相は、「政府近代化 (Modernising Government) 白書」を発表し、サービス提供者の都合ではなく、市民のニーズに基づく公共サービスの未来についてビジョンを定め、電子化 (e-Enablement) をこのビジョンの一部に組み込んだ。ホワイトペーパーは、2008 年末までにすべての行政サービスをオンラインで提供するという目標を掲げ、1999 年 9 月の e-Envoy 局設置の土台となった。

2002年9月、電子サービスの提供に関して「主要サービスを2005年までに完全に電子化し、高い利用率を実現する」という新たな目標を設定した。この目標の実現に向けて加速するため、e-Envoy局が調整・運営にあたる省庁間の電子政府提供プログラム（e-GDP: e-Government Delivery Programme）が創設された。e-GDPは、次の3つの作業を軸とした戦略的アプローチを採用している。

- ・ オンラインでサービスを提供するための能力を構築する。
- ・ サービスを市民のニーズに基づいて焦点化することによって、サービスの利用率を引き上げる。
- ・ 投資に見合った価値を最適化するため、サービスに関係する共通の構成要素を構築する。

## (2) 利用率の改善

新しい政府目標の中で特に難しい部分は、後半の高い利用率の実現である。現在、電子行政サービスの全般的な利用率は依然として低い水準にとどまっており、オンラインで政府省庁とやりとりしたことがあると答えたのは、インターネットユーザーのわずか8%にしかすぎない。低利用率の主な要因として考えられるのは、電子行政サービスが省庁側の考えで一方向的に構築される傾向があり、サービスの利用者に焦点が当てられていないことである。

英国政府は、政府と、公共、民間、ボランタリー部門の仲介機関が協力し、利用者のニーズをより満足する電子行政サービスを提供することを目標としており、e-Envoy局は2003年5月、仲介機関の参加の原則と、この政策を前進させるための支援を示した政策枠組み草案を発表した。

## (3) 信頼性の構築

電子行政サービスはまた、それを使う人々の信頼を得る必要がある。そのために取られている1つの方法が、プライバシーとデータの共有に関するものである。大法官省（現憲法問題省）がこの分野を担当し、次のような進展があった。

- ・ 会合を開き、問題点と解決策を検討するため、省庁間のデータ共有担当者グループ（DSPG: Data Sharing Practitioner Group）を設置した。
- ・ 公共サービス信頼憲章（Public Service Trust Charter）に関して2回の諮問を行い、個人データの処理において一般市民が公共部門に期待する水準を明確に示した。

電子行政サービスが信頼を得るもう1つの方法は、電子政府の信頼ポリシーに関するものである。e-Envoy局の信頼プログラムは、信頼の確保が、コスト効果の高い行政サービスの提供

や利用の障壁とならないようにするため、ポリシーと実施プログラムを採用している。

#### (4) 地方政府の電子化

電子行政サービスの提供では、地方自治体が果たす役割も大きい。このため、e-Envoy 局は、副首相府（ODPM: Office of the Deputy Prime Minister）が資金提供する地方電子政府プログラム（localegov）への支援を行っている。このプログラムは、2002年11月 ODPM が発行した「地方電子政府に関する国家戦略（National Strategy for Local e-Government）」のなかで定められた。localegov プログラムでは、2004年12月までに地方自治体に製品、手引き、規格、利用戦略を提供することを目的としたいくつかの国家プロジェクトを策定した。これらのプロジェクトは、2005年までのサービスオンライン化に向けて地方自治体が前進するのを支援する。地方自治体の大多数は、この目標を完全に達成すると予想され、一部の自治体ではすでにすべてのサービスがオンライン化されている。

#### (5) 電子化の効率の改善

行政サービスの電子化でもう1つの大きな課題となってきたのが、電子化の効率を高めることである。各省庁のシステムが互換性を欠き、統合されていないという問題点に対応するため、e-Envoy 局が発行する枠組みと指針は、ウェブサイト設計、認証、セキュリティなどの分野のアプローチに一貫性をもたせてきた。

#### (6) 電子民主主義

最後に、市民の政治参加に ICT を利用する試みも広がりを見せている。2002年英国政府は、政策ペーパー「民主主義のために（In the Service of Democracy）」を発行し、電子民主主義に関する初の政策的考えを定め、一般の意見を求めた。電子民主主義政策は、一般市民と国家間のコミュニケーションを電子的に行うことによって、民主主義のプロセスへの参加を促進し、拡大し、深めることを目的としている。電子民主主義政策はまた、電子投票（e-voting）と電子住民参加（e-participation）の2つの異なるが互いに関連する系統に分類される。

電子投票では、選挙プロセスの近代化に取り組み、2006年以降の総選挙で、電子的に投票を行うことを目指している。現在は、地方選挙で試験的プログラムを進めている段階である。

電子住民参加は、まだ揺籃期にあるものの、中央政府全体にわたる、いくつかの革新的事例が実施されている。2002年には、遺伝子組換え食品、年金、EUの未来について電子的に議論が行われ、人々が情報をオンラインで得られるようになった。

### 3. 政府の業務変革

#### 3. 1 Direct.gov

##### (1) 利用者中心の電子行政サービス

「2003年 UK Online 年次レポート」は、電子行政サービスの利用率を引き上げるために、サービス利用者のニーズに基づいて、よりユーザーフレンドリーなサービスを提供することに焦点を当てる必要があると指摘している。

同レポートによると、政府のオンラインサービスは、gov.uk というドメイン名の 3000 以上の Web サイトと 900 の中央政府サイトに分散しているが、行政サービスの利用者の好みを調査した結果、明確なブランディングと大々的プロモーションが行われるただ 1 か所での行政サービス提供を求めていることが判明した。

電子行政サービスの統合化の試みとしてはすでに、英国政府のすべての情報とサービスへのアクセスを提供するポータルサイト ukonline.gov.uk が 2000 年 9 月に立ち上げられ、月間ページビュー 300 万ページという実績を上げている。しかしながら、このサイトも、迷路のような政府系 Web サイトをナビゲートする中心的道標とはなり得ても、サービス利用者にとっては、単一の行政サービス提供ポイントや統合化されたサービスと呼ぶには程遠いものだった、と「2003年 UK Online 年次レポート」は評価している。

##### (2) ukonline.gov.uk から Direct.gov へ

「2003年 UK Online 年次レポート」の評価を受けて e-Envoy 局は 2004 年 3 月 1 日、ukonline.gov.uk に代わる英国政府の新しいオンラインサービス Direct.gov を発表した。このサービスでは、多くの政府省庁の情報が 1 か所に集約されているため、利用者が各省庁のサイトを検索する必要がない。また、省庁別ではなく、学習、健康、地域情報、旅行などのトピック別に整理された政府情報を提供し、ユーザーが自分に関係した情報を見つけやすくしている。コンテンツは、自動車の運転者、児童保護者、障害者、介護者、国外居住者、50 歳以上の高齢者など、明確に特定されたグループを対象としている。たとえば障害児を抱える保護者が地域の普通校に子供を通学させる場合、これまでなら、教育技能省や労働年金省のサイトを個別に訪問しなければならなかったが、Direct.gov なら 1 か所で、受けられる支援の種類やレベルまで調べることができるようになる。

2004 年 3 月、100 人のインターネットユーザーに Direct.gov と ukonline.gov.uk の両方を使用

して一連のタスクを遂行後、評価してもらったところ、8割のユーザーが Direct.gov が UK Online よりも優れていると回答した。さらに e-Envoy 局は 2004 年 4 月 28 日、Direct.gov が Sky、Telewest、NTL を通じてデジタルテレビ (DTV) ユーザーにもサービスを提供すると発表した。これにより、1000 万世帯近くが DTV 経由でサービスを利用できるようになる。2004 年 7 月現在、ukonline.gov.uk のコンテンツはすべて direct.gov に移行されている。

「2003 年 UK Online 年次レポート」は、電子行政サービスの利用率を上げるために、サービス利用者のニーズに基づいて、よりユーザーフレンドリーなサービスを提供することに焦点を当てる必要があると指摘している。

e-Envoy 局は 2004 年 3 月 1 日、ukonline.gov.uk に代わる英国政府の新しいオンラインサービス Direct.gov を発表した。このサービスでは、多くの政府省庁の情報が 1 か所に集約されているため、利用者が各省庁のサイトを検索する必要がない。また、省庁別ではなく、学習、健康、地域情報、旅行などのトピック別に整理された政府情報を提供し、ユーザーが自分に関係した情報を見つけやすくしている。

### 3. 2 電子政府局

#### (1) 将来の課題

すでに述べたように英国政府は、市民のインターネットアクセス、電子ビジネス環境の整備の両分野において、e-Envoy 局を中心として政治的リーダーシップを発揮し、大きな成果を上げてきた。今や ICT の可能性について政府全体に理解が浸透し、各省庁は引き続き、英国の電子経済全般にわたって発展を推し進めてゆくものと考えられる。このような理由から「2003 年 UK Online 年次レポート」では、ICT を活用してサービス提供を変革し、公共部門全体の運営効率を改善することを将来の課題として特定し、こうした変革を支える原則として次の 5 つを示している。

- ・ 利用者を中心としたサービスの構築
- ・ Web ベースのサービス提供への移行
- ・ サービス提供のコスト削減
- ・ テクノロジーを利用することで、サービス提供の前線にいる人々が自由に活動できるようにする。
- ・ これまでより多くのバックオフィス機能を自動化し、統合する。

## (2) e-Envoy 局から電子政府局へ

上記の課題や原則に沿って英国政府は、その中枢部からの支援を、政府本体の業務変革に焦点化している。その第一歩として内閣府は、「2003 年 UK Online 年次レポート」を発表した 2003 年 12 月 15 日、従来の e-Envoy 局に代えて電子政府局 (e-Government Unit) を設置する考えを明らかにし、その責任者 (Head of e-Government) としてイアン・ワットモア氏の名前を挙げた。電子政府局の責任者は、内閣府内に置かれ、内閣次官 (Cabinet Secretary) と内閣府大臣 (Minister for the Cabinet Office) の指揮下に入る。

ワットモア氏は 2004 年 5 月 25 日、電子政府局の責任者に正式に任命された。電子政府局の具体的担当分野は次の通りである。

- ・ 戦略: サービス提供と行政効率に関する政府目標を実現するため、政府内の ICT に関する方針や計画を策定し、実施に関するプログラム管理を行う。
- ・ アーキテクチャ: 中央政府における ICT に関して方針、設計、規格、統治、助言、指導を提供し、政府規模のインフラやサービスを外部委託し、異なるレベルの政府 (EU、分離地域の政府、地方自治体など) とのシステム統合の問題に取り組む。
- ・ 技術革新: ICT によって生まれる効率改善の革新的機会について政府機関に助言する。
- ・ IT 関連財務: 政府調達庁 (OGC: Office of Government Commerce) と協力して政府における主要な IT プロジェクトを監視し、主な投資決定について助言する。
- ・ IT 関連人事: 政府における IT 関連職を統括し、専門家育成を主導する。
- ・ プロジェクト: 閣僚、首相府、内閣府、大蔵省を支援するのに必要な特別政策・戦略研究を実施する。
- ・ 調査: テクノロジーに関する動向、機会、脅威、リスクを特定する。
- ・ セキュリティ: 政府の IT セキュリティ方針、規格、監視と保証、国家的インフラの緊急時対応を監督する (従来 e-Envoy が担当していた情報保証 [Information Assurance] の中心的スポンサーの役割)。
- ・ サプライヤ管理: OGC と協力して、戦略的サプライヤとの関係を管理し、サプライヤ分析を実施する。

### 関連ウェブサイト

e-Government Unit: <http://e-government.cabinetoffice.gov.uk/Homepage/fs/en>

Directgov: <http://www.direct.gov.uk/Homepage/fs/en>

2003 UK online annual report:

[http://e-government.cabinetoffice.gov.uk/MediaCentre/NewOnSiteArticle/fs/en?CONTENT\\_ID=4006060&chk=rIWVHj](http://e-government.cabinetoffice.gov.uk/MediaCentre/NewOnSiteArticle/fs/en?CONTENT_ID=4006060&chk=rIWVHj)

#### 4. 貿易産業省の情報技術政策

貿易産業省は、e-Envoy 局の指導のもと、教育技能省、文化メディアスポーツ省、内務省などとともに情報通信政策の実施にあたってきた。ここでは各種目標と予算配分の側面から貿易産業省の情報通信政策について説明する。

##### (1) 戦略目標と優先分野

ブレア首相は 1998 年、2 年ごとに歳出見直しを行う予算制度を導入し、包括的歳出見直し (CSR: Comprehensive Spending Review) を発表した。このなかで 1999-2002 年を対象にした貿易産業省初の公共サービス協定 (PSA) 目標が設定された。2002 年歳出見直し (2002 Spending Review) で PSA 目標は、2003 年 4 月 1 日-2006 年 3 月 31 日を対象期間として更新・追加が行われた。

2003 年 4 月には、PSA 目標に基づき、「2003-06 年貿易産業省事業計画 (DTI Business Plan 2003-2006)」が発行された。以来、貿易産業省は、「すべての人々のための繁栄」というビジョンをいかにして実現するか、について詳細な事業計画を策定してきた。

貿易産業省は 2003 年 9 月、「貿易産業省戦略 (DTI Strategy)」を発行した。これは次の戦略目標を達成するための活動を定めている。

- ・ ビジネスの支援
- ・ 科学と技術革新の推進
- ・ 公正な市場の確保

「貿易産業省戦略」はまた、これらの戦略目標の達成と生産性の向上に最も大きく貢献する次の優先分野を定めている。

- ・ 知識の移転
- ・ 職場における潜在力の最大化
- ・ 競争的市場の拡大
- ・ 地域経済の強化
- ・ より緊密な協力体制の形成

2004 年 3 月には、「貿易産業省戦略」の実施方法を示す「2004-07 年貿易産業省事業計画 (DTI Business Plan 2004-2007)」が発行された。「貿易産業省戦略」とこの事業計画は併せて、PSA 目

標を実現するための枠組みを提供している。

「2004-07年貿易産業省事業計画」によると、貿易産業省は2004-05年度、比較的重要性が低い事業を縮小し、すべての分野で効率性を高めたり、人員削減やコンサルタント費用の抑制などを行ったりする一方で、知識の移転を含む、いくつかの優先分野へ、これまでより多くのリソースを配分した。2004-05年度の貿易産業省のプログラム支出総額44億2200万ポンド（約8685億円）のうち、前年度から約2億5000万ポンド（約491億円）増額された「科学と技術革新」が61.2%を占めている。

## (2) ICT 関連政策

2004年4月には、2003-06年の貿易産業省の歳出計画（Expenditure Plan）を示す「2004年貿易産業省報告（DTI Departmental Report 2004）」が発行された。同報告では、2004-05年度の12の事業目標を定めているが、そのうち特に3つの目標でICTに関連した政策を取り上げている。

第1の目標は、「ビジネス業績を向上させ、国内外で競争力を高める」という目標である。2004-05年度はこの目標に2億2260万ポンド（約437億2000万円）が配分される。

この目標の実現にむけて貿易産業省はこれまで、企業の電子ビジネスへの移行を支援するポータルサイトUK online for business を立ち上げたほか、ブロードバンド、モバイル通信、デジタル分野でも政策を実施している。

2004-05年度、貿易産業省は、英国企業の国内外の市場における一層効果的な競争を支える通信インフラを整備するため、「ブロードバンドブリティッシュ行動計画（Broadband British Action Plan）」を実施し、2005年までにG7で最も広範で競争力あるブロードバンド市場の実現を目指す。

アナログテレビからデジタルテレビへの移行は、まだ正式には決定していないものの、間違いなく実施されると見られており、問題は移行時期に絞られてきている。貿易産業省はすでに「デジタルテレビ行動計画（Digital Television Action Plan）」を開始し、放送業者やメーカーとデジタル化について協議を行っている。2004-05年度は、デジタル化に向けて、この行動計画を推し進め、少なくとも、現在アナログテレビに割り当てられている112MHz周波数帯を解放する。

第2の目標は、「英国の技術革新の成果を改善し、科学技術のビジネス活用を加速化するために効果的な知識移転を促進する」という目標である。2004-05年度は、この目標に3億4120万ポンド（約670億1000万円）が配分される。

この目標の実現に向けて2003年7月にはマイクロナノテクノロジー（MNT）プログラムが発表された。これに投入される6年間で9000万ポンド（176億8000万円）という資金は、業界がMNTの商業的機会を活用するのに役立つ。この資金は、MNT施設の新しいネットワーク（4000万ポンド [約78億6000万円]）と共同研究開発（5000万ポンド [約98億2000万円]）の2つの要素に分かれている。

第3の目標は、「英国の科学技術の国際的成果と政府と社会によるその利用を改善する」という目標であり、2004-05年度は27億430万ポンド（約5311億円）が配分される。

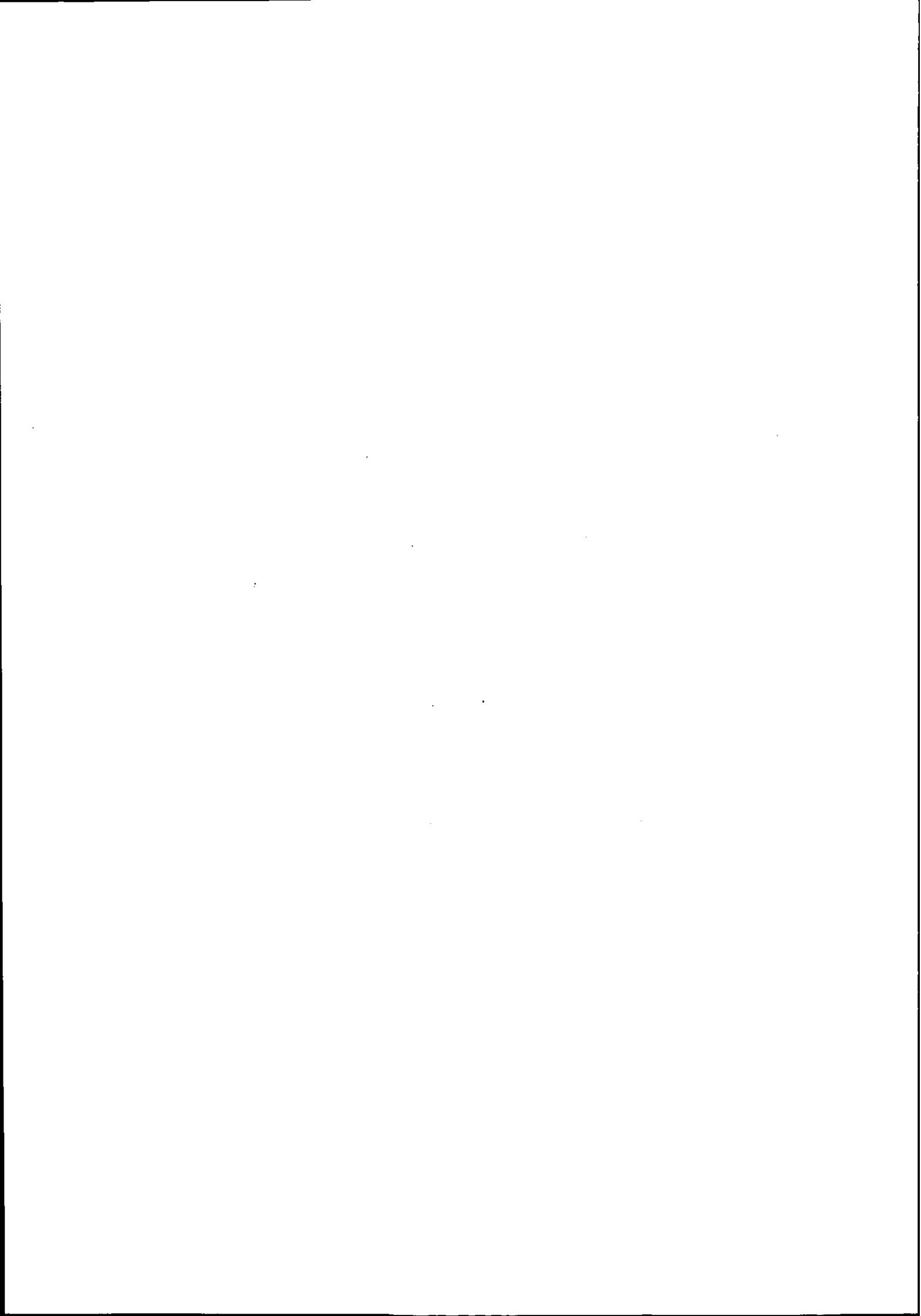
この目標のもとで貿易産業省は、その科学技術局（OST: Office of Science and Technology）を通じて、政府の最高科学顧問（Chief Scientific Advisor）を補佐し、優れた科学が政府省庁によって効果的に利用されるようにするとともに、EUの科学技術活動への英国の参加、より一般的には、2国間およびネットワーク協定を通じた国外における英国の科学技術活動を推進している。OSTは現在、毎年約25億ポンド（約4900億円）を科学技術研究に投じており、主な投資分野には、研究評議会（Research Council）の中核的活動、最優先の新研究プログラム、博士課程学生の支援、大学のインフラ整備、知識移転がある。

#### 関連ウェブサイト

2004 Business Plan: <http://www.dti.gov.uk/about/businessplan2004.pdf>

Departmental Report 2004: [http://www.dti.gov.uk/expenditureplan/report2004/pdfs/expenditure\\_plan\\_complete.pdf](http://www.dti.gov.uk/expenditureplan/report2004/pdfs/expenditure_plan_complete.pdf)

## V アイランド



## V アイルランド

### 1. アイルランドにおける情報技術政策

#### 1. 1 経緯

アイルランド政府の情報社会政策は、1999年1月に発表した「アイルランドにおける情報社会の実現に向けたアクション・プラン」"Implementing The Information Society in Ireland: An Action Plan"を総理府が主管となって実施することにより開始された。その後、このアクション・プランの実施結果を基に、その課題に取り組むべく2002年3月、「新しい関係の構築—情報社会の潜在的可能性を実現する戦略」"New Connections - A Strategy to realise the potential of the Information Society"と題する情報社会政策を発表した。この実施結果について、政府は2003年2月に第1版を、また2004年4月に第2版を発表した。

表V-1にアイルランド政府における主要情報技術政策の経緯を示す。なお、それぞれの政策の詳細については、「4. 情報社会政策」を参照。

表V-1 アイルランド政府 主要情報技術政策経緯

発表時期	政策/関連文書の発表	概要
1999年1月	Implementing The Information Society in Ireland: An Action Plan	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的：政府による包括的行動枠組みを示すことにより、アイルランドが情報社会のもたらす恩恵を享受し国内の社会経済を引き続き発展させること</li> <li>・ アクション・プランを構成する主要分野 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 電気通信インフラ</li> <li>➢ 電子商取引およびビジネス・チャンスの拡大</li> <li>➢ 権限付与に関する施策</li> <li>➢ 法的措置</li> <li>➢ ICTおよび公共サービスの提供</li> <li>➢ アクション実施時の支援に関わる分野</li> <li>➢ アクションを推進する分野</li> </ul> </li> </ul>
2002年3月	New Connections - A Strategy to realise the potential of the Information Society	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この情報社会政策の2つの柱： <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 重要なインフラ</li> <li>➢ 情報社会の発展を支援する枠組み</li> </ul> </li> <li>・ 各々の主要分野 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 重要なインフラ：電気通信インフラ、法規制環境の整備 eGovernment</li> <li>➢ 情報社会の発展を支援する枠組み：eBusiness、R&amp;D、生涯教育、eInclusion</li> </ul> </li> </ul>
2003年2月	New Connections の実施報告 第1版を発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 14のプロジェクトが終了、83のプロジェクトは目標どおり進行中、57プロジェクトが遅れ気味、4プロジェクトが新設</li> <li>・ New Connections で掲げた主要7分野の進捗状況： <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 電気通信インフラ：2002年12月、国家の優先事項支援のため、電気通信管理委員会を設立。19都市プロジェクトの大都市ネットワーク調達開始。既存の電気通信インフラの積極的活用への</li> </ul> </li> </ul>

		<p>検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 法規制環境の整備：2002年の電気通信規制法の施行など、法規制関連のアジェンダの実施状況は、概ね良好</li> <li>➤ eGovernment：2002年4月から Reachservice.ie、Basis および Oasis サイトが利用可能。eCabinet プロジェクトは政府承認を得、2003年から事業を展開。eHealth、ePayment もサービス改善を実施。今後の課題としては、Public Service Broker の早期サービス提供、個人サービス会員番号利用に関する問題解決 eGovernment における ICT による政策決定および管理手続きの統合化など公共サービス提供のさらなる発展が指摘された</li> <li>➤ eBusiness：特に中小企業を対象とした数多くのイニシアチブが実施されており、現在知識社会における eBusiness の問題がクローズアップされている中、Forfas および情報社会委員会による問題への取り組みが待たれる</li> <li>➤ R&amp;D：経済の低迷により R&amp;D への投資の必要性が指摘されており、現在情報社会委員会が R&amp;D および知識基盤型企業の発展について検討中</li> <li>➤ 生涯教育：2002年における資格認定局による資格レベルに関する枠組みの発表、教育・科学省による初等/中等教育レベルでの ICT を使った教育カリキュラムの拡大など、主要分野ですでに進行中。今後、情報社会政策部による Lifelong Task Force の提言実施、運営グループによる情報社会委員会の報告書および国立教育技術センターによる ICT 投資に関する現状分析報告書の検討が待たれる</li> <li>➤ eInclusion：Libraries イニシアチブ、ISP プロジェクトなどすでに終了/評価段階に達したプロジェクトは多いが、Universal Participation イニシアチブは 2003年初頭の開始が待たれる。今後、公的資金の利用に関する再確認の必要性、情報社会委員会の第1回報告書における情報社会の総合発展に関する調査結果および数多くの提言についての総理府による検討の必要性が認識されている</li> </ul>
2004年 4月	New Connections の実施報告 第2版を発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ New Connections で掲げた主要7分野の進捗状況： <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 電気通信インフラ：ブロードバンド・アクション・プラン (Broadband Action Plan) および地方におけるブロードバンド・プログラム (Regional Broadband Programme) などにより著しく進歩</li> <li>➤ 法規制環境の整備：電子商取引に関する信頼性があり予測可能な法的枠組みの確立に向けて大きく進歩</li> <li>➤ eGovernment：Public Services Broker の設置、サービスのオンライン化および統合化などで大きく進展</li> <li>➤ eBusiness：中小企業に対して、eBusiness および IT の利用推進を目的とした新イニシアチブの実施/支援を進めている</li> <li>➤ R&amp;D：次世代インターネット・プログラムなどにより推進</li> <li>➤ 生涯教育：学校へのブロードバンド提供イニシアチブなどにより推進</li> <li>➤ eInclusion：今後の取り組みとして、総理府による全国/地域レベルでの eInclusion に関する最善慣行の事例研究ならびに戦略に関する情報のオンライン化、LGCSB による ICT インフラ/サービスに関するパイロット・プロジェクトの開始および MoBhaile プロジェクトの策定などを決定</li> </ul> </li> </ul>

Source: アイルランド政府作成資料

## 1. 2 アイルランド政府の行政機構

### 1. 2. 1 行政機構全般

アイルランドの情報技術政策は、総理府が中心となってその計画策定、実施への主導的役割を果たしている。アイルランド初の情報技術政策である”Implementing The Information Society in Ireland: An Action Plan”実施以降、情報社会アジェンダの効率的・効果的な実施および管理強化を目的としていくつかの政府機関が設立された。情報社会に関する内閣委員会、情報社会委員会、情報社会政策部などがその例である。特に、総理府内に情報社会分野を担当する国务大臣が設けられており、これらの組織の支援を受けつつ、情報社会政策の推進に努めている。

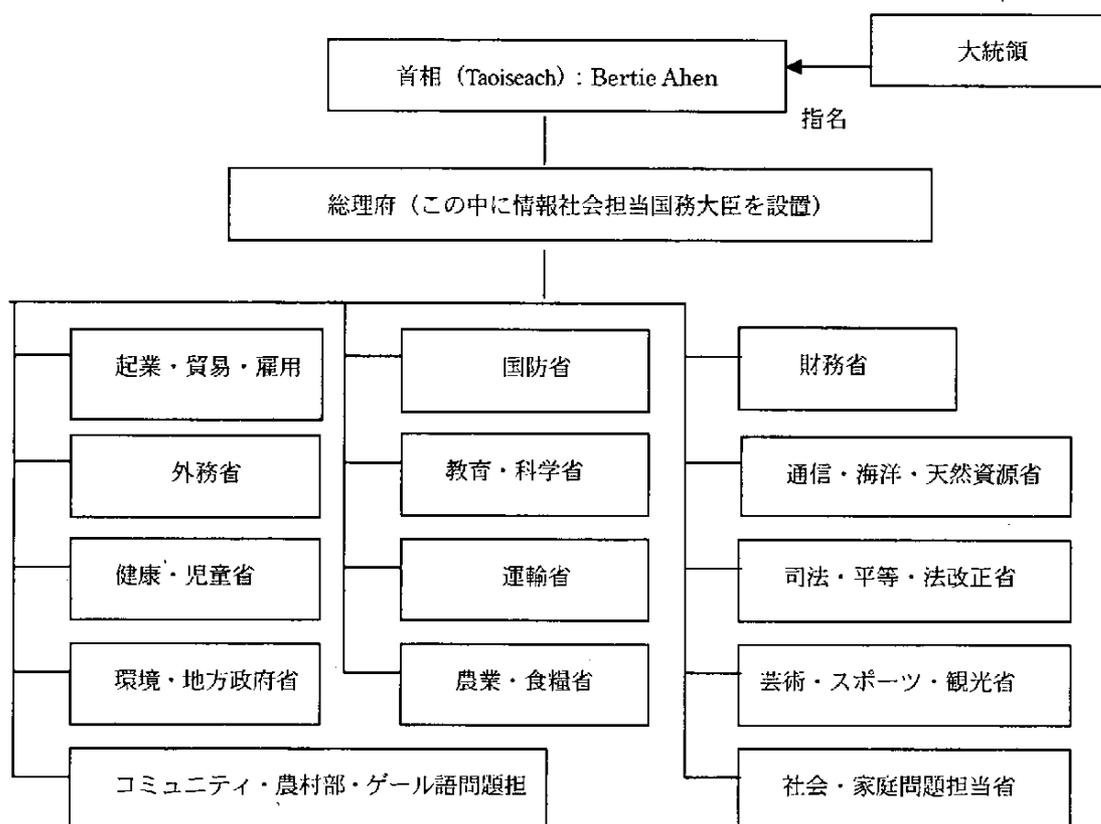
#### 関連ウェブサイト

Government Departments: <http://www.irlgov.ie/>

Taoiseach: <http://www.taoiseach.gov.ie/index.asp>

Department of Communications, Marine and Natural Resources: <http://www.marine.gov.ie/>

Information Society Commission: <http://www.isc.ie/>



Source: アイルランド政府発表資料など

図V-1 アイルランド政府の行政機構

## 1. 2. 2 情報社会関連組織

政府は、2002年5月、情報社会分野の担当責任者として、総理府内に情報社会担当国務大臣を配置した。同大臣の業務は、全省庁における情報社会アジェンダの実施推進、調整、国際社会における情報社会分野でのアイルランドの地位向上を目的とする。同大臣の業務を補佐する組織として、主に以下の組織が各々担当業務を行っている。

- ・ 情報社会に関する内閣委員会 (Cabinet Committee on the Information Society) : 情報社会アジェンダの実施推進
- ・ 事務局長レベルのe戦略グループ (eStrategy Group) : 国家eStrategyの問題への取り組みおよび上記委員会の補佐
- ・ 新しい情報社会委員会 (Information Society Commission) : 2001年11月に設立された独立した政府の諮問機関。様々な作業部会に分かれ、首相に直接、専門的助言を行い、情報社会の進捗状況について調査報告
- ・ 情報社会政策部 (ISPU: Information Society Policy Unit) : eCabinet/情報社会基金担当、eEurope/eGovernment/eHealth担当、情報管理担当の3部門に分かれ、各政策実施を推進

## 2. 2004年度政府予算

### 2. 1 概要

近年、世界経済が低迷する中、アイルランドは失業率の改善、実質所得の倍増、インフラへの多額の投資、全国民の福祉のための社会的便益の向上など、さまざまな成果を達成した。特にIMF (国際通貨基金) は、慎重な金融管理、税制改革、賢明な所得政策、教育分野への投資などにより、失業率16%から4%への改善、競争力の強化、公的債務のGDP比100%から33%への縮小といった成果を上げたと指摘している。

このような状況のなか、アイルランド財務省は、2003年12月、2004年度の予算案を発表した。その財政見通しは、以下の表V-2に示すとおりである。

表V-2 アイルランド政府の財政見通し

(単位：百万ユーロ)

	2002年度	2003年度 (暫定値)	2004年度 (概算値)	前年度比 増減額	前年度比 増減率
歳入	41,254	44,149	46,408	+2,259	+5.1%
經常収入	38,876	41,171	43,994		
資本的収入	2,377	2,978	2,414		
歳出	41,499	44,743	48,044	+3,301	+7.4%
經常支出	34,663	38,170	41,210		
資本的支出	6,837	6,573	6,834		
収支	-246	-594	-1,635	+1,041	+275.3%
經常収支	4,214	3,000	2,784		
資本収支	-4,459	-3,595	-4,420		
実質 GDP 成長率 (%)	6.9	2.2	3.3	—	—

Source: National Accounts Classification of General Government

(注) 端数計算により、合計値に誤差が生じる場合がある。

2004年度の歳入は、前年度比5.1%増の46,408百万ユーロ(約6兆1,955億円、2004年7月1日為替レート:1ユーロ=約133.5円。特記がなければ、以下の円換算額は左記のレートに基づく)、歳出は、前年度比7.4%増の48,044百万ユーロ(約6兆4,139億円、同上)を計上する。財政は、經常収支のみで見ると、2,784百万ユーロ(約3,717億円、同上)と近年黒字を維持しているが、資本収支を含めると、1,635百万ユーロ(約2,183億円、同上)の赤字となる。「大枠」の一般政府予算の財政赤字は、今後3年間GDP比34%以下となり、これはEU諸国の中で第2位の低さを誇る。

## 2. 2 優先課題

2004年度の経済および予算戦略は、経済成長の促進および完全雇用の実現、インフラへの投資拡大、競争力の確保といった目標を基盤とし、以下の重要政策により支えられている：

- ・ 競争力回復の基盤としての国家財政の健全な維持
- ・ 雇用および経済成長の促進
- ・ 公共サービスの質の改善、および低所得者層への実質的なサービス改善
- ・ 経済成長推進を目的とした、構造的および達成可能なインフラ強化策の継続実施
- ・ より均衡のとれた持続可能な経済成長をめざす地方の開発強化

関連ウェブサイト

予算：<http://www.budget.gov.ie>

## 2. 3 インフラに対する予算

### 2. 3. 1 国土開発計画 2000-2006 からの配分

国家の経済成長にはインフラ整備が不可欠であるとの認識により、2004年度は国土開発計画 2000-2006 [National Development Plan 2000-2006 (NDP)]を通じインフラ拡大のための公共投資への増額により、昨年度から 1.3%増に転じる。

特に重要なインフラへの投資は、国土開発計画 2000-2006 に基づく経済社会インフラ運用プログラム (ESIOP: Economic and Social Infrastructure Operational Programme) により実施される。2004年度末までにおける ESIOP への総投資額は、160 億ユーロ (約 2 兆 1,360 億円、同上) を超え、2004年度のみでも 36 億ユーロ (約 4,806 億円、同上) を配分する。

電気通信に関しては、電気通信事業者との共同融資により 7 件のプロジェクトに取り組むとしている。これらのプロジェクトに対しては、ERDF の一部出資により 2 億ユーロ (約 267 億円、同上) を引き当てる。これらはブロードバンド・インフラの拡大をめざすプロジェクトで、2003 年末の終了時には、国家の新しい光ファイバーによるバックボーン、広範囲の DSL サービスの普及および全国における専用線の利用が期待される。

#### 関連ウェブサイト

National Development Plan 2000-2006: [http://www.ndp.ie/newndp/displayer?page=home\\_tmp](http://www.ndp.ie/newndp/displayer?page=home_tmp)

経済社会インフラ運用プログラム(ESIOP) 2000-2006:

<http://www.marine.gov.ie/modules/search/index.asp?q=National+Development+Plan>

### 2. 3. 2 情報社会基金からの配分

情報社会基金 (Information Society Fund、注) は、政府の情報社会政策の目標実現をめざすイニシアチブに対して迅速に資金援助を行うことを目的とする。1999 年に設立されてからこれまで 207 百万ユーロ (約 276 億円、同上) を拠出した。現在、融資は 2005 年まで延長されている。2004 年度は、43 百万ユーロ (約 57 億円、同上) を拠出し、そのうち 35 百万ユーロ (約 47 億円、同上) は省庁の特定のイニシアチブへ配分される。

(注) 情報社会基金は、総理府と財務省とのパートナーシップにより運営される。

関連ウェブサイト

Information Society Fund: <http://www.taoiscach.gov.ie/index.asp>

### 3. 通信インフラ

通信インフラに関しては、通信・海洋・天然資源省を中心として、情報社会基金、欧州地域開発基金 (European Regional Development Fund) などの支援を受けつつ、国土開発計画 2000-2006 などの下で様々な取り組みが行われている。通信インフラ環境の現状、およびその改善に向けた様々な施策の具体例は以下のとおりである。

#### 3. 1 通信インフラ環境の現状

- ・ DSL、ケーブルモデム、ブロードバンドによる無線アクセスを含むブロードバンド利用加入者数：約 3 万人 (2003 年 12 月現在)
- ・ 2003 年 12 月以降、現在の DSL 新規加入者：毎月約 1,000 人ずつ増加
- ・ 現在国内で利用される主なブロードバンド通信技術：DSL、ケーブルモデム、ブロードバンドによる無線アクセス。このうち DSL が全体の約 80%
- ・ 衛星および無線 LAN：利用増加の傾向
- ・ 2003 年 9 月 30 日現在で、国内の全電話回線数の約 55% が DSL を利用可能な交換機に接続。2003 年末には 90 万回線以上となった (2004 年前半までには 140 万回線以上に達することを目標とする)。
- ・ 国際専用回線を世界で最も低料金で提供する国のひとつとなった

#### 3. 2 通信インフラ環境の改善に向けた様々な施策

##### (1) インフラ拡大イニシアチブ (Infrastructure Rollout Initiatives)

これは、国土開発計画 2000-2006 に基づく電子商取引および電気通信施策で、世界クラスの普遍的な通信サービス提供を目的とするブロードバンド・インフラ・プロジェクトに 2 億ユーロ (約 267 億円、同上) を確保している。

##### (2) 地域のブロードバンド拡大プログラム (Regional Broadband Programme)

この一例が、電子商取引および電気通信施策の主要なイニシアチブ：大都市ネットワーク構築プログラムである。この 2002 年 3 月に発表されたプログラムでは、19 の都市の企業、学校、

病院、一般消費者に対して高速のブロードバンドによる光ファイバー通信網を提供する計画であり、2003年-2004年における第一段階のプログラムに対して、64百万ユーロ（約85億円、同上）を拠出する。

(3) ブロードバンド・アクション・プラン(Broadband Action Plan)

これは、2003年12月に発表された通信・海洋・天然資源省の新しいイニシアチブで、人口1,500人以上の全国の都市に対しオープン・アクセスによる高速ブロードバンド・インフラの提供をめざし、2007年までに140百万ユーロ（約187億円、同上）を投資する。

(4) 接続性拡大フレームワーク契約 (Connectivity Framework Deals)

これは、2003年12月に通信・海洋・天然資源省が発表した、地域の高速ブロードバンド接続を推進するイニシアチブである。これにより、ESB Telecomsの光ファイバー・ネットワーク上で、STM1 (155Mbps)、100Mbps イーサネットなどの高速ブロードバンドのサービスが利用可能となる。

(5) バックボーン・インフラの拡充

国土開発計画 2000-2006の電子商取引施策に基づくイニシアチブのひとつとして、地方におけるバックボーン・インフラへの民間のパートナーとの共同投資事業が挙げられる。

(6) 教育およびR&D目的のブロードバンド・インフラの拡充

次世代インターネット・プログラム (Next Generation Internet Programme) は、欧米への通信設備の機能向上、関係機関のインターネット・アクセスの高速化および機能改善により、アイルランドを国際インターネット事業の先進国に位置付けることを目的としている。国家教育研究ネットワークを管理する HEAnet は、2001年11月、ネットワーク・リンクおよび高速国際回線の設定に着手し、Pan-European Geant network との常時接続が可能となった後、2002年にはその機能改善、顧客に対する当該ネットワークへの積極的な接続性改善などを行った。この結果、アイルランドの全ての大学、技術協会、高等教育および研究機関は、欧米のすぐれた大学ならびに研究者との接続が可能となった。

(7) 世界に対する接続性

1999年に締結された公共-民間機関パートナーシップにより、アイルランドから欧米およびアジアへの低料金での接続が進み、特にICT分野における海外直接投資が拡大する大きな要因となった。現在、2.5Gb 波長およびIP機器が利用でき、世界の50都市以上との接続が可能と

なった。

#### 関連ウェブサイト

Broadband Interim Report: <http://www.dcmnr.ie/display.asp?pg=1273>

## 4. 情報社会政策

### 4. 1 概要

アイルランド政府の情報社会政策は、1999年1月に発表した「アイルランドにおける情報社会の実現に向けたアクション・プラン」"Implementing The Information Society in Ireland: An Action Plan"を総理府が主管となって実施することにより開始された。その後、このアクション・プランの実施結果を基に、その課題に取り組むべく2002年3月、「新しい関係の構築－情報社会の潜在的可能性を実現する戦略」"New Connections - A Strategy to realise the potential of the Information Society"と題する情報社会政策を発表した。この実施結果について、政府は2003年2月に第1版を、また2004年4月に第2版を発表した。

### 4. 2 各情報社会政策の内容

#### 4. 2. 1 **Implementing The Information Society in Ireland: An Action Plan**

1999年1月25日、アイルランド政府は、アイルランドの情報社会化を実現すべく"Implementing The Information Society in Ireland: An Action Plan"を発表した。

このアクション・プランは、以下の7つの分野から構成される：

- ・ 電気通信インフラ
- ・ 電子商取引およびビジネス・チャンスの拡大
- ・ 権限付与に関する施策
- ・ 法的措置
- ・ ICT および公共サービスの提供
- ・ アクション実施時の支援に関わる分野
- ・ アクションを推進する分野

#### 関連ウェブサイト

Implementing The Information Society in Ireland: An Action Plan: <http://www.taoiseach.gov.ie/index.asp>

#### 4. 2. 2 New Connections - A Strategy to realise the potential of the Information Society

2002年3月、アイルランド政府は、"New Connections - A Strategy to realise the potential of the Information Society"と題する情報社会政策を発表した。これは1999年1月に発表されたアクション・プランの成果と課題を基盤として、アイルランドの情報社会化に向けた新しい戦略的枠組みを提供するものである。

最初の情報社会政策が実施されて以降、その情報社会アジェンダの効率的・効果的な実施および管理強化を目的として、2001年6月、政府は、以下に示す組織の設立に合意した。

これらの組織は総理府の中に設けられ、特に、政府の高いレベルでのより包括的かつ密接な取り組み、幅広い分野にわたる課題への政策策定および実施を省庁横断的に、また中央-地方政府の枠を越えて実施することをめざすものである。

- ・ 情報社会に関する内閣委員会 (Cabinet Committee on the Information Society)
- ・ 事務局長レベルのe戦略グループ (eStrategy Group)
- ・ 新しい情報社会委員会 (Information Society Commission)
- ・ 拡大した情報社会政策部 (Information Society Policy Unit: ISPU)

政府は、これらの新組織形成の下で具体的目標を掲げ、情報社会としての発展に不可欠な基盤としての「重要なインフラ (Key Infrastructures)」および「情報社会の発展を支援する枠組み (Supporting frameworks)」の2つを柱として、2002年以降の情報社会政策を実施することとした。その具体的目標およびその実現に向けた政策実施の概要は以下のとおりである。

##### (1) 今後の目標

- ・ 2005年までに、ブロードバンド接続率をOECD加盟国中上位10位以内に位置付ける
- ・ 2005年までに、全国で企業および国民が、安価でオープン・アクセスによる常時接続のブロードバンド・インフラおよびサービスを利用可能とする
- ・ 財政支援により、3年間の目標達成に向けインフラを整備し、長期的目標実現のための基盤を確立
- ・ 公共-民間機関パートナーシップを基盤とする、オープン・アクセスによるローカル・アクセス・ネットワークへの資金提供
- ・ 10年以内に、家庭向けには少なくとも5mb/s、ビジネス・ユーザ向けにははるかにそれを上回るブロードバンドの通信速度を標準とする。これによりアイルランドを、広範に利用

可能なブロードバンドの通信レベルを実現する欧州初の国として位置付ける

(2) 政策実施の内容

(a) 重要なインフラ (Key Infrastructures)

- ・ 電気通信インフラ：最新の電気通信サービスを提供するために必要な機能の開発
- ・ 法規制環境の整備：企業および消費者双方に対して信頼性のある電子商取引に関する信頼性があり予測可能な法的枠組みの確立
- ・ eGovernment：政府のビジネス・プロセスおよびサービス提供を通じ、さらに広範囲に ICT を利活用する政府としての指導的役割を担う

(b) 情報社会の発展を支援する枠組み (Supporting frameworks)

- ・ eBusiness：新しい競争環境の問題に対処する上で企業の競争力強化を支援
- ・ R&D：知識基盤型経済活動を支える科学技術を通して技術革新の基盤を確立
- ・ 生涯教育：知識およびスキルの利用保障、変化への適用支援、ならびに ICT の潜在的可能性を活用した新しい学習方法の実現
- ・ eInclusion：包括的な情報社会化の保障、ならびに ICT の潜在的可能性を活用した社会的不利益および阻害に関する問題への取り組み

関連ウェブサイト

New Connections - A Strategy to realise the potential of the Information Society: <http://www.taoiseach.gov.ie/index.asp>

#### 4. 3 情報社会政策の実施状況

アイルランド政府は、New Connections の実施報告として、2003年2月に第1版を、2004年4月に第2版を発表した。以下では、特に後者に基づいて同政策の実施状況について記述する。New Connections で掲げた7つの主要分野に関する政策実施状況の概要は以下のとおりである。

(1) 電気通信インフラ

2003年には、ブロードバンド・アクション・プラン (Broadband Action Plan) および地方におけるブロードバンド・プログラム (Regional Broadband Programme) などにより、著しい進歩が見られた。

2003年における具体的な政策は、以下の計画、プログラムなどで実施された。

- ・ ブロードバンド・アクション・プラン ((Broadband Action Plan)
- ・ 接続性向上フレームワーク契約 (Connectivity Framework Deals)
- ・ バックボーン・インフラ
- ・ 教育および R&D 目的のブロードバンド・インフラ

## (2) 法規制環境の整備

通信・海洋・天然資源省、司法・平等・法改正省、社会・家庭問題担当省および財務省は、"Action Plan"で計画されたとおり、電子商取引に関する信頼性があり予測可能な法的枠組みの確立に向けて大きく進歩した。その具体例は以下のとおりである：

- ・ データ保護、住民登録の電子化、デジタル・ハブ拡大に関する分野の立法化
- ・ 電子通信に関する EU 指令の国内法化
- ・ ネットワーク・セキュリティに関する情報提供および注意喚起を目的としたウェブサイト (www.netsecure.ie) の設立

## (3) eGovernment

2003 年は、以下の具体例に示すとおり eGovernment 政策も大幅に進展した (eGovernment に関するこれまでの包括的政策については、以下の「5. eGovernment に関するこれまでの包括的政策」を参照)。

- ・ 公共サービス・ブローカー (Public Services Broker)
- ・ 2005 年を目標とするサービスのオンライン化およびサービス・インデックスの統合
- ・ サービスの統合化および児童手当付与の改善
- ・ 自動車税のオンライン納入化

## (4) eBusiness

eBusiness に関しては、企業・貿易・雇用省の管轄であり、現在、中小企業に対して、eBusiness および IT の利用推進を目的とした新イニシアチブの実施ならびに支援のほか、その運営グループ (Steering Group) の設立を進めている。

## (5) R&D

R&D に関しては、上記の 3. 2 通信インフラ環境の改善に向けた様々な施策の「(6)教育および R&D 目的のブロードバンド・インフラの拡充」を参照。

## (6) 生涯教育

2004年2月、電気通信業界、教育・科学省、および環境・海洋・天然資源省は、学校へのブロードバンド提供イニシアチブに対して、18百万ユーロ（約24億円、同上）を拠出すると発表した。

## (7) eInclusion

2004年は、主に以下の取り組みを行うこととした：

- ・ 総理府は、全国、地域および地方のレベルで、eInclusionに関する最善慣行の事例研究ならびに戦略に関する情報をオンライン化
- ・ 国立アイルランド大学は、コミュニティおよび任意機関におけるICTのニーズ分析を受託
- ・ 地方政府コンピュータ・サービス理事会（Local Government Computer Services Board: LGCSB）は、コミュニティおよび任意機関におけるICTインフラならびにサービスに関するパイロット・プロジェクトに着手
- ・ 地方政府コンピュータ・サービス理事会は、地方自治体が収集管理するデータの国民による利用推進を目的とするMoBhaileプロジェクトを策定

## 関連ウェブサイト

New Connections, Progress Report: <http://www.taoiseach.gov.ie/index.asp>

## 5. eGovernment に関するこれまでの包括的政策

アイルランド政府のeGovernment政策は、公共サービスのオンライン化、オンライン納税制度の導入、電子裁判所など早くから取り組んでいる。e-Europe Action Planにおける第4回評価では、20項目の公共サービスの電子化について、スウェーデンに次ぎ、デンマークと第2位に位置することからもわかるとおり、諸外国に比較してかなり高い発展段階にある。同政策の柱およびその概要は以下のとおりである。

### (1) Reach

Reachは公共サービスの統合化および電子政府の枠組み構築を目的として、2000年9月に政府が設立した機関で、標準的な公共サービスへのアクセスを実現するPublic Services Brokerの確立を委託されている。2002年4月26日、Reachはウェブサイト（[www.reachservices.ie](http://www.reachservices.ie)）を設立し、出生/死亡届出、パスポートおよび給付金申請などオンライン化された公共部門の様々な情報およびサービスの早期提供が実現した。今後は、さらにこのサービスを拡大し、顧客が必

要とするサービス申込書のオンラインによる入手、電子決済システムの導入を可能とする。

## (2) OASIS

OASIS (Online Access to Services, Information and Support) は、Comhairle (社会サービスに関する情報、助言などの提供を支援する国家の支援機関)が開発した国民向けの eGovernment のウェブサイトである。このウェブサイトでは、出産、消費者問題、文化およびリクリエーション、死亡、教育、雇用、環境、政治、医療保健、住宅、司法、移住、個人資産、公益事業、結婚、退職、交通機関に関する情報が入手できる。

## (3) BASIS

BASIS (Business Access to State Information and Services) は、1999年に発表された“the Information Society in Ireland: An Action Plan”の一環として設立されたイニシアチブである。BASIS ウェブサイトは起業・貿易・雇用省の管轄するこのイニシアチブによって設立され、起業、納税、雇用、事業拡大など企業向けの政府関連情報およびサービスのオンラインによる終日提供を目的とする。

## (4) ROS

ROS (Revenue On-Line Service) は、国税局 (Revenue) による、企業向けのオンライン納税を提供する双方向のインターネット・サービスである。法人税の納入、VAT の還付、事業主の所得申告などの他、2002年11月にはオンラインによる車輜登録が可能となった。2003年3月現在で、ROSを通じた納税は118億ユーロ (約1兆5,753億円、同上)、また税還付は992百万ユーロ (約1,324億円、同上) に上った。

## (5) eTenders Public Procurement (e-procurement)

これは、1999年の“the Information Society in Ireland: An Action Plan”の一環として、リンクおよびサーチエンジンの設定により、EU 官報 (OJEU)、政府および公共部門の調達に関する情報を簡易にかつ理解しやすい方法で提供するサイト ([www.etenders.gov.ie](http://www.etenders.gov.ie)) である。このサイトの管理は、財務省の国家公共調達政策部 (NPPPU: National Public Procurement Policy Unit) が行う。

## (6) eCourts

これは、2001年3月に50百万ユーロ (約67億円、同上) 以上の配分が決定された、司法省の業務および司法手続きなどを電子化する5年間の戦略的計画である。この戦略により、以下の成果が期待される：

- ・ 刑事事件管理システム、民事事件管理システムなど主要な業務上のアプリケーション導入により、司法当局の業務のニーズおよび顧客のニーズ双方を満たす
- ・ サービスの電子的提供という一連の eGovernment サービスの実現。特に、B2C（国民および弁護士向け司法サービスの提供）、B2B（司法当局間の電子サービス利用）におけるサービス改善をめざす。具体例は、以下のとおりである：
  - ・ B2C：eFiling（弁護士による司法当局への電子的な文書送付）、eSubmission（事件当事者による起訴手続きの電子的申請）、ePayment（司法当局との電子決済）
  - ・ B2B：裁判所－アイルランド警察間、刑務所内システム間などにおける電子的データ交換
- ・ ePayment の実現により、罰金および裁判費用の清算の電子化的が可能となる
- ・ 近代的な管理情報システムの導入により、業務上および運営上のニーズに即応し、現在および将来の業務拡大、ならびに大学および研究者による刑事司法制度の研究に役立つ

#### (7) eCabinet

これは、政府が 2001 年 12 月に着手したイニシアチブである。情報社会基金の財政支援を受けつつ、内閣において ICT を活用した業務改善をめざす。主な実施内容は以下のとおりである：

- ・ 内閣内の文書の電子的配信および管理
- ・ ICT 技術の利用により、内閣の会合を直接的に支援
- ・ ICT 技術の利用により、内閣の込み入った問題の提示を改善

#### (8) Land Registry Database [電子アクセス・サービス Electronic Access Service (EAS)]

これは、土地および資産の登記、所有権、その他関連情報のデータベースへのオンライン・アクセスをめざすサービスである。このサービスは、1999 年 8 月に初めてダブリン市のデータベースへのオンライン・アクセスを実現した後、2002 年 4 月からは全国で利用可能となった。

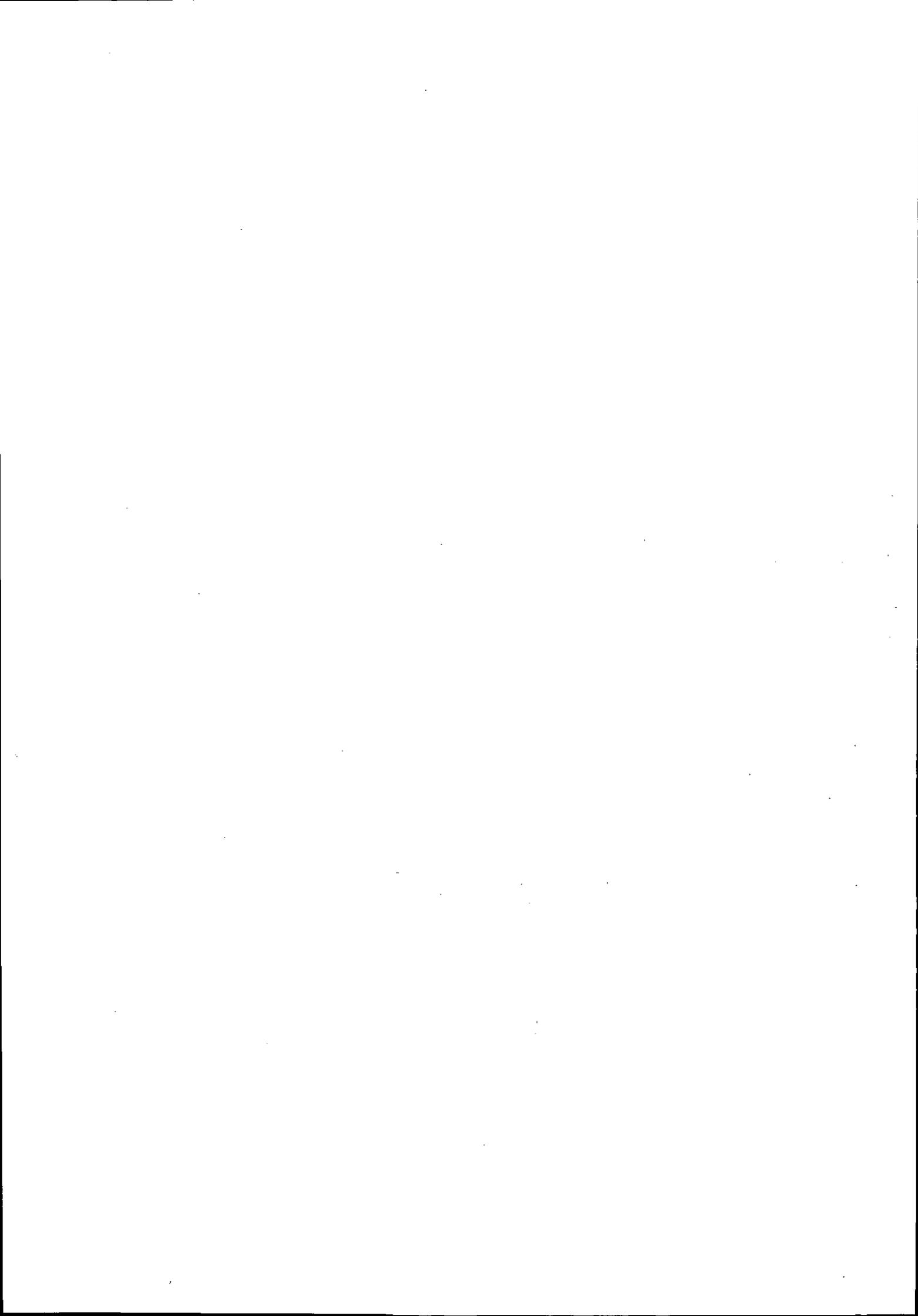
#### (9) Driving Test Application

これは、運輸省が提供する、運転免許取得試験のオンライン申請サービスである。すでに、ウェブサイト (<http://www.drivingtest.ie/drivingtest/HTMLContent/frameset.html>) 上での申請が可能となっている。アイルランドの住民であれば、氏名、住所、生年月日、メールアドレスなどを記入することにより、自分の希望する運転試験場、試験日を申請することができる。

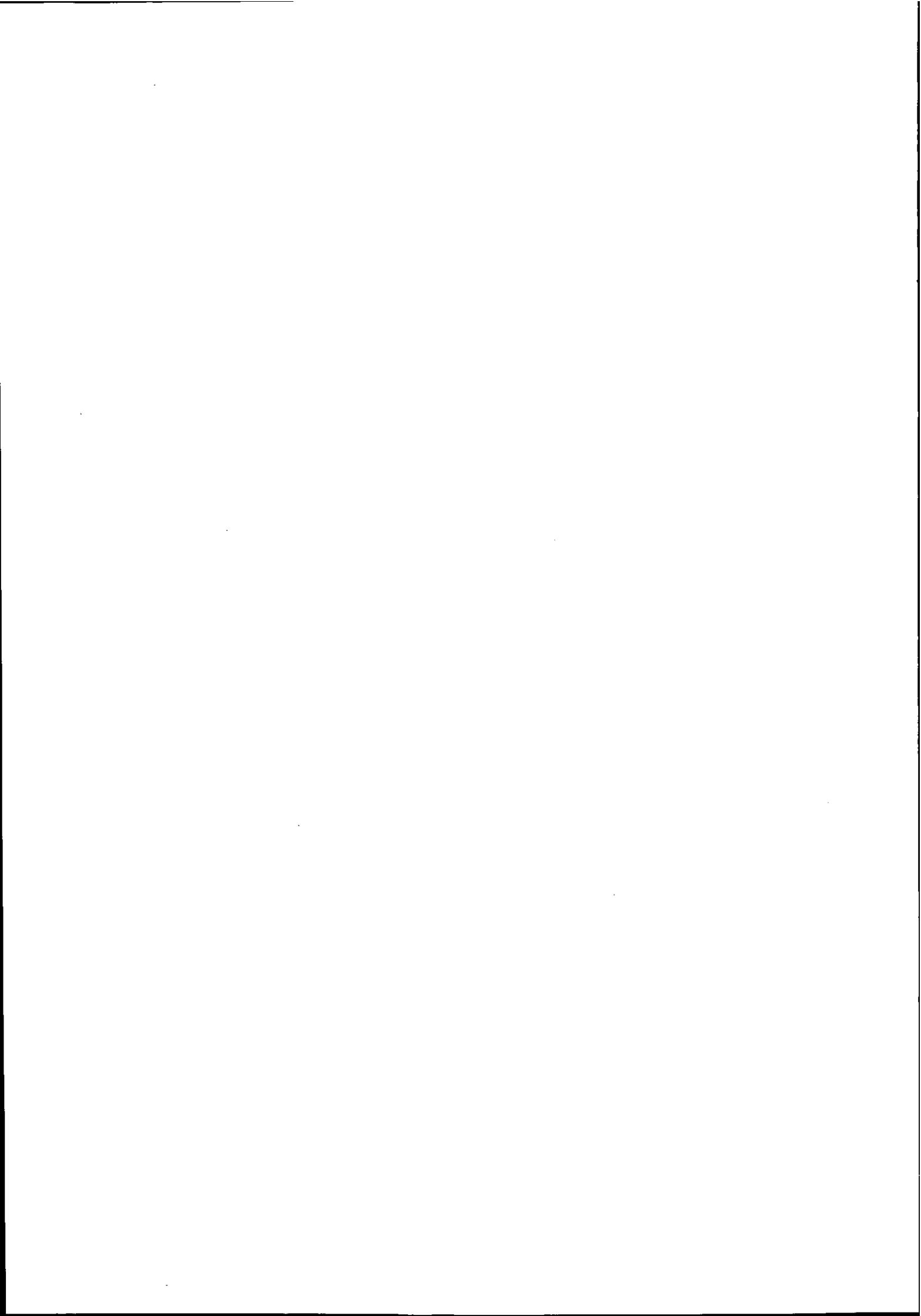
#### 関連ウェブサイト

eGovernment : <http://www.irlgov.ie>

The Government Action Programme: <http://www.taoiseach.gov.ie/index.asp>



## VI スウェーデン



## VI スウェーデン

### 1. スウェーデン政府における情報技術政策

#### 1. 1 経緯

スウェーデンは、情報技術、通信、ニューメディアで世界をリードしており、米国をしのぎ世界最強の情報技術国と言われている。

1994年3月、情報技術委員会が創設された。首相を議長とし、「国民の生活を豊かにし、スウェーデンの国際競争力を強化するために、情報技術の利用を促進する」ことを目的とした。

1994年8月、情報技術委員会は「情報技術：人間の能力を飛翔させるもの」と題するレポートをまとめた。このレポートは情報社会へ向けたスウェーデンのビジョンを明らかにし、「教育と研究」、「法制」、「一般行政」、「保健医療」、「通信ネットワーク」、「商工業」「情報技術リサーチ」の7つの領域について提言している。

1996年3月、情報技術委員会による提言に基づき、政府は議会で情報技術議案を提出した。これはスウェーデンとしての最初の情報技術戦略を定義するものであり、情報技術の普及と発展のための政策を提起した。

1996年3月、運輸通信大臣を議長とする第三期の情報技術委員会がスタートした。1996年の6月には、政府の情報技術議案の結果として、情報技術委員会に新しい「枠組み」が提起された。

1998年、第四期情報技術委員会がスタートした。委員会の議長は産業雇用通信省が務める。任期は3年から5年に延長され、より長期的なベースで活動できるようになった。委員会は政府と協議して、年間プログラムを作成する。政府とは定期的に協議し、毎年活動レポートを作成する。委員会事務局は各分野で活動する作業グループを助け、協力する。最終レポートは2003年5月までにまとめる。

1996年から1999年にかけての情報技術イニシアティブの主なものとしては、(1)教育における情報技術「スウェーデンの学校に情報通信技術 ICT を導入するための国家アクション・プラン」、(2)文化における情報技術「カルチャーネット・スウェーデン」、(3)行政における情報技術

「行政の電子化」と「24時間×7日の政府サービス」等がある。

2000年3月、政府は情報技術の急速な発展に対応するため、「全国民のための情報社会」(IT Bill: "An Information Society for All", 1999/2000:86)と題する法案において、将来の情報技術政策案を発表した。(スウェーデンの国会は2000年6月、「全国民のための情報社会」を可決した。)

2003年6月、情報化社会の発展に向けて、戦略的なさらなる取り組みの必要性を認識し、IT政策戦略グループ(IT Political Advisory Group)を選任した。その後、2003年12月、同グループは活動計画を発表し、任期が終了する2006年11月までの同グループの活動、役割、ビジョン、目標に関する方針、重点分野を提示した<sup>1</sup>。

表VI-1にスウェーデン政府における主要情報技術政策の経緯を示す。

---

<sup>1</sup> この計画は、成長政策研究協会(ITPS: Institutet för tillväxtpolitiska studier)のIT政策の評価、2003年10月の同グループによる2つの公聴会「IT政策とは(Vad är IT-politik)」、並びにIT委員会の最終報告書「デジタル・サービス - その場合は(Digitala tjänster - hur då?)」を特に考慮して作成された。なお同計画は、任期中に毎年改定される予定である。

表VI-1 スウェーデン政府 主要情報技術政策経緯

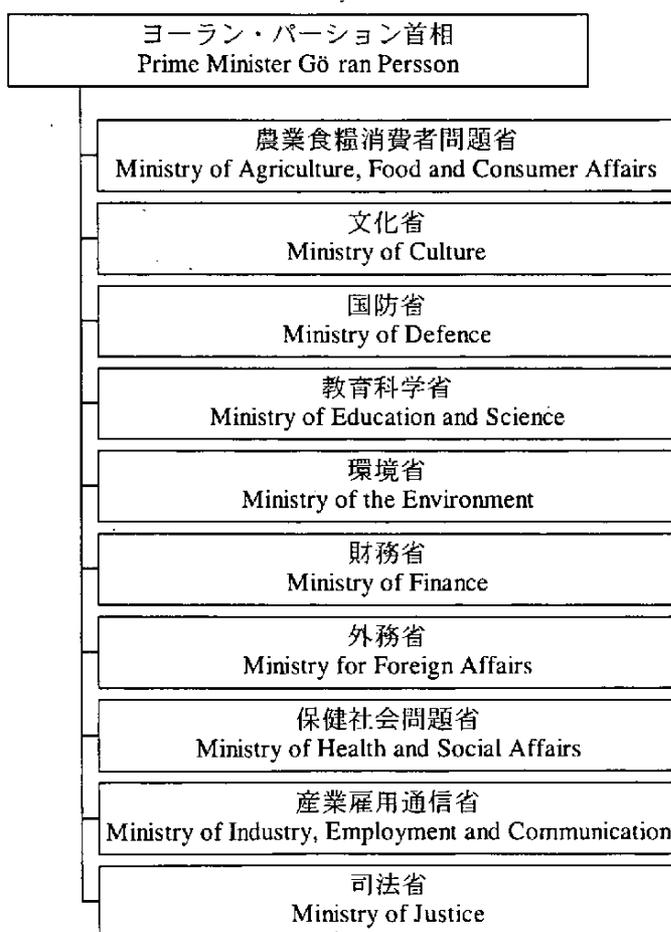
発表時期	政策	概要
1994年3月	情報技術委員会創設	首相を議長とし、「国民の生活を豊かにし、スウェーデンの国際競争力を強化するために、情報技術の利用を促進する」ことを目的。
1994年8月	情報技術委員会「情報技術：人間の能力を飛躍させるもの」レポート	情報社会へ向けたスウェーデンのビジョンを明らかにし、「教育と研究」、「法制」、「一般行政」、「保健医療」、「通信ネットワーク」、「商工業」「情報技術リサーチ」の7つの領域について提言。
1996年3月	情報技術議案提出	スウェーデンとしての最初の情報技術戦略を定義。 優先課題 ・法律制度 ・教育 ・社会全体に対する情報の提供
1996年3月	運輸通信大臣を議長とする第三期情報技術委員会スタート	1996年の6月には、政府の情報技術議案の結果として、情報技術委員会に新しい「枠組み」が提起。
1998年	第四期情報技術委員会スタート	委員会の議長は産業雇用通信省。任期は3年から5年に延長され、より長期的なベースで活動できるようになった。政府とは定期的に協議し、毎年活動レポートを作成する。最終レポートは2003年5月。
1999年	教育における情報技術 「スウェーデンの学校にICTを導入するための国家アクション・プラン」	2001年まで続き、学校の通信インフラストラクチャの強化を目的。 ・政府の助成によって学校のインターネット接続をより高速にする（特に地方自治体の開発努力を支援する）。 ・生徒と教師が全員自分の電子メール・アドレスを持つようにする。 ・義務教育と高校の教師60,000人（全体の40%）を支援して、教育スキルの向上に努める。
1998年	文化における情報技術 「カルチャーネット・スウェーデン」	実験段階を終了して、「スウェーデン文化に関する全国協議会」が常設の「カルチャーネット・スウェーデン」を運営。 「カルチャーネット・スウェーデン」は1997年-1999年にわたる3か年のプロジェクトとしてスタートし、スウェーデンの文化資産へのおよそ5,000のリンクが張ってある。
1999年	行政における情報技術 「行政の電子化」	「スウェーデン行政開発庁」の監督のもとに、各省庁はいっせいに行政の電子化に乗り出した。
2000年1月	行政における情報技術 「24時間x7日の政府サービス」	全国民に開かれた「24時間x7日の政府サービス」のプロジェクトをスタート。
2000年3月	情報技術議案「全国民のための情報社会」法案発表	政府は情報技術の急速な発展に対応するため、将来の情報技術政策案を発表した。
2000年6月	情報技術議案「全国民のための情報社会」法案可決	3つの優先政策、①情報技術への信頼を高めるための政策、②情報技術の能力を高めるための政策、③情報技術へのアクセスを高めるための政策

Source: スウェーデン政府等発表資料から作成

## 1. 2 行政組織

スウェーデンの IT 政策は、主に IT 政策戦略グループ (IT Political Strategy Group) によって実施されている。これは情報社会の発展に戦略的に取り組む作業部会として、2003 年 6 月に設立された。スウェーデンの内閣、産業雇用通信省及び IT 政策戦略グループの組織は以下の通りである。

### 1. 2. 1 内閣



関連ウェブサイト

The Government Offices including ministries: <http://www.sweden.gov.se/sb/d/576>

図VI-1 スウェーデンの行政機構

## 1. 2. 2 産業雇用通信省

### 政治的任命職

産業貿易大臣 Minister for Industry and Trade	通信地域政策大臣 Minister for Communications and Regional Policy	雇用大臣 Minister for Employment	男女共同参画政策調 整担当大臣*
副大臣 State Secretaries	副大臣 State Secretary	副大臣 State Secretary	革新システム庁及び 付随問題担当教育科 学大臣**

\* Minister responsible for coordination of the gender equality policy

\*\* Minister for Education and Science responsible for the Swedish Agency for Innovation Systems (VINNOVA) and appurtenant issues

### 行政職

#### 事務局

#### 部局

法務局 Legal Secretariat	研究分析事務局 Secretariat for Research and Analysis	労働市場政策課 Labour Market Policy	運輸政策課 Transport Policy
行政サービス局 Secretariat for Administrative Services	調整局 Coordination Secretariat	地域開発政策観光課 Regional Development Policy and Tourism	IT 研究開発課 IT and R&D
情報広報事務局 Secretariat for Information and Public Relations	予算局 Budget Secretariat	エネルギー林業第 1 次産業課 Energy, Forestry and Primary Industries	男女共同参画課 Gender Equality
欧州国際調整局 Secretariat for European and International Coordination		公営企業課 State-Owned Companies	インフラ課 Infrastructure
		労働法労働生活課 Labour Law and Working Life	事業開発シンプレッ クス課 Business Enterprise Development and SimpLex

図VI-2 産業雇用通信省の組織

### 関連ウェブサイト

Ministry of Industry, Employment and Communication: <http://www.sweden.gov.se/content/1/c6/01/84/56/b1edd976.pdf>

## 2. 全国民のための情報社会

1999年に新しいIT法案「全国民のための情報社会（An Information Society for All）」に関する作業が開始された。同法案は2000年3月、議会に提出され、承認された。このIT法案は、成長、雇用、地域開発、民主主義と正義、生活の質の向上、機会の平等、男女共同参画、文化的多様性、効率的行政、持続可能な社会を促進することを目的としている。政府は特に、①ITに対する一般市民の信頼を高める②ITスキルを高める③情報社会で利用できるサービスへのアクセスを高める——ことに優先的に取り組む。これらの優先分野は、IT利用の必要条件であり、重要な一般政策目標の実現に貢献する。

### 2. 1 信頼

情報セキュリティの分野における政府のアクションは、セキュリティや情報の保護を改善する取り組みを促進することによって新しいユーザーの信頼を高めることを目的としている。ユーザーの信頼の問題は国際的にも懸念されており、スウェーデンは、この分野の国際的取り組みに積極的に参加している。

政府がインターネット利用の促進と拡大に積極的に取り組むなかで、特にインターネットのセキュリティは優先的な課題となっている。インターネットは、電子銀行、電子政府など、国家的に重要な多くのサービスにとって不可欠な手段である。さらに、効果的な小売ツールとしての電子商取引の発展は、安定したインフラを条件としている。このため、インターネットは、その運用が円滑に行われ、信頼されるような構成や管理を必要としている。

IT法案「全国民のための情報社会」には、2001年に新たに公共安全と国家防衛への取り組みが定められ、政府はこれに従って信頼性の問題への重点的取り組みを継続する。まずIT法案のもとで、国家郵便電気通信庁（PTS: National Post and Telecom Agency）、スウェーデン緊急管理庁（Swedish Emergency Management Agency）、スウェーデン軍国防資材局（FMV、Defence Material Administration）、国防電波局（National Defence Radio Establishment）のすべてに対して、信頼性に関する義務が課された。また2003年1月1日にはスウェーデンIT事故センター（Sitic: Swedish IT Incident Center）が運営を開始した。その主な課題は、中央省庁と公共機関の間の事故関連情報交換システムによってITの事故から社会を守る取り組みを支援することである。Siticは、ITシステムを破壊する新たな問題に関する情報を迅速に配信することができ、予防措置に関する情報や指導の提供も行っている。

## 2. 2 スキル

IT 法案「全国民のための情報社会」は、IT スキルを政府の優先政策分野の1つに位置付けている。スウェーデンが全国民のための情報社会になるには、だれもが情報を利用する手段と能力を持たなければならない。このため政府は、義務教育と高等教育におけるイニシアチブや、職業生活、産業界での IT 研修を通じて、IT スキルの向上を促進している。政府はまた、特殊なニーズを持つ個人を対象にして、彼らが情報社会から疎外されないように IT スキルの向上を促進している。具体的には、高齢者や障害者がより簡単にサービスを使用し、スキルを開発できるようにするための施策が数多く導入されつつある。スウェーデンが IT の開発と利用で世界のリーダーであり続けるには、専門家のスキルに対するニーズも、念頭に置く必要がある。

### (1) 義務教育

義務教育における IT 利用を改善することを目的とした主たる政策は、1999 年に開始された「スウェーデンの学校に ICT を導入するための国家アクションプログラム (ITiS: National Action Programme for ICT in School)」である。このプログラムは7万人の教師(全教師の半分)、1200人のファシリテータ、3500人の学校責任者に対してスキル研修を行った。またこのプログラムには、すべての教師・生徒のためのインターネット接続と電子メールという観点からのインフラ改善を目的とした施策も含まれる。義務教育における IT の利用促進の課題は、2003年に国家教育庁(National Agency for Education)の一部門として設置された国家学校改善庁(Swedish National Agency for School Improvement)にも引き継がれ、その任務には、ITiSプログラムの拡大と同プログラムの経験の継承も含まれる。

### (2) 遠隔トレーニング

2002年1月1日、スウェーデンフレキシブル学習センター(CFL: Swedish Centre for Flexible Learning)が運営を開始した。このセンターが課題としているのは、ITが支援する遠隔トレーニングの分野の教育手法を開発することと、遠隔トレーニングの形で独自のコースを提供して自治体のコースを補完することである。

### (3) 高等教育

IT 専門家の教育の多くは大学レベルで提供される。2003年3月1日、政府機関であるスウェーデンネット大学庁(Swedish Net University Agency)が設置され、高等教育における IT 支援遠隔学習へのアクセスを促進するとともに、コースの幅を広げている。

#### (4) 企業教育

企業における IT 知識の普及と IT 利用の促進を目的として、スウェーデン産業技術開発庁 (NUTEK: Swedish Business Development Agency、産業雇用通信省の外局) による特別プログラムが実施されている。

### 2. 3 アクセス

情報社会で利用できるサービスへのアクセスを改善することは、信頼性、スキルと並んで、IT 法案「全国民のための情報社会」の優先政策分野の 1 つに挙げられ、スウェーデンのすべての地域の人々や地域が、向こう数年のうちに高容量 IT インフラにアクセスできるようにすることが課題とされた。

#### (1) ブロードバンド拡大プログラム

政府が責任を負う取り組みの 1 つがブロードバンド拡大プログラムである。これには、自治体や個人加入者への助成金交付や、すべての自治体への全国基幹通信網の拡大が含まれる。このプログラムは 2000 年、IT 法案の成立と同時に採択され、2000-05 年に合計 52 億 5000 万クローナ (約 762 億円、2004 年 8 月 2 日為替レート 1 スウェーデンクローナ=14.52 円) が配分された。ただし、この予算は推定総費用の一部しか含まず、市場主導の拡大を促進することが意図されている。

ブロードバンド拡大プログラムは、市場が最も好調な時期に開始されたが、その後、市況は変化し、ブロードバンドの拡大には当初予想された以上に時間がかかっている。政府は、ブロードバンドの発達と利用度に注目し続けており、新しい状況に応じて資金提供プログラムにいくつかの修正を行った。これまでのところ、ブロードバンドの拡大に自治体を参加させる方式が奏効し、2002 年 12 月までに、ブロードバンドネットワークを介してインターネットに接続された家庭は 65 万 4000 世帯 (全世帯の 15%) に達した。

とはいえ、2003 年末の時点では、まだインターネット利用者の 70% がダイヤルアップ接続 (公衆交換電話網 [PSTN: Public Switched Telephone Networks] が 67%、ISDN が 3%) を利用し、固定接続 (ADSL、ケーブルテレビ、LAN ネットワーク) は残りの 30% にとどまっている。

固定接続市場では、ADSL の利用者が最も多く、家庭向けインターネットアクセス市場全体

(ダイヤルアップ接続を含む)の17%を占める。2003年1-12月の1年間にADSLの利用世帯数は、37万1000世帯から48万7000世帯へと31%増加した。LANとケーブルテレビはそれぞれ、家庭向け市場の6%、7%だった。2003年には、これらの3つのアクセス形態がほぼ同じ割合(約30%)で増加しつつある。

## (2) デジタルテレビネットワーク

デジタルテレビネットワークは電気通信インフラのもう1つの重要な要素であり、今日、スウェーデン国民の約90%をカバーしている。議会の決定に従い、地上波の(アナログ)放送は、2008年2月1日までにデジタル放送へと完全に移行する。

## (3) 携帯電話

スウェーデンでは早くから携帯電話の普及が進んだ。国民一人ひとりにサービスを提供するという伝統のもとで、スカンジナビア半島のすべての国が協力して携帯電話の規格の標準化に取り組み、1981年から世界初の国境を越えた携帯電話サービスNMT(Nordic Mobile Telephony)が開始された。その後、エリクソンと、そのライバル会社ノキア(フィンランド)は、GSM(Global System for Mobile Communications)規格を開発した。GSMはヨーロッパで幅広い支持を得て、いまでは世界を制する携帯電話規格となっている。

携帯電話の加入数の伸び率は最近でも年10%の水準を維持しており、2002-03年、加入数(契約数およびプリペイドカード)は11%増加し、2003年末の時点で880万に達した。こうした比較的大きな伸び率が続いている1つの要因は、61-75歳グループの伸びが最大だったことから分かるように、これまで携帯電話を使ったことのない人々が新たに加入していることである。もう1つの要因は、1人で2台以上の携帯電話を使うようになったことであり、利用者の51%が複数の携帯電話を使っている(家庭や会社が電話代を支払う場合も含む)。

第3世代(3G)のUMTS(Universal Mobile Telecommunications System)携帯電話の展開は、スウェーデンの最も野心的なインフラプロジェクトである。国家郵便電気通信庁(PTS)は、最短期間(2003年末まで)に最大の普及率(全国民の99.98%)を実現することを条件として、4つのライセンスを付与した。

3Gの展開は、当初からいくつかの困難に見舞われている。第1に、インフラ整備に不可欠なマストの設置は、自然環境や文化環境に影響を及ぼす可能性がある。第2に、地方議会(municipal council)は、互いに対立するさまざまな利害を比較検討しなければならない。第3

に、携帯電話から発生する電磁波に関する事実が効果的に伝達され、十分に理解された上で議論がなされるようにしなければならない。この問題が発生したことで、関連当局と3G事業者自身は、詳細な情報提供を行うようになった。

#### (4) 公共安全とセキュリティのための無線通信ネットワーク

一般市民はさまざまな種類の電気通信インフラを利用できるようになったが、スウェーデンには特定の目的を中心に利用されるネットワークも存在する。一例が、公共安全とセキュリティのためのネットワークである。政府は、この目的のための新たな全国規模の無線通信システムを導入するための資金を配分した。このシステムは、従来のシステムを置き換え、特に、警察、救急サービス、救命サービスの間の通信の効率と信頼性を高めるように設計され、公共サービスがこれまでより効果的に事故、犯罪、その他の脅威に対応できるようにすることによって、全国民の安全とセキュリティを強化することを目指している。このシステムは段階的に導入され、第1段階は2005年1月の運用開始が予定されている。

#### 関連ウェブサイト

An Information Society for All - a publication about the Swedish IT-policy:

<http://www.sweden.gov.se/content/1/c6/01/84/48/99740a84.pdf>

ICT - information & communications technologies: <http://www.isa.se/upload/english/Publications/ISA ICT.pdf>

The Swedish Telecommunications Market 2003:

<http://www.pts.se/Archive/Documents/EN/TheSwedishTelecommunicationsMarket2003.pdf>

### 3. 公共サービス

これまでに見てきたように、情報技術を十分に活用するには、基本的なインフラ、セキュリティ、ユーザーのスキルが不可欠である。全国民に便益をもたらす情報社会はしかし、それらの要素以外にも、特別なニーズを持つ人々のための使い勝手の良いサービスの開発を前提としている。そのようなサービスの開発は、多くの分野で市場主導で行われるが、その一部は公共部門の手に委ねられている。その1つが「24時間×7日庁 (24/7 agency)」と呼ばれる24時間対応の電子政府である。

#### (1) 24時間×7日庁

1999年12月、スウェーデン政府は、「24時間×7日庁」のコンセプトの土台となる基準を作成するよう、スウェーデン行政開発庁 (SAFAD: Swedish Agency For Administrative Develop

ment) に委託した。SAFAD は、IT 法案「全国民のための情報社会」の精神に基づいて報告書「24 時間×7 日庁 - 市民サービスにおける中央電子政府の基準 (24/7 Agency - Proposed Criteria for Central E-Government in the Citizen's Service)」を作成し、2000 年 5 月に提出した。この報告書は、政府機関がその利用度を高め、年中無休 (24 時間×7 日) でサービスを提供できるようにするために、次の 4 段階に分けて開発を行うことを提案している。

- 段階 1 政府機関とそのサービスに関するパッケージ化された情報を含むウェブサイト
- 段階 2 政府機関とそのサービスに関するインタラクティブな情報を含むウェブサイト
- 段階 3 訪問者が個人情報を出し・取得できるウェブサイトとコミュニケーション的なアプローチ。
- 段階 4 複数の政府機関による共同サービスのためのウェブサイトとネットワーク機能。

2002 年 10 月、国際経済問題金融市場大臣に任命されたグンナー・ルンド (Gunnar Lund) 氏は、行政 (Public Administration) 政策も担当することになった。同氏は、この分野において「24 時間×7 日庁」に優先的に取り組む考えを繰り返し明言している。

これに関連して財務省では、公共電子サービスに関する委員会が設置されている。この委員会は、公共部門における電子サービスの開発と利用を積極的に促進することと、中央、地域、地方政府間、および公共部門とその他のプレーヤーの間のより緊密な協力を実現するよう設計された新しいアプローチを試験することを課題としている。

## (2) 電子政府の規格策定

スウェーデンの電子政府の規格策定を担当する新しい諮問グループが 2004 年 1 月 1 日、その作業を開始した。複数の省庁の代表で構成されるこのグループには、行政機関、市民、企業間の電氣的通信およびサービスの技術運用規格を策定する責任が課される。同グループはまた、相互運用枠組みの策定と、合意した規格に準拠したラベル付与も行う。

## (3) インフラコストの削減

2004 年春、スウェーデンでは、「インフラサービスに関する枠組み合意」が締結された。この合意で対象となったのは、行政における電子サービスにとって不可欠な 2 つの重要なインフラサービス、すなわち、電子 ID や電子署名の検証とセキュアなメッセージングのほか、これらに関連した追加支援サービス (事例管理や実装など) である。この枠組み合意に従うと、選択したサービスレベルとトランザクションの量によってサービスコストが決定されるように

なり、複数の役割やプロバイダと、複数の公共機関の間で契約ベースの関係が結ばれるようになる。こうしたアプローチは、比較的小さな政府省庁、および、それから独立して管理される政府機関で構成されるスウェーデンの政府組織に適しており、また、機能やソリューションを市場主導で開発する方針にも合致している。

#### (4) 民主的な意思決定プロセス

スウェーデン政府は、法案「新世紀における民主主義 (Democracy in the New Century)」において、IT は民主主義の発展にとって不可欠であり、人々が情報を検索し、知識を獲得し、インターネット上で対話する能力は、将来の意思決定プロセスに参加する上で重要になる、との評価を示した。こうした評価を受けて、IT を利用した民主的プロセスの開発を監視し、促進する目的で、司法省内に特別作業グループが設置された。このグループは、これまでに2つの報告書（1つは電子投票、もう1つはデジタルデバイドに関する）を作成した。またスウェーデンの政治家たちのIT 利用の方法に焦点を当てた共同プロジェクトも進行中である。政府の特別ウェブサイト [www.demokratitorget.gov.se](http://www.demokratitorget.gov.se) は、民主主義を主題としたディベート、ディスカッション、学習のための仮想フォーラムを創設することを目指している。

#### (5) 保健

保健分野では、より多くの時間とリソースを患者に割けるよう、主として管理業務を簡素化するためにIT が利用されている。このほか、人員配置の問題を解決し、スキルをより広く共有できるようにするために、IT を利用した遠隔アプリケーションも設計されている。またIT は、患者が介護部門にアクセスしやすくし、患者と保健医療プロバイダとのコミュニケーションを促進するためにも使用されている。その一例が電子処方 (e-prescriptions) である。

#### (6) 電子調達

政府は、電子商取引の発展において果たすべき役割を持っている。公共部門の電子商取引は、国家郵便電気通信庁 (PTS) その他によって、電子商取引全般の普及における重要な要素として取り上げられている。この分野では、発展を促進するために、さまざまなイニシアチブが開始されている。

#### (7) 環境

政府は、IT と環境という主題への一貫した政策アプローチの必要性を宣言している。環境への影響を減らし、生態学的に持続可能な開発を促進するためにIT を利用する方法について、提案書を作成するための特別なフォーラムが設置された。

#### 関連ウェブサイト

An Information Society for All: <http://www.sweden.gov.se/content/1/c6/01/84/48/99740a84.pdf>

The 24/7 Agency: Criteria for 24/7 Agencies in the Networked Public Administration:

<http://www.statskontorct.se/pdf/200041.pdf>

Swedish government to work out e-government standards and labels: <http://europa.eu.int/ida/en/document/1999/344>

Infra Services - a Swedish Way to Facilitate Public E-services Development:

<http://www.statskontoret.se/pdf/2004120.pdf>

## 4. IT 政策の実施体制

### 4. 1 産業雇用通信省

産業雇用通信省は、電気通信、ブロードバンドインフラ、などの問題について、あるいは、他の省庁の検討課題とならない限りで IT の利用に関連する総合的な問題について責任を負っている。具体的には、ブロードバンドの助成金、電気通信の規制、インターネットの諸問題、電子商取引、電子署名、情報セキュリティに関連した特定の問題を担当する。

#### (1) IT 政策実施機関

産業雇用通信省の多くの機関が IT 分野の任務を遂行する。

- ・ 国家郵便電気通信庁 (PTS: National Post and Telecom Agency) : 電気通信の監督当局。
- ・ 革新システム局 (VINNOVA: Swedish Agency for Innovation Systems) : 効果的な革新システムの開発とニーズ主導の研究開発に資金を提供することによって、ビジネス、社会、職業生活における持続可能な成長の促進を担当する。
- ・ 成長政策研究所 (ITPS: Swedish Institute for Growth Policy Studies) : 政策情報収集、評価、公式統計の諸分野を担当し、政策立案者が存立可能な成長政策を策定するのに役立つ政策情報収集を行う。政府から、スウェーデン情報技術政策の包括的評価を委託されている。
- ・ スウェーデン産業技術開発局 (NUTEK: Swedish Business Development Agency) : 資金提供、情報と指導の提供、プログラムとプロセスの支援によって、全国的に持続可能な成長を促進する。

ただし、多くの IT 政策問題は、保健医療、環境、教育、政府行政全般など、個別の部門と関係している。こうした場合には、所轄官庁やその外局が問題を担当する。

## (2) 2003 年度および 2004 年度予算

2003 年度予算では、産業雇用通信省に約 960 億クローナ (約 1 兆 3900 億円) が配分された。これは、政府予算全体の約 13% に相当する。政府予算は 47 の政策分野に分割されるが、産業雇用通信省は、「IT、電気通信、郵便」(11 億 8 千万クローナ、約 171 億円)、「研究開発」(11 億 5 千万クローナ、約 167 億円) など、10 分野の全体または一部を担当した。

2004 年度予算では産業雇用通信省に前年度よりも 40 億クローナ (約 600 億円) 多い約 1000 億クローナ (約 1 兆 4500 億円) が配分された。これは、政府予算全体の約 13.5% にあたる。政策分野は政府全体で 48 あり、このうち産業雇用通信省は 10 分野を受け持つ。同省内の予算配分は、前年度同様、「労働市場」と「運輸」の 2 つの政策分野で全体の約 9 割を占めている。

「IT・電気通信・郵便」には 13 億 6 千万クローナ (約 197 億円)、「研究開発」には 12 億 3 千万クローナ (約 178 億円) が配分され、いずれも前年度よりも増額されている。

### 関連ウェブサイト

An Information Society for All: <http://www.sweden.gov.se/content/1/c6/01/84/48/99740a84.pdf>

The Ministry of Industry, Employment and Communications:

<http://www.sweden.gov.se/content/1/c6/01/84/56/b1edd976.pdf>

Budget: <http://naring.regeringen.se/sb/d/2067/a/20579>

Making e-government happen in Sweden: <http://europa.eu.int/ida/en/document/1602/488>

## 4. 2 IT 政策戦略グループ

スウェーデン政府は 2003 年 6 月 18 日、IT 政策戦略グループを任命した。このグループは、政府の諮問機関としての役割のほかに、「全国民のための情報社会」という IT 政策目標達成への取り組みのなかで積極的役割を果たす。もう 1 つの中心的課題は、IT 発展の最前線におけるスウェーデンの主導的地位を維持するため、他国との協力を推し進めることである。

戦略グループは特に次のような課題に取り組んでいる。

- ・ 協力を確保し、競争や IT を活用した技術革新を促進するための環境整備を行う。
- ・ 自由市場の枠組みの中で、将来まで持続し、アクセスしやすく、競争や技術の面で中立的な統合的電気通信ネットワークを積極的に推進する。戦略グループは、これに関連した問題について議論するフォーラムの役割を果たし、必要に応じて自発的に協力が行われるようにする。

- ・ ブロードバンドネットワークの拡大推進で政府が役割を果たすべき分野を特定する。
- ・ IT への一般市民の信頼を高めるため、役割を果たすべき分野を特定する。
- ・ 生活の質、地域の連帯感、文化などに関連する情報社会内部のニーズというソフトな問題に対処し、情報社会の社会的、文化的影響に関連して発生するリスクと機会を評価する。
- ・ 将来、IT 政策や情報社会のコンセプトをどのように発展させることができるか、について提案を行い、情報社会に向けて策定された目標を実現する。

#### 関連ウェブサイト

IT Policy Strategy Group: <http://www.sweden.gov.se/sb/d/2156/a/22411>

## 5. クラスタ

スウェーデンには、関連する企業や産業が地理的に集中した、国際的に競争力のある情報通信技術コンピテンスクラスターがある。主なクラスターセンターとしては、モバイルバレー、テレマティクスバレー、テレコムシティ、ホームコム、インターネットベイ、エーレスンド IT などが挙げられる。有名な大学や研究所が近接していること、また十分な数および規模の企業があることが、これらの共通項となっている。相互関連企業、専門サプライヤ、学術研究所、工業研究所、サイエンスパーク、テクノロジーインキュベーター、ベンチャーキャピタル会社などのネットワークによって、これらのクラスターは技術革新を生み出すユニークな存在となっている。

### (1) 強力な産業基盤

イエーテボリのテレマティクスバレーは、車載テレマティクス (vehicle telematics) の世界第一級のクラスターセンターとして急速に発展した。その要因として、世界的な自動車メーカー (ボルボカーズ、サーブ) や世界最大のトラックメーカー (ボルボトラック) がここに本部を置き、各種産業部門、公共研究活動が統合されていることが挙げられる。同様に、モバイル通信および無線技術をリードするストックホルムのキスタ・クラスターの発展には、エリクソンが大きな役割を果たした。

### (2) クラスタの発展に対する支援

クラスターの発展は、スウェーデン政府と地方自治体にとっての優先事項である。たとえば、スウェーデンの革新システムを支援・促進するために、国家資金によって産業雇用通信省の外局として革新システム局 (VINNOVA) が設立された。

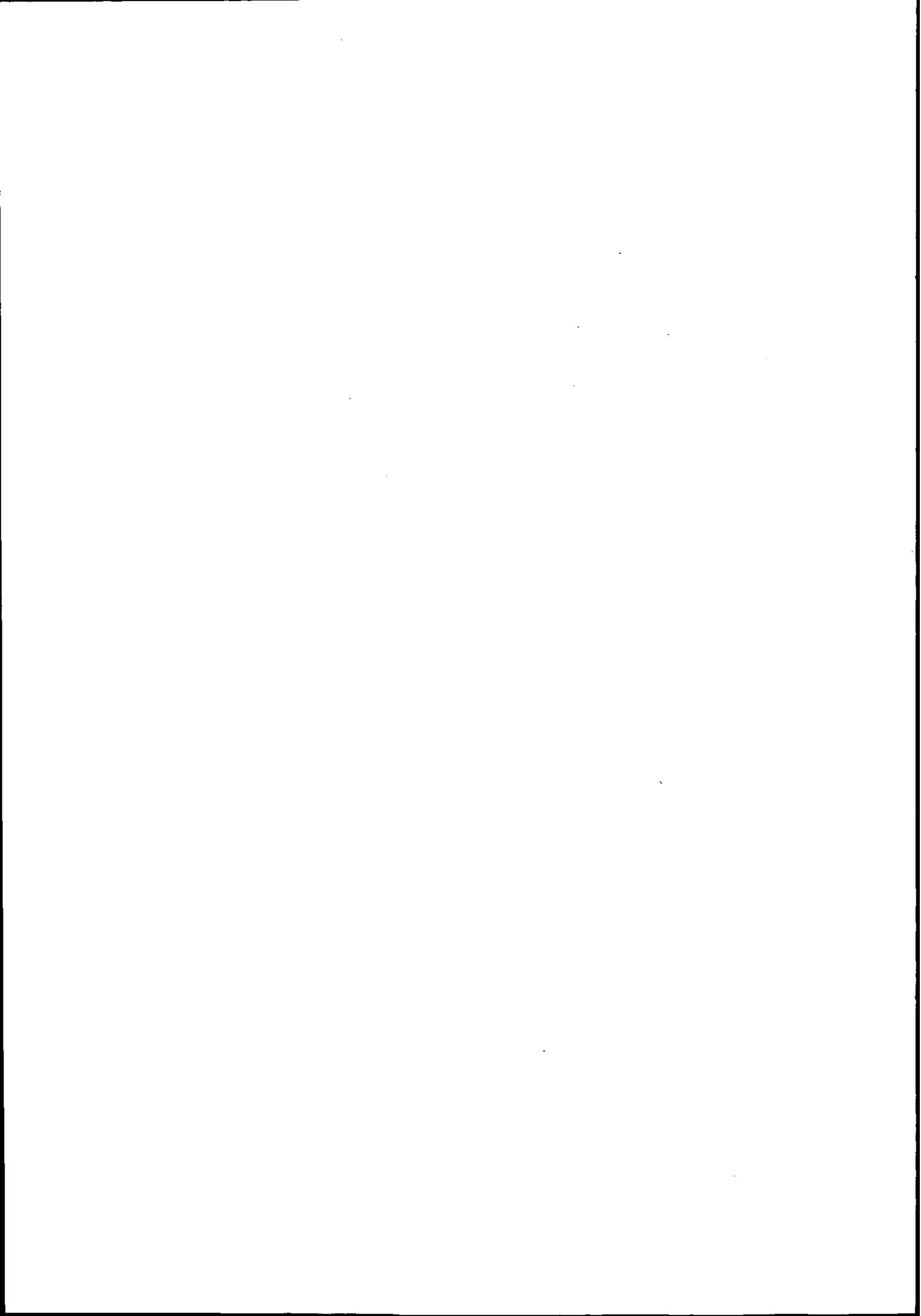
### (3) モビリティの重要視

モバイル・アプリケーション/サービスの創出が全クラスターに共通する特徴となっている。新しいテクノロジー、製品アプリケーション、サービスの開発と早期の商品化のためのテストベッドが設置され、スウェーデン企業と国際企業が協調して、専門性と提供内容の拡大を図っている。

#### 関連ウェブサイト

ICT - information & communications technologies, p.23: [http://www.isa.se/upload/english/Publications/ISA\\_ICT.pdf](http://www.isa.se/upload/english/Publications/ISA_ICT.pdf)

## Ⅶ フィンランド



## VII フィンランド

### 1. フィンランド政府における情報技術政策

#### 1. 1 経緯

1994 年末、フィンランド政府は、同国最初の IS 戦略「情報社会に向かうフィンランドー国家戦略」を発表した。5つのアクション・ラインを提示した。

アクション・ライン 1：民間及び公共部門の更新において、ツールとして機能する情報技術及び情報ネットワーク

アクション・ライン 2：経済活動の重要部門となるべき情報産業

アクション・ライン 3：情報通信技術のプロフェッショナルな専門知識を全体的に高いレベルで維持し、特に抜きん出た分野をいくつかもつこと

アクション・ライン 4：全国民が、情報社会のサービスを利用する機会を与えられ、サービスを利用するための基本的なスキルを身につけること

アクション・ライン 5：競争力を発揮し、高品質のサービスを提供できるようになるための情報インフラ

1996 年 5 月、情報社会問題国家委員会が設立された。民間、公共部門、研究部門の代表者で構成されている。委員会の委員長はジョウニ・バックマン行政大臣、事務局は大蔵省に設置された。

委員会の業務は、以下の通りである。

- ・ 情報社会の発展と影響に関する情報と討議の促進
- ・ 情報社会に焦点を当てた国家レベルの開発プロジェクトの推進
- ・ 新しい構想を目指した開発と活動
- ・ 国内及び国際的な協力の推進

1997 年の春、1994 年発表の IS 戦略が幅広く見直された。当初の情報社会戦略は、国民ではなく技術や競争力に重点を置きすぎているとう批判を受け、また、地域や地方の局面を無視しているだけでなく、さまざまな国民層ー高齢者、障害者、失業者のニーズも無視しているという批判を受けてのものである。

1998年12月、フィンランド研究開発国家財団（S 情報技術 RA）は、「クオリティ・オブ・ライフ、知識、及び競争力ーフィンランドの情報社会の戦略的発展のための前提条件と目的」を発表した。この戦略の基盤は、以下の4つのキーワードでまとめられる。

- ・ 国民に照準：情報社会の発展は、国民のニーズを基盤にしていることが明らかでなければならない。
- ・ 地方分権：情報社会は地方分権の形で発展する。発展の調整を行うことは不可能であり、調整する必要もない。ただし、中央集権的な方法も一部、必要である。
- ・ 改修：発展速度が早いため、戦略は常に改修する必要がある。
- ・ 協力：フィンランド国内及び国際的な状況における公共部門と民間部門間、個人間、企業間、業界と行政間の徹底的な協力が重要である。

1999年4月、文部省は、新しい情報戦略プログラム「2000年ー2004年 教育のための国家戦略」を発表した。

- ・ 国民のための情報社会スキル
- ・ ティーチング・スタッフのための訓練
- ・ 情報技術産業及びデジタル情報専門家のための訓練
- ・ バーチャル大学
- ・ バーチャル・スクール
- ・ 情報ネットワーク及びコンテンツの作成に関する学習環境

1999年に発表された「最先端プロジェクト」の実現が、2000年の初めに実際に開始された。最先端プロジェクトにはそれぞれ独自の担当組織があり、この組織が、関連する省庁、企業、研究機関、その他の組織と協力してプロジェクトを推進する。

#### 9つの最先端プロジェクト

1. 電子翻訳サービス/電子政府
2. パーソナル・ナビゲーション・サービス
3. 電子学習
4. 地方の情報社会
5. コンテンツ産業
6. 知識集約型労働

7. テレワーキング
8. 環境を損なわない情報社会
9. ビジネス・ネットワーキング

2000年6月、情報社会諮問委員会（ISAB：Information Society Advisory Board）は「情報社会としてのフィンランド」（Finland as an Information Society）を発表した。報告書の目的は、フィンランドにおけるISの発展の全体的な展望を示し、開発及びアクションのためのプロポーザルを作成することである。提案された実現するべき一連の対策が詳細に述べられている。これらの対策は、政府プログラムのISプロジェクトを補佐し、eEurope構想をサポートするものである。

#### 優先順位

1. 教育、知識、及び研究の強化
2. 通信インフラ
3. 運用及び規制環境
4. 情報社会からの疎外の防止
5. 公共部門のサービスとカスタマーとしての公共部門

2001年6月、情報社会諮問委員会は「情報社会諮問委員会による2001年レポート」（Report Of the Information Society Advisory Board 2001）を発表した。同レポートでは、「情報社会としてのフィンランド」における提言の実施状況の評価と新たな政策提案を行っている。情報社会諮問委員会は2つの政策分野（①社会における情報通信技術の幅広い活用、②全国民が利用可能な情報社会のサービスと機会の実現）において新たに提言を行った。

2001年12月、情報社会諮問委員会は、電子政府計画に関するレポート、「新世紀の公共サービス - オンライン政府推進のための2002～2003年アクション・プログラム」（Public Services in the New Millennium - Programme of Action to Promote ONLINE GOVERNMENT, 2002-2003）を発表した。同レポートでは、オンライン政府の実現を妨げる4つの問題領域（①オンライン・サービスの開発、実装、配信、②オンライン・サービスへの需要とサービス品質、③アクセス性、有用性、利用者のサービス活用能力、④オンライン・サービス開発の先導と調整）とオンライン政府推進のための行動計画（2002年～2003年）について記している。

2002年末、情報社会諮問委員会は、2003年3月の選挙後成立する次期政府において、一人

の閣僚の監督下で情報社会プログラムを実施することを提言した。これを受けて、2003年9月4日、マッティ・ヴァンハネン新内閣は、首相官邸における情報社会評議会（Information Society Council）の設置を決定した。

2003年6月23日に首相に就任した Matti VANHANEN（マッティ・ヴァンハネン）によるフィンランド政府は、政府プログラムを策定し、省庁横断的に関連する最も重要な分野として4つの政策プログラムを立ち上げた：

- ・ 情報社会政策プログラム（担当機関：首相）
- ・ 雇用政策プログラム（担当機関：労働大臣）
- ・ 起業政策プログラム（担当機関：通商産業大臣）
- ・ 市民参加政策プログラム（担当機関：法務大臣）

表VII-1にフィンランド政府における主要情報技術政策の経緯を示す。

表VII-1 フィンランド政府 主要情報技術政策経緯

発表時期	政策	概要
1994年末	「情報社会に向かうフィンランドー国家戦略」	フィンランド最初のIS戦略。 5つのアクション・ライン 1. 情報技術及び情報ネットワーク, 2. 情報産業, 3. 情報通信技術のプロフェッショナルな専門知識, 4. 全国民の情報社会のサービスを利用する機会, 5. 高品質の情報インフラ
1996年5月	「情報社会問題国家委員会」	民間, 公共部門, 研究部門の代表者で構成。 情報社会に焦点を当てた国家レベルの開発プロジェクトの推進, 新しい構想をめざした開発と活動等。
1997年春	1994年発表のIS戦略の見直し	フィンランド研究開発国家財団（S情報技術RA）, 1994年に制定したフィンランド情報社会戦略の大々的な評価と見直し。
1998年12月	「クオリティ・オブ・ライフ、知識、及び競争力ーフィンランドの情報社会の戦略的發展のための前提条件と目的」	4つのキーワード。 ・ 国民に照準 ・ 地方分権 ・ 改修 ・ 協力
1999年4月	「2000年ー2004年 教育のための国家戦略」	文部省、2000年から2004年にかけての新しい情報戦略プログラムを発表。 ・ 国民のための情報社会スキル ・ ティーチング・スタッフのための訓練 ・ 情報技術産業及びデジタル情報専門家のための訓練 ・ バーチャル大学 ・ バーチャル・スクール ・ 情報ネットワーク及びコンテンツの作成に関する学習環境
2000年初め	最先端プロジェクト	アクション・ラインを具体化すべき9つのプロジェクト。

2000年6月	「情報社会としてのフィンランド」	フィンランドの情報社会の利点、問題及び課題を明記。優先順位としては、教育、知識、及び研究の強化等。eEurope 構想をサポートするもの。
2001年6月	「情報社会諮問委員会による2001年レポート」	「情報社会としてのフィンランド」の評価と2つの政策分野（①社会における情報通信技術の幅広い活用②全国民が利用可能な情報社会のサービスと機会の実現）における新たな提言
2001年12月	「新世紀の公共サービス・オンライン政府推進のための2002～2003年アクション・プログラム」	オンライン政府の実現を妨げる4つの問題領域とオンライン政府推進のための行動計画（2002年～2003年）
2003年6月	「情報社会政策プログラム」	<p>情報技術の効果的利用及び情報社会サービスの振興を通じて、以下の目標実現をめざす：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業界、行政、教育、医療保健及び日常生活における情報社会サービスの利用推進による一般市民の福祉の向上</li> <li>・ 一般市民による、基本的情報技術のスキル、メディア・リテラシー、及び情報技術サービスの利用に必要なスキルの取得</li> <li>・ 2005年末を目途とした、一般市民による広範囲にわたる高速通信網への低料金でのアクセスの実現</li> <li>・ 電子商取引/データ・ネットワークの安全性、及び市民の電子サービスへの信頼性確保</li> <li>・ 公共/民間部門のサービス・レベル、事業の生産性/効率性、及び競争力の改善</li> <li>・ 全労働者による情報社会に必要な高レベルのスキルの取得、及び短期的に求められる訓練を受けた労働力の供給確保</li> <li>・ 行政機関相互及び関係機関との協力による、経費削減、リアルタイムでの運営を目的とした、顧客志向型公共サービスの提供</li> <li>・ 研究及び製品開発への投資拡大、並びにその効果的な利用による、最先端の情報社会発展国としてのフィンランドの地位の維持</li> <li>・ 国際的に高い評価を得るフィンランドの地位確保、及び国際社会発展のための独自の情報社会政策の活用</li> </ul>

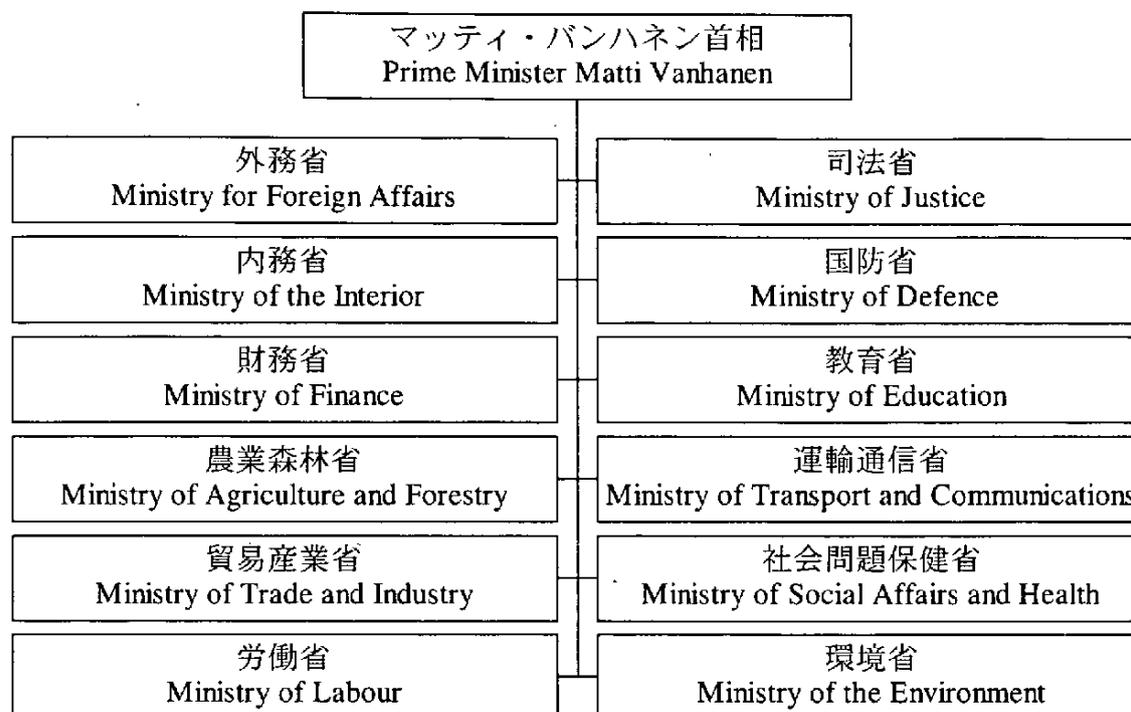
Source: フィンランド政府等発表資料から作成

## 1. 2 行政組織

情報社会プログラムの重点分野のうち、ブロードバンドの普及、デジタルテレビへの移行、セキュリティなど、2003～2004年に施策が活発に実施され、法整備がなされた分野はいずれも運輸通信省が担当している。

通信分野の規制は、ライセンスの付与・発行のみ運輸通信省が実施し、その他はすべて1988年設立された独立規制機関「フィンランド通信規制局（FICORA）」が担当している。FICORAは運輸通信省と同じ組織区分に含まれる。

連邦政府の電子サービスを担当するのは財務省である。



図VII-1 フィンランドの行政機構

関連ウェブサイト

Government: <http://www.valtionuuvosto.fi/vn/liston/basc.lsp?r=1932&k=en>

### 1. 3 情報社会関連政策の実施体制

#### (1) 首相および閣僚グループ (図VII-2 右)

情報社会政策プログラムの実施はバンハネン首相が主導する。運輸通信大臣、教育大臣、財務大臣、国防大臣などからなる閣僚グループが首相を補佐する。各閣僚は、それぞれの関連プロジェクトについて責任を負う。

この首相および閣僚グループを補佐するプログラムディレクターは、諸プログラムの運営・管理を担当する。

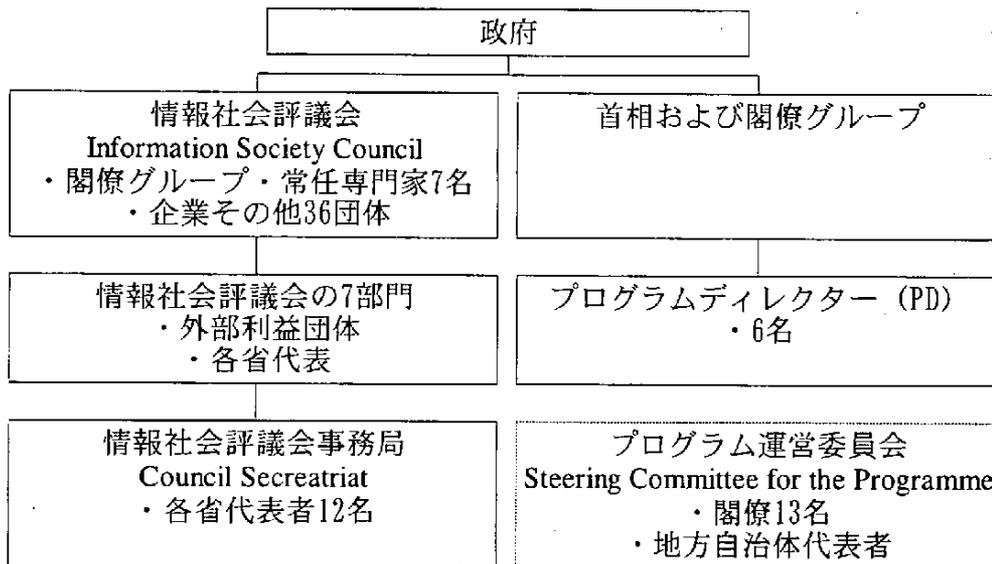
なお、閣僚と地方自治体の代表者で構成されるプログラム運営委員会は、閣僚間の担当分野

の調整にあたる。

(2) 情報社会評議会 (図VII-2左)

情報社会評議会もバンハネン首相が主導し、情報社会政策プログラムの内容に対応する7部門と事務局で構成される。

情報社会評議会は、閣僚以外にも専門家や外部組織をメンバーとして加え、情報社会政策プログラムの進捗状況の評価を行なう。この点で、プログラムの策定・実施にあたる首相および閣僚グループとの役割分担がなされている。



図VII-2 情報社会関連政策の実施体制

関連ウェブサイト

Organization: [http://www.tietoyhteiskuntaohjelma.fi/esittely/en\\_GB/organisation/](http://www.tietoyhteiskuntaohjelma.fi/esittely/en_GB/organisation/)

2. 情報社会政策プログラム

フィンランドでは、情報技術政策に限らず、ほぼあらゆる分野の主要政策が首相主導の「政府プログラム (Government Programme)」として実施されている。現バンハネン政権では特に「政策プログラム (Policy Programme)」の形で情報社会の実現に取り組んでいる。

パンハネン首相率いるフィンランド政府は、政策プログラムの担当大臣が統括・調整にあたる次の4つの政策プログラムに着手している（括弧内は担当大臣）。

- ・ 情報社会政策プログラム（首相）
- ・ 雇用政策プログラム（労働大臣）
- ・ 起業政策プログラム（貿易産業大臣）
- ・ 市民参加政策プログラム（司法大臣）

政策プログラムを担当する各大臣は、それぞれのプログラムディレクターによって補佐される。政策プログラムの計画と実施に参加する他の大臣は、プログラムの策定と監視にあたる行政職員を任命する。プログラムの調整を担当する大臣とそのプログラムディレクターは、目標達成に適切と考える方法で、政策プログラムの実施を計画するとともに、責任の分担について、また、政策プログラムの策定、実施、監視の詳細な計画について決定を行なう。さらに、プログラムの具体的項目を実施するため、プロジェクトグループを設置することができる。

#### (1) 情報社会評議会

フィンランド政府は2003年9月4日、情報社会の発展を方向付け、省庁間の協力を調整するための組織として情報社会評議会（Information Society Council）を設置した。

情報社会評議会も首相が主導し、具体的には以下の任務を担当する。

- ・ 情報社会の発展に関する主要政策について議論する。
- ・ 情報社会の発展、および関連する影響、可能性、脅威を予想し、監視し、評価するとともに、省庁間協力を促進するイニシアチブを推進する。
- ・ 情報社会の発展に関連する省庁横断的なイニシアチブと法律を追跡し、それらについて議論するとともに、その実施を監視する。
- ・ 国際的情報社会の発展を追跡し、フィンランドの各種政策に関する提案を推進する。
- ・ 情報社会の発展に関する各種プロジェクトにおいて企業と行政機関の相互作用を生み出す。
- ・ 情報社会政策プログラムとその進捗を評価し、フィンランドの情報社会の発展の状況について政府に報告する。

情報社会評議会の設置は、政府プログラムにおいて合意された。同評議会は、従来の情報社会諮問委員会（Consultative Committee on the Information Society）に代わるものである。

## (2) 情報社会政策プログラム

フィンランド政府の包括的な情報社会政策プログラム (Information Society Policy Programme) の内容は 2003 年 9 月 25 日、戦略文書に関する政府決議の一部として、政府の本会議で承認を受けた。

情報社会政策プログラムは、情報社会の提供する機会の活用に焦点を当てている。その目的は、①競争力と生産性の向上②社会的・地域的平等の促進③情報通信技術の効果的な利用を通じた市民の幸福と生活の質の向上であり、もう 1 つの目標は、情報通信技術の主要生産国であると同時に利用国でもある地位を維持することである。

プログラムの実施は、バンハネン首相率いる閣僚グループが調整する。このグループには、運輸通信大臣、教育大臣、財務大臣、国防大臣が含まれている。このプログラムのなかで首相および閣僚グループの補佐役を務めるのがプログラムディレクターである。

なお、前項で述べたように、プログラムの進捗状況は情報社会評議会が評価する。このため、同評議会にはプログラムの内容に従って 7 部門が置かれている。

以上見てきたように、フィンランドの情報社会政策の実施体制には、①首相・閣僚グループ・プログラムディレクターなど②首相が主導する情報社会評議会——という 2 つの流れがあり、政策の実施と評価の間でかなり明確な役割分担がなされていると理解できる。

## (3) 重点分野

情報社会プログラムは、特に情報社会の実用的側面を重視し、①電気通信インフラとデジタルテレビ②一般市民の情報社会活用能力と情報社会サービスの利用方法③研修、職業生活、研究開発④行政における電子サービス⑤社会福祉と保健⑥電子商取引とデジタル・コンテンツ/サービス⑦政府 IT サービス⑧法制度—の 8 分野で施策を実施する。ほとんどすべての省庁がこの情報社会プログラムに参加するが、各分野の個別の施策内容に応じて、それぞれ担当省庁が決まっている。

これらの施策は、情報社会政策プログラムが初めて取り上げるものではなく、従来から情報社会諮問委員会の指揮のもと、関連省庁で実施されてきた内容の延長線上に位置付けられる。

以下の各章では、上記の分野に関連して、ブロードバンドの普及 (分野①)、デジタルテレ

ビへの移行（分野①）、セキュリティ（分野⑧）、電子政府（電子 ID カードの利用を含む、分野④、⑤、⑦）を取り上げる。

#### 関連ウェブサイト

Government Strategy Document: <http://www.valtioneuvosto.fi/vn/liston/base.lsp?r=40231&k=en>

Government Policy Programmes: <http://www.valtioneuvosto.fi/vn/liston/base.lsp?r=40232&k=en>

Information Society Council: <http://www.valtioneuvosto.fi/vn/liston/base.lsp?r=41389&k=en>

Information Society Programme:

[http://www.tietoyhteiskuntaohjelma.fi/esittely/en\\_GB/introduction/\\_files/71149570364153359/default/tietoyhteiskuntaohjelma\\_engl\\_030404.pdf](http://www.tietoyhteiskuntaohjelma.fi/esittely/en_GB/introduction/_files/71149570364153359/default/tietoyhteiskuntaohjelma_engl_030404.pdf)

### 3. ブロードバンド

#### (1) ブロードバンドの現状

フィンランドでは 2004 年 5 月の時点で 60 万世帯、つまり、全世帯の 4 分の 1 がインターネットにブロードバンド接続している。運輸通信省では、企業を含めたブロードバンド接続数は合計で 70 万～75 万になると見ている。

この調査の直近 3 カ月に家庭のブロードバンドアクセス数は急速に増加し、約 8 万 5,000 件が新たに加わった。単身世帯での伸びが最も著しく、当然ながら都市部の方が農村部よりも接続数が多い。13 万世帯以上が半年以内にブロードバンドに加入する予定と回答した。

#### (2) 国家ブロードバンド戦略

情報社会プログラムの重点分野の 1 つ、「電気通信インフラとデジタルテレビ」のなかでは、EU の包括的情報社会政策 eEurope 2005 に従い、2003 年末までに技術的に中立なブロードバンド戦略を策定することが目指された（担当は運輸通信省）。

これを受けてフィンランド政府は 2004 年 1 月 29 日、国家ブロードバンド戦略に関する決議を採択した。この戦略は、政府の情報社会政策の重要な一要素である。

国家ブロードバンド戦略は、2005 年末までにすべての国民が高速で安価なデータ転送接続を行なえるようになり、フィンランドのブロードバンド加入件数を 100 万とすることを目標としている。これが実現すれば、フィンランドは高速電気通信分野で欧州のリーダーになる。

### (3) 光ファイバー

フィンランドでは 448 の自治体の 95% に光ファイバーケーブルが敷設されている。事業者の調査によれば、国民の約 98% が光ファイバーケーブルから数キロメートル以内の距離に住んでいる。

### (4) ブロードバンド価格の低下

2002 年、高速インターネットアクセスの価格は低下した。2003 年 1 月 1 日時点で、256Kbps という最も遅い ADSL サービスの平均月額料金は 50 ユーロ（約 6820 円、2004 年 11 月 6 日レートは 1 ユーロ=136.46 円）で、前年の 10 分の 1 になった。

EU 諸国の内部あるいは EU 諸国間での価格の差はかなり大きい。ADSL 価格が最も低いのはベルギーで、主に高速 ADSL が提供されている。また、英国も価格水準がかなり低く、256kbps および 1Mbps の接続は EU で最低である。調査対象 15 カ国中フィンランドは 8 位または 9 位（接続速度による）に位置している。

### (5) 通信市場法の修正

運輸通信大臣は 2004 年 3 月 12 日、ブロードバンドの価格設定に関する電気通信市場法（Communications Market Act）の修正案についてパブリックコメントを求めた。修正案の目的は、ブロードバンド接続の普及を加速し、ブロードバンド市場における競争を促進することであった。

通信市場法の修正案では、フィンランド通信規制局（FICORA: Finnish Communication Regulatory Authority、運輸通信省の所管）に対し、ブロードバンド接続の提供に必要なネットワーク要素のリースに上限価格を設定する権限が与えられる。これは、ブロードバンド接続の価格設定に介入するものではない。

修正案では、固定回線から携帯電話への通話料金も引き下げられる。これは、固定ネットワークから携帯電話ネットワークへの通話における相互接続トラフィックの規制を変更することによって実現する。

### 関連ウェブサイト

The Finnish Government promotes the spread of broadband connections - a resolution on the national broadband strategy: [http://www.tietoyhteiskuntaohjelma.fi/ajankohtaista/news/en\\_GB/senaattori/?articleId=60430\\_en\\_1.0](http://www.tietoyhteiskuntaohjelma.fi/ajankohtaista/news/en_GB/senaattori/?articleId=60430_en_1.0)

Mobile call and broadband subscription prices gone down in Finland: <http://www.mintc.fi/scripts/cgiip.exe/WService=lvn/cm/pub/showdoc.p?docid=1735&channeltypeid=&channelid=35&channelitemid=7519&tmlanguageid=3>

Broadband prices are high in Finland: <http://www.mintc.fi/scripts/cgiip.exe/WService=lvn/cm/pub/showdoc.p?docid=1735&channeltypeid=&channelid=35&channelitemid=6609&tmlanguageid=3>

Act amendments to speed up the spreading of broadband connections: <http://www.mintc.fi/scripts/cgiip.exe/WService=lvn/cm/pub/showdoc.p?docid=1735&channeltypeid=&channelid=35&channelitemid=7445&tmlanguageid=3>

#### 4. デジタルテレビ

情報社会政策プログラムの「電気通信インフラとデジタルテレビ」分野では、EUの情報社会政策 eEurope2005 に従い、デジタルテレビへの移行の加速化、アナログテレビの終了、フィンランド放送協会（Finnish Broadcasting Company YLE）の地位について、運輸通信省が主導する形で検討を行い、報告書を作成するという施策が計画された。

2004年5月の統計によると、36万世帯以上が地上デジタルテレビネットワーク番組を視聴できる受信機を所有し（前四半期から10万世帯増）、全世帯の15%がデジタル時代を迎えている。

##### (1) ネットワークライセンス

新しい通信市場法に従って、フィンランド政府は2002年秋、Digita社にデジタルテレビネットワークのライセンスを付与した。これは、3つのマルチプレックス（多重周波数帯）を使用・管理する権利を与えるものであり、ライセンス保有者は、番組制作者のサービスについて責任を負い、必要な機器と番組を管理する。

また、デジタルラジオネットワークのライセンスは、Digita社とTelemast Nordic社に与えられた。2つの企業にネットワークライセンスを付与したことで、ウーシマー（Uusimaa）地域における地域デジタルラジオネットワークでの競争が促進されると見られている。

ネットワークライセンスは2010年8月31日まで有効である。アナログ使用のための周波数が利用可能になれば、新しいライセンスについて申請の募集を行なう。

##### (2) 携帯電話との統合

4つ目のデジタルテレビネットワークは、携帯電話サービスに予定されている。このサービ

スには、情報社会サービス、ビデオクリップやテレビ番組の配信などが含まれる見通しである。

この携帯電話デジタルテレビサービスは、デジタルモバイルネットワーク、テレビネットワーク、インターネット、および、携帯電話基地経由の受信を統合するテクノロジーを利用する。ネットワークは一方方向となり、1カ所の配信ポイントから複数の受信者へさまざまなコンテンツを流す。

### (3) 番組ライセンス

フィンランド政府は2003年12月18日、デジタル地上波テレビ・ラジオ放送の番組ライセンスを付与し、新しく7局のローカルテレビチャンネルがデジタルネットワークで配信を開始することになった。ライセンスは2010年12月31日まで有効である。

2003年末現在、デジタルテレビネットワークは、人口の72%をカバーしている。この分野の中心的アクターたちは、2004年8月までに人口カバー率が94%となるよう、配信ネットワークの拡大に合意した。

### (4) 公共機関のデジタルテレビサービス開発

情報社会政策プログラムでは、eEurope2005に従い、デジタルテレビを通じた公共サービスの提供に関する報告書の作成と実施計画の策定が目指された。

最近の調査によると、公共デジタルテレビサービスの初期段階においては積極的な官民協力が必要とされる。試験プロジェクトは、新しいテクノロジーの課題に対応し、デジタルテレビの強みを生かす応用例を開発することを目指している。

### 関連ウェブサイト

May 2004: digital receiver in over 360,000 households, broadband access in 600,000 households:

<http://www.mintc.fi/scripts/cgiip.exe/WService=lvm/cm/pub/showdoc.p?docid=1735&channeltypeid=&channelid=35&channelitemid=8453&tmplanguageid=3>

## 5. セキュリティ

### (1) 電子署名法

フィンランド大統領は2003年1月24日、電子署名法を承認した。同法は2003年2月初め

から発効し、電子署名に手書きの署名と同じ効力をもたせ、電子商取引と公共部門の提供するサービスの両方を促進すると期待されている。

電子署名法は、電子署名と電子証明書に関係する。電子署名は、商業的なトランザクションと行政のトランザクションの両方で使用することができる。電子署名法はまた、証明書に関連したビジネスを支援することも目的としている。

電子署名法は、電子署名に関する EU 指令の規定を実施する。司法省が策定した「電子公共サービス法」も同時に発効する。

### (2) 国家情報セキュリティ戦略

国家情報セキュリティ戦略は、情報社会における市民と企業の信頼を向上させることを目的としている。同戦略は、情報の安全とプライバシーの保護を改善できるガイドラインと施策を定めている。フィンランド政府は 2003 年 9 月 4 日、国家情報セキュリティ戦略に関する決議を提出した。

このセキュリティ戦略によると、情報の保護された社会は、国内および国際的な協力の改善によって実現することができる。戦略は、①フィンランドの情報通信技術企業の運営環境と情報セキュリティのリスクマネジメントの改善②基本的権利と国家の知識資本の保護③情報社会に対する意識と情報社会におけるコンピテンスの向上の 3 つの目標を達成するための最も重要な施策を示している。

### (3) データ保護法

電気通信における秘密保持、プライバシーの保護、情報セキュリティを改善するこの法律は、電気通信サービスの発展を促進し、電気通信事業者とその他のサービスプロバイダの、通信の秘密保持に関する責任を明確にする。

フィンランド共和国大統領は 2004 年 6 月 16 日、この法案を承認した。法案は同年 9 月 1 日発効した。

### 関連ウェブサイト

Electronic signature boosts electronic commerce and public services: <http://www.mintc.fi/scripts/cgiip.exe/WService=1vm/cm/pub/showdoc.p?docid=1735&channeltypeid=&channelid=28&channelitemid=5189&tmplanguageid=3>

A resolution on national information security strategy: <http://www.mintc.fi/scripts/cgijp.exe/WService=lvm/cm/pub/showdoc.p?docid=1735&channeltypeid=&channelid=28&channelitemid=5590&templanguageid=3>

A new Act to clear confidentiality and responsibilities in electronic communications:

<http://www.mintc.fi/scripts/cgijp.exe/WService=lvm/cm/pub/showdoc.p?docid=1735&channeltypeid=&channelid=35&channelitemid=6176&templanguageid=3>

New means to improve data protection and information security:

[http://www.tietoyhteiskuntaohjelma.fi/ajankohtaista/news/en\\_GB/senaattori/?articleId=86388\\_en\\_1.0](http://www.tietoyhteiskuntaohjelma.fi/ajankohtaista/news/en_GB/senaattori/?articleId=86388_en_1.0)

## 6. 電子政府

フィンランドでは136の政府機関のうち83が市民、企業、公共機関へ電子サービスを提供している。連邦の電子サービスは合計で259あり、そのうち22は、公共機関のみを対象としたものである(2003年8月時点)。

フィンランド財務省の最高情報責任者(CIO)によると、政府の電子サービス開発の最も重要な課題の1つは、利用者とのインタラクションであり、その他の課題として、民間部門とのインターフェイス、登録コストの分担などがある。

### (1) 連邦の電子サービスの統合

フィンランド政府は2003年9月、電子政府サービスにワンストップのアプローチを採用することを決定した。財務省が発表した新たな計画のもとでは、主要な電子政府サービスが単一のブランドに統合される。対象となるサービスは、suomi.fi(政府の情報・電子サービスポータル)、lomake.fi(セキュアフォームサービス)、otakantaa.fi(市民向けディスカッションフォーラム)、asiointioapas.fi(電子フォームやインターネットサービスを使用するためのガイド)がある。

### (2) 電子フォームの利用

2003年3月～8月には約2万5000のフォームがインターネット上で送信された。電子サービス用に12の電子フォームが用意されたオンラインサービスlomake.fiには2003年3月～8月の6カ月間に約28万人の利用者が訪問した。フィンランド政府は、今後5～10年の間に80～90%のフォームを電子的フォーマットで提供することを目標としている。

### (3) 犯罪報告

低調な一般市民向けサービスのなかで例外的に成功を収めているのが犯罪報告である。2002

年にフィンランド警察は約 73 万 7,000 件の犯罪報告を受理し、約 5 件に 1 件が盗難または暴行事件だった。2003 年 1 月から、これらの事件を警察に通報するとき、インターネットで電子フォームを利用できるようになった。

## 6. 1 電子 ID カード

フィンランドでは 1980 年代から非電子的な ID カードが利用されていたが、1999 年に、個人情報を記載した「市民証明書 (citizen certificate)」を保存するマイクロチップを備えた電子 ID カード (FINEID カード) が導入された。フィンランド政府は、すべての市民について電子 ID を作成し、市民が電子 ID 付きカードを購入すると、ID がアクティベート (有効化) される仕組みになっている。

この電子 ID カードは期待されたペースでは国民に普及しなかった。フィンランド国民約 520 万人のうち、2002 年 11 月の時点でカードを入手したのは、約 1 万 3,000 人しかいない。

### (1) 地方自治体サービスとの統合

電子 ID カードの技術的側面を担当する国民登録センター (Population Registration Centre、1969 年設立、内務省所管) は 2004 年 4 月、地方自治体の電子サービスを国の電子 ID カードシステムに組み込むための技術仕様を発表した。これは、将来的に電子 ID カードを自治体のサービスで使用できるようにするものである。

### (2) 社会保障データの組み込み

電子 ID カードに社会保障データを記録するというアイデアは 2002 年 11 月にフィンランド政府によって提案された。プライバシー侵害が懸念されたことから、データ保護オンブズマンの勧告に従って、社会保障データを電子 ID カードに記録するかどうかを国民 1 人 1 人が選択できるようになり、2004 年 6 月初めからこの選択制が実施されている。

### (3) オンラインバンキング ID の利用

フィンランド政府は当初、電子 ID カードを電子政府サービスの統一的な電子的識別方法として使用することを目論んでいたが、既に指摘したように、その普及は予想よりも遅れ、多くの政府機関では、完全な識別を必要としない一部のサービスにとって、電子 ID カードは複雑過ぎると考えていた。このため、特別な契約を結んだり、カードやカードリーダーを追加しなくても、オンライン上で公共サービスへのアクセスを可能にする新しいシステムが求められて

いた。これを実現するために目をつけたのが、インターネットバンキングサービスにアクセスするためにフィンランドの銀行各社によって発行される電子識別コード（オンラインバンキング ID）である。

フィンランド社会保険機構、労働省、国家税務委員会（National Tax Board）の3者で構成されるコンソーシアムは、オンラインバンキング用の ID を利用する共同プロジェクトを開始した。

国家税務委員会は、オンラインバンキング ID を利用して、通知と申請、さらに、インタラクティブサービスの登録の機密保持を実現する。最初のサービスは 2004 年春に利用可能になった。

これに関連して、社会保険機構は、2004 年 4 月に初の電子サービスを導入した。このサービスでは、学生たちが自分の学生手当について情報を調べることができる。近い将来、学生たちは社会保険事務所に対して電子的フォーマットで各種の申請を行なえるようになる。さらにフィンランド社会保険機構は 2004 年に 3 つの新しい電子サービスを提供し、出産給付金、一般住宅手当、失業サービスがインターネット上で利用可能になった。

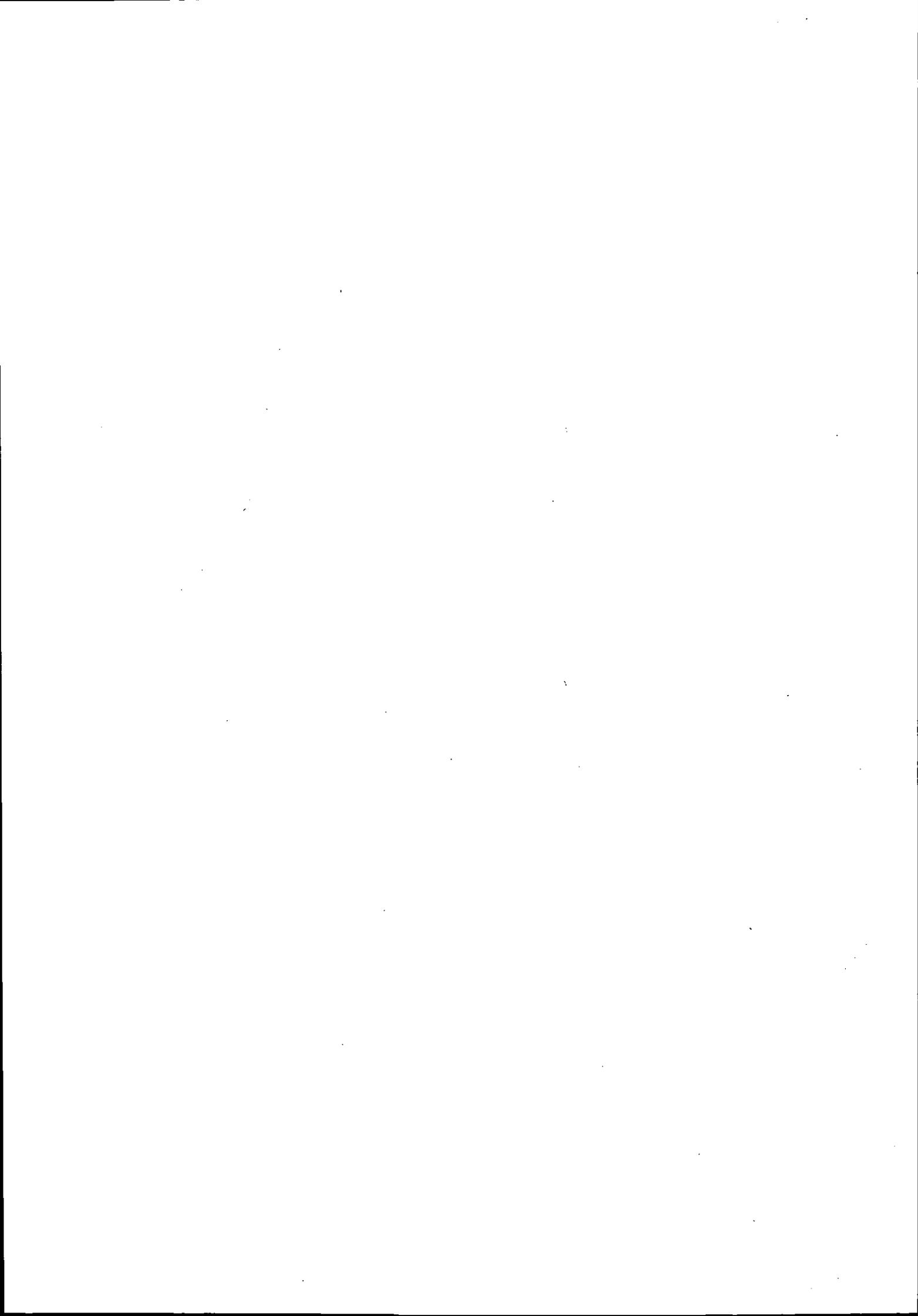
#### (4) 携帯電話との統合

テレコムグループ Sonera と国民登録センターは 2003 年 2 月、個人を電子的に識別する携帯電話サービスを開始するための協力協定に署名した。両者は、国民登録センターが開発した電子識別と、Sonera の加入者の SIM カード上の電子識別署名を 1 つのサービスに統合する。

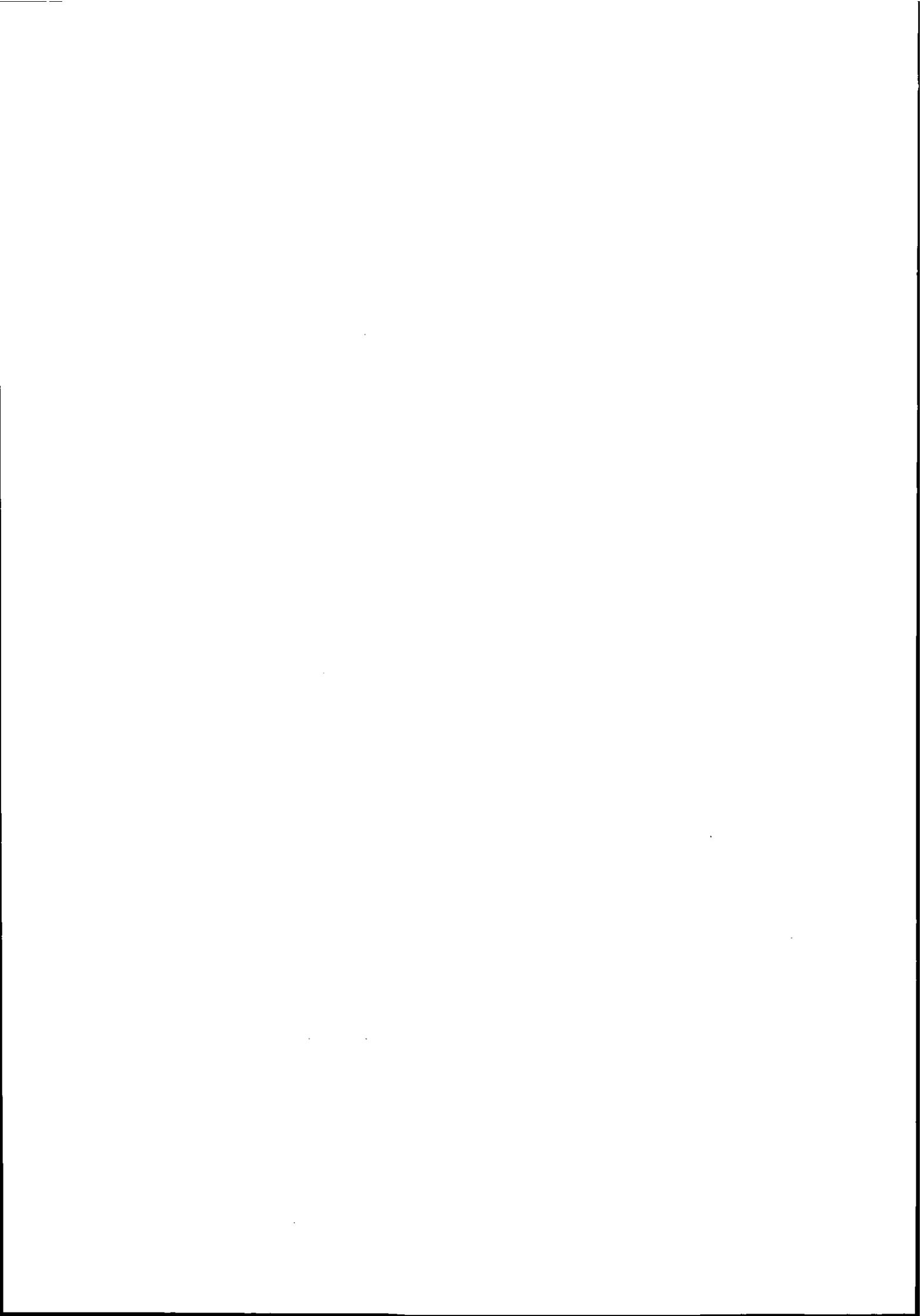
これにより、フィンランド国民は、電子 ID カードと並ぶ新たな識別方法を手にするようになる。将来、携帯端末で公的、私的ネットワークサービスをこれまでよりも高い信頼性で使うことができるようになるとともに、同じ ID コードがさまざまなサービスで使用できる。新しいシステムは、2003 年秋に試験利用が行なわれ、2004 年には消費者が一般的に使用できるようになる。

#### 関連ウェブサイト

eFinland: <http://e.finland.fi/netcomm/news/category.asp?intNWSCatID=394>



## VIII ドイツ



## VIII ドイツ

### 1. ドイツ連邦政府における情報技術政策

#### 1. 1 経緯

1996年2月、ドイツ連邦政府は、ドイツにおいて情報社会を実現するための最初のアクション・プランを発表した。このアクション・プランには「インフォ 2000：情報社会へのドイツの道」というタイトルが付けられた。

1999年11月、連邦経済技術省（現 連邦経済労働省）が、連邦教育研究省と共同で「21世紀の情報社会におけるイノベーションと雇用（Innovation and jobs in the Information Society of the 21st Century）」というアクション・プログラムを発表した。これは2005年までの5か年計画であり、30億ドイツマルクの予算が配分された。

1999年12月、連邦経済技術省（現 連邦経済労働省）は、「情報社会」と題する新しいフォーラムを発足させた。これは、1996年にスタートした「フォーラム・インフォ 2000」を引き継ぐものである。フォーラムは、6つの作業グループ（教育、民主主義／行政、女性、文化、高齢者、最新技術）のもとにその活動を続けている。

2000年3月、ドイツ政府とIT業界は、共同で緊急のアクション・プログラムを設定し、外国人技術者がドイツで臨時的に働くことを許可した。この行動プログラムは「グリーンカード」イニシアティブと呼ばれ、その骨子はIT関連の学位を持つ20,000人の外国人プログラマーやエンジニアに3年から5年の労働許可を与えることにある。

2002年2月、連邦経済技術省（現 連邦経済労働省）と連邦教育研究省は「Information Society Germany」を発表した。この報告書では「21世紀の情報社会におけるイノベーションと雇用」の7つの中心的アクション・プログラム（①新しいメディアへのアクセス、②教育におけるマルチメディア、③機密性とセキュリティ、④革新的雇用 - 新しいアプリケーション、⑤技術とインフラストラクチャにおける先導的地位、⑥近代的行政に向けた電子政府、⑦欧州及び国際協力）における進捗状況を評価している。

2002年2月に、連邦教育研究省は、情報通信技術分野の研究助成プログラム、IT Research 2006（IT-Forschung 2006）を発表した。連邦教育研究省は、IT Research 2006プログラムの枠内で、

2002～2006年の5年間に、総額15億ユーロを研究プロジェクトの助成に投じるほか、さらに15億ユーロを研究機関への支援として投資する予定である。

2003年3月14日、シュレーダー首相は、ドイツ連邦議会で「Agenda 2010」を発表した。これは、労働市場の改革、長期的な社会保障制度の再構築、経済成長の推進をめざす包括的な政府プログラムである。このプログラムは、以下の9つの主要分野に分けて具体的な政策を実施している：

- ・ 労働市場
- ・ 産業
- ・ 課税制度
- ・ 医療保健及び年金
- ・ 環境
- ・ 家庭及び児童
- ・ 統合及び移民
- ・ 教育及び研究
- ・ 官僚主義の削減

2003年12月、連邦政府は、「21世紀の情報社会における技術革新と雇用」を受け継ぐ形で新たなマスタープラン「情報社会ドイツ 2006 (Informationsgesellschaft Deutschland 2006)」を発表した。この計画は、①電子経済②テクノロジーの研究開発③教育と訓練④電子政府⑤eCARDイニシアチブ/デジタル署名⑥電子保健⑦ITセキュリティの各分野でそれぞれ具体的な達成目標と達成期限を設定しており、経済労働省と教育研究省が共同でマスタープランの実施を主導する。

表Ⅷ-1にドイツ連邦政府における主要情報技術政策の経緯を示す。

表Ⅷ-1 ドイツ連邦政府 主要情報技術政策経緯

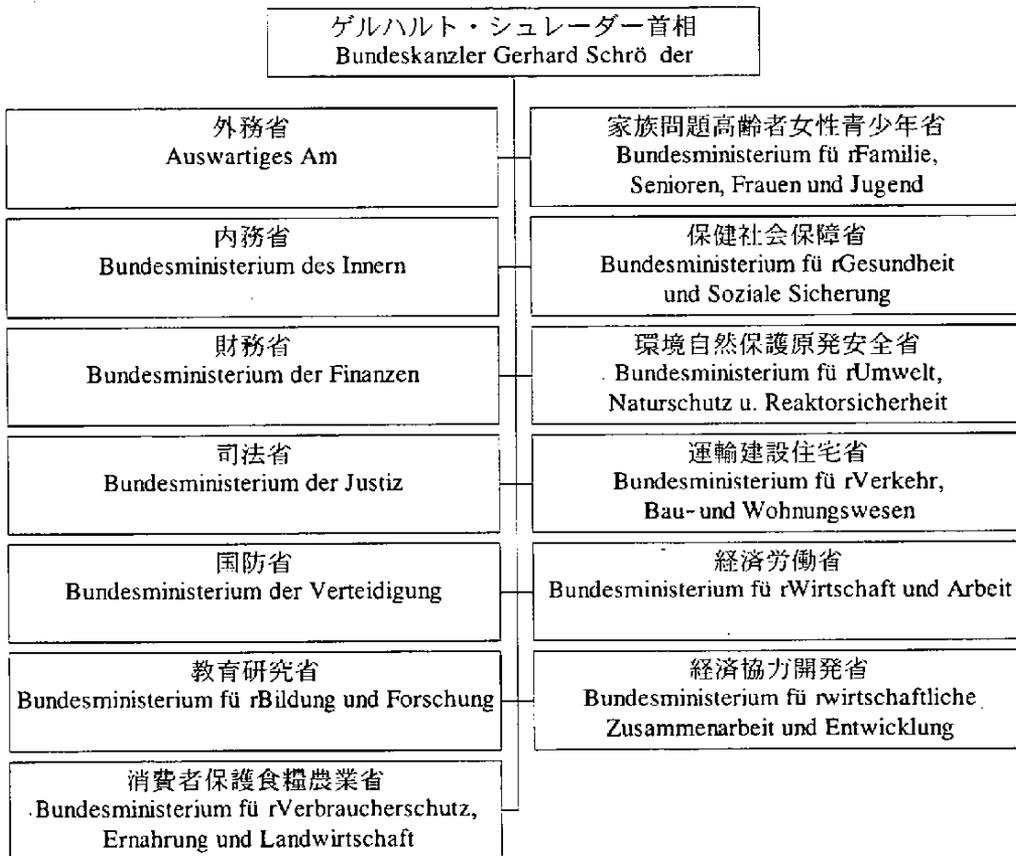
発表時期	政策	概要
1996年2月	「インフォ 2000：情報社会へのドイツの道」アクション・プラン	情報社会を実現するための最初のアクション・プラン。テレコミュニケーション市場の開放、技術の研究開発が不可欠、国境を越えたテレコミュニケーションと情報サービスの発展等を強調。
1999年11月	「21世紀の情報社会におけるイノベーションと雇用」アクション・プログラム	連邦経済技術省（現 連邦経済労働省）が教育科学研究技術省と共同発表。2005年までの5か年計画であり、30億ドイツマルクの予算が配分。7つのアクションプラン。①新しいメディアへのアクセス、②教育におけるマルチメディア、③機密性とセキュリティ、④革新的雇用 - 新しいアプリケーション、⑤技術とインフラストラクチャにおける先導的地位、⑥近代的行政に向けた電子政府、⑦欧州及び国際協力
1999年12月	情報社会フォーラム	連邦経済技術省（現 連邦経済労働省）、「情報社会」と題する新しいフォーラムを発足。これは、1996年にスタートした「フォーラム・インフォ 2000」を引き継ぐもの6つの作業グループ（教育、民主主義行政、女性、文化、高齢者、最新技術）から構成
2000年3月	グリーンカード・イニシアティブ	IT関連の学位を持つ20,000人の外国人プログラマーやエンジニアに3年から5年の労働許可を付与
2002年2月	Information Society Germany	「21世紀の情報社会におけるイノベーションと雇用」の7つの中心的アクション・プログラムの進捗状況を評価
2002年2月	IT-Research 2006	2002年から2006年までに、総額15億ユーロを研究プロジェクトの助成に投じ、さらに15億ユーロを研究機関への支援として投資
2003年3月	Agenda 2010	労働市場の改革、長期的な社会保障制度の再構築、経済成長の推進をめざす包括的な政府プログラム
2003年12月	情報社会ドイツ 2006	「21世紀の情報社会におけるイノベーションと雇用」を継承する新マスタープラン

Source: ドイツ連邦政府等発表資料から作成

## 1. 2 行政機構

ドイツのIT政策は、主に経済労働省及び教育研究省で実施されている。これらの省及び内閣の組織は以下の通りである。

### 1. 2. 1 内閣



\* 経済労働省の所管のもとで電気通信郵便規制庁 (Reg TP: Regulierungsbehörde für Telekommunikation und Post) が電気通信市場を監督している。

\*\* 内務省の所管のもとで連邦ITセキュリティ庁 (BSI: Bundesamt für Sicherheit in der Informationstechnik) がITセキュリティ関連サービスを提供している。

図VIII-1 ドイツ政府の行政機構

関連ウェブサイト

BUNDESMINISTERIEN: <http://www.bundesregierung.de/Bundesregierung/-,422/Bundesministerien.htm>

Organisationsübersicht des BSI: <http://www.bsi.de/bsi/organisation.htm>

1. 2. 2 経済労働省



図Ⅷ-2 経済労働省の組織図

関連ウェブサイト

Organisationsplan des BMWA, 1.Oktober 2004:

<http://www.bmwi.de/Redaktion/Inhalte/Pdf/organisationsplan-september-2004,property=pdf.pdf>

## 1. 2. 3 教育研究省



図VIII-3 教育研究省の組織図

### 関連ウェブサイト

Organisationsplan des BMBF, August 2004: <http://www.bmbf.de/pub/orgplan.pdf>

## 2. Agenda 2010

ドイツ連邦政府（Bundesregierung）の経済政策は、経済成長と雇用拡大、失業の減少、2010年末までの完全雇用を主たる課題としている。それらを実現する上で最も重要な政策は、シュレーダー首相が2003年3月14日にドイツ連邦議会における施政方針演説で発表した改革プログラム Agenda 2010 であり、その改革措置は、①労働市場②社会保障③保健医療④税⑤中小企業⑥官僚主義の削減—などを中心として、ほぼあらゆる政治分野にわたっている。

シュレーダー首相は2004年1月26日、ベルリンで開催された技術革新会議において、Agenda 2010 の諸改革のなかで、社会保障制度の改革（負担金の引き下げと将来への対応）と技術革新を互いに補い合う2つの柱として位置付けることを明言した。2004年は特に後者が重視され、連邦政府は、この年を「技術革新の年」とした。連邦政府の知識、教育、研究、テクノロジーへの支出は、1998年度から約21%増加し、2004年度は124億8,670万ユーロ（約1

兆 7100 億円) に達した。ドイツの公共機関と企業を合わせると、GDP の約 2.5% を研究開発に投じている。この数字は、諸外国よりも大きい。連邦政府はこれを 2010 年までに 3% にまで引き上げる考えである。

技術革新は、政府の取り組みだけで実現するわけではなく、社会全体の課題である。このため、首相の提案で 2004 年 1 月 15 日、企業、労働組合、研究機関の代表が参加して第 1 回ハイレベル協議が開かれ、イニシアチブ「技術革新のためのパートナー (Partner für Innovation)」が決定された。3 月末の第 2 回協議では、その具体的目標として、あらゆるレベルでドイツの技術革新制度を強化し、障壁を取り除き、効率性を高めることで合意した。連邦政府側からは、教育研究省 (BMBF: Bundesministerium für Bildung und Forschung) と経済労働省 (BMWA: Bundesministerium für Wirtschaft und Arbeit) がイニシアチブに参加する。このイニシアチブでは、定期的に会合を持ち、その作業を支援するため、ドイツ技術革新局 (Innovationsbüro Deutschland) を設置した。

関連ウェブサイト

<http://www.bundesregierung.de/>

### 3. 経済労働省

ドイツにおいて「情報社会」を目指す最初のマスタープランは、1999 年に現シュレーダー政権によって採択された「21 世紀の情報社会における技術革新と雇用 (Innovation und Arbeitsplätze in der Informationsgesellschaft des 21. Jahrhunderts)」だった。これを受け継ぐ形で連邦政府は 2003 年 12 月 3 日、新たなマスタープラン「情報社会ドイツ 2006 (Informationsgesellschaft Deutschland 2006)」を発表した。この計画は、①電子経済②テクノロジーの研究開発③教育と訓練④電子政府⑤eCARD イニシアチブ/デジタル署名⑥電子保健⑦IT セキュリティの各分野でそれぞれ具体的な達成目標と達成期限を設定しており、経済労働省と教育研究省が共同でマスタープランの実施を主導する。

#### 3. 1 電子経済

ドイツの情報通信市場は 2004 年、世界市場に占める割合が約 6%、売上は 1,300 億ユーロ (約 17 兆 8,000 億円) と予測され、引き続き欧州最大の市場となる。

電子商取引の売上は2003年、1,381億ユーロ（約18兆9,000億円）と初めて1,000億ユーロを突破し、欧州では最大となった（2位の英国は849億ユーロ〔約11兆6,000億円〕）。国際的には2004年、西ヨーロッパは世界市場の約30%を占めると見込まれている。

### 3. 2 デジタルコミュニケーション

#### (1) インターネット利用

企業や個人のインターネット利用についてドイツは世界の先進国の1つとなっている。2003年には国民の54%が家庭か、または職場でインターネットを利用している。今後の目標として連邦政府はそのマスタープラン「情報社会ドイツ2006」のなかで2005年までに、ユーザー数を人口比で75%とすることを目標としている。

#### (2) モバイル通信

モバイル通信の成長も著しく、携帯電話の契約件数は、2001年以降、固定電話を上回り、2003年には暫定値で6,400万を超えた。今後も増加傾向は衰えず、2005年には7,000万に達すると見られている。普及率でも2003年は、人口100人に対して契約数77（前年は71）と大きく増加した。これらは、「情報社会ドイツ2006」で設定された2004年末までにGSM/GPRS携帯の加入件数6,500万、人口の8割という目標を簡単に実現するペースである。

また連邦政府の「モバイルメディアイニシアチブ」では既に、全国の約140の団体のなかから、厳正な選考を経て、モバイル電子政府、モバイルエンターテイメント、モバイルビジネスなどをテーマとする6つのマスタープロジェクトが選ばれている。このプロジェクト活動を推進するため、経済労働省は、2年間にわたる支援計画のもと、1,500万ユーロ（約20億5,000万円）以上の資金を提供してきた。

#### (3) ブロードバンド

既に2002年3月から、DSL、ケーブル、衛星、UMTSなどのブロードバンドインフラの整備を促進する「ブロードバンドイニシアチブ」が実施されており、ブロードバンドインターネット接続数は2003年末の時点で500万近くに達した。「情報社会ドイツ2006」では、2004年までに700万を目指し、EUのeEurope2005イニシアチブに従って2005年までにブロードバンドを主要なアクセス技術とすること、ならびに2010年までにドイツの全世帯の半数がブロードバンドインターネットに接続することを目標としている。

#### (4) デジタル放送

1997年以降、連邦政府と州が主導する「デジタル放送イニシアチブ (Initiative Digitaler Rundfunk)」では、ケーブル、衛星、地上波のラジオ、テレビ放送をアナログからデジタルへと移行する戦略に取り組んできた。

ベルリン=ポツダムおよび周辺地域では、2002年11月1日から移行が開始され、2003年8月には、アナログ地上ネットワークが完全に廃止されてデジタル地上テレビが導入された。これに続いて、ケルン=ボン、ルール、ハンブルク、ハノーバー=ブラウンシュヴァイク、ブレーメン、デュッセルドルフの各地域で移行が予定されている。なお、「情報社会ドイツ2006」では、デジタルへ完全移行する期限をテレビ放送は2010年、ラジオ放送は2015年としている。

### 3. 3 電気通信法

#### (1) 電気通信郵便規制庁

1996年7月に制定された電気通信法 (TKG: Telekommunikationsgesetz) に基づき、1998年1月1日からドイツの電気通信市場は自由化された。このとき、連邦郵政通信省の廃止に伴って、経済労働省の所管のもとに新たな規制当局として電気通信郵便規制庁 (Reg TP: Regulierungsbehörde für Telekommunikation und Post) が設置された。同庁は、かつて市場を独占する立場にあったドイツテレコムを監督し、新規参入企業への機会提供を促進している。

電気通信市場の自由化は、価格の低下と技術革新を生み、消費者と企業に大きな便益をもたらした。今後も連邦政府は、競争の促進という目的を変更することなく、必要に応じて規制を続けていく方針である。具体的には、これまでに次のような規制措置が実施されている。

- ・ 地域通話のコールバイコールとプリセクションが義務付けられた。これにより、消費者の選択の幅が広がり、地域通話の料金が大幅に下がった。
- ・ 付加価値サービスの番号の不正使用の可能性が大幅に制限された。

#### (2) 電気通信法の改正

電気通信法の改正案は2004年5月14日、連邦参議院で承認され、同年6月26日に施行された。これは、欧州委員会で2002年に採択された、5つの欧州指令から成る電気通信規制枠組みを国内法化したものだが、電気通信分野において、透明で市場中心の効率的な規制に基づく競争を促進するという目的そのものに変更はない。新電気通信法の中心的要素は、顕著な市場支配力を持つ企業 (ドイツテレコム) に義務を課して、新規参入を促す参入規制である。この

ほか、主な内容として以下が盛り込まれた。

- ・ 電気通信サービスを提供するためのライセンスを将来的には不要にする（市場参入障壁の緩和）。
- ・ 構造的な市場参入障壁が見られ、顕著な市場支配力を持つ企業を縮小できず、一般的な競争法の適用だけでは不十分とされる市場については、部門別の規制を行なう。規制当局は、該当する市場の決定と分析を2年ごとに行い、欧州委員会と連携しなければならない（部門別の規制）。
- ・ 競争促進のため、支払いに関する規制が具体化される。不当な値引き、ダンピング、不正なバンドリング販売は、法律によって禁止される。
- ・ 規制当局が不正行為を罰する権限が拡大される。
- ・ 規制当局は年1回、市場動向、見通しなどについて報告を行う（規制当局の業務の透明化）。
- ・ 法的手続きが簡素化される。

### 3. 4 中小企業

中小企業は、ドイツの技術力のバックボーンとなっている。工業・サービス部門の約20万社の中小企業が毎年、新しい商品やプロセスを提供し、そのうち3万5,000社が継続的な研究開発に取り組んでいる。こうした研究開発活動は、ドイツの国際的技術市場における成功に大きく寄与してきた。しかしながら、諸外国でも技術革新が進み、技術革新の周期が短くなるなかで、ドイツの中小企業は、新たなビジネスを生み出すための取り組みを求められるようになった。

このため、教育研究省と経済労働省は2004年2月4日、イニシアチブ「ハイテクマスタープラン：中小企業の技術革新と未来の技術（Innovationen und Zukunftstechnologien im Mittelstand - High-Tech Masterplan）」を発表した。これは、連邦政府の改革プログラムAgenda 2010において2004年から着手された包括的な技術革新促進政策の枠組みに一連の施策を追加するもので、①新しいテクノロジー企業設立の主要枠組み条件の改善②研究プログラムの再設計と拡張③公的な研究と中小企業の新しい協力モデル④教育と資格付与の政策－を柱としている。

ハイテクマスタープランとは別に経済労働省では2003年1月から同省独自の中小企業振興イニシアチブ（「pro mittelstand」）を実施してきたが、2004年2月4日には、このイニシアチブの一環として、新しいインターネットポータル「[www.pro-mittelstand.org](http://www.pro-mittelstand.org)」を立ち上げた。こ

のサイトでは、中小企業に対する税制上の優遇措置などの最新情報を提供するほか、起業家向けのコンサルティングサービスなども行なう。

#### 関連ウェブサイト

<http://www.bmwa.bund.de/>

## 4. 教育研究省

教育研究省は、ソフトウェア工学、ナノエレクトロニクス、e-Science などを中心にして、積極的に資金援助を行い、技術革新、研究開発を促進している。すでに指摘したように連邦政府は、2004 年度予算で教育、知識、研究、技術革新に対して優先的な配分を行なったが、教育研究省の予算も 1998 年度から 34% 近く増加し、総額 82 億 6,100 万ユーロ（約 1 兆 1,300 億円）だった。情報通信技術に直接関係する予算項目は、「宇宙、IT、移動体、運輸、バイオテクノロジー、環境テクノロジー、フラウンホーファー協会」の 29 億 8,200 万ユーロ（約 4,080 億円、35.51%）、「基礎科学研究、マックスプランク協会、ドイツ研究共同体」の 18 億 5,600 万ユーロ（約 2,540 億円、22.08%）となっている。

### 4. 1 ソフトウェア工学

#### (1) VSEK

3 年前に教育研究省の支援で構築されたポータル「仮想ソフトウェア工学ネットワーク (VSEK: Virtuellen Software Engineering Kompetenznetzwerks)」を利用するエンジニアが増加しており、その利用数は現在、月間 2 万 8,000 件程度である。VSEK は、ソフトウェアのいわゆるベストプラクティスを適用することにより、ソフトウェアを製作するドイツ企業に迅速なサポートを提供する。また、研究機関向けには、新しいソフトウェア作成方法の実際の活用について参考情報を掲載している。ポータルの核となる知識データベースには現在、ソフトウェア開発の最新のトピックに関する約 2,400 件のエントリが含まれている。教育研究省はこれまでに VSEK に 1 億 600 万ユーロ（約 145 億円）を投じている。

#### (2) ソフトウェア工学 2006

教育研究省は、2002 年から中小企業の研究開発促進プログラム「IT 2006（または IT-Forschung 2006）」を実施してきた。2004 年 7 月 1 日には、このプログラムのなかで過去最大規模となる中小企業のソフトウェアエンジニアリング研究促進策「ソフトウェア工学 2006

(Software Engineering 2006)」が発表された。教育研究省は総額 4,850 万ユーロ (約 66 億 3,000 万円) を支援し、36 の共同プロジェクトに 179 のプロジェクトパートナー (うち中小企業は 69 社) が参加する。

#### 4. 2 ナノエレクトロニクス

経済的に立ち遅れた旧東独地域の工業都市ドレスデンは近年、政府の積極的投資により、欧州で最も重要なマイクロ/ナノテクノロジーの拠点となっている。2004 年 5 月には、エレクトロニクスグループ AMD の第 2 チップ工場が稼動を開始した。ここでは、専門家たちが、世界で受け入れられている 300mm シリコンウェーハの規格開発に取り組み、教育研究省はそのための資金援助を行なっている。

さらに 2004 年 8 月 30 日には、フラウンフォーファー協会、半導体メーカーのインフィネオン (Infineon)、AMD が、ドレスデンにナノエレクトロニクスセンターを共同で設立することに合意した。この施設に対し、ザクセン州と教育研究省は合わせて 8,000 万ユーロ (約 109 億円) の助成金を拠出し、業界のパートナーは 5 年間で約 1 億 7,000 万ユーロ (約 233 億円) の研究プロジェクトを実施することを計画している。

#### 4. 3 e-Science

科学者自身の手で運営される「ドイツ研究ネット (DFN: Deutsches Forschungsnetz)」は、高等教育機関や研究機関を結び、新しい応用例の開発とテストを支援する。

DFN 創設から 20 年を経て、教育研究省は 2004 年 3 月、e-Science イニシアチブを発表した。DFN 理事によると、e-Science によって、科学チームは将来一層簡単にネットワークを構築し、スーパーコンピュータ上の「グリッド」を経由して、データや、電波望遠鏡や粒子加速器などの大型設備にアクセスできるようになる。

e-Science イニシアチブの一環として、2004 年 6 月 15 日には、革新的ネット技術の開発に向けた新たなプロジェクト「VIOLA (Vertically Integrated Optical Testbed for Large Applications)」が開始された。これは、科学や経済へのネット技術の応用をテストすることを目的とし、専門家の共同作業 (「D-GRID-イニシアチブ」) のなかで考え出された、未来のインターネットのためのテストベッドとも言うべきものである。

#### 4. 4 教育

教育労働省が2004年1月発表した「一般教養/職業訓練学校のIT設備」に関する調査結果によると、2003年は平均で生徒15人に対し1台のコンピュータが設置され、前回調査の生徒18人に1台から改善された。これは、欧州委員会が定めた目標を期限よりも18カ月も前に達成したことになる。

大学教育における教育用ソフトウェアの分野では、過去5年間に100以上の専門プロジェクトのなかから、ほぼすべての専門分野を対象として質の高い教育ソフトウェアが生まれている。こうした取り組みを継続するべく教育研究省は2004年7月4日、電子学習用ソフトウェアを開発する「学問のための電子学習サービス (eLearning-Dienste für die Wissenschaft)」プロジェクトに3年間で4,000万ユーロ(約54億7,000万円)を拠出すると発表した。このプロジェクトでは、教授資格認定、技術・教授法に関するコンサルティングなどに使用される支援メカニズムの開発が行なわれる。。

#### 関連ウェブサイト

<http://www.bmbf.de/>

### 5. BundOnline

#### 5. 1 電子政府

##### (1) BundOnline 2005

情報通信技術の活用は行政の近代化に貢献し、市民の利用しやすいサービスを提供するとの考えから、シュレーダー首相は2000年9月、電子政府イニシアチブ「BundOnline 2005」を政治課題に掲げた。これは、2005年までに連邦のすべての行政サービスをオンライン化することを目標とし、一般市民や企業に便益をもたらすことを通じて、ドイツ経済の振興に寄与する。オンライン化が予定されているサービスは451に上り、2004年7月までに270のサービスがインターネットで提供されている。

##### (2) ドイツオンライン

地方分権が進んだドイツでは、行政サービスの電子化が連邦、州、市町村のレベルで個別に進められてきた。これらのレベルを統合するべく連邦、州、市町村は2003年6月26日、「ドイツオンライン (Deutschland Online)」戦略を取り決め、この戦略にBundOnlineが組み込まれ

た。「情報社会ドイツ 2006」では、ドイツオンラインのプロジェクトの 50%を 2005 年末までに実現することが目標とされている。

### (3) 官僚主義削減イニシアチブ

企業による革新的活動を可能にする政治的・法的枠組み条件は、経済の活性化と雇用拡大にとって重要な要素である。このため、連邦政府は、官僚主義が招く各種の障害や負担を削減することを課題とし、包括的改革プログラム Agenda 2010 でも重点分野の 1 つとした。

連邦政府は 2003 年 7 月 9 日、戦略コンセプト「官僚主義削減イニシアチブ (Initiative Bürokratieabbau)」を決定した。これは 2003 年 2 月に採択された「官僚主義削減マスタープラン (Masterplan Bürokratieabbau)」を引き継ぐ総合的戦略であり、技術革新や投資を活性化することを目的としている。

### (4) 7 項目プログラム

連邦内閣は 2003 年 12 月 10 日、公共調達を効率化する「7 項目プログラム (7-Punkte-Programme)」を決定した。これは、BundOnline 2005 と互いに連携し、官僚主義の削減、行政の近代化と効率化に貢献する。

このプログラムで連邦政府は、その行政の質と職務について厳密に定め、新しい情報技術を活用する。7 項目のうち、特に、調達を合法的に確実にこなう電子システムや、規格に従った製品やサービスを発注する購買サイトに重点が置かれる。

### (5) SAGA 2.0

情報通信技術の要件が急速に変化するなか、内務省 (Bundesministerium des Innern) は 2003 年 12 月 15 日、ドイツの電子政府のための規格「SAGA (Standards und Architekturen für E-Government-Anwendungen)」をバージョン 2.0 にアップグレードした。新バージョンでは、電子サービスをできるだけ統一的に複製し、拡張可能とするために、関連する開発と応用について規定している。

#### 関連ウェブサイト

BundOnline 2005: [http://www.bund.de/nn\\_518/Content/BundOnline-2005/BundOnline-seite.html\\_\\_nnn=true](http://www.bund.de/nn_518/Content/BundOnline-2005/BundOnline-seite.html__nnn=true)

## 5. 2 ITセキュリティ

ITとインターネットを集中的に使用する場合、セキュリティと信頼を確保する必要がある。オープンソースソフトの推進、バイオメトリクスの導入、インターネットに関するセキュリティ上の危険性に対する一般市民の意識向上は、連邦政府のITセキュリティ戦略の重要な要素である。

しかし、ドイツのITセキュリティにおいて、それら以上に重視されているのは、ITに依存する重要インフラの保護である。このため、「情報社会ドイツ2006」では、重要インフラとそのITへの依存について分析を行い、重要インフラの保護に関する国家計画を2004年中に草案作成することを予定している。優先課題は、CERT (Computer Emergency Response Team) 制度の策定と拡張である。この作業には、ITセキュリティ状況の定期的な共同評価(統計と報告)の確立、早期・事前警告能力の育成が含まれる。

### (1) 連邦ITセキュリティ庁

1980年代初めから内務省のイニシアチブのもとで暗号を中心としたセキュリティ措置が取られるようになり、1987年には「ITセキュリティのための省庁間委員会 (ISIT: Interministerielle Ausschuß für die Sicherheit in der IT)」が設立された。その後、情報技術の発達に伴い、ISITはITセキュリティに関する連邦政府のサービスプロバイダである連邦ITセキュリティ庁 (BSI: Bundesamt für Sicherheit in der Informationstechnik) へと発展し、1991年1月1日、その業務が開始された。BSIのITセキュリティに関する幅広いノウハウは、欧州でも特に際立っており、2003年2月に設置されたEUの欧州ネットワーク情報セキュリティ庁 (ENISA: European Network and Information Security Agency) のモデルにもなった。

ドイツでも迷惑メール(スパム)は近年、大きな問題となっている。「情報社会ドイツ2006」で連邦政府は、スパムを効果的、永久的に遮断するさまざまな官民協力プロジェクトを2005年末までに計画している。BSIは、スパムの量を減らすため、よりよい保護措置を開発する官民協力の取り組みに参加し、2004年末までに若年者向けのITセキュリティ情報を作成する。

### (2) 電子署名

2003年4月3日にドイツ連邦政府と経済界の協力により結成された署名連盟 (Bündnis für elektronische Signaturen) は、電子政府における電子署名の普及と受容の基盤であり、公共・民生分野における電子署名、チップカードの保安インフラの確立を目指す。署名連盟の事務所は、

BundOnline プロジェクトグループに統合された。署名連盟が策定した規格を基にして連邦政府は、ドイツオンラインのなかで規格を策定し、実装する。

ドイツの電子署名法は、1997年8月に施行された「マルチメディア法: 情報通信サービスの枠組みとなる諸条件の規律に関する法律 (Gesetz zur Regelung der Rahmenbedingungen für Informations- und Kommunikationsdienste)」の一部(第3款)であるが、現代の最新技術に適用させるため、「情報社会ドイツ 2006」の一環として、2004年末までに改正法案が作成されることになっている。

#### 関連ウェブサイト

Historie: <http://www.bsi.de/bsi/historie.htm>

### 5. 3 電子保健

連邦政府は、電子署名付きカードの広範な普及と行政手続などの電子化を促進するため、「eCard イニシアチブ」のなかで健康や雇用などの分野の多機能カードの導入を準備している。

既に氏名、住所、生年月日などの個人データを載せた「健康保険カード」が導入されているが、これに、電子処方箋、電子診断書、服用薬の記録などの機能を追加した「健康カード (Gesundheitskarte)」が新たに導入される予定である。2004年10月までに技術的な条件を整え、2005年末までに8,000万枚の発行を目標としている。

このカードは、医療システムにかかわるすべての機関を電子的に結び、情報通信技術によって自動車に情報を提供する医療テレマティクス(遠隔車両診断など)インフラの構築にあたって主導的役割を果たす。さらに、2004年内に医薬品の電子販売の実現、2006年からの電子処方方の導入なども目標としている。

また、署名機能を備え、被雇用者の労働時間、報酬額、雇用契約の解除についてのデータが記録された4,000万枚の「雇用カード (JobCard)」の導入は2007年に予定されている。これは、労働局やジョブセンターでの管理を容易にし、失業手当などの給付認可を迅速に処理できるようにすることを目指すものである。

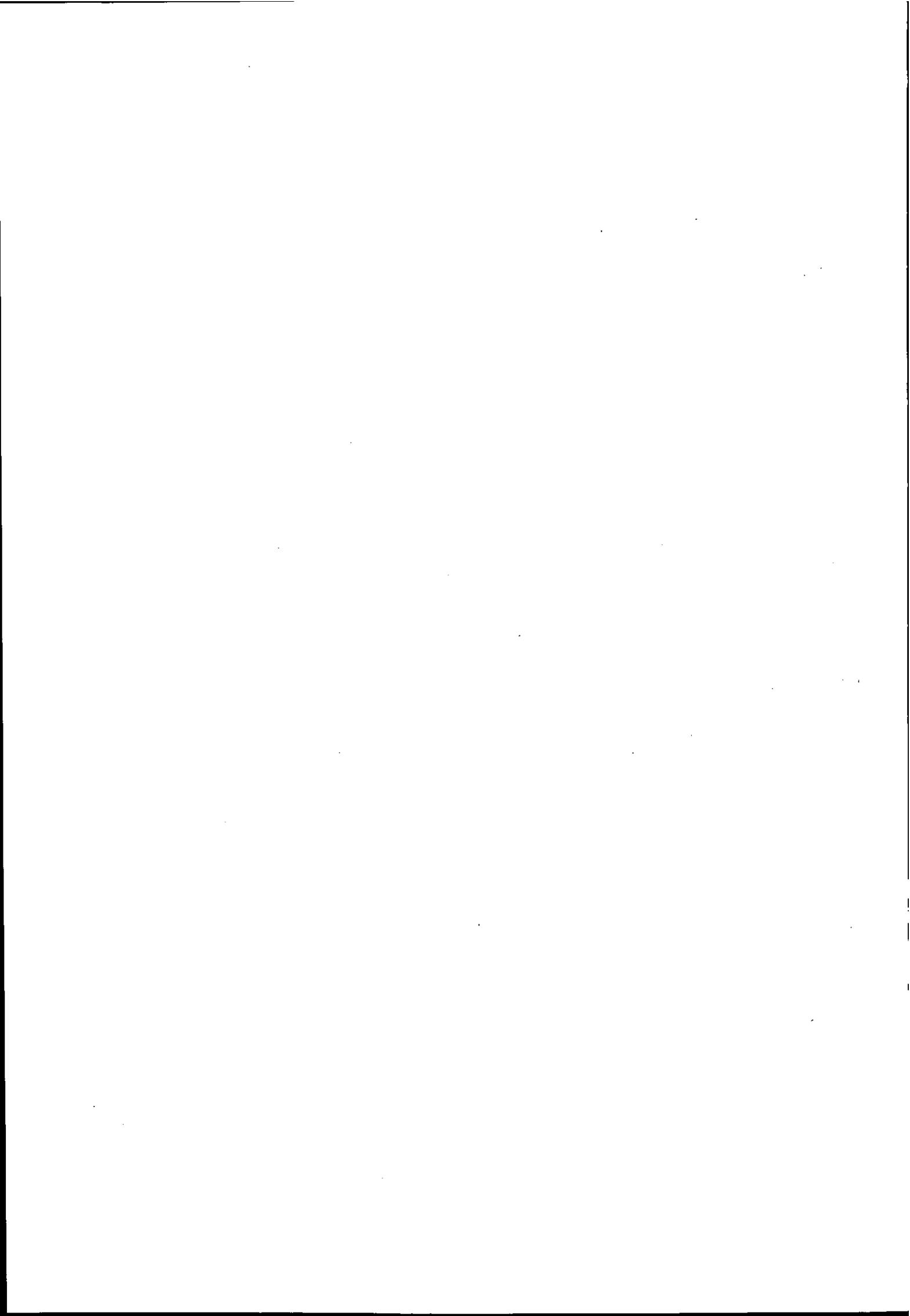
このほか、税務、次世代身分証明書、電子署名機能付きの銀行カードなどのプロジェクトが

eCard イニシアチブのなかで進んでおり、これらは、インフラの共通化による開発コストの削減と効率化を目標としている。

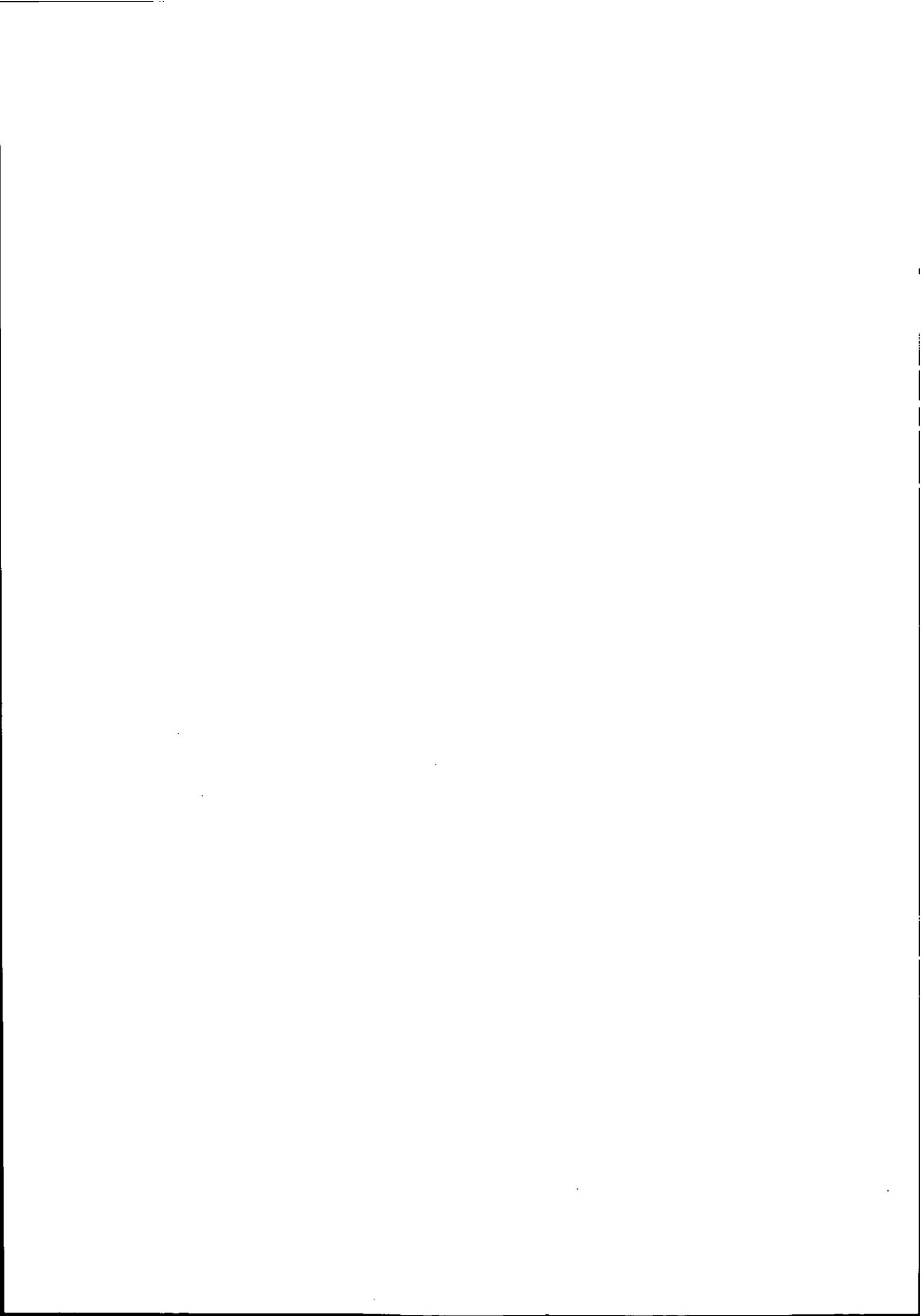
#### 関連ウェブサイト

Informationsblatt "Arzneimittel und Internet":

[http://www.bund.de/nn\\_8692/Content/Aktuelles-aus-der-Verwaltung/Meldungen/2004/040604-Informationenblatt-Arzneimittel-und-In-news.html](http://www.bund.de/nn_8692/Content/Aktuelles-aus-der-Verwaltung/Meldungen/2004/040604-Informationenblatt-Arzneimittel-und-In-news.html)



## IX フランス



## IX フランス

### 1. フランス政府における情報技術政策

#### 1. 1 経緯

フランス政府は、1994年9月にミニテル<sup>1</sup>の発案者であるフランス・テレコム（France Télécom）の元総裁ジェラルド・テリに情報技術政策レポートの作成を依頼した。同レポート「フランスにおける情報ハイウェイ・サービス」では、光ファイバに開発に向けた野心的な計画を提唱し、サービスの展開を国家がサポートすべきであると述べている。

1997年8月、リオネル・ジョスパン（Lionel Jospin）首相（当時）が「野心的なアクション・プラン」を発表した。ジョスパン首相は「政府は一連の提言を通じて、行政機関やその他の社会組織のために優先度を設定し、具体策を実施し、基準を用意して、国家の側から目的のはっきりした持続的な介入を実現する」と述べた。同首相はさらに「技術的なレベルの問題に加え、情報社会の出現は政治的にも大きな意味を持っており、政府にとっても重要な課題になる」と指摘した。

1998年1月、最初の情報社会のための省庁間委員会が開かれ、「情報社会のための政府アクション・プログラム（PAGSI: Programme d'Action Gouvernemental pour la Société de l'Information）」が発表された。国家が果たす役割として、

- ・ 触媒としての役割。企業や国民に情報社会の重要性を伝える。・ 規制機関としての役割。情報社会におけるルールを確立し、実施する。
- ・ 主要なプレーヤーとしての役割。公共サービスと国民の間関係を一新し、サービス提供のやり方を最新のものにする。

を挙げている。また、6つの分野を優先事項とした。① 教育、② 文化、③ 公共サービス、④ 企業、⑤ 産業の現代化と技術革新、⑥ 規制の枠組み。

---

<sup>1</sup> ミニテル：インターネット以前にフランスが世界に誇っていた情報通信端末、1983年にフランスの国営企業フランス・テレコムが、紙製電話帳の代りにフランス全土で約450万台を無料で配布した。この端末機の名前がミニテル、電話回線に接続された小型ディスプレイ、キーボードで各種情報がオンラインで入手することができた。

2000年7月、フランス政府は、情報格差（デジタル・デバイド）を解消するために、以下の政策を発表した。これに関連した予算として、3年間に6億1,300万ユーロを計上した。

- 教育
- 国民全員のインターネット接続
- 新しい雇用とICTトレーニング
- ICTと第三セクター
- IPローカルループのアンバンドリング
- 国際協力（南北問題）
- e-Europeに向けた新しい道をフランス政府が提案
- ICTの新しい用途に関する研究開発

2002年6月、シラク大統領の直系と言われる右派のジャン・ピエール・ラファラン(Jean-Pierre Raffarin)氏を首相とする第2次ラファラン内閣が発足した(2002年5月に発足した第1次内閣は左派のジョスパン前首相辞任に伴う暫定内閣)。この政権交代により、「情報社会のための政府アクション・プログラム(PAGSI)」はその役割を終えた。

2002年11月、ラファラン首相は、\* "Electronic Business Group (EBG)"<sup>2</sup> に向けた演説の中で、新しい情報技術政策、「情報社会におけるデジタル共和国構想：RE/SO 2007」(Pour une REpublique numérique dans la SOciété de l'information)の概要を発表した。この構想は、従来のPAGSIを引き継ぎながらその問題点を改め、フランス社会の情報化に新たな活力を与えることで、「フランスの情報化の遅れに終止符を打つ」、「全国民のための情報社会を実現する」ことを二大目標としている。特に、2003年のアクション・プログラムとしては、RE/SO 2007の継続実施及び各省庁間サービスを前提とした電子行政の大改革を掲げ、新しい機関の設立によりRE/SO 2007の充実化をめざしている。

表IX-1にフランス政府における主要情報技術政策の経緯を示す。

---

<sup>2</sup> "Electronic Business Group": インターネットを事業に活用しているフランス企業と外国企業300社以上から成る団体。

表IX-1 フランス政府 主要情報技術政策経緯

発表時期	政策	概要
1994年9月	「フランスにおける情報ハイウェイ・サービス」	ジェラルド・テリにIT政策レポートの作成を依頼、テリはフランス・テレコムの前総裁であり、「国民すべてにミニテルを」のプロジェクトの発案者 光ファイバに開発に向けた野心的な計画を提唱し、サービスの展開を国家がサポートすべき
1997年8月	「政府による野心的なアクション・プラン」	技術的なレベルの問題に加え、情報社会の出現は政治的にも大きな意味を持っており、政府にとっても重要な課題になる
1998年1月	「情報社会のための政府アクション・プログラム」(PAGSI)	国家が果たす役割 ・触媒としての役割。企業や国民に情報社会の重要性を伝える。 ・規制機関としての役割。情報社会におけるルールを確立し、実施する。 ・主要なプレーヤーとしての役割。公共サービスと国民の間関係を一新し、サービス提供のやり方を最新のものにする。  6つの分野を優先 1. 教育, 2. 文化, 3. 公共サービス, 4. 企業, 5. 産業の現代化と技術革新, 6. 規制の枠組み
2000年7月	ISプログラムの今後の優先課題	デジタル・デバイド解消の政策 - 教育 - 国民全員のインターネット接続 - 新しい雇用とICTトレーニング - ICTと第三セクター - IPローカルループのアンバンドリング - 国際協力(南北問題) - e-Europeに向けた新しい道をフランス政府が提案する - ICTの新しい用途に関する研究開発 予算 3年間に6億1,300万ユーロ
2002年11月	「情報社会におけるデジタル共和国構想: RE/SO 2007」	二大目標。 「フランスの情報化の遅れに終止符を打つ」、 「全国民のための情報社会を実現する」

Source: フランス政府発表資料から作成

関連ウェブサイト

internet.gouv.fr: <http://www.internet.gouv.fr/francais/index.html>

## 1. 2 行政機構

### 1. 2. 1 行政機構全般

2004 年度のフランスの行政機構は、「職業上の処遇平等担当省」の新設など、昨年度の体制から若干の所掌の変更による組織改正があったものの、大部分は昨年度の体制を継承している。

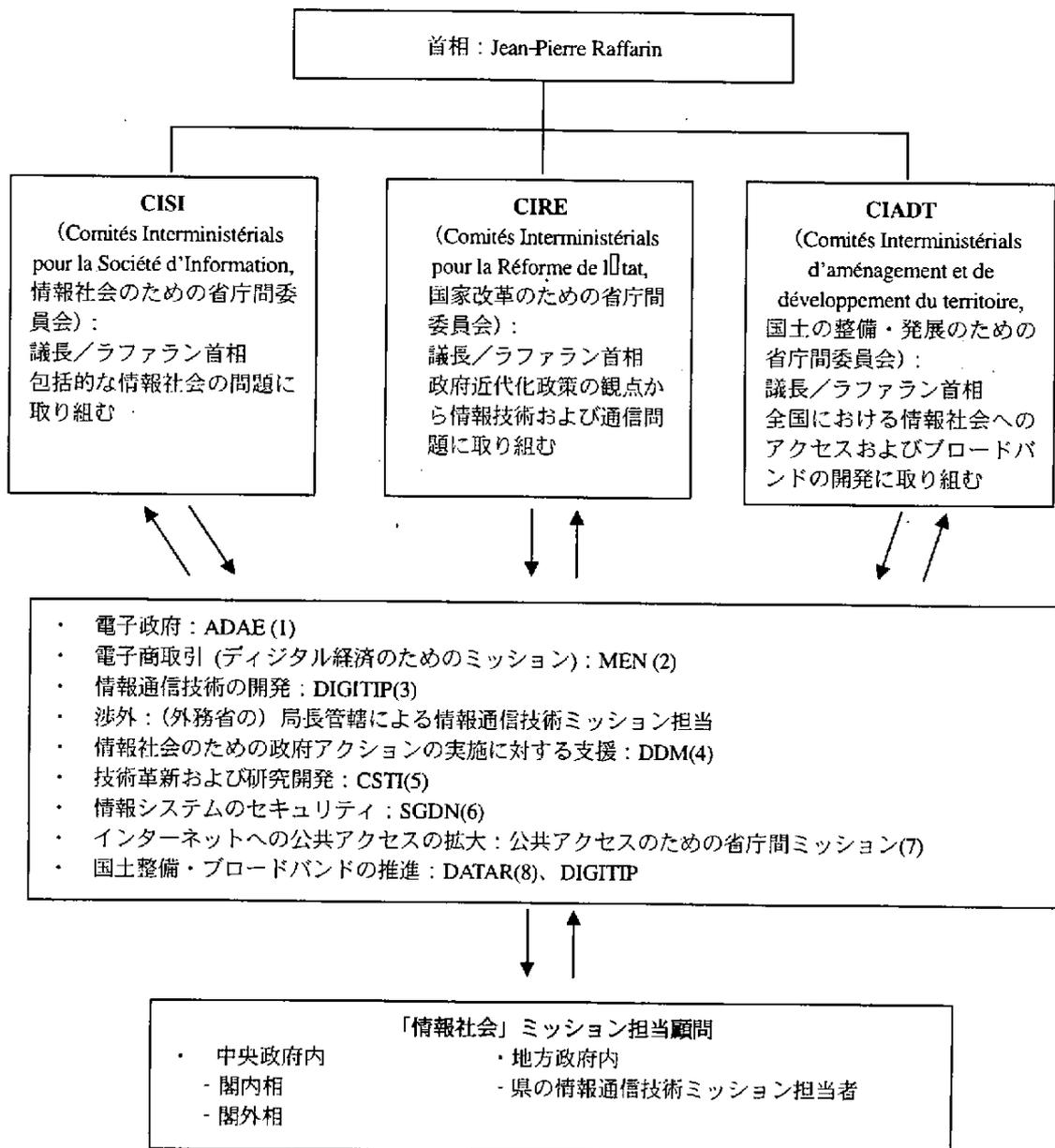


Source: フランス政府の発表資料

図IX-1 フランス政府の行政機構

## 1. 2. 2 IT 政策を担当する機関

フランスの IT 政策は、CISI、CIRE および CIADT の 3 つの省庁間委員会が主導的役割を果たしている。これらの省庁間委員会は、首相を議長とし、大臣、大臣補佐、担当の高級官僚により構成されている。各省庁はこれらの委員会に参加することにより、政府全体で包括的に IT 政策を実施するという体制をとっている。さらに必要に応じ、関係省庁内には IT 政策関連の組織（例：ADAE、MEN、DATAR など）が設置され、中央政府内および地方政府内にも「情報社会」ミッション担当顧問が配置されている。



図IX-2 IT 政策担当機関

Source: フランス政府の発表資料 ([http://www.internet.gouv.fr/rubrique.php?id\\_rubrique=144](http://www.internet.gouv.fr/rubrique.php?id_rubrique=144)、資料から、2004 年度の体制は 2003 年度と同じと推測される)

- (1) ADAE: Agence pour le Développement de l'Administration Electronique、電子行政推進庁
- (2) MEN: Commerce électronique Mission pour l'économie numérique、デジタル経済のための電子商取引ミッション
- (3) DIGITIP: Direction Générale de l'industrie, des technologies de l'information et des Postes、産業・情報通信・郵便電信総局
- (4) DDM: Direction de Développement des Médias、メディア開発局
- (5) CSTI: Conseil Stratégique des Technologies de l'Information、情報技術戦略会議
- (6) SGDN: Secrétariat Général de la Défense Nationale、国防事務総局
- (7) Mission interministérielle pour l'accès public à la micro-informatique, à l'internet et au multimédia、マイクロ情報科学・インターネット・マルチメディアへの公共アクセスのための省庁間ミッション
- (8) DATAR: Délégation à l'aménagement du territoire et à l'action régionale、国土整備・地域事業諮問委員会

## 2. RE/SO 2007

2002 年 11 月 12 日、ジャン・ピエール・ラファラン (Jean-Pierre Raffarin) 首相は、RE/SO 2007 (pour une REpublique numérique dans la SOciété de l'information, 情報社会におけるデジタル共和国構想) を発表した。現在は、これがフランスの IT 政策の柱として位置付けられ、これに沿った様々な施策が実施されている。この施策による実績および同構想の現在の状況は以下のとおりである。

### 2. 1 実績

2003 年 12 月現在における E-Government の推進状況は以下のとおりである：

- ・ 行政機関とのインターネットによる契約締結：全体の 20%以上 (2002 年：13%)
- ・ インターネットの利用：1 年間で 7%増
- ・ インターネット利用増により、これまでの手段[電話 (91%)、郵便 (88%)、訪問 (82%)] による行政手続きが減少
- ・ フランス市民の 20%が E-Government サービスを利用。2004 年には倍増の見込み
- ・ インターネットによる行政職員との連絡を経験していない市民の 19%が、今後 12 ヶ月内に実行に移す予定
- ・ 情報源としてのインターネットに対する信頼感がさらに拡大

- ・ 市民は、秘密保持の観点から、情報の入手には個人訪問が最も確実で信頼性があると考え  
る一方で、インターネットの秘密保持性および信頼性への信用度は5ポイント上昇
- ・ インターネット利用の主なインセンティブ：曜日、時間を問わず利用可能なこと
- ・ インターネット・ユーザの94%が行政事務目的でのインターネット利用に満足（2002年か  
ら7ポイント上昇）。このうち、インターネットによる行政手続きの簡略化、処理時間の短  
縮化、わかりやすい行政サービスへの改善の実績については、ユーザの各々95%、87%、  
84%が評価

## 2. 2 現在の状況

2002年11月12日の同構想発表以来、以下に示す3つの基本戦略の下で、計画された施策を  
実施に移している：

- ・ 技術革新による付加価値の保証
- ・ 情報社会当事者のエネルギーの自由な発散
- ・ 全ての市民のための情報社会

同構想関連の施策の実施においては、CISI、CIRE および CIADT が中心的役割を果たしてい  
る。これらの省庁間委員会における最近の活動から、同構想の進展の様子を伺うことができ  
る（詳細内容については、以下の「3. IT政策を担当する省庁間委員会の活動状況」を参照）。

また、同構想に関わる新しい動きとしては、電子政府推進プロジェクト：ADministration  
ELEctronique 2004/2007 –ADELE pour vous simplifier la vieが挙げられる。これは、2004年2月  
9日、ラファラン首相が発表したE-Government実現のための包括的プロジェクトである〔これ  
については、「4. ADministration ELEctronique 2004/2007 (ADELE)」を参照〕。

### 関連ウェブサイト

Government Portal site: <http://www.premier-ministre.gouv.fr/en/>

ADAE: <http://www.adae.gouv.fr>

## 3. IT政策を担当する省庁間委員会の活動状況

フランスのIT政策は、3つの省庁間委員会が主導的役割を演じ、各省庁がこれらの委員会に  
参加することにより、政府全体で包括的にIT政策を実施している。この3つの省庁間委員会と

は、以下のとおりである：

CISI : Comités Interministériels pour la Société d'Information, 情報社会のための省庁間委員会

CIRE : Comités Interministériels pour la Réforme de l'État, 国家改革のための省庁間委員会

CIADT : Comités Interministériels d'aménagement et de développement du territoire, 国土の整備・発展のための省庁間委員会

これらの委員会における最近の活動状況は以下のとおりである。

### 3. 1 CISI

2003年7月10日に開かれた情報社会のための省庁間委員会（CISI）では、インターネット諮問評議会（Conseil Consultatif de l'Internet）の設立が決定された。この評議会は、2004年2月11日に設置され、電子的通信に関するあらゆる問題について政府に明確に説明することを義務としている。同評議会は、全国を代表して選ばれたメンバーと、規制機関の代表者、10名の学識経験者で構成されている。

### 3. 2 CIRE

電子行政の発展に関する2003年9月12日付け回状において、2003年末までの間に、電子行政のための戦略的計画を決定する目的でCIREを開く予定であることが示されている。この委員会では、2002年秋に決定された「RE/SO 2007、情報社会におけるデジタル共和国構想」の枠に含まれる、以下の方針の実施が求められている：

- ・ 各省の相互協力など、直ちに実現の可能性のあるプロジェクトおよび電子手続きを優先的に実施する。
- ・ 省毎の情報システムの違いをなくし、複数の行政機関で共通サービスを創出する作業を並行して開始する。
- ・ 行政サービス全体の革新および提供するサービス内容の高度化を目的として、2006年から情報システムを共通基準の設定に向けて一本化する。

### 3. 3 CIADT

2004年9月14日に開かれたCIADTの概要は以下のとおりである：

- ・ 首相は、RE/SO 2007の以下の原則を再確認；2007年までにフランスの全市町村においてブ

ロードバンドによるインターネット・アクセスを実現。

- ・ 2004年6月15日現在、2002年末における2倍以上の2万の市町村では全域または一部地域でインターネットへの常時接続が可能となった（全人口の83%に相当する5,000万人が利用）一方で、地方の市町村および辺境地に対する電話回線の必要性、ならびに多数の消費者および全企業の需要に比較してADSLの供給不足を認識。

- ・ CIADTでは、各市町村の特徴および規模をより考慮して、目標を再度練り直すこととした。
- ・ 政府は2005年末までに以下を実施することを決定した；

最低でも95%の全市民および各県の70%の市民に対して、500キロbit/sのブロードバンド・アクセスの提供。

同市民の85%に対して、2メガbit/sのインターネット・アクセスの提供。

- ・ 政府は2007年末までに以下を実施することを決定した；  
主な商業地帯、特に競争の激しい区域において、企業は、費用援助により100メガb/sの通信サービスの提供を受けることができる。

各市町村は、80%の住民に、2メガbit/sのインターネット接続サービス、電話回線接続などの関連サービス、またはインターネットによるテレビジョン放送への接続サービスを提供しなければならない。さらに、人口密度が高い場合または経済活動上重要な場合は、ブロードバンド、とりわけ5メガbit/sでの全サービスのアクセスを提供するものとする。

辺境の小さな市町村では、市役所および市町村内のその他の拠点—学校、商業地—において、住民がオンラインによる公共サービスを利用できるよう、最低1ヶ所でのインターネット接続を可能とする。

- ・ 政府は、目的達成のための以下の行動施策を示した；  
ADSLの補助技術開発を目的としたプロジェクトの合理化；この特別プロジェクトに対し、すでに合意した資金の他に、2005年—2006年に20億ユーロ（約2,696億円、同上）が割り当てられる。

インフラ状況のよりよい把握；このためCIADTは、電気通信事業者、運輸およびエネルギー企業に対し、インフラ網の詳細な地図作成に向けた協議の要請を決定した。

地方への支援；政府は、地方の整備事業の共同実施を目的として、地方自治体内に、地方自治体相互における評価・諮問ミッションの設置を決定し、国家サービスの分散化を図る。

CIADTは、「フランス領土におけるブロードバンド開発支援国家基金」を設立した。

CIADTは、在宅勤務の拡大を奨励する。

関連ウェブサイト

<http://www.internet.gouv.fr/>

### 3. 4 その他：CSTI

CSTI (Conseil Stratégique des Technologies de l'information、情報技術戦略会議)は、首相を議長とし、インターネット、電気通信産業などの業界および研究開発事業に携わる主要な起業家によって構成される組織である。2000年7月の設立以来、情報技術分野の諮問および調査を目的として、以下の4つの作業部会に分かれてその事業活動を遂行している：

- A- インフラおよびネットワーク
- B- アプリケーションおよびサービス
- C- 専門技術者の必要性
- D- 研究開発

関連ウェブサイト

<http://www.cstifrance.net/uk/home-uk.html>

## 4. ADministration ELEctronique 2004/2007 (ADELE)

### 4. 1 概要

2004年2月9日、ラファラン首相は、電子政府推進プロジェクト：ADministration ELEctronique 2004/2007 -ADELE pour vous simplifier la vie を発表した。これは、2002年11月の発表以来、情報社会の実現に向けた様々な政策を実施している「情報社会におけるデジタル共和国構想 (RE/SO 2007: pour une République numérique dans la SOciété de l'information)」の延長線上に位置付けられ、国家が広範かつ革新的に情報技術を利用するという先駆的役割を果たすことでフランス市民の生活の簡素化をめざす E-Government 実現のための長期にわたる統一的共通枠組みである。より具体的には、全てのユーザがアクセスしやすい、透明性の高い効率的な事務を遂行する行政機関への生まれ変わり、即応性を含めた行政手続きの改善、従来のセクショナリズムから開放されたネットワークによる行政、国家の近代化などをめざしている。

ADELE プロジェクトでは、大きく以下の2つの目標が設定されている：

- ・ 信頼感を醸成する環境を創出しつつ、全てのサービス享受者に対して使いやすくアクセスしやすい数多くのサービスを常時提供する (サービスの充実)

- ・ 欧州パートナーとの相互協力の効果による公共サービスの近代化、E-Government の拡大および信頼感の醸成（公共サービスの近代化、E-Government の拡大および信頼感の醸成）

このプロジェクトは、E-Government 戦略プラン (PSAE) および E-Government アクションプラン (P2AE) から構成される。戦略プランは、2004 年から 2007 年の 4 年間で様々な省庁で実施されるべき E-Government に関する事業の枠組みを定めたものである。一方、アクションプランは、この戦略プランの枠内で省庁、地方当局および医療保健・福祉部門の機関が決定した事項に沿った 2007 年までに終了する個々の具体的なプロジェクトを、参加者、その終了期限などを含め明確にしたものである。

なお、2004 年 9 月 7 日付け記者会見で、ルノー・デュトレイユ (Renaud Dutreil) 公務・国家改革大臣は、ADELE プロジェクトについて言及し、電子行政を国家改革の重要な手段であり政府の優先事項であると位置付けた。さらに、2004 年 10 月から全国規模での電話による問い合わせのための単一窓口“3939, Allo, service public” の開始、および 2005 年 1 月から公共調達の手続きの電子化による公共調達の近代化が開始されることを発表した。

#### 関連ウェブサイト

<http://www.adae.gouv.fr>

<http://www.internet.gouv.fr/sommaire.php3>

#### 4. 2 E-Government 戦略プラン (PSAE)

これは、上記の ADELE プロジェクトの 2 つの大きな目標に従い、関係者全てに対して、短期、中期および長期にわたる E-Government 実現のための具体的な個別目標、また各々詳細な項目毎にその施策を示すものである。ここでは、E-Government に関わる事業の質的および量的な目標のほか、各目標に対して配分される予算額についても定められている。さらに、これは命令された詳細な施策によって補完され、アクションプランとともに ADELE プロジェクトを完結させるものである。なお、ADAE (Agence pour le Developpement de l'Administration Electronique、電子行政推進庁) は、E-Government 事業に関係する職員向けに E-Government chart を作成し、またこのプロジェクトの進捗状況について毎年調査結果を発表することとした。

なお同プランでは、最終的にフランスの E-Government に関わる課題 (デジタル・パスポート、電子投票、公的契約の電子化、電子署名など) への取り組みに対して欧州および世界レベ

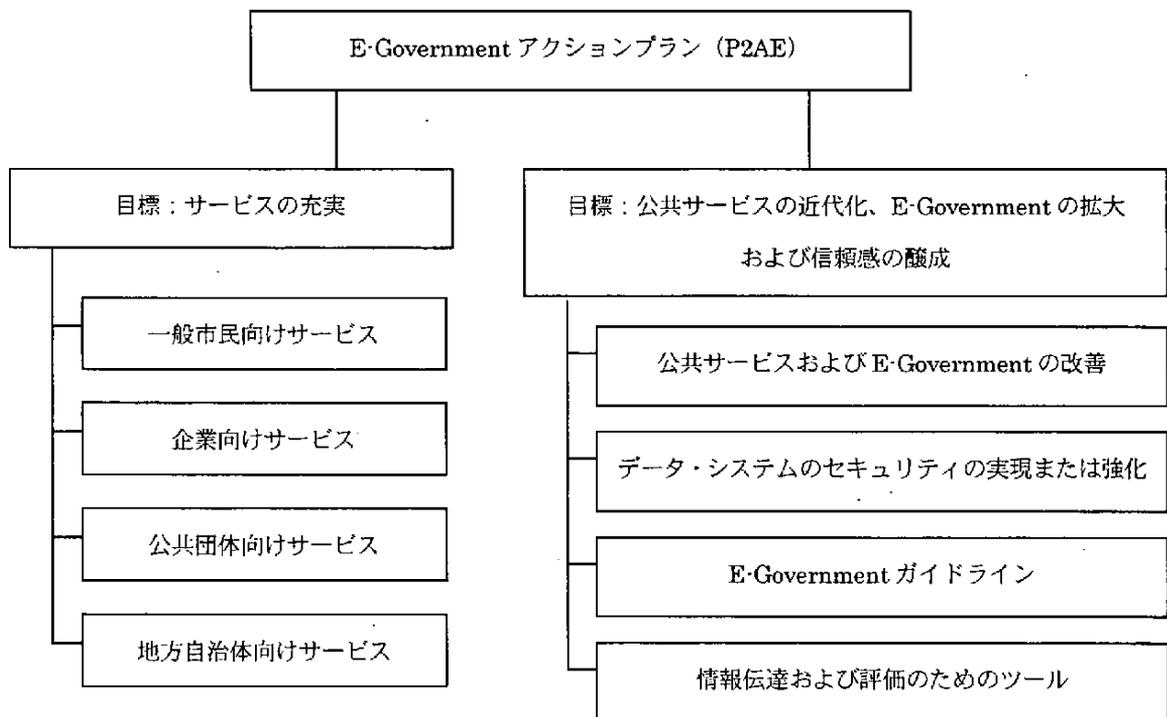
ルでの立場を強化することを重要視している。

関連ウェブサイト

[http://www.adac.gouv.fr/IMG/pdf/Le\\_plan\\_strategique-GB.pdf](http://www.adac.gouv.fr/IMG/pdf/Le_plan_strategique-GB.pdf)

#### 4. 3 E-Government アクションプラン (P2AE)

このアクションプランでは、ADELE プロジェクトの 2 つの目標に従い、電子行政のための戦略計画の枠内で採択されたそれぞれの決定に対して、さらに詳細な項目ごとにその施策が明確にされている。これを図式化すると以下のとおりとなる。



図Ⅹ-3 E-Government アクションプラン (P2AE) の構成

このプロジェクトでは各々2つの大きな目標に沿って合計 140 のプランが策定され、特に 14 の新サービスの実施に注力している。その主な内容は以下のとおりである。

#### 4. 3. 1 サービスの充実

アクションプランでは、以下に示すとおり、この目標に沿ってそのサービスを楽しむ対象ごとに施策を区分している：

- ・ 一般市民向けサービス
- ・ 企業向けサービス
- ・ 公共団体向けサービス
- ・ 地方自治体向けサービス

各項目の概要は以下のとおりである。

##### (1) 一般市民向けサービス

これは、生涯教育、雇用、家庭、医療保健、退職、教育、環境、観光、スポーツ、選挙納税、行政サービスの申請といった分野に分かれて、各々関連情報の入手および手続き申請をより簡便化する具体的な施策を提示している。その主だった施策は以下のとおりである：

- ・ 住所変更手続きの簡素化 (ADELE 4)：2004 年中に市民サービスの通知、銀行および保険会社など民間組織への住所変更手続きの簡素化をめざす
- ・ Vitale カードの開発 (ADELE 7)：2004 年から 2007 年の実用化を目途に、認証、暗号化、電子署名といった保存上およびセキュリティ上の機能を統合した Vitale カードの開発をめざす
- ・ 行政サービス用 ID カードの提供 (CVQ) (ADELE 8)：2004 年から 2007 年を目途に、当該 ID カードを利用することでアクセスしやすい、地方自治体による一連の公共サービスの提供をめざす
- ・ 市民データ登録の電子化 (ADELE 25)：2004 年から 2007 年を目途に、第一段階として出生、結婚、死亡などの届け出のオンライン化を、第二段階として市民データに関する公文書の電子伝送をめざす
- ・ “mon service-public”の利用拡大およびサービスの拡充 (ADELE 34)：service-public.fr のポータルサイトから“mon service-public”を利用可能とすることにより、ユーザが各々の求める電子サービスに個人的にアクセスできることをめざす。なお、“mon service-public”は、今後、納税、福利厚生といった行政機関の提供するサービスおよび住所変更、住民登録証明書の申請といった ADAE の提供するサービスを統合する予定である。2004 年中の試験的実施、2006 年の実用化をめざす
- ・ 国家身分証明カードの電子化 (CNIE) (ADELE 35)：2006 年を目途に国家身分証明カード

(CNI) の電子化をめざす。CNI の基本サービスに加え、CNIE では、欧州パスポートなどその他の書類を入手することが容易になり、またカード保持者の身分証明および電子署名が可能となる

- ・ 電話による問い合わせのための単一窓口“3939, Allo, service public”の設立 (ADELE 37) : 行政機関の情報に関する質問への回答およびガイダンスを得るための電話による単一窓口の設立をめざす。2003 年 11 月から Rhône-Alpes 地域で試験的に実施しており、2004 年中に全国規模でサービスを拡大する予定である (2004 年 9 月 7 日付けの記事で、同年 10 月からの全国規模でのサービス開始を発表)。

## (2) 企業向けサービス

情報通信技術を活用することで従来の形式的手続きを削減し、行政当局と企業との間の関係の活性化および近代化、生産性の向上をめざす。これは、企業活動、行政上の形式的手続きおよび経済発展、医療保健・福祉・環境分野、専門家向けサービスの 4 つの分野に分かれ、各々詳細な施策を実施している。この主だった施策は以下のとおりである：

- ・ 公共調達手続の電子化：2005 年 1 月 1 日から、公共サービス部門における調達の電子申請の受け入れ開始をめざす (これは、ADELE 80 とも関連)。
- ・ 企業による雇用サービスの充実 (ADELE 49) : 2004 年から 2007 年を目途に、従業員 10 名未満の中小企業を対象とする、福利厚生サービス申請の近代化および簡素化をめざす。インターネットに接続できる企業に対しては、共同申請のための DUCS-I の利用、インターネットに接続していない企業に対しては、書面による企業の雇用証明書の作成を計画している。

## (3) 公共団体向けサービス

この分野では、最も頻度の高い手続きを改善するサービスを提供することで、公共団体部門の活性化をめざす。具体的には、WALDEC プロジェクト (1901 法に関する全国レベルの登録簿の作成) の実施、インターネット上での単一窓口からの補助金申請手続きの検討などが挙げられる。

## (4) 地方自治体向けサービス

市民と行政機関との間のインターフェースとして地方自治体は、当局との情報交換の電子化、手続きのスピードアップ化、透明性の向上、サービスの最適化による公共サービスの高付加価値化をめざす。主な施策は以下のとおりである：

- ・ 地方の公共部門の電子化 (ADELE 71) : これは、地方の公共部門における会計・財務評価の電子化 (Helios プロジェクト) および合法性の確認を求められる地方当局の財務・会計といった情報の伝送の電子化 (ACTES プロジェクト) から成る。双方とも 2004 年から 2007 年を目途に実施の予定である。

その他、地域情報システム (SIT) による地域情報の共有化および交換、地方当局と中央省庁との間の情報交換の電子化を実現する信用基盤の確立 (FAST プロジェクトの延長) などが挙げられる。

#### 4. 3. 2 公共サービスの近代化、E-Government の拡大および信頼感の醸成

アクションプランでは、以下に示すとおり、この第 2 の目標の実現に向けて以下の 4 つの項目ごとに詳細な施策を区分している :

- ・ 公共サービスおよび E-Government の改善
- ・ データ・システムのセキュリティの実現または強化
- ・ E-Government ガイドライン
- ・ 情報伝達および評価のためのツール

各項目の概要は以下のとおりである。

##### (1) 公共サービスおよび E-Government の改善

これは、公務員向けサービス、省庁毎のデータ・システムの近代化、教育システム管理の近代化、訓練およびプロジェクト管理者の変更に関する取り扱いといった分野に分かれて具体的な施策を提示している。その主だった施策は以下のとおりである :

- ・ 公共サービス・カードの実用化 (ADELE 76) : 2006 年から 2007 年を目途に、公共サービス・カードを作成する。これは、データへのアクセス、それを利用する職員の身分証明およびその権限の確認、ならびにデータ利用者の署名文書を必要とするある種の手続きの電子化といった必要性に対応することを目的としている
- ・ 公共調達手続きの電子化および近代化 (ADELE 80) : 2006 年から 2007 年を目途に、一貫したシームレスな公共サービスの提供、資源の共有化および公共サービス情報システムの近代化をめざす
- ・ 地理的情報システム (GIS) の構築 (ADELE 87) : 2004 年から 2005 年を目途に、専門的な GIS の構築を提案し、初期レベルのデジタル地図製作基盤の枠組みを決定する

- ・ 訓練およびプロジェクト管理者の変更に関する取り扱い：2004年から2007年を目途に、E-Government訓練計画の決定、各省庁での必要に応じた訓練事業の策定、情報通信技術を基盤とした訓練による専門スキルの向上をめざす。

#### (2) データ・システムのセキュリティの実現または強化

ここでは、データ・システムのセキュリティ強化計画支援、部門間におけるセキュリティ確認政策、サービスのセキュリティ・相互運用性・共通化の推進に必要な行政上の認証機関の設置、ユーザのサービスへのアクセスおよびその許可に関する管理といった4つの分野に分かれて各々詳細な施策を提示している。

#### (3) E-Government ガイドライン

ここでは、E-Governmentに関する法律の整備、基準系の形成、情報システム開発のノウハウの資本化およびフリー・ソフトウェア利用のためのソリューション共同開発の場の設定、職務サービス提供前のインフラの確立、輸送インフラの改善、ユーザ支援といった6つの分野に分かれて各々詳細な施策を提示している。その主だった施策は以下のとおりである：

- ・ 電子官報の正式な確立 (ADELE 123)：2004年を目途に、官報の担当部門のウェブサイト上における官報の特定スペースの正式な設置、およびエンド・ユーザが利用できる情報の改変不可を証明するシステムの実装をめざす。

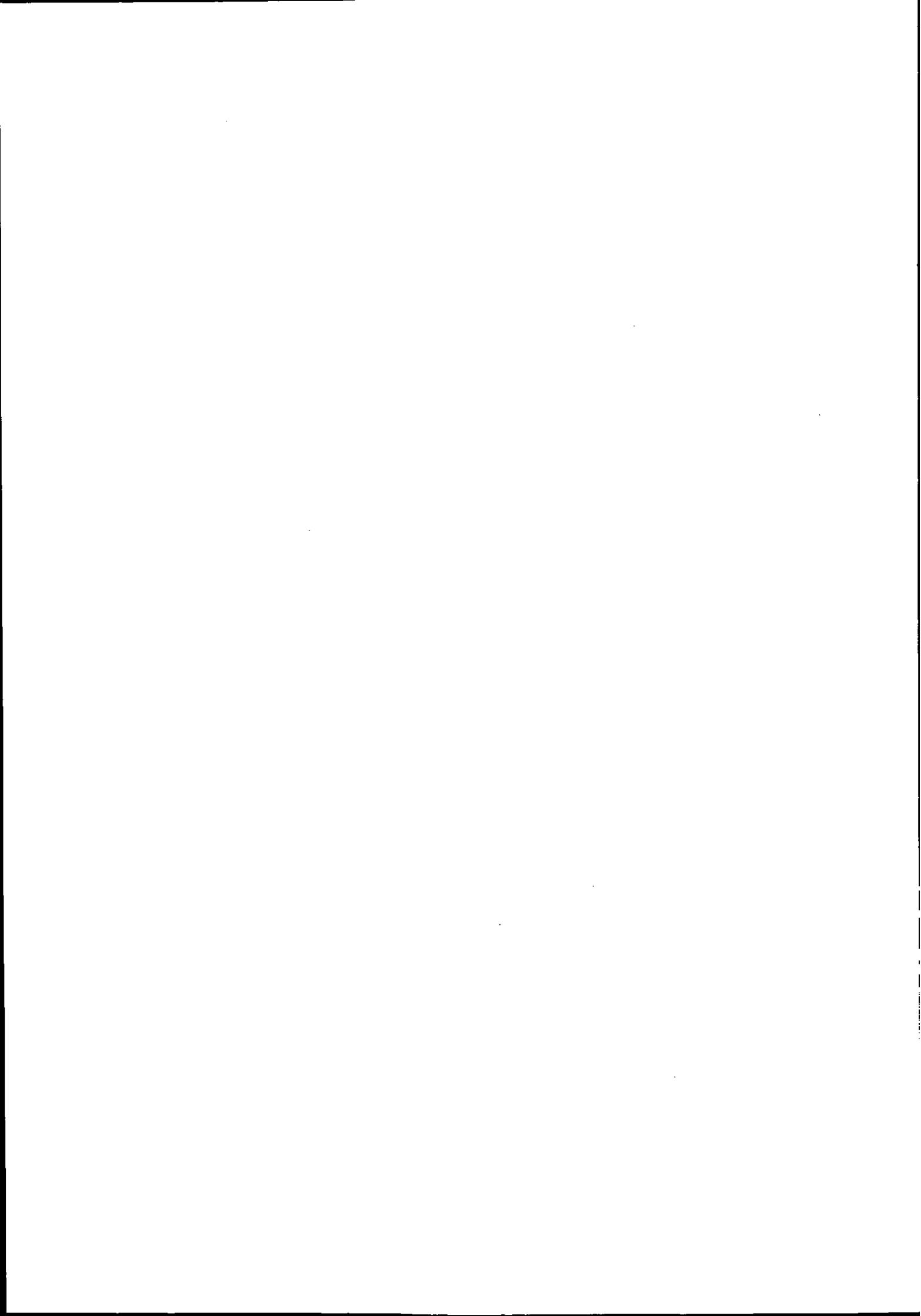
#### (4) 情報伝達および評価のためのツール

これは、情報伝達プラン、調査および指標、ネットワーク管理といった3つの分野に分かれて各々詳細な施策を提示している。

#### 関連ウェブサイト

[http://www.adae.gouv.fr/IMG/pdf/Le\\_planaction-GB.pdf](http://www.adae.gouv.fr/IMG/pdf/Le_planaction-GB.pdf)

## X シンガポール



## X シンガポール

### 1. シンガポールにおける情報技術政策

#### 1. 1 経緯

シンガポール政府の IT 政策は、1980 年代という世界的に見ても早い時期から実施されている。これは、歴史的に通商が盛んで、長期的に国が繁栄するためには、製造業とサービス業を軸とする知識集約型産業における世界のハブとしての地位をいち早く確立することが不可欠であるとの認識に基づくと考えられる。

最初の IT 政策としては、1980 年に「国家コンピュータ化計画 (National Computerization Plan)」が実施され、IT の利用による行政の改善という本来の目的のほかに、IT への認識の拡大、IT 能力の養成促進、地方における IT 産業の需要につながった。

この後、1986 年から「国家 IT 計画 (The National IT Plan)」が、1992 年から「IT2000」が、2000 年から「Infocomm 21」が実施され、現在は「Connected Singapore」という名称で実施されている。

また、シンガポールにおける e-Government 政策は、国家 IT 計画と同時期に開始され、歩調を合わせて数々のプログラム／イニシアチブを実施している。最初の e-Government 政策としては、国家コンピュータ化計画 (National Computerization Plan) の一環として 1980 年に立ち上げられた CSCP (Civil Service Computerisation Programme) が挙げられる。これは、2000 年、Infocomm 21 の一環として開始された第 1 次 e-Government Action Plan によって置き換えられた。その後、第 1 次 e-Government Action Plan が成功裡に終了したことから、2003 年から第 2 次 e-Government Action Plan が実施されている。

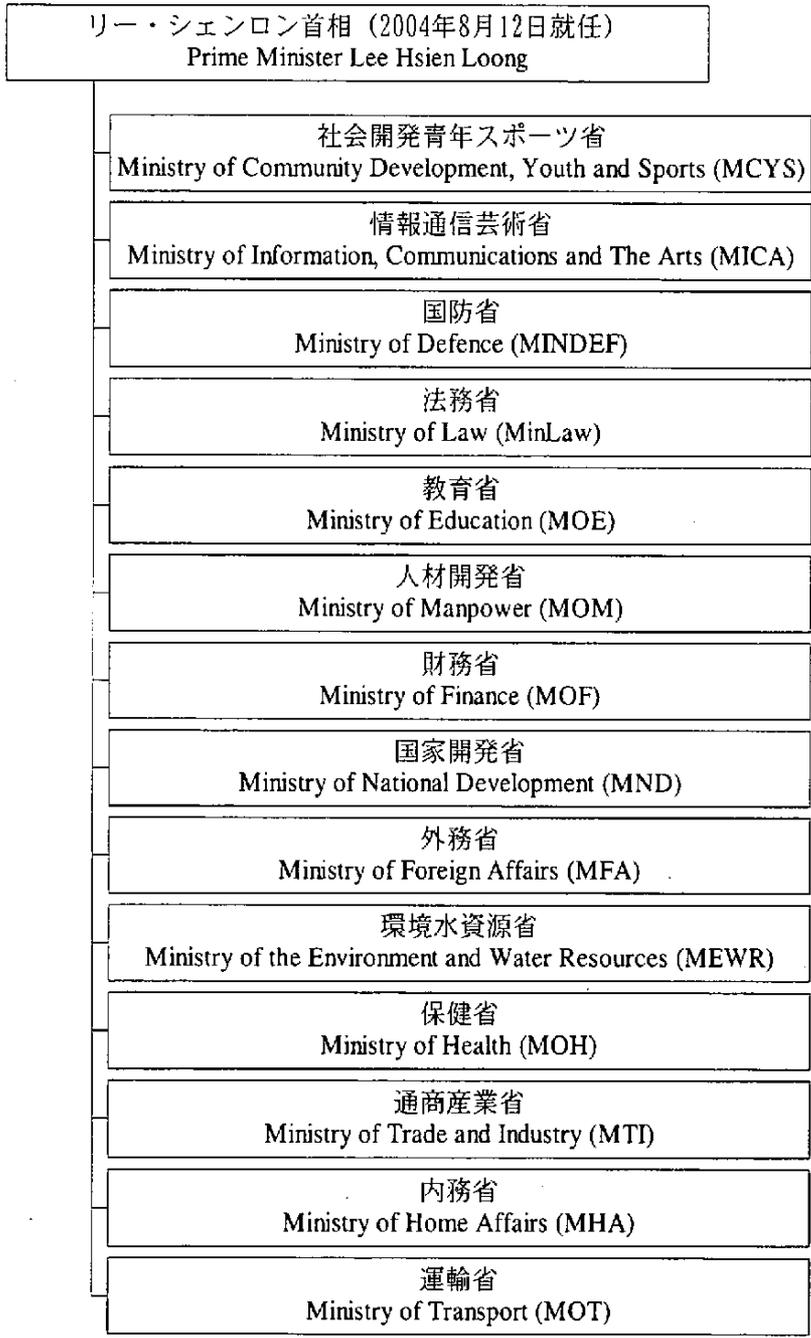
表 X-1 にシンガポール政府の国家 IT 計画を示す。

表X-1 シンガポール政府 国家 IT 計画経緯

実施時期	国家 IT 計画名 目的、主なプロジェクト/イニシアチブ等
1980-1985	国家コンピュータ化計画 目的：IT の効果的利用による行政の改善
1981	NCB (National Computer Board) を設立。これは IT 関連政策及び開発を担当する貿易産業省に属する法的機関
1986-1991	国家 IT 計画 (1)目的：行政機関をまたがるワンストップ・サービス（単一窓口による行政サービス）の提供 (2)イニシアチブ：Tradnet など
1992-1999	IT2000 (1)目的：世界の IT ハブとしてのシンガポールの地位確保 (2)イニシアチブ：Singapore ONE など
1999	MCIT (Ministry of Communications & Information Technology) を設立。また、NCB と TAS (Telecommunications Authority of Singapore) を統合し、IDA (Info-communications Development Authority) を新設
2000-2003	Infocomm 21 (1)目的：世界的な Infocomm Capital (情報通信拠点) としてのシンガポールの地位確保 (2)プログラム： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Connected Homes</li> <li>・ Wired With Wireless program</li> <li>・ Ultra-Wideband Programme など、</li> </ul>
2001	MITA (Ministry of Information and The Arts) は、ICT 関連業務を新たに任務とし、名前を Ministry of Information, Communications and The Arts と変更。IDA は MITA 監督下の法的機関となる。
2003-2006	Connected Singapore (1)目的：世界的な Infocomm Capital (情報通信拠点) としてのシンガポールの地位確保 (2)4 つの戦略： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続性・創造性・協力体制向上のための情報通信</li> <li>・ デジタル情報交換</li> <li>・ 成長のための起動力</li> <li>・ 変化を起こす呼び水</li> </ul> (3) プログラム <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報通信インフラ拡大プログラム</li> <li>・ Creative Connections プログラム</li> <li>・ FastTrack@School Program</li> <li>・ Got to Be Connected プログラム</li> <li>・ "Made in Singapore and Proud of IT"プログラム</li> <li>・ "Overseas Development"プログラム</li> <li>・ e-Government プログラム (eCitizen、GeBIZ を含む。詳細は e-GAP II を参照)</li> <li>・ e-transformation プロジェクトなど</li> </ul>

## 1. 2 行政組織

シンガポールの IT 政策は、主に情報通信技術省において実施されている。情報通信芸術省の管轄下に、シンガポールの情報技術政策全般を主導する法定機関・情報通信開発庁 (IDA: The Infocomm Development Authority of Singapore) が置かれる。また財務省は、IDA と共同で電子政府関連の計画を監督している。

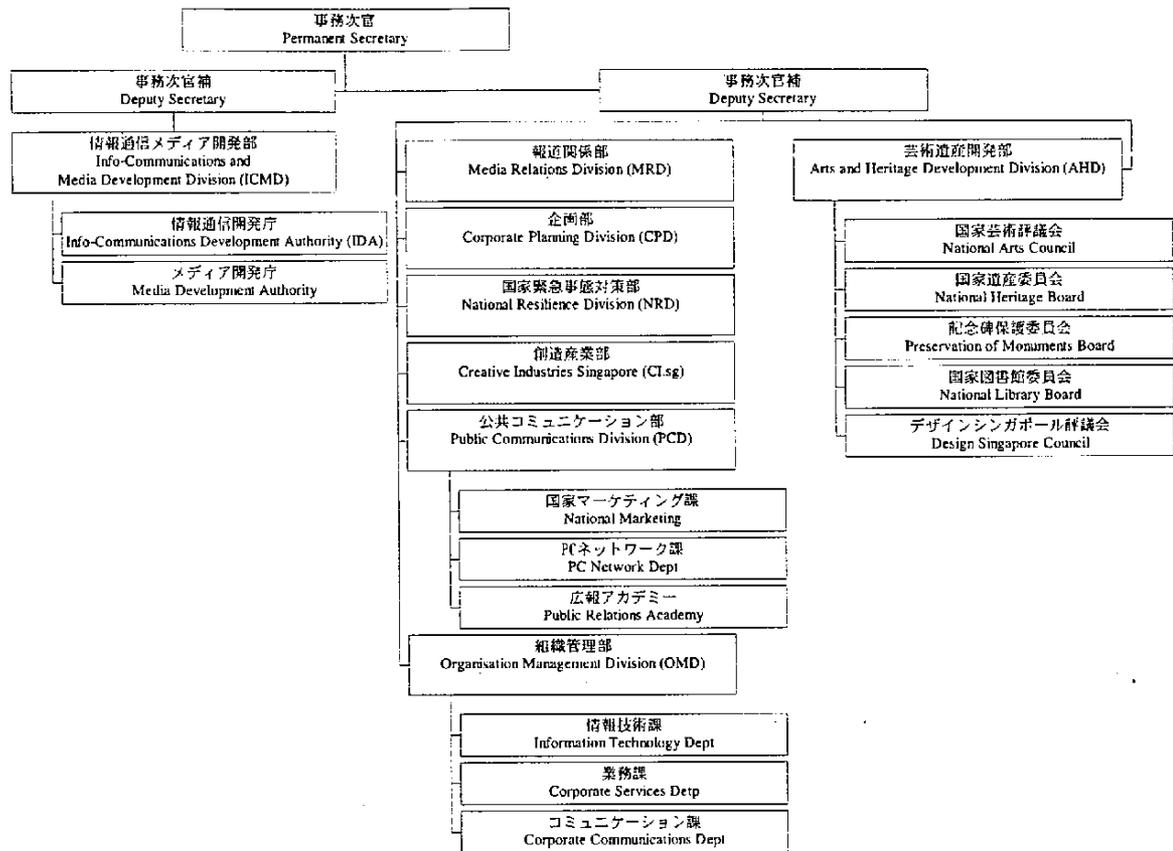


図X-1 行政機関全体機構

関連ウェブサイト

[http://www.gov.sg/govtlist\\_Minis.htm](http://www.gov.sg/govtlist_Minis.htm)

情報通信開発庁（IDA）は、情報通信メディア開発部の監督下に置かれている。また公共コミュニケーション部国家マーケティング課は、シンガポール政府の総合的ポータル「SINGOV（<http://www.gov.sg>）」の運営にあっている。



図X-2、情報通信芸術省の組織図

関連ウェブサイト

[http://www.mica.gov.sg/aboutus/abtus\\_orgchart.html](http://www.mica.gov.sg/aboutus/abtus_orgchart.html)

## 2. 電子政府政策

### 2.1 実施体制

シンガポール政府の最高情報責任者や最高技術責任者とも言うべき部門は、情報通信芸術省（MICA:Ministry of Information, Communications and the Arts）が管轄する法定機関（Statutory Board、政府機関の1つで、省の内外局よりも自立性が高い）「情報通信開発庁（IDA: The Infocomm Development Authority of Singapore）」である。IDAは、①財務省に専門的な助言を

与える②ICT 関連の政策、規格、プロシージャを策定する③ICT 関連のマスタープランを実施する④政府の ICT インフラを管理する⑤政府の ICT イニシアチブのプロジェクトを管理する――を主な任務としている。

シンガポールの多岐にわたる情報技術政策のなかで、特に電子政府に関する政策については、電子政府政策委員会 (eGPC: e-Government Policy Committee) が目標の設定と進捗の監視にあたっている。eGPC は、公務員長 (Head of Civil Service) が委員長を務め、各省の事務次官 (Permanent Secretary) で構成される。

電子政府政策に関与する eGPC 以外の委員会としては、電子政府諮問委員会 (e-Government Advisory Panel) がある。この委員会もまた、公務員長が委員長を務め、民間部門、公共部門の代表者が参加し、①電子政府の世界的な動向とシンガポールへの影響について政府に助言を与える②電子政府において改善できる分野について政府にフィードバックと助言を与える――を任務とする。

財務省 (MOF: Ministry of Finance) は電子政府関連の計画全般を監督し、公共サービスのすべての情報通信技術 (ICT) インフラ/サービスについて責任を負う。

個別の政府機関のインフラ/サービスは、各省の事務次官、各国家機関の長、法定機関の最高経営責任者 (CEO) が担当する。各機関に置かれる最高情報責任者 (CIO) は、①各機関の IT 活用のビジョンを明示する②そのビジョンに従って、ICT 関連の政策、規格、プロジェクト、システム、インフラ、業務ニーズ/優先順位を調整する③ICT イニシアチブの計画策定と優先順位決定においてリーダーシップを発揮する④ICT イニシアチブの人材や財源を確保する――を任務とする。

#### 関連ウェブサイト

Achievements of the first e-Government Action Plan in Government To Citizens (G2C):

<http://www.egov.gov.sg/GovernanceandManagement/>

## 2. 2 電子政府行動計画

第1次電子政府行動計画 (eGAP I: e-Government Action Plan I, 2000年～2003年) は、15億シンガポールドル (約955億円、2004年11月8日レート、1シンガポールドル=63.66円)

を投入して2000年6月に着手された。eGAP Iでは、電子的提供に適した1,600以上の主要な公共サービスを2002年までに電子化することに成功した。

eGAP Iに続いて2003年7月15日、第2次電子政府行動計画(eGAP II)が発表された。この計画では、インフラのアップグレード、新機能の開発、電子公共サービスの改善を行なうべく、3年間で13億シンガポールドル(約828億円)を投入することが予定された。

eGAP IIは経済面で、サービスの統合を進め、企業経営者の利用しやすい環境を構築することにより、シンガポールでの事業運営のコスト効率を高めることを目指す。社会面では、市民、民間部門の専門家、その他の関係者が参加し、市民と市民、市民と政府を結ぶICTツールを開発する計画である。

この段階の開発は、特に、統合されたワンストップのビジネスアプリケーションシステムOASIS(Online Application System for Integrated Services)と「Remaking Singapore」ウェブサイトにおいて、他に先駆けて進められた。

eGAP IIでは、①利用者の満足度向上(Delighted Customers)②政府と国民の連携強化(Connected Citizens)③政府のネットワーク化(Networked Government)の3つの達成目標を掲げている。

#### (1) 利用者の満足度向上

シンガポール政府の2006年までの目標は、①複数省庁にまたがる統合電子サービスを12件以上実装する②電子政府の利用者の90%が1年に1回以上利用する③電子政府の利用者の90%が電子政府の総合的品質について満足する一である。

またオンラインでシンガポール政府とやり取りしたい国民はだれでも便利にアクセスすることも目指されている。自分のコンピュータを所有していない人は、公共図書館、スーパーマーケット、コミュニティセンターをいえるよう計画されている。

特に、障害者に対しては、電子サービスの重要な部分がW3C(World Wide Web Consortium)ウェブコンテンツ・アクセシビリティガイドライン(WCAG)に従って拡張される。WCAGは、英国、オーストラリア、カナダなど世界各国で採用されている国際的な規格である。この規格で想定しているユーザーは、特定の種類の情報を視聴・移動・処理できないユーザー(視覚・

聴覚障害者のほか、音声合成装置や点字ディスプレイの利用者など)、テキストの読解に問題があるユーザー(認知・学習障害者など)、キーボードやマウスを利用できないユーザー(身体障害者など)、テキスト専用/小型ディスプレイや低速インターネット接続の利用者、表示言語に不自由なユーザーなどである。

## (2) 政府と国民の連携強化

2001年11月、「政府と国民、国民同士の連携を強化せよ」というゴー・チョクトン首相(当時)の呼びかけで、シンガポール国民が国家の再構築と地域の統合に積極的に関与するよう促す新たな方策の模索が始まった。

2003年4月には諮問ポータル(Consultation Portal [www.feedback.gov.sg])がスタートした。このポータルは、今後、電子投票(e-polling)が行なえるよう拡張され、公共的な問題についてよりよく理解できるよう、政策に関する参考文献を提供する。市民は、「電子諮問ペーパー(e-Consultation Paper)」チャンネルを通じて省庁別の政策についてコメントしたり、ディスカッションフォーラムで問題を議論したりできる。

## (3) 政府のネットワーク化

「ネットワーク化された政府」とは、協働し、情報を共有し、その集合的知識を一般市民のために組織の枠を超えて効果的に役立てる政府のことである。ICTは、省庁間で高付加価値の統合サービスを市民や企業に提供するための鍵を握っている。

「サービス・ワイド・テクニカル・アーキテクチャ(SWTA: Service-Wide Technical Architecture)」は、「ネットワーク化された政府」にとって鍵となる。これは、政府省庁がICTシステムを設計・導入・管理するための規格、ポリシー、ガイドラインで構成されるテクニカルフレームワークであり、省庁間の相互運用性と情報共有を促進する。

### 関連ウェブサイト

<http://www.cgov.gov.sg/>

## 3. 電子政府の現状

シンガポール政府のウェブサイトは1995年に初めてオンライン化され、2001年にはブランド名「SINGOV (Singapore Government Online Portal)」が採用された。政府ウェブサイト

SINGOV は、情報通信芸術省 (MICA) の公共コミュニケーション部国家マーケティング課 (Public Communications Division, National Marketing Department) によって運営されている。

このウェブサイト (<http://www.gov.sg/>) は 2004 年 10 月 28 日、①政府 (「Government」、すべての政府省庁へのリンク、最新の経済予測、各省庁のニュースリリースを掲載) ②市民・在留者 (「eCitizen」) ③企業 (「Businesses」) ④非在留者 (「Non-Resident」) の 4 つのカテゴリから成るウェブポータル ([www.gov.sg](http://www.gov.sg/)) に生まれ変わった。このポータルでは、電子サービスへの利用者中心のアプローチが採用され、サイトナビゲーションの複雑さを緩和している。

シンガポール政府はこの日、その電子サービス提供に関する新概念「3P 統合 (3P Integration)」を発表した。3P とは、民間 (Private)、公共 (Public)、国民 (People) の頭文字であり、政府サービスだけにとどまらず、公共部門、民間部門のサービス統合の機会を積極的に追求し、利用者中心のサービスを目指す。

3P 統合コンセプトに基づくフロントエンドの官民統合の一環として、情報通信芸術大臣は、シンガポール政府が国家電子支払 (National Electric Bills Payments) ハブを開発していると発表した。政府は既に、政府関連取引の共通の支払モデルとして FlexiPay を導入しているが、財務省と IDA が共同で推進している新しい電子支払ハブでは、セキュアで高信頼の電子支払と関連サービスを提供する中心的ハブのもとにすべての支払機関を統合し、利用者は、政府部門、民間部門を問わず、ただ 1 つのポータルですべての請求明細を照会できるようになる。現在、提案募集 (RFP: Request for Proposal) が行なわれており、予定では 2 年で導入されることになっている。

### 3. 1 市民向けポータル

1999 年に開始された eCitizen ポータル ([www.ecitizen.gov.sg](http://www.ecitizen.gov.sg/)) は、財務省の監督下にあり、シンガポール情報通信開発庁 (IDA) が運営する。このポータルは、シンガポールで初めて導入された Web 上の行政サービスであり、市民や利用者のニーズを念頭に構成されている。最終的な目標は、シンガポールに居住する全ての個人に一層の利便性と利益をもたらす電子政府を構築することである。

年中無休の eCitizen ポータルは、シンガポール市民にとって、政府の情報やサービスへの単一のアクセスポイントとして利用されている。このポータルのヒット件数は、2001 年 10 月

の24万件/月から2003年6月には1,440万件/月へと急激に増加した。

eCitizen ポータルからリンクされているサービスには、中央積立基金（CPF）の明細書の照会、パスポート申請、住宅開発委員会（HDB: Housing Development Board）の住宅販売情報、内国歳入庁（IRAS: Internal Revenue Authority of Singapore）の電子申告などがある。

eCitizen ポータルでは、提供されるサービスが、①文化・娯楽・スポーツ②防衛・安全③教育・学習・雇用④家族・地域⑤保健・環境⑥住宅⑦運輸・旅行—の7つの「タウン」に分類されている。

eCitizen の成功の背景には、電子サービスを迅速かつ効率的に提供する「公共サービスインフラ（PSi: Public Service infrastructure）」の活用があった。多くの政府省庁では、納入金の徴収や、利用者の認証、セキュリティの確保、データの収集と他機関との交換など、非常に良く似た機能を実行するサービスを開発し、これにかなり長い期間が費やされ、サービスごとに同じ作業を繰り返す傾向がある。PSi は、「ビルディング・ブロック」を活用する方法で、開発サイクルを数カ月間から数日間へと大幅に短縮することに成功した。支払、認証、データ交換などのコンポーネントは、「一回作成して再使用する（build-once, reuse-always）」ことができ、各省庁が自前で開発する必要はない。

既に述べたように、2004年10月28日より、eCitizen は、シンガポール政府のポータルサイト SINGOV の4つの主要カテゴリの1つとなった。

SINGOV では、市民向けページを在留者用のページ（eCitizen）と、観光客、国際会議参加者、留学生などシンガポールに住む外国人を対象にした非在留者用のページ（Non-Residents）の2つに分類している。非在留者用のページで提供される情報には、学生証・雇用証明・労働許可証の取得、ビザの取得や入国の要件、インターナショナルスクールのリストなどがある。

### 3. 2 企業向けポータル

2004年10月28日リニューアルされたシンガポール政府のポータルサイト SINGOV の企業向けページ（「Businesses」、<http://www.business.gov.sg>）では、たとえば、政府の発行する免許をオンラインで申請し、新しく起業する起業家向けのガイドブックを入手することなどが可能になる。

手続きの簡素化と企業の準備期間を短縮するため、省庁間で電子サービスが統合されているケースもある。これにより企業は、複数の省庁に連絡をとったり、それぞれ別個の書類を用意したりする手間から解放される。

### 3. 3 SingPass

2003年3月1日から導入された SingPass (Singapore Personal Access) は、eCitizen、GeBIZ、CPFのほか、後述の BizFile、内国歳入庁 (IRAS) などのウェブサイトとサービスにアクセスするための共通の ID/パスワードである。これは、財務省と IDA の協力を受けた中央積立基金委員会 (CPF Board) によって開発された。

SingPass の ID/パスワードを取得できるのは、15才以上のすべてのシンガポール国民・在留者、労働許可証保持者、それらの被扶養者である。

2003年8月時点では16の政府機関がセキュアなユーザー識別を必要とする136の電子サービスにアクセスするために SingPass を利用した。同年3月3日までに SingPass によって認証されたトランザクションは約27万5,000件だったが、7月3日には約45万7,000件に増加した。2004年末までに SingPass は、比較的単純な認証で間に合うすべての電子行政サービスに共通する認証方法となる。

### 3. 4 中央積立基金

中央積立基金 (CPF: Central Provident Fund) は、シンガポール国民の老後を保障する総合社会保障貯蓄プランである。これは CPF 委員会 (CPF Board) が管理し、老後の生活、医療、住宅、遺族扶助などを保障の対象としている。シンガポールの労働者と事業主が毎月支払う3種類の負担金は①普通口座 (Ordinary Account: 住宅購入、CPF 投資、教育に利用) ②特別口座 (Special Account: 退職後、不慮の事態) ③医療口座 (Medicave Account: 入院費用、認定医療) に貯蓄される。

#### (1) 電子引き出し (e-withdrawal)

中央積立基金 (CPF) は、高齢者がインターネット経由で CPF 貯蓄を引き出す電子引出 (e-Withdrawal) サービスを開始している。CPF のウェブページは、eCitizen からリンクされており、SingPass のパスワードとインターネット接続さえあれば、サービスを利用できる。この

ほか、見積引出額や基礎年金の掛け金（CPF Minimum Sum）といった個人情報をオンラインで照会できる。

## (2) 電子ロビー

CPFでは2003年5月から国内の5つの事務所すべてに電子ロビー（e-Lobby）を設置し、約30のキオスクが1日24時間利用されている。

## 3. 5 電子申告

財務省所管の法定機関である内国歳入庁（IRAS）のウェブページ（[www.iras.gov.sg](http://www.iras.gov.sg)）では、個人所得税や法人税の所得申告を始めとする電子申告サービスが導入されている。

### (1) 個人の所得申告

個人納税者にとって電子申告（E-Filing）は、インターネットか電話で所得を申告する簡便な方法である。このサービスは毎年2月22日から4月18日まで1日24時間利用できる。電子申告を行なうには、電子申告用暗証番号（EF-PIN）か、SingPassが必要である。

### (2) 企業の所得申告

企業は、毎会計年度末までに送付される電子申告識別番号（E-File ID）を使って課税所得見積額（ECI: Estimated Chargeable Income）を電子申告できるようになった。クライアント企業の代理人として、ECIを申告するためのE-File IDが送付された税理士（tax agent）も、このサービスを利用できる。

### (3) 電子サービス認証システムと法人税の確定申告

企業や団体の従業員や職員がただ1つのポータル上で政府にアクセスできる共通プラットフォーム「電子サービス認証システム（EASY: e-Services Authorisation System）」は2003年10月半ばにスタートした。このシステムは、会計企業規制庁（ACRA: Accounting and Corporate Regulatory Authority）に登録した企業や、団体登記所（ROS: Registry of Societies）に登録した団体が利用することができ、従業員の個人用SingPass ID/パスワードを使用される。

### (4) 所得税の自動計算

所得税計算への給与所得の自動算入（auto-inclusion）は1998年に開始され、当初は政府省庁のみが参加した。この方式は1999年に法定機関と民間機関へと拡張された。2003年の時点で

参加している事業主の数は約 2000 人だった。

参加事業主は、従業員の報酬をオンラインで提出することを求められる。現在は送信に「IRAS Line」と呼ばれる Web アプリケーションのみが使用されている。この方法で、給与所得と控除額が所得税計算に自動的に算入されるため、所得税の関連税務書類の入力が大幅に簡素化される。

#### (5) 所在地証明申請

企業は、所在地証明 (certificate of Residence) をインターネットで申請できるようになった。これは、二重課税協定 (Double Taxation Agreement) のもとで補助金を申請するために、企業がシンガポール国内に所在することを証明するものである。このサービスも税理士が利用できる。認証には SingPass と IRAS Iris Pin が使用される。

#### (6) 物品サービス税の申告

企業は、電子サービス「CPF/IRAS Line」を通じて、物品サービス税 (GST) の納税申告を電子的に行なうことができる。

#### (7) 電子移転通知

電子移転通知 (E-Notice of Transfer) では、弁護士が移転通知を電子的に申告できる。

### 3. 6 会社登記

2003 年 1 月 13 日以前に、会社を設立して登記するには、会社登記所 (RCB: Registry of Companies and Businesses) まで足を運び、書類に記入し、申請書を提出しなければならなかった。だが、こうした時間のかかる手続きはもはや過去のものになり、自宅や職場、あるいは国際プラザにある会計企業規制庁 (ACRA) 事務所のキオスクから登記することが可能になった。

RCB は 2004 年 4 月 1 日付けで公共会計士委員会 (PAB: Public Accountants Board) と合併し、ACRA に改編された。ACRA は、会社登記や情報取得などの手続きを簡素化することによって企業をとりまく環境の改善を目指す、財務省所管の新しい法定機関である。

#### (1) フロントラインからオンラインへ

ACRA が着手した主なイニシアチブの 1 つが、手作業による会社登記から、ACRA の電子申

告・情報取得システム BizFile (www.bizfile.gov.sg) を使ったオンライン登記への移行である。新システム導入で削減されるコストは利用者に還元される。

BizFile では、ID 番号と SingPass だけで①企業/事業の登記②企業/事業の詳細(所有者、住所、事業内容など)の変更③企業/事業の閉鎖④登記企業/事業の情報の購入-を行うことができる。

## (2) 電子登記の利点

ACRA では、電子登記に次のような利点があるとして、ポスター、ちらし、市民集会などで宣伝している。

- ・自宅や職場から申告ができる利便性
- ・ユーザーフレンドリーで使いやすいウェブサイト
- ・年中無休でサービスを利用できる。
- ・変更、申告、情報更新が瞬時に行なえる。
- ・専門家などに頼らなくても自分で処理できるため、コストを削減できる。

## (3) セルフサービス

ACRA は、そのカウンターサービスを 2003 年 6 月に閉鎖した。利用者自身による電子申告を奨励するため、ACRA では、英語と中国語でステップバイステップの利用ガイドや常勤スタッフによるヘルプサービスなども用意している。ACRA にはセルフサービス式のキオスク 10 台が設置されているが、それぞれに PC、スキャナ、プリンタ、キャッシュカードリーダー、BizFile ヘルプデスクへの直通電話などが備え付けられている。

また自宅でサポートが必要な人については、午前 7 時から深夜まで(日曜・休日を含む) BizFile のヘルプデスクが対応する。このほか、このサービスを提供している 22 の eCitizen センターでもサポートを受けることができる。

## 3. 7 不動産登記

シンガポール不動産庁(SLA: Singapore Land Authority)の不動産登記所(Land Registry)が着手した新しい電子供託プロジェクト STARS eLodgment (Singapore Titles Automated Registration System (www.stars.gov.sg))は、Java と XML を使ったウェブベースのシステムで、不動産譲渡証書を作成する弁護士が、インターネットで不動産の所有権証書などを処理できるようにし、利便性や効率性を高めるものである。

STARS eLodgment では、ユーザーフレンドリーな電子フォームによって、不動産を扱う弁護士が以下を行うことができる。

- ・文書の作成、提出、取消、改変
- ・文書の状態の追跡と、メールまたはファックスによる文書登録の自動通知
- ・供託口座 (lodgment account) に関する問い合わせ
- ・情報の要求 (失効した証明書など)

### 3. 8 電子通関

電子データ交換 (EDI: Electronic Data Interchange) を利用した電子通関システム TradeNet ([www.tradenet.gov.sg](http://www.tradenet.gov.sg)) は 1989 年 1 月 1 日にスタートした。一般の EDI では、ネットワーク加入者間で構造化されたメッセージが交換されるが、TradeNet のネットワークの場合は、Crimson Logic Pte Ltd. (旧 SNS: Singapore Network Services Pte Ltd.) の運営する電子メッセージサービスが使われている。

TradeNet システムでは、政府機関 (税関や所管官庁) に許可証申請を電子的に提出できる。申請が認可されると、許可メッセージが送信者に返信される。

情報通信芸術大臣は 2004 年 6 月 15 日、貿易の中継地 (ハブ) として競争力を高めるため、貿易関連情報の流れを管理する統合 IT プラットフォームの創設を発表した。荷送人、運送業者、金融機関などがこれを利用し、商業文書、規制文書の作成と交換が自動化される。

政府は、プロジェクト開発費、業界での導入費用などを含め、5 年間で総額 5,000 万シンガポールドル (約 31 億 8,000 万円) を投入し、過去 20 年間活用してきた TradeNet、PortNet、Jurong Port Online、Marinet、Cargo Community Network などの既存のプラットフォームを新たに創設されるプラットフォームに統合する。新プラットフォームは 2006 年末に立ち上げられ、貿易許可申請を行う新しい TradeNet の窓口となる。

#### 関連ウェブサイト

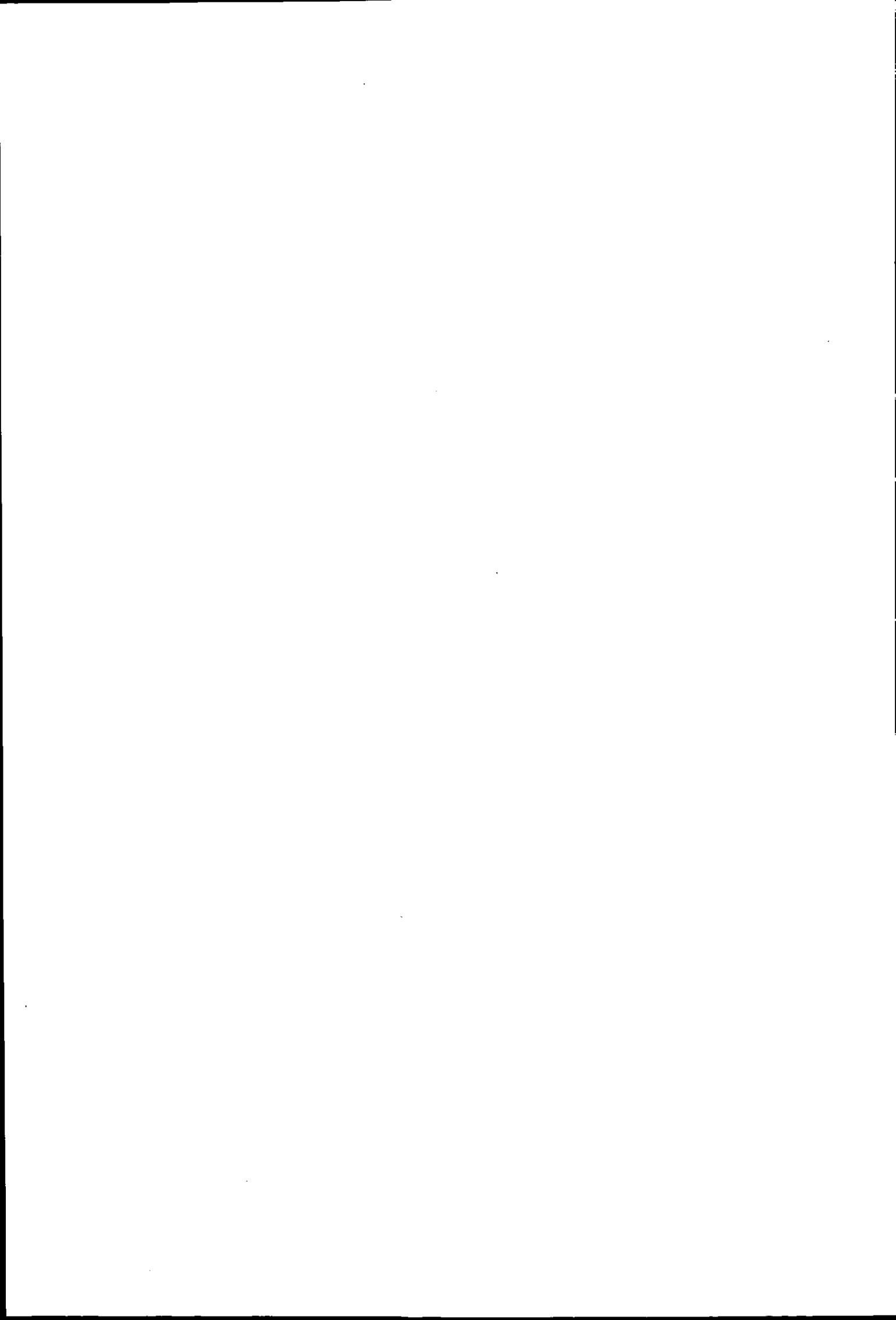
<http://www.gov.sg/about.htm>

<http://www.ida.gov.sg/idaweb/media/index.jsp>

<http://www.iras.gov.sg/>

[http://www.ecitizen.gov.sg/about\\_us.html](http://www.ecitizen.gov.sg/about_us.html)

## XI マレーシア



## X I マレーシア

### 1. マレーシアにおける情報技術政策

#### 1. 1 経緯

1991年2月、マハティール首相（1981年、首相就任、2003年10月同退任）によってマレーシア政府の長期経済計画である Vision 2020 が発表された。これは2020年までにマレーシアを先進工業国にすることを目的とした経済社会開発構想である。この Vision 2020 の具体策のひとつとして、1996年8月、IT産業育成を目的とした国家プロジェクト、マルチメディア・スーパー・コリドー（MSC: Multimedia Super Corridor）が発表された。MSC計画は、1996年～2003年のフェーズ1、2004年～2010年のフェーズ2、2011年～2020年のフェーズ3に分かれている。

2004年7月、フェーズ2は正式に開始された。バダウィ（Abdullah Badawi）首相は、2004～2010年に主要分野での優位性を拡大し、新たな投資喚起と革新的技術の開発を目指す中核プログラム、Next Leap（新たな飛躍）プログラムを発表した。同プログラムの具体的な数値目標として、科学・技術・革新大臣は雇用約24万5,000件の創出も明言している。

表X I - 1にマレーシア政府における主要情報技術政策の経緯を示す。

表X I - 1 マレーシア政府 主要情報技術政策経緯

開始時期	IT 政策名	目的
1991年 2月	Vision 2020	2020年までにマレーシアを先進工業国にする
1995年 8月	マルチメディア・スーパー・コリドー (MSC) 計画	サイバージャヤを中央に配し、シティセンター、プトラジャヤ新行政都市、クアラルンプール新国際空港を結ぶ東西に15km、南北50kmの地域で、マルチメディア技術を活用した都市開発を行う
1999年 7月	サイバージャヤ	クアラルンプールの近郊にハイテク産業都市「サイバージャヤ」（「ジャヤ」はマレー語で「栄光」という意味）がオープン

## 1. 2 行政組織

22年間にわたりマレーシアを率いてきたマハティール首相の引退を受け、2003年10月、アブドゥラ副首相が第5代の首相に就任した。アブドゥラ首相は、マハティール路線の継承を表明しており、政策の大筋では今後も大きな変更はないと見られる。

2003年3月21日の総選挙後には、行政機構全体の見直しも行なわれ、それまで情報技術政策の実施にあたり中心的役割を担ってきたエネルギー・通信・マルチメディア省（MECM: Ministry of Energy, Communications and Multimedia）はエネルギー・水・通信省（MEWC: Ministry of Energy, Water, and Communications）に、科学・技術・環境省（MOSTE: Ministry of Science, Technology, and Environment）は科学・技術・革新省（MOSTI: Ministry of Science, Technology and Innovation）にそれぞれ名称が変更された。

この再編の一環として、情報通信技術開発とマルチメディア（コンテンツ）の各分野については、エネルギー・通信・マルチメディア省から科学・技術・革新省に移管された。

### (1) 国家情報技術評議会

2004年3月の省庁再編後、国家情報技術評議会（NITC: National Information Technology Council）事務局も科学・技術・革新省に移された。同評議会は、アブドゥラ首相（議長）と関連政府部門の長の合計14名で構成される。書記（Secretary）は科学・技術・革新省の事務局長（Secretary General）が兼務する。議員は任期を3年とし、首相が任命するが、必要があれば、省庁の代表が会合に参加する。

NITCは、国家レベルの情報通信技術政策の策定・調整において、マレーシア政府の諮問機関として、重要な役割を果たしている。新事務局設置後の初会合（2004年4月29日）では、事務局の構成と委託事項を承認し、新議員の任命に合意した。

NITC事務局は現在、新議員の任命を進めており、都市部と農村部のデジタルデバイドを是正する計画の策定が重要議題の一つとなっている。



図X I - 1 マレーシア政府の行政機構

関連ウェブサイト

The Government of Malaysia Official Portal: <http://www.gov.my/MyGov/Home/List Of Ministry/>

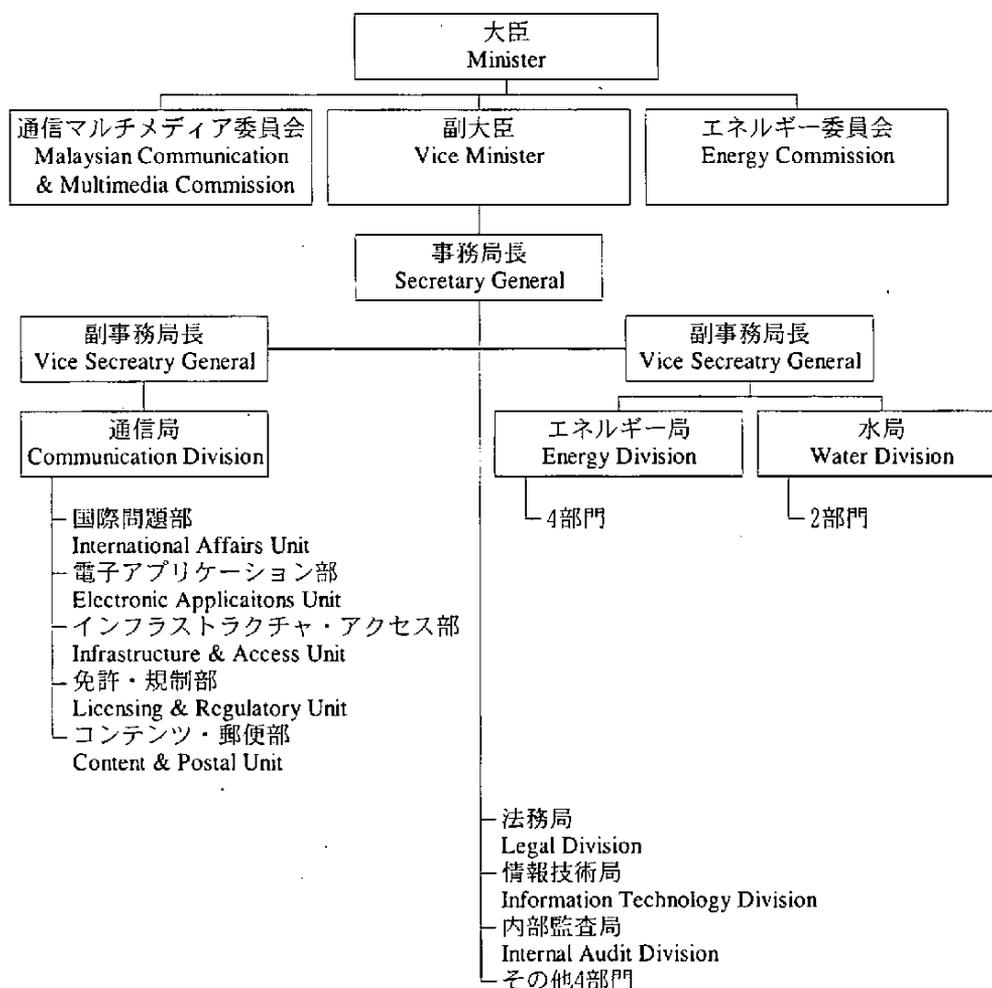
NITC: <http://www.mosti.gov.my/MostePortal/website/index.jsp>

エネルギー・水・通信大臣直属のマルチメディア通信委員会 (Malaysian Communications and Multimedia Commission) は、1998年通信マルチメディア委員会法 (Malaysian Communications and Multimedia Act) に基づき設置された法定機関 (statutory body) であり、通信マルチメディア産業の政策実施と規制を担当している。

マルチメディア通信委員会の活動に法的根拠を与える 1998年通信マルチメディア法

(Communications and Multimedia Act) は、統合の進む通信マルチメディア業界の新しい規制・免許付与枠組みを定めた法律で、1999年4月1日施行された。これに伴い、1950年電気通信法 (Telecommunications Act) と1988年放送法 (Broadcasting Act) は廃止された。

マルチメディア通信委員会は2001年11月1日、1997年電子署名法 (Digital Signature Act) に基づき、認証局 (Certifying Agency) にも指定された。



図X I - 2 エネルギー・水・通信省の組織図

関連ウェブサイト

[http://www.ktkm.gov.my/template01.asp?Content\\_ID=18&Cat\\_ID=1&CatType\\_ID=14](http://www.ktkm.gov.my/template01.asp?Content_ID=18&Cat_ID=1&CatType_ID=14)

[http://www.mcmc.gov.my/mcmc/about\\_us/roles.asp](http://www.mcmc.gov.my/mcmc/about_us/roles.asp)

## 2. マルチメディア・スーパー・コリドー

1991年2月28日、マハティール首相（当時）は、向こう30年間で年平均経済成長率7%、GDPの9倍増、所得の4倍増を達成し、2020年までにマレーシアを先進国にするというビジョン2020（Vision 2020）構想を打ち出した。

その具体策の一つとして1996年8月には、IT産業育成を目的とした国家プロジェクト、マルチメディア・スーパー・コリドー（MSC: Multimedia Super Corridor）が発表された。

### (1) MSC 地区

MSC計画のもとで、首都クアラルンプールにある世界一の高層ビル、ペトロナス・ツインタワーを起点とし、新クアラルンプール国際空港を終点とする南北50キロ、東西15キロの地域がMSC地区に指定され、ここに2.5GB（10GBまで拡張可能）の大容量光デジタル通信網、高速道路などが整備された。

MSC地区は、IT・マルチメディア企業にとって理想的な環境を提供するコリドー（回廊地帯）の先進的事例となった。そのほぼ中央には、1999年7月、IT企業の事業や研究・開発の拠点となるインテリジェントシティ（情報都市）、サイバージャヤ（Cyberjaya、jayaはマレー語で「栄光」の意で、クアラルンプール周辺の多くの新興都市が～jayaという地名を持つ）がオープンし、積極的な企業誘致が行なわれてきた。また、クアラルンプール郊外の新行政都市、プトラジャヤ（Putrajaya）もMSC地区内にあり、2005年までに首都機能のほとんどが移転される予定である。

### (2) 3つのフェーズ

MSC計画は、1996年～2003年のフェーズ1、2004年～2010年のフェーズ2、2011年から2020年のフェーズ3に分かれている。フェーズ1では単一のコリドーを完成し、フェーズ2では同様のインテリジェントシティ（複数のコリドー）を少なくとも4～5カ所整備し、フェーズ3では、マレーシア国土全体にマルチメディア・スーパー・コリドーを拡大していく。

フェーズ2は2004年7月3日に正式に開始された。この日、バダウィ（Abdullah Badawi）首相は、2004～2010年に主要分野での優位性を拡大し、新たな投資喚起と革新的技術の開発を目指す中核プログラム、Next Leap（新たな飛躍）プログラムを発表した。

フェーズ2では、まず、インテリジェントシティを目指しているペナン (Penang) 州のバヤン・レパス (Bayan Lepas) 工業地区とケダ (Kedah) 州のクリム (Kulim) ハイテク・パークに MSC サイバーシティ・ステータスが付与される。これ以外の地域も今後、ブロードバンドインフラの整備状況など、他の条件を満足すれば、このステータスが付与される見通しである。

### (3) 実施体制

MSC 計画を実施するのは、マレーシア会社法 (Companies Act of Malaysia) に基づき 1996 年に設立され、現在は科学・技術・革新省の管轄下に置かれる国有企業、マルチメディア開発公社 (MDC: Multimedia Development Corporation) である。

マルチメディア開発公社は 1997 年以来、MSC 計画についてマレーシア政府に助言する国際諮問委員会 (IAP: International Advisory Panel) の会合をこれまでに合計 8 回主催してきた (最近では 2004 年 9 月開催)。同委員会は、業界の実力者、大学関係者、世界のシンクタンクの専門家で構成されている。

また、首相が設立した MSC の実施機関、実行評議会 (ICM: Implementation Council Malaysia) は、首相 (議長)、副首相 (副議長)、MSC に直接関連する政府機関の長で構成され、マルチメディア開発公社やその他の関連機関を指揮する役割を担っている。

マルチメディア開発公社の子会社、MSC ベンチャーコーポレーション (MSC Venture Corporation) は、1999 年設立の MSC ベンチャーワン (MSC Venture One) を前身とし、インターネット企業、ソフトウェア開発企業、コンテンツクリエイター、通信ソリューションプロバイダなど、情報通信技術業界の革新的企業への投資を専門とするベンチャーキャピタル機関である。

マルチメディア開発公社の子会社にはこのほか、ビジネス動向の調査や諸機関の評価を行なう MSC 技術センター (MSC Technology Center、1997 年設立)、ビジネスコンサルティングなどを行なう MSC マネジメントサービス (MSC Management Services SDn Bhd、1999 年設立)、MSC の電子商取引推進企業に対してセキュリティサービスを提供する MSC Trustgate.com (1999 年設立) がある。

### (4) MSC ステータス

マレーシア政府は、マルチメディア開発公社を通じて、MSC 内で情報通信技術事業を営む資

格のある企業には、MSC ステータスを付与する。MSC ステータス認定企業は、次のような 10 項目の保証章典 (Bill of Guarantees) によって政府が保証する奨励金やその他の優遇措置を受けることができる。

- ・ 世界一流の設備、通信情報インフラの提供
- ・ 知的労働者雇用の無制限化
- ・ 会社所有権の自由を保証
- ・ MSC インフラに対する資本を世界中に求める資本調達自由化
- ・ 法人所得税の最大 10 年間の免除または 100% の新規投資税額控除。マルチメディア関連機器の輸入関税免除
- ・ 知的所有権やサイバー法などの分野における地域的リーダーになること。
- ・ インターネットでの検閲を行わないことの保証
- ・ 世界的にみて魅力的な水準の通信料金
- ・ 主要 MSC インフラへの入札機会
- ・ ワンストップスーパーエージェンシーとしてのマルチメディア開発公社のサービス

2004 年 12 月 28 日現在、MSC ステータス認定を受けた MSC テクノロジー企業は 1109 社、高等教育機関は 41 社、インキュベーター企業は 13 社ある。

#### 関連ウェブサイト

<http://www.msc.com.my/index.asp>

## 2. 1 フラッグシップアプリケーション

MSC 計画の一環として、フラッグシップアプリケーションと呼ばれる応用開発が進められている。これには、①電子政府②多目的カード③スマートスクール④遠隔医療⑤研究開発クラスター⑥電子ビジネス⑦技術起業家育成、の 7 分野がある。

### (1) 電子政府 (Electronic Government)

政府業務の効率化と行政サービスの改善を目的とし、次の (a) ~ (g) の試験プロジェクトが実施されている。

(a) プロジェクトモニタリングシステム (PMS: Project Monitoring System)

(b) 人事管理情報システム (HRMIS: Human Resource Management Information)

- (c) 汎用オフィス環境 (GOE: Generic Office Environment)
- (d) 電子調達 (EP: Electronic Procurement)
- (e) 電子サービス (E-Services)
- (f) 電子職業安定所 (ELX: Electronic Labor eXchange)
- (g) 電子裁判所 (E-Syariah)

## (2) 多目的カード

以下、2つのプロジェクトが実施されている。

- (a) 政府多目的カード (Government Multipurpose Card)
- (b) 支払用多目的カード (Payment Multipurpose Card)

## (3) スマートスクール (Smart School)

学校での教育・学校経営に情報技術を用いるアプリケーション。スマートスクールはこれまでに 87 校建設されているが、MSC 計画の第 2 フェーズ (Next Leap) では、新たなスマートスクールの建設を中止し、すべての学校で情報通信技術施設の整備を進めるとの決定が 2004 年 4 月に内閣レベルでなされた。

## (4) 遠隔医療 (Telehealth)

医療サービスの向上を目的とし、試験プロジェクトには①一括/個別対応医療情報・教育 (MC/PHIE: Mass Customised/Personalized Health Information and Education) ②生涯健康プラン (LHP: Lifetime Health Plan) ③持続的医療教育 (CME: Continous Medical Education) ④遠隔診断 (TC: Teleconsultation) があり、いずれも多目的カード MyKad で健康データの書込/読出を行なう。保健省 (Ministry of Health) は、プトラジャヤ病院 (Putrajaya Clinic) で試験を行なうことを決定した。

## (5) 研究開発クラスター (R&D Cluster)

企業・大学・研究機関にとって魅力的な環境を提供し、研究開発クラスターの形成を目指す。マレーシアテレコム社が出資し、マレーシア初の私立大学として 1996 年設立されたマルチメディア大学 (サイバージャヤ・キャンパス、マラッカ・キャンパス) を中核とする。

マレーシアでは、産業研究開発制度 (IGS: Industry Research and Development Grant Scheme)、MSC 研究開発助成金制度 (MGS: Multimedia Super Corridor Research and Development Grant Scheme、MSC 計画のフラッグシップアプリケーションの一環、前出)、アプリケーション・デ

モンスターエタ助成金制度 (DAGS: Applications Demonstrator Grant Scheme) を通じて民間部門に助成金とインセンティブが配分される。

(6) 電子ビジネス (E-Business)

国際競争力のある電子ビジネス環境の構築を目指す。

(7) 技術起業家育成 (Technopreneur Development)

戦略的ハイテク関連産業の新規事業化を主な目的として、2001年11月から開始された。

関連ウェブサイト

Flagship Applications - Progress Status (as of 5th May, 2004): <http://www.msc.com.my/flagship.asp>

## 2. 2 シェアドサービス・アウトソーシング (SSO)

関連する複数の会社が共通して持っている部門 (経理部門や総務部門) をそれぞれ社内から切り離して、共同センター型の新会社を設立し、そこで経理業務など請け負う、新しい形のアウトソーシングを「シェアドサービス (Shared Service)」と呼ぶ。マレーシアのシェアドサービス・アウトソーシング (SSO: Shared Service Outsourcing) 部門はこれまでに約10億リンギの投資を呼び込み、7,000件近くの雇用を創出してきた。

(1) 政府関連機関の協力

MSC シェアドサービス・アウトソーシング・イニシアチブは、MSC の Next Leap プログラムの中核を成し、次の目標を設定している。

- ・ マレーシアのシェアドサービス・アウトソーシング産業で2008年までに6万件以上の雇用を創出
- ・ 国内企業で新規創出雇用の20%以上
- ・ 製品開発部門で新規創出雇用の10%以上
- ・ 国際市場でMSC/マレーシアの技術ブランドの認知度を高める

(2) 労働力の国際性

マレーシアは、マレー系、中国系、インド系を中心とした多民族国家であるため、約2,500万人の国民のほとんどが英語と公用語のマレー語の2カ国語を話す。さらに、米国やカナダ、英国、オーストラリア、ニュージーランド、日本などの大学・大学院へ留学する若者が多いの

も特徴である。

マレーシアでは、大学や大学院でIT、工学、マルチメディアを専攻した学生が例年約6万6,000人が卒業する（情報通信技術に限定すると2003年は1万1,619人）。2004年は、この数字が8万3,000人になり、2005年には9万3,000人を超すと予想されている。

また労働者1万人に占める研究・工学・IT部門就業者数も、現在の15人から2010年には75人へと5倍に膨れ上がると見られる。

### (3) 優れたインフラ

マレーシアのインフラで特に優れているのは、以下のようなサイバーシティ（cybercity）と最新の通信インフラである。

#### (a) サイバージャヤ

前述のように、サイバージャヤは、MSC計画の二大情報都市の一つである（もう一つは、プトラジャヤ）。

高速光ファイバーネットワークが敷設され、企業、住宅地、商業地、公共施設がバランスよく開発されている。総面積の40%は非開発区域（green lung）に指定されるといった厳密な区画割りと環境ガイドラインを通じて公害物質無排出都市（zero-emission city）を目指す。

2011年までに、労働人口約5万人、居住人口約12万人を収容すると予想される。

#### (b) テクノロジーパーク

テクノロジーパーク（Technology Park Malaysia）は、知識産業向けの研究開発センターである。第1フェーズでは、750エーカー（約303万平方メートル）の敷地に、機能の異なる12のビルが立ち並ぶ。今後、研究開発区画を一般企業に貸し出し、本社や研究施設、試験地などに利用する計画がある。

#### (c) MTDC インキュベーションセンター

プトラ大学（Universiti Putra Malaysia）とマレーシア技術開発公社（MTDC: Malaysia Technology Development Corporation）は共同で、大学のキャンパス内に複数のMTDC インキュベーションセンターを設立し、大学や研究機関からのベンチャー企業誕生を促進している。

(d) クアラルンプール・シティ・センター

100 エーカー（約 40 万 5,000 平方メートル）のクアラルンプール・シティ・センター（KLCC: Kuala Lumpur City Centre）は、世界最大級の不動産開発プロジェクトであり、88 階建てのペトロナス・ツインタワーをシンボルとする。プロジェクトは約 10 年後には完了する予定である。

(e) 最新の通信インフラ

光ファイバーの基幹ネットワークの送信帯域（Outgoing Bandwidth）は合計約 26.68Gbps（アジア太平洋 10.23Gbps、北・南米 9.1Gbps、日本 2.6Gbps、欧州・中東・南アジア 2.45Gbps、アフリカ 2.3Gbps）で、国際的にシームレスな接続が可能になっている。

関連ウェブサイト

Malaysia's MSC: The Global Shared Services & Outsourcing Hub: <http://www.msc.com.my/ssc/>

## 2. 3 一般市民への情報通信技術の普及

MSC 計画のフェーズ 1（1996 年～2003 年）では、大学生を中心として、オリジナルのアニメーション、短編映画、ドキュメンタリーなどを作成するよう助成金が与えられ、研修が実施された。

2004 年には MSC 計画が第 2 フェーズに入り、中核プログラム Next Leap では主要分野の優位性拡大が目指されているが、一般市民への情報通信技術の普及も例外ではなく、特に、研修プログラムと地域（コミュニティ）への普及プログラムに重点が置かれている。

### (1) My Malaysia, MyMSC キャンペーン

マルチメディア開発公社は 2004 年 6 月 28 日～7 月 4 日、「My Malaysia, MyMSC」キャンペーンを開催した。目的は、マレーシアの経済成長に情報通信技術が果たす役割について国民の意識を高め、デジタルデバイドを是正することであった。

### (2) デジタル・ストーリーテリング・プロジェクト

「My Malaysia, MyMSC」キャンペーンの一環として、一般市民への普及活動を行なっているのが、デジタル・ストーリーテリング・プロジェクトである。このプロジェクトは、若者の眼を通してマレーシアの物語を眺めること、具体的には、学校の生徒に PC、画像・動画編集ソフトなどのツールを使用して物語を制作させ、創造力を高めるなどして、早い時期から情報

通信技術に親しむことを目指す。

#### 関連ウェブサイト

Press Release & Announcement, Archive Section, 13. "My Malaysia, MyMSC" Launched Into MSC: Next Leap,

14. "My Malaysia, MyMSC": <http://www.msc.com.my/xtras/press/archive.asp>

### 3. 通信インフラの全国的な整備状況

マレーシアの通信業界の規模は2004年、金額で345億リンギ（約9,300億円、前年比8%増）に達すると予想された（2004年2月時点の推計）。

#### (1) インフラの整備状況

- ・ 1995年から2001年までに人口1,000人あたりのパソコン台数は37.3台から126.1台へと大幅に増加した。
- ・ 携帯電話の加入数は2003年11月に1,100万に達した。携帯電話の普及率は44%で、これに対し、固定電話は18%だった。
- ・ 2003年のインターネット加入数は290万で、2002年から11.5%増加した。
- ・ ブロードバンド加入数は2003年1月末の1万8,000から2004年1月末には12万へと5倍以上に増加した。

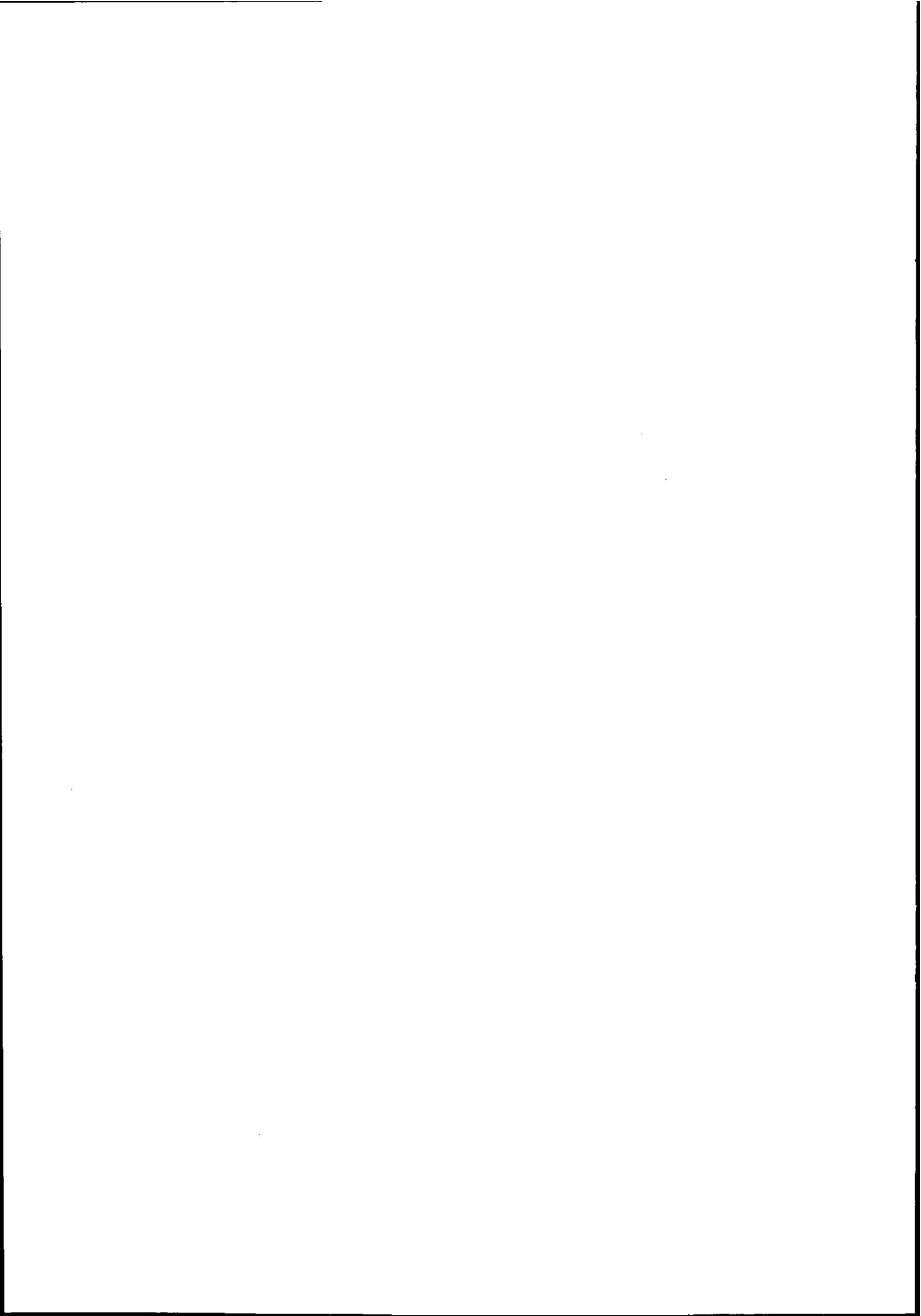
#### (2) モバイルブロードバンド

モバイルブロードバンドの周波数は2003年4月に2社に割り当てられた。そのうちの1社、テレコム・マレーシアは2004年1月、3Gサービスを開始した。

#### 関連ウェブサイト

ICT at a glance: [http://www.msc.com.my/xtras/fact\\_figures/Facts&Figures2.pdf](http://www.msc.com.my/xtras/fact_figures/Facts&Figures2.pdf)

## XII 中国



## X II 中国

### 1. 中国政府における情報技術政策

#### 1. 1 経緯

中華人民共和国政府のIT政策は、1986年の「七五」（第7次5ヵ年計画）から開始する。この計画においては、12の全国的情報システムの構築が決定された。その後、1991年から「八五」（第8次5ヵ年計画）、1996年から「九五」（第9次5ヵ年計画）を実施し、現在は、2001年から開始された「十五」（第10次5ヵ年計画）を実施中である。

表X II - 1に中国政府における主要情報技術政策を示す。

表X II - 1 中国政府 主要情報技術政策経緯

発表時期	政 策	概 要
1986年	第7次5ヵ年計画	(1) 12の全国的情報システムの構築を決定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国家情報システム</li> <li>・ 郵電部（郵政省）通信システム</li> <li>・ 宇宙空間測定制御システム</li> <li>・ 電力ネットワーク監視システム</li> <li>・ 気象情報システム</li> <li>・ 科学技術情報検索システム</li> <li>・ 公安情報システム</li> <li>・ 軍事用システム</li> <li>・ 財政税務システム</li> <li>・ 金融情報システム</li> <li>・ 鉄道部（鉄道省）業務処理システム</li> <li>・ 中国民航・乗客サービス・システム</li> </ul> (2) 科学技術部では、1986年3月からハイテク分野の研究開発を推進する863計画を実施。この主な目標は以下の通りである： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世界のハイテク産業レベルとの格差是正</li> <li>・ 次世代における高レベルの科学技術分野の人材育成</li> <li>・ ハイテク産業の科学技術開発推進</li> <li>・ 21世紀の経済/社会発展のための高度な技術基盤の構築、ハイテク技術開発に好ましい環境の形成</li> <li>・ これらの成果をその他の拡大/応用プログラムに利用し、短期間における生産力の向上、経済効果の拡大を導く</li> </ul> なお、2003年の現在でも第2次863計画の下で、8分野20項目にわたるプログラムが実施されている。                     (3) 国務院は電子工業生産発展専用基金を設け、IC、コンピュータ、電子交換機、ソフトウェアの4品目に限って資金を供給することを決定
1991年	第8次5ヵ年計画	科学技術部は以下のプロジェクトを策定及び実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ EDI及び関連する情報化取り組みプロジェクト</li> <li>・ CADの応用プロジェクト技術開発及び応用モデル</li> <li>・ CIMS応用モデルプロジェクト</li> <li>・ 都市流通分野の電子商取引技術研究開発及びモデルプロジェクト</li> </ul>
1993年	三金計画	三金計画とは、中国近代化促進プロジェクトで、以下の3つの計画から構

		成される： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金橋工程（金融ネットワーク計画）</li> <li>・ 金関工程（税関のネットワーク計画）</li> <li>・ 金カード工程（クレジットカードに関する計画）</li> </ul>
1996年	第9次5カ年計画	(1) 第8次5カ年計画の科学技術部によるプロジェクトの継続 (2) 第9次5カ年計画の一環として、1995年12月に国家半導体プロジェクト「909計画」を策定
1998年	情報産業部の設置	大規模な省庁再編。電子工業部と郵便・電気通信部が「情報産業部」に統合。電子情報産業、通信業、ソフトウェア産業の振興を図る
2001年	第10次5カ年計画	(1) 情報産業関連 [目標] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報化によって工業化を促す</li> <li>・ 情報産業の市場規模：2倍</li> <li>・ 固定電話及び移動電話網の容量：世界第1位</li> <li>・ 全体の電話契約数：5億契約</li> <li>・ 電子情報産業販売高：1.5兆円（約20兆円）</li> <li>・ インターネットの普及：利用者；2億人超、年平均成長率；76%</li> <li>・ 電信、テレビジョン、インターネット網の融合、波長分割多重、第三代移動通信・IP技術の利用、高速・広帯域情報網の実現</li> </ul> [政策] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報産業の育成及び振興（特に、IT、バイオテクノロジー、新素材等のハイテク産業の発展；ソフトウェア産業の発展；ITインフラの強化等）</li> <li>・ 関連法規の制定/整備</li> <li>・ 標準化及び規格化</li> </ul> (2) 電子政府関連 [プロジェクト] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子政務モデルプロジェクト</li> <li>・ 12項目の金字プロジェクト（金税プロジェクト、金関プロジェクトなど）</li> </ul> (3) 電子商取引 [政策] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子商取引及び現代物流に関する、政府のマクロコントロールと市場運用の有機的な結合の推進</li> <li>・ ハイテク技術産業開発区を総合応用モデルの重要基地とする、電子商取引の全面的な発展の推進</li> <li>・ 区域性のある電子商取引及び現代物流の情報プラットフォームの構築</li> <li>・ 電子商取引に関する法律、法規、スタンダード及び規格の強化</li> <li>・ 金関プロジェクトを重点とする、対外経済貿易電子政務の構築ペースを加速化</li> <li>・ 対外経済貿易公共情報サービス体系の構築を強化</li> <li>・ 国際電子商取引応用の宣伝と育成を強化</li> </ul> [プロジェクト] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子商取引及び現代物流技術の研究開発モデルプロジェクト</li> </ul> (4) IT教育 [目標] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 天網地網（衛星ネットワークと地上ネットワーク）の全国的構築</li> <li>・ 情報技術教育の普及、全国民の情報設備応用能力の向上などによる、国の経済及び社会の発展</li> <li>・ 健全かつ完全な教育情報化の管理体制及び運用メカニズムによる、現代化国民生涯教育体系の構築</li> <li>・ 教育情報化のレベル向上</li> </ul> [プロジェクト] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現代遠隔教育プロジェクト</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小中学校の「校校通 (=学校間通信)」プロジェクト</li> <li>(5) IT 運輸</li> <li>【目標】</li> <li>・ 交通産業のグレードアップ</li> <li>・ 交通情報資源の整合性向上及び開発を強化</li> <li>・ 地方、市レベル以上の交通主管部門の主要な事務手続きの電子化、ネットワーク化を実現</li> <li>・ 五大情報システムの建設を完全化</li> <li>・ インテリジェント型交通の発展の加速化</li> <li>・ 交通企業の生産、管理、マーケティング方式の最適化</li> <li>・ ソフト環境開発事業の発展</li> </ul>
--	--	--

Source: 中国政府発表資料から作成

## 1. 2 行政組織

中国の国家行政機関は国務院である。国務院は、総理、副総理、國務委員、各部部長、各委員会の主任、審計署署長、秘書長からなり、国務院現任総理は温家宝氏が務める。

- ・ 2001年8月に設置された国家情報化指導グループ (State Informatization Leading Group) は、情報化推進を担当している。同グループ長は現在、温家宝首相が務める。
- ・ 国家發展改革委員会 (National Development and Reform Commission) は、ハイテク産業に関するマクロ政策を実施している。
- ・ 科学技術部 (科学技術省, Ministry of Science and Technology) の高新技术发展及产业化司 (ハイテク発展・産業化司, Department of High and New Technology and Industrialisation) は、国家ハイテク研究開発計画 (863 計画) の実施を担当している。
- ・ 信息产业部 (情報産業省, Ministry of Information Industry) は、第 11 期 5 力年規画と連動した情報技術産業の発展を構想している。

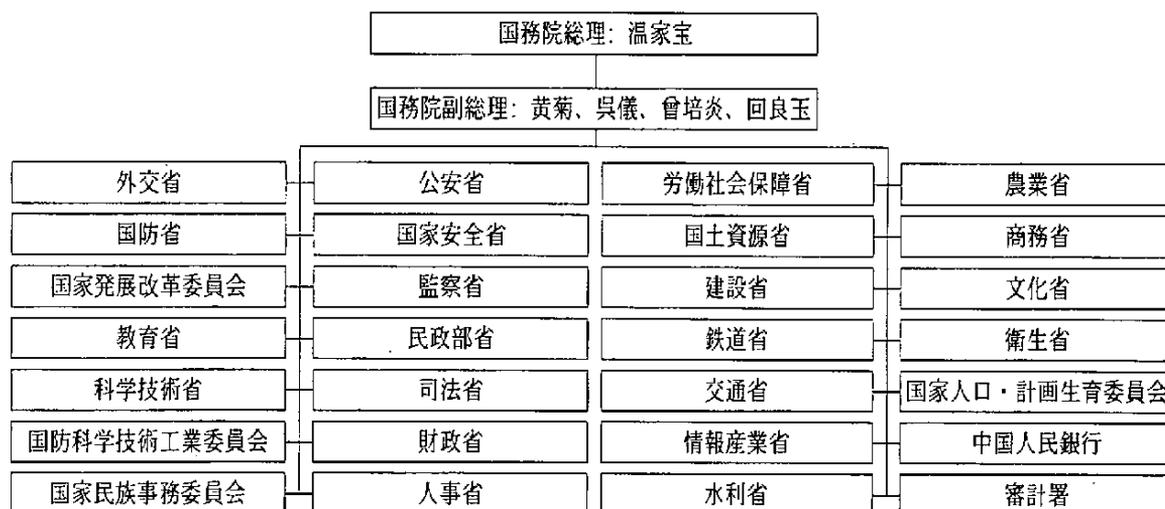


図 X II - 1 中国の行政組織

#### 関連ウェブサイト

国家機構: <http://www.people.ne.jp/info/data-p/>

指導者 profile: <http://www.people.ne.jp/info/data-p/leader/home.htm>

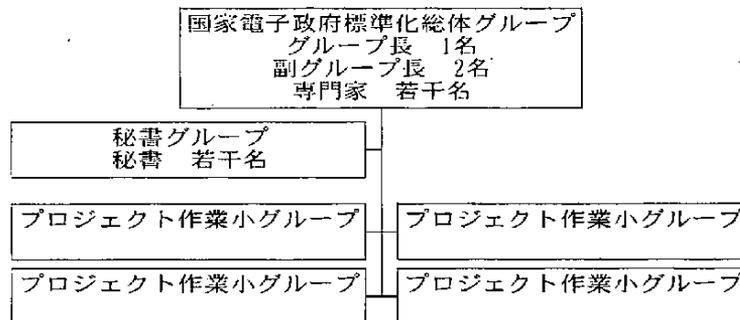
### 1. 3 国家電子政府標準化総体グループ

国家標準管理委員会 (Standardization Administration of China) と国務院・情報化作業事務室 (State Council Informatization Office) は 2002 年 2 月、共同で「国家電子政府標準化総体グループ (略称: 総体グループ、General Group of E-government Standards)」を組織し、電子政府標準化作業の全体的バランス、電子政府に関連する重要な標準研究、特定プロジェクトの組織化と推進作業を担当する。

総体グループは、国家標準化管理委員会と国務院情報化作業事務室が共同で指導する技術専門家組織である。専門家を若干名招聘し、グループ長 1 名、副グループ長 2 名を設ける。総体グループの組織管理作業は、グループ長、副グループ長が担当する。総体グループの職責については以下の通りである。

- ・ 総体グループの組織規定や規則制度の制定を行なう。
- ・ 電子政府標準化の全体的枠組みや標準化システムについての研究と提案を行ない、電子政府に関する標準研究プロジェクトを提起する。
- ・ 標準化研究プロジェクトの請負部門の評価・審査を行ない、プロジェクトの執行状況について監督する。
- ・ 標準化プロジェクトの成果に対する技術的評価・審査を担当する。
- ・ 関連する主管部門、応用部門あるいは地方政府のために、標準化についてのコンサルティングや建議を行なう。

総体グループの下には、秘書グループとプロジェクト作業小グループが設けられている。秘書グループは、組織グループの事務機構であり、総体グループの日常事務および「電子政府標準化ホームページ」(www.egs.org.cn) の日常的なサポート作業を担当する。プロジェクト作業小グループは、臨時に組織されるプロジェクト研究専門家の小グループであり、プロモーター 1 名と成員若干名が置かれ、プロジェクトの研究・開発作業を担当する。



図XII-2 国家電子政府標準化総体グループの組織図

関連ウェブサイト

電子政府標準化信息网 > 組織・機構: <http://www.egs.org.cn/subject.jsp?id=5>

Trial E-government Standards Issued for Evaluation: <http://www.china.org.cn/english/2003/Apr/60805.htm>

2. 中国

2.1 ハイテク産業

2004年は、第10期5カ年計画（「十五」、2001～05年）が施行されて4年目を迎えた。「十五」計画が実施されて以来、中国の2001～03年における国民総生産（GDP）成長率は年平均8.2%に達し、当初の目標である7%を大幅に上回った。

(1) ハイテク産業の市場動向

ハイテク産業のマクロ政策を担当する国家発展改革委員会（National Development and Reform Commission）は2004年2月、国内のハイテク産業が第10期5カ年計画に盛り込まれた主な発展目標を2年前倒しして実現したと発表した。

2003年のハイテク産業の生産額は前年から30.8%増加して2兆7,500億元（約2,210億円、2004年12月24日為替レート1元=0.08049円）に上り、工業生産全体に占める割合は21.4%に達した。

ハイテク産業のなかでも特に電子情報製品製造業の2003年の売上は前年から34%増加して1兆8,800億元（約1,510億円）だった。その産業規模は国内の工業分野で最大となり、世界でも第3位に躍進した。

## (2) 国家ハイテク研究開発計画 (863 計画)

「国家ハイテク研究開発計画」は 1986 年 3 月 3 日、中国のベテラン科学者らが「世界の先端技術から取り残されないためにも、国内のハイテク技術を発展させていく必要がある」として、中国共産党に陳情書を提出したことから始まった。同計画では、7 つの重点分野の 1 つとして「情報」分野が指定されている。

この計画の実施を担当する科学技术部 (科学技術省、Ministry of Science and Technology) の高新技术发展及产业化司 (ハイテク発展・産業化部、Department of High and New Technology and Industrialisation) と大唐電信科技公司は 2004 年 9 月 23 日、同計画の超大規模集積回路 (VLSI) 設計に関する重点課題「通信向け総合情報処理システムオンチップ (SOC) プラットフォーム」に関する研究成果と製品の発表会を開いた。

## (3) 「十五」から「十一五」へ

第 11 期 5 年計画 (「十一五」、06~10 年) は、経済成長や社会発展に対する政府の職能を強化し、さらに中国各地の発展状況を考慮した計画を策定・実施していく方針のもと、制定・施行に向けた準備が着々と進められている。

信息产业部 (情報産業省、Ministry of Information Industry) は 2004 年 2 月、中国における情報産業について、第 11 期 5 年計画 (2006~2010 年、「十一五」と連動した産業発展を図り、さらに 10~15 年後には中国を世界の情報産業強国にのし上げるという構想を打ち出した。

### 関連ウェブサイト

<http://people.ne.jp>

<http://news.searchina.ne.jp>

## 2. 2 通信とインターネットの現状

### (1) 農村部で伸び悩む通信事業

中国の電話加入件数は、固定電話・携帯電話を合わせて 5 億を突破したが、農村部の大多数では経済水準と消費能力の制約から地域格差が生じており、中国の通信水準を楽観的に捉えることはできない。

農村部における新規電話加入件数は 2001 年の 1671.8 万から 2002 年には 1000 万 (前年比 40%

減)へと減少傾向にある。また農村の電話ユーザーが全国の総数に占める比率は、2000年で22.5%、2001年で21%、2003年には18.1%と年々低下している。

2003年の行政村での電話普及率は87.9%で、第10期5カ年計画で掲げられた普及率95%という目標達成には程遠い状況だった。

#### (2) パソコンの出荷台数

信息产业部(情報産業省)の統計によると、2002年下半期(7~12月)の国内パソコン出荷台数で中国が初めて日本を抜き、米国に次ぐ世界第2位に躍り出た。

また2003年の中国のパソコン出荷台数は前年比で18%前後の成長が見込まれており、教育機関と政府機関の大口需要が中国のパソコン需要を支える二大柱となっているが、個人消費も順調に伸びている。

#### (3) インターネットの普及

中国互連ネットワーク信息中心(中国ネットワークインフォメーションセンター、CNNIC: China Internet Network Information Center)が2004年6月20日発表した「第14回中国インターネット発展状況統計報告」によると、2004年6月末時点での中国のインターネット人口は前年から27.9%増加して8,700万人となった。

2004年5月末時点での世界のインターネット人口は7億8,600万人で、世界の総人口に占める割合は12.2%だった。中国のインターネット人口は世界のインターネット人口の約11%を占めることになる。しかし、中国の全人口に占めるインターネット人口の割合は6.7%にまで拡大したものの、世界の平均と比べると、依然として普及率は低水準にある。

インターネット接続パソコン台数は2004年6月末時点で3,630万台となった。".cn"ドメインの登録数は38万となり、前年同期比で52.5%増加した。Webサイト数は62.7万だった。

#### (4) ブロードバンドの普及

ブロードバンドも急速に普及している。上記のCNNICの調査によれば、2004年6月末の時点でブロードバンド人口は3,110万人に達し、前年同期の980万人から217%の増加と脅威的な数字を見せた。なお、この調査で「ブロードバンド利用者」とは、DSL、ケーブルモデムなどの利用者を指している。

関連ウェブサイト

<http://news.sarchina.ne.jp>

<http://www.cnnic.cn/download/2004/2004072003.pdf>

## 2. 3 電子政府

中国共産党中央委員会と国務院は 2001 年 8 月、「国家情報化指導グループ (State Informatization Leading Group)」を組織し、中国の情報化を推進していくことと、国家の情報セキュリティ確保に対する指導をさらに強化することを決定した。

国家情報化指導グループによる、国家の情報化作業における 5 項目の方針と統一標準に関する具体的要求を徹底して実現し、中国の電子政府の順調な発展をさらに推進するため、国家標準化管理委員会 (Standardization Administration of China) と国務院情報化作業事務室 (信息化弁公室、State Council Informatization Office) は 2002 年 2 月、「国家電子政府標準総体グループ (略称: 総体グループ、General Group of E-government Standards)」を認可・設立した。

中国の電子政府標準化作業は、国家標準化管理委員会と国務院・情報化作業事務室の統一的指導のもと、総体グループによって実施される

総体グループの主な作業は、①国内外の電子政府に関連する標準的な発展動向を積極的に研究し、作業における考え方や方向性を適宜調整すること②国内の各政府部門、技術専門家および開発メーカーと一緒に中国の電子政府標準を研究・制定し、中国の電子政府の健全かつ秩序ある建設を推進することの 2 点である。

### (1) 資金の増額

中国の各行政機関は、電子政府の実現に向けて、投資の増加、システムの確立、管理強化を進めている。政府は 2003 年 10 月、向こう数年で、毎年 2,500 億元 (約 201 億円) を投入して、計画を加速させることを明らかにした。

### (2) 2003 年末時点の状況

2003 年 12 月 18 日に開かれた「2003 中国国際電子政務技術と応用大会」において、今年の中国における電子政府が設計段階から実用段階に入ったという発表がなされた。

2003 年末の時点で、中央・地方政府の 50%が独自のウェブサイトを開設・運営しており、これには、中央機関 26 部門が含まれる。このほか、90%以上の部門・委員会がウェブ上で情報提供やデータベース検索サイトなどを設置している。

### (3) 市政府の電子化

中国都市電子政務発展研究課題グループは 2004 年 9 月、全国 336 の市政府のポータルサイトに対して評価を行い、市政府レベルでの電子政府化の実現状況をまとめた「2003-2004 中国と市政府ポータルサイト評価レポート」を発表した。電子政府化に関しては、北京市が「最も進んでいる」と評価され、これに上海市、大連市など大都市が続いた。

サイトを通じて提供される行政情報やサービスへの評価は総じて高いものとなった。しかし、その双方向性の実現状況への評価は低い。また各サイトは「安定した更新状況」と評されているが、ユーザーの満足度が高いサービスはニュース提供に限られている。

このほか、個人情報の保護にも関わるセキュリティや、中国語のみでの開設となっていることによる閉鎖性が指摘されている。レポートは特に、インタラクティブ性を向上させ、なるべく早く双方向の事務処理を可能にするよう要求したほか、更新率の上昇、ニーズの多様化への対応、サービスの透明性の向上なども課題として挙げられている。

### (4) 電子政府国産ソフト産業連盟

国家ソフトウェア半導体公共サービスプラットフォームと、中国国内のソフトベンダーが共同で、電子政府国産ソフト産業連盟を 2004 年 10 月 28 日に設立した。

電子政府国産ソフト産業連盟の発起人には、OS ソフト、データベースソフト、中間ソフト、応用ソフトなどを手がける国内ソフトベンダーの共創開源、中科紅旗、中軟件(ニューソフト)、東方通軟件などが名を連ねる。国家ソフトウェア・半導体公共サービスプラットフォームの技術によって、製品の改良や各企業共通の技術的問題解決など、主に技術面の問題を解決することを目的としている。

### (5) ネットワークの監視

国家ハイテク技術研究発展計画(863 計画)の公開や見直しが進む中で、ネットワークセキュリティ分野の中国独自による開発が課題となっている。

中国では、2002年10月から「863-917 ネットワークセキュリティ監視測定プラットフォーム (863-917 network security monitoring platform)」を開発している。これは、国家コンピュータネットワーク応急処理技術調整センター (CNCERT/CC: National Computer network Emergency Response technical Team/Coordination Center of China、信息产业部所管、2000年設立) が中心となって進めているプロジェクトで、その核となる技術は中国が独自に開発している。

このプラットフォームは、バックボーンネットワークと主要なノードを対象とした監視測定を行う。2003年には、中国のホストコンピュータを100万回以上に及ぶウイルス攻撃から守り、2004年の「Sasser」ワーム被害もバックボーンネットワークに及ぶことはなかった。

#### (6) 電子消印の導入

電子消印 (EPM: Electronic Postmark) を利用すれば、電子ファイルを暗号化し、安全かつ確実に受信者に配信することができるというメリットがある。万国郵便連合 (UPU: Universal Post Union) は、世界共通の EPM 標準規格を制定している。中国ではこれまで、UPU の定める EPM の国際標準化を進めてこなかったが、2004年ようやく EPM の導入にこぎつけた。

中国政府と中国科学院 (Chinese Academy of Sciences) のサポートを受けて、北京中科久輝信息自動化有限公司と米 AuthentiDate 社は2004年9月、戦略的パートナーシップを締結した。これにより、中国、香港、澳門 (マカオ) で EPM サービスを開始した。

#### (7) 電子署名法案の制定へ

市場経済の発展に伴い、中国においても、インターネットなどを利用した電子ビジネスが増加し、電子署名のニーズが増加した。このため、2004年には、「中華人民共和国電子署名法」の制定へ向けた動きが注目された。

温家宝・首相は2004年3月の国務院常務会議で、電子署名法案の内容について大筋で認可した。その後、2004年8月の第10期全国人民代表大会 (全人代) 常務委員会第11次会议で電子署名法案は、立法審議の目玉の1つとなった。常務委員会では、電子ビジネスのさらなる成長を促せるような緻密な法律に仕上げるべく、多くの専門家を交えて、細部にわたって研究を行った。法案は、多くの修正を経て審議を通過した。

#### 関連ウェブサイト

<http://www.egs.org.cn/subject.jsp?id=4>

<http://www.china.org.cn/english/2003/Apr/60805.htm>

<http://news.searchina.ne.jp>

### 3. 香港特別行政区政における IT 政策

#### 3. 1 経緯

香港特別行政区政府の IT 政策は、1998 年 11 月に公布された 1998 Digital 21 IT Strategy から開始される。これは、行政長官の IT 発展に関するビジョン「未来の情報世界におけるリーダーとしての香港の地位確立」を実現する目的で実施された。その後、この IT Strategy は各イニシアチブの成果を基盤として新たな課題に取り組むべく 2001 年 5 月に更新され、2001 Digital 21 IT Strategy として公布された。この 2 つの IT Strategy により、公共部門・民間部門双方が IT 及び e-business を活用するための能力を修得し、インフラ、環境が整備された。

香港特別行政区政府は、1998 年の初のデジタル 21 戦略発表以来生まれた気運を維持し、IT の利点をさらに活用するため、2001 デジタル 21 戦略の見直しを進めてきた。2003 年 10 月 10 日から同年 12 月 10 日にかけては、新戦略「2004 デジタル 21 戦略」の草案について意見を募集し、これに 86 件の意見が寄せられた。同戦略は 2004 年 3 月 24 日に正式に発表された。また、2004 年 9 月、情報技術などに関する主要諮問機関として「デジタル 21 戦略諮問委員会 (D21SAC: Digital 21 Strategy Advisory Committee)」を新設することを発表した。これは、工業・科学技術局長が委員長を務め、デジタル 21 戦略に定める目標を達成するための戦略、プログラム、施策に関して、政府に助言するための機関である。

表 X II - 2 に香港特別行政区政府における主要情報技術政策を示す。

表XⅡ-2 香港特別行政区政府 主要情報技術政策経緯

開始月日	IT 政策名	目的及び重要課題
1998年11月	1998 Digital 21 IT Strategy	(1) 目的：世界をつなぐデジタル都市としての香港の確立 (2) 重要課題： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高機能を持つ通信システムの構築</li> <li>・ 電子商取引のセキュリティ確保のための共通のソフトウェア・インターフェース開発</li> <li>・ IT を有効に利用できる知識を有する市民の育成</li> <li>・ 創造力を豊かにし IT 利用を促進する文化的環境の形成</li> </ul>
2001年5月	2001 Digital 21 IT Strategy	(1) 目的：インターネットで接続された世界において、世界有数の e-business コミュニティかつデジタル都市としての香港の地位を確立 (2) 重要課題： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ e-business 環境の改善</li> <li>・ e-Government の確立</li> <li>・ IT 労働力の拡充</li> <li>・ デジタル世界を有効活用するコミュニティ機能の強化</li> <li>・ 将来性のある技術利用の強化</li> </ul>
2004年3月	2004 Digital 21 IT Strategy	(1) 目的：世界の主要なデジタル都市としての地位の確保 (2) 重要課題： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府のリーダーシップ</li> <li>・ 持続可能な電子政府プログラム</li> <li>・ インフラおよびビジネス環境</li> <li>・ 組織の見直し</li> <li>・ 技術開発</li> <li>・ 活力溢れる IT 産業</li> <li>・ 知識経済における人的資源</li> <li>・ デジタル・デバイドの解消</li> </ul>

### 3. 2 行政組織

香港特別行政区政府の IT 政策は、主に工商業・科学技術局 (Commerce, Industry and Technology Bureau) が担当し、なかでも通信技術部 (Communications and Technology Branch) と政府最高情報責任者事務局 (Office of the Chief Information Officer) が中心となって実施されている。

通信業界を監督する香港電信管理局 (OFTA: Office of the Telecommunications Authority) は、工商業・科学技術局通信技術部所管の独立行政機関で、1993年1月に設立された。

教育・雇用局 (Education and Manpower Bureau) は、2004 デジタル 21 計画のもと、電子学習 (e-Learning) を促進するいくつかのプロジェクトを支援している。

このほか、香港政府には、情報技術政策に関する諮問機関として、デジタル 21 戦略諮問委員会 (D21SAC: Digital 21 Strategy Advisory Committee) が設置されている。

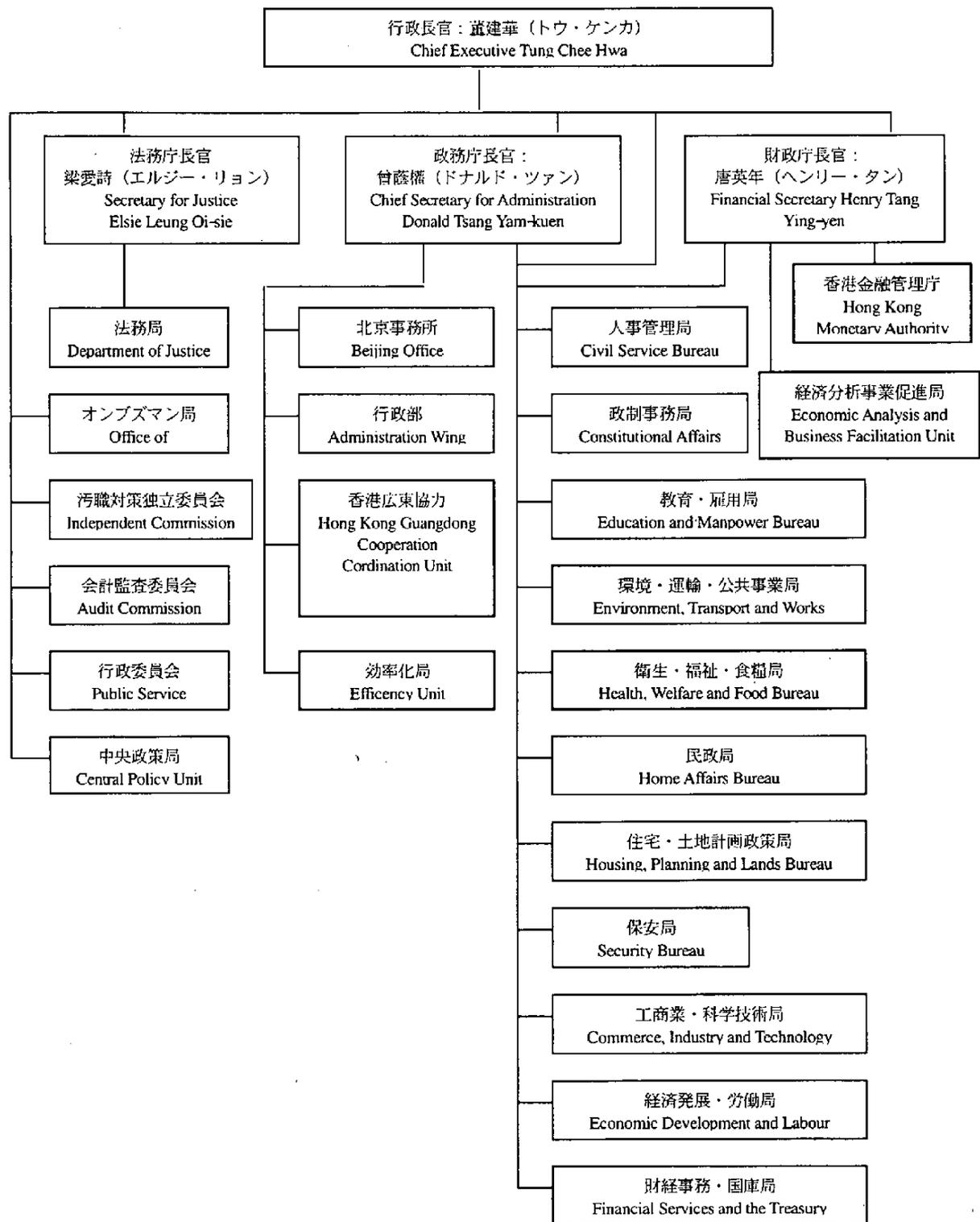
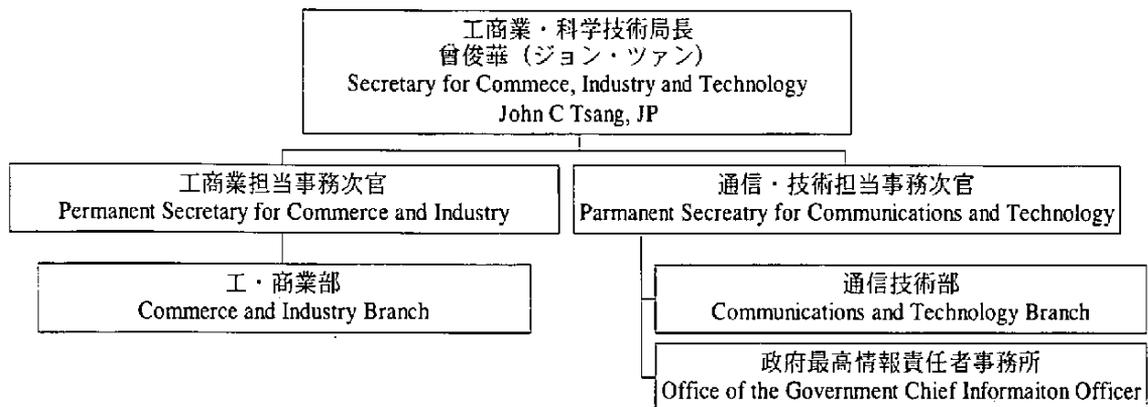


図 X II - 3 香港特別行政区政府の組織図

関連ウェブサイト

Organization Chart, July 2004: [http://www.info.gov.hk/govcht\\_e.htm](http://www.info.gov.hk/govcht_e.htm)



図X II - 4 工商業・科学技術局の組織図

関連ウェブサイト

Hong Kong: An evolving e-Learning society: <http://www.info.gov.hk/gia/general/200406/28/0628143.htm>

CITB, Telecommunications, Policy responsibilities: <http://www.citb.gov.hk/ctb/eng/telecom/index.htm>

What is OFTA: [http://www.ofta.gov.hk/frameset/aboutus\\_index\\_eng.html](http://www.ofta.gov.hk/frameset/aboutus_index_eng.html)

4. 2001 デジタル 21 戦略の成果

1998 年 11 月、「デジタル 21 情報技術戦略」が発表された。これは、世界をリードするデジタル都市としての香港の発展を促進することを目的としていた。このなかで特に焦点となったのは、香港の情報インフラの構築と、電子ビジネスの発展のための環境構築であった。この戦略のもとで一連の計画から成る包括的プログラムが実施された。

技術の絶えざる変化と電子ビジネスの急速な発展のなかで、2001 年 5 月には、電子革命 (e-revolution) の波に乗ることを目指し、「2001 デジタル 21 戦略 (2001 Digital 21 Strategy)」が発表された。この政策の目的は、IT を活用するために既に構築された強固な基盤を拡張し、主要な電子ビジネス都市として、また、グローバルなデジタル都市として、香港を位置付けることであった。

(1) 電気通信の自由化

香港の電気通信業界は 2003 年 1 月 1 日から完全に自由化された。これに伴い、サービスの選択肢が広がり、品質が向上し、価格が引き下げられ、その結果として、サービスの利用率が高まった。主な電気通信インフラの普及率は、次に示す通りで、特にモバイルインターネット

やブロードバンドインターネットの普及率では世界の上位に位置している。

- ・ 2003年の一般家庭のPC普及率68%（2000年は50%）
- ・ 2003年の一般家庭のブロードバンド普及率50%（2000年は18%）
- ・ ブロードバンドがすべての商業建築物、ほぼすべての居住用建築物で利用可能
- ・ 2003年の電気通信容量約900Gbps（2000年の20倍）
- ・ 2003年の携帯電話の普及率104%

## (2) 電子ビジネス

香港政府はこれまでに、IT導入による企業の効率性・生産性改善支援、技術支援、財務支援、研修計画を実施している。また、人材確保のため、学生向けにIT研修を実施するほか、中国本土や国外からの技術者受け入れを進めている。2003年までに50%以上の企業が電子ビジネスを採用している。

2002年6月には「サイエンス・パーク」計画の第1期がスタートし、強力な情報産業クラスターの建設が進められている。「サイバーポート（Cyberport）」計画では、第3期が2002年4月に終了し、2003年2月には、IT企業の戦略クラスターを創設するため、最新のIT・電気通信・デジタルメディア施設が提供された。

## (3) 電子政府

香港の電子政府は、成熟期にさしかかっている。これまでに電子サービス提供（ESD: Electronic Service Delivery）計画のもとで、50以上の政府部門・公共機関で約180の公共サービスが利用可能になった。

2003年6月には多機能のスマートIDカードが導入された。これは、公共図書館カードとして利用されるほか、2004年末までに出入国管理、2006年には運転免許にも利用されるようになる。

## 関連ウェブサイト

Full Copy of 2004 Digital 21 Strategy:

[http://www.info.gov.hk/digital21/eng/strategy2004/2004DG21StrategyEng\\_Full.pdf](http://www.info.gov.hk/digital21/eng/strategy2004/2004DG21StrategyEng_Full.pdf)

Digital 21 Strategy: <http://www.ogcio.gov.hk/eng/digital/digital.htm>

#### 4. 1 2004 デジタル 21 戦略の実施状況

2004年3月24日に正式に発表された2004 デジタル 21 戦略は、世界の主要なデジタル都市としての香港の地位を維持するための総合的な青写真であり、香港政府は、①政府のリーダーシップ②持続可能な電子政府プログラム③インフラおよびビジネス環境④組織の見直し⑤技術開発⑥活力溢れるIT産業⑦知識経済における人的資源⑧デジタルデバイドの解消—の8つの主要分野に焦点を当てることによって、情報経済において香港を前進させることに取り組んでいる。

##### (1) 政府最高情報責任者事務所の設立

工商業・科学技術局 (Commerce, Industry and Technology Bureau) の曾俊華 (ジョン・ツァン、John Tsang) 局長は、2004 デジタル 21 戦略を発表した2004年3月24日、同局内部において、これまで香港の情報技術政策を実施してきた情報技術サービス部 (ITSD: Information Technology Services Department) とその他の IT 関連部門を統合して通信技術部 (Communications and Technology Branch) を設置し、新たに最高情報責任者 (CIO: Chief Information Officer) を長とする政府最高情報責任者事務所 (OGCIO: Office of Government Chief Information Officer) を設置する考えを明らかにした。

この組織変更は、2004年7月1日に実施された。OGCIO は、政府内で IT 関連サービス・サポートを提供するほか、「2004 デジタル 21 戦略」のもとで ICT 関連の政策、戦略、プログラム、施策について責任を負う。OGCIO の設置により、政府内、香港内の IT 関連部門がスリム化され、政府は IT 開発の促進において一層積極的・主導的役割を担うことができるようになった。

##### (2) デジタル 21 戦略諮問委員会の設立

香港政府は2004年9月17日、情報技術などに関する主要諮問機関として「デジタル 21 戦略諮問委員会 (D21SAC: Digital 21 Strategy Advisory Committee)」を新設することを発表した。これは、工商業・科学技術局長が委員長を務め、デジタル 21 戦略に定める目標を達成するための戦略、プログラム、施策に関して、政府に助言するための機関である。

D21SAC は、それまで IT 問題に関する最高レベルの政府諮問機関だった情報インフラ諮問委員会 (IIAC: Information Infrastructure Advisory Committee) に代えて設置された。IIAC は香港の情報インフラ整備を主眼として1988年に設置された機関である。

D21SAC のメンバーには、政府関係者 4 名、民間人 18 名が任命された。任期は 2004 年 10 月 1 日～2006 年 9 月 30 日。

### (3) 電子政府プログラム

電子政府プログラムでは、将来、利用者にも政府にも、より大きな価値をもたらすよう、利用者を公共サービスの中心に据えることが焦点とされている。この考え方は、工商業・科学技術局が 2004 年 6 月に発行した電子政府に関する新しいブックレットで明確にされている。これによると、電子政府は今後、次の「CARING」のテーマに沿って発展するという。

- ・ C (顧客志向 Customer Orientation) 顧客のニーズに従った電子サービスの開発
- ・ C (顧客の移行 Customer Migration) 顧客の価値の創造とチャネルの合理化を通じた利用促進
- ・ A (アクセシビリティ Accessibility) 政府情報・サービスの提供範囲拡大と利用者の利便性
- ・ A (認証 Authentication)、電子サービスの使いやすさとリスクレベル、セキュリティのバランス
- ・ R (リエンジニアリングとサービスの変革 Re-engineering/Service Transformation) ワンストップで効率的なサービスを提供するため、省庁間で統合する
- ・ I (インフラストラクチャ Infrastructure) 顧客と省庁のニーズに応えるようインフラをアップデートする。
- ・ N (政府のネットワーク化 Networking Government) 政府職員の間で電子文化 (e-culture) を奨励する。
- ・ G (政府のリーダーシップ Government Leadership) 開発全般の舵を取る強力な指導力を発揮する。

### (4) 電子印紙

電子印紙を認めた 2003 年印紙税法 (The Stamp Duty Ordinance 2003) は、2003 年 6 月に立法会 (Legislative Council) で可決され、2004 年 8 月 2 日に施行された。これを受け、財務事務・国庫局 (Financial Services and the Treasury) 所管の税務局 (IRD: Inland Revenue Department) は同日、不動産賃借・売買・譲渡契約に利用する電子印紙サービスを開始した。これにより、電子サービス提供 (ESD) のウェブサイト (www.esd.gov.hk) において、インターネット経由で印紙申請の提出、印紙税の支払、印紙証明書の取得が可能になる。

### (5) デジタル放送

董建華・行政長官 (Chief Executive Tung Chee Hwa) はこれまでにデジタル地上テレビ (DTT:

Digital Terrestrial Television) の導入方針を承認している。方針の骨子は次の通り。

- ・ 現存の2つの地上テレビ会社、ATV (Asia Television Limited) と TVB (Television Broadcasts Limited) が遅くとも2007年までにアナログとデジタルの同時放送を開始する。
- ・ アナログ・デジタル同時放送開始から5年以内にアナログ放送の廃止を目指す。
- ・ 2006年末までに中国が国家規格を策定しない場合には、技術規格の選択を市場に任せる。これについてATVとTVBは、DTTサービス開始をこれ以上遅らせることを回避するため、欧州のDVB-T規格を採用する考えを表明している。
- ・ 香港で利用できる5つのマルチプレックス(多重放送)のうち、ATVとTVBは1つをデジタル・アナログ同時放送用として共有し、HDTV(高品位テレビ)放送サービス用には、それぞれ新たなマルチプレックスを1つずつ採用する。ATVとTVBが単一周波数ネットワーク(Single Frequency Network)が技術的に可能であることを確認した後、残りの2つのマルチプレックスの割当てが行なわれる。
- ・ ATVとTVBは、遅くとも2007年までにデジタル・アナログ同時放送を開始した後、デジタルネットワークのカバーする地域の割合を75%にまで広げる。

#### (6) 電気通信修正法

2003年電気通信修正法(Telecommunications (Amendment) Ordinance 2003)法は、電気通信業界の合併再編について明確で包括的な規制体制を確立するべく、2003年7月、立法会によって可決された。法案の可決後、香港電信管理局(OFTA: Office of the Telecommunications Authority)は、同法の実施に関するガイドラインの作成に取り組んだ。広範にわたる公的諮問を2回実施した後、ガイドラインは2004年5月3日に発表された。その後、2003年電気通信修正法は2004年7月9日に施行された。

#### (7) ビジネスポータル

香港でビジネスを開始または拡大する方法について必須の情報を香港内、中国本土、海外の投資家に提供する新しいビジネスポータル(business.gov.hk)が2004年2月4日開設された。このポータルからは、政府省庁、公共機関、貿易団体など、100を超える情報源にアクセスできる。

#### (8) 電子証明書

香港郵政の電子証明書は、2003年6月から導入されたスマートIDカードに埋め込まれている。電子証明書による本人確認は、インターネットを通じて送信されるパスワードなどの代わりに、利用者のデジタル署名を用いて行なわれる。

スマート ID カードを一斉に交換する措置により、電子証明書の加入者は 21 万人に達している。これは、安全な電子商取引、電子バンキング、オンライン証券取引、オンラインショッピング、オンライン賭博などに適した環境を構築するのに貢献している。

#### (9) 電子学習

教育・雇用局 (EMB: Education and Manpower Bureau) は 2004 年 7 月 29 日、2004-2005 学校年度から実施される IT を活用した新たな教育戦略を発表し、政策文書「情報技術を活用した学習・教授の改善 (Empowering Learning and Teaching with Information Technology)」を発行した。

教育・雇用局の広報官によると、新戦略は、学習・教授過程と情報技術の統合を主眼とし、教育分野における情報技術の持続的発展を地域全体で支援する取り組みを促進するねらいがある。

この戦略には 2004-2005 会計年度に 1 億 7,150 万香港ドル (約 22 億 7,300 万円) の資本支出と 4,020 万香港ドル (約 5 億 3,268 万円) の臨時経費が配分され、2004 年 7 月 2 日、財務委員会 (Finance Committee) の承認を受けた。

#### (10) 無線技術開発

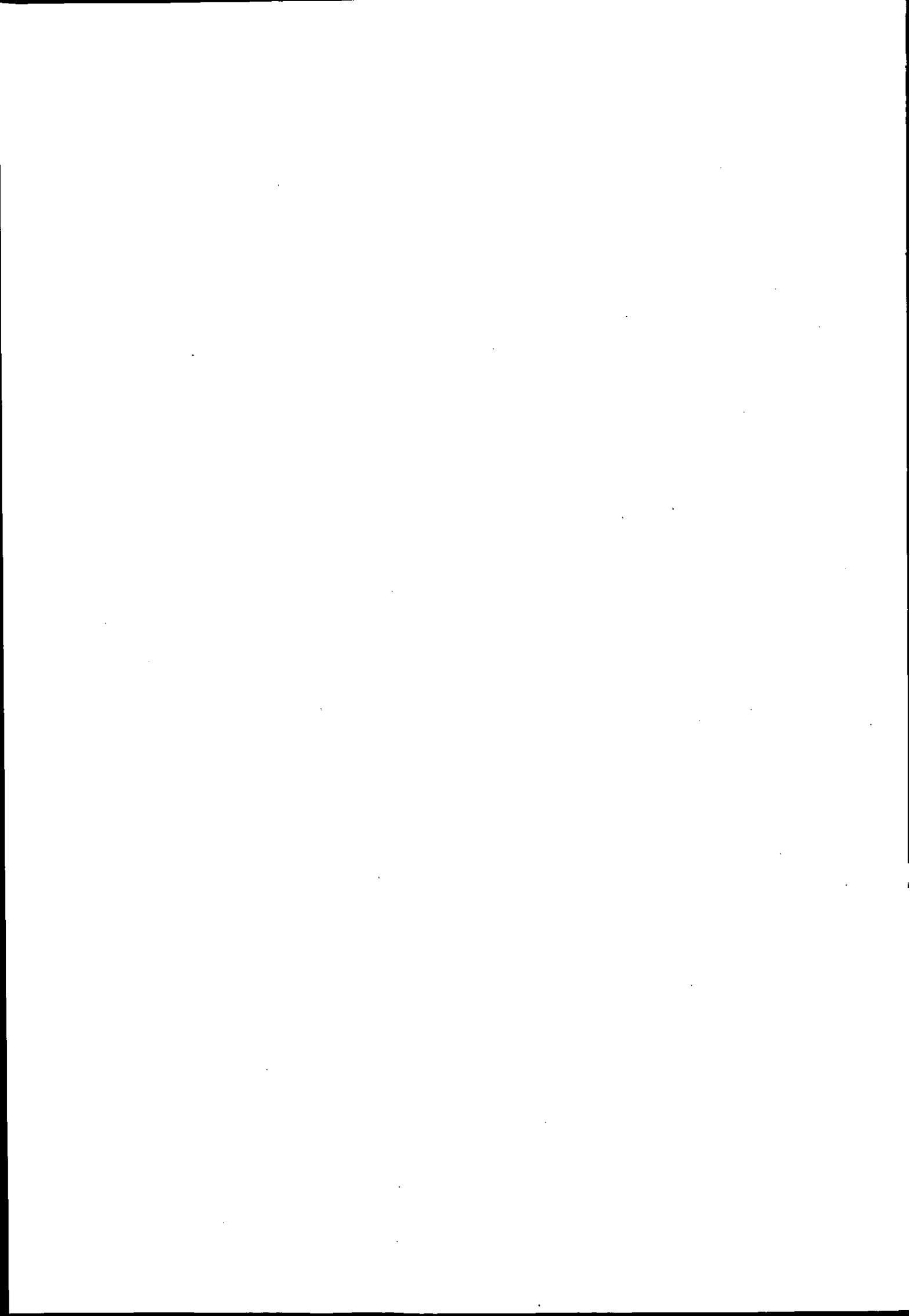
無線アプリケーション/ソリューション/サービスを開発するプラットフォームを提供するため、香港無線技術産業協会 (Hong Kong Wireless Technology Industry Association) が 2003 年 12 月、サイバーポートに香港無線開発センター (Hong Kong Wireless Center) を設立した。設立にあたっては、革新技術基金 (ITF) から資金が援助された。

同センターは、携帯電話事業者、無線機器製造業者と共同で、開発者に無線ソリューションを用意し、革新的なアプリケーションやサービスを開発・試験・マーケティングする場を提供する。開発者は、技術規格や市場情報などにアクセスできるようになる。

#### 関連ウェブサイト

<http://www.info.gov.hk/>

<http://www.ogcio.gov.hk/>



### XIII 台湾



### XIII 台湾

#### 1. 台湾における情報技術政策

##### 1. 1 経緯

台湾政府は、2002年5月、行政院によって承認され、「チャレンジ2008計画」のなかの重要な計画の1つとなった「e-台湾計画 (e-Taiwan Program)」のほかにも、様々なIT政策を実施している。特にIT技術の開発に伴って、1999年前後からIT政策を積極的に開始した。これらの1999年以降のIT政策の概要を以下に示す。

表XIII-1 台湾政府 主要情報技術政策経緯

開始時期	IT政策名	目的
1999年	ITAP (Information Technology Applications Promotion: 情報技術アプリケーション推進) プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内産業界の情報技術及びアプリケーションの開発推進</li> <li>・ 国内産業の競争力強化</li> </ul>
1999年	プロジェクトA及びB (ITAPの特別推進プロジェクト)	台湾産業界におけるe-Commerceの推進
1999年	台北サイバー・シティ (Taipei Cyber City) イニシアチブ	情報インフラ、インターネット教育、e-government及び行政サービス自動化の改善
1999年後半	e-Manufacturing Project	e-Industriesの推進
2000年	iAeB (Industrial Automation and Electronic Business: 産業自動化及び電子化計画)プログラム	世界規模のロジスティクス・センターの設立
2001年	国家情報通信イニシアチブ (NICI: National Information and Communication Initiative)	電子政府、e-ビジネス及びe-ソサエティ基盤の構築
2001年7月	プロジェクトC、D及びE (ITAPの特別推進プロジェクト)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業間におけるe-Businessの効率性の向上</li> <li>・ 高付加価値の世界ロジスティクス・センターとしての台湾の地位確立</li> </ul>
2001年10月	National IPv6 Deployment and Promotion Project (国家IPv6開発推進プロジェクト)	IPv6利用のための産業界、政府、学校及び研究機関の資源統合
2001年12月	SCMI Project (Semi-Conductor Manufacturing Initiative: セミコンダクタ製造イニシアチブ) プロジェクト (ITAPの一環)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ セミコンダクタ業界における情報技術の開発及び応用を奨励</li> <li>・ 競争力を強化し他の産業界のモデルとしての役割を果たす</li> </ul>
2002年11月	スター・プロジェクト (STAR Project)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要なIT製造企業と世界の取引パートナーとの接続</li> <li>・ 上流及び下流のサプライ・チェーン間のリンク</li> <li>・ B2B (企業-企業間) のe-Businessにおける情報フロー/キャッシュフロー/ロジスティクス・センター相互の効果的な統合</li> </ul>
2003年	"Building a Digital City, a Mobile Taipei"計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報インフラが整備され、e-Government、e-Business、e-Lifeが実現したデジタル都市の建設</li> </ul>

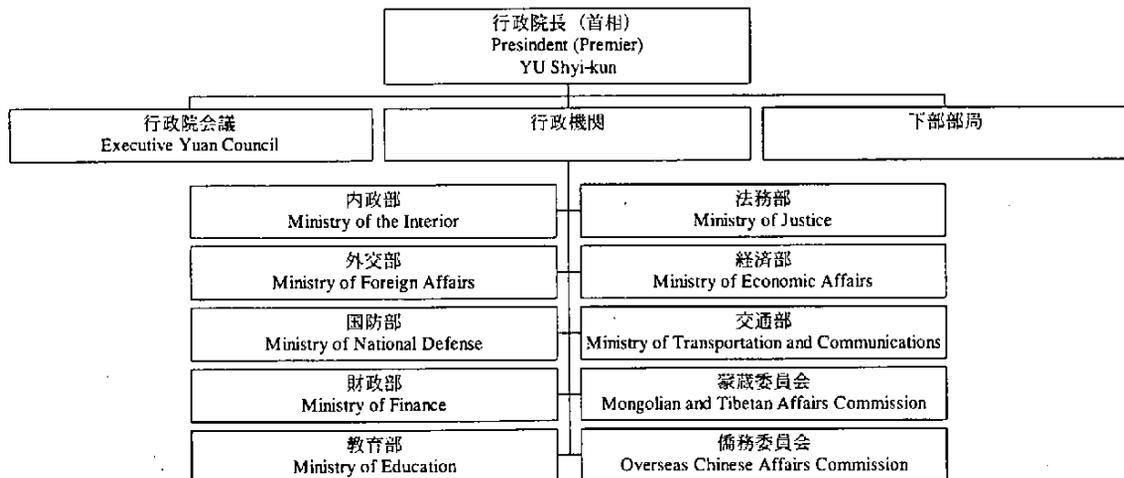
## 1. 2 行政組織

2001年行政院に設置された「国家情報通信推進委員会（NICI: National Information and Communications Initiative Committee）」が「e-台湾計画」を提案し、関連部と連携している。

「m-台湾計画」は、NICI、内政部（Ministry of the Interior）、經濟部（Ministry of Economic Affairs）が提案した。

經濟部では、その下部組織である産業技術部（DOIT: Industrial Technology Department）を中心にし、工業局（Industrial Development Bureau）、商務部（Commerce Department）などが電子ビジネスの利用促進に向けて政策調査・実施を行なっている。

交通部（Ministry of Transportation and Communications）の電通総局（DGT: Directorate General of Telecommunications）は、固定・移動体通信の監督当局である。



図XIII-1 行政院の組織図

関連ウェブサイト

<http://www.gio.gov.tw/taiwan-website/5-gp/yearbook/P045.htm#2>

經濟大臣  
Minister HO Mei-Yueh

管理部門  
Staff Units  
鉱山部  
Mines Department  
商務部  
Commerce Department  
総務部  
General Affairs Department  
國際協力部  
International Cooperation Department  
産業開発投資センター  
Industrial Development and Investment Center  
産業技術部 (DOIT)  
Industrial Technology Department  
人事部  
Personnel Department  
会計部  
Accounting Department  
統計部  
Statistics Department  
政治倫理部  
Department of Government Ethics  
經濟研究・開発委員会  
Committee of Economic Research and Development  
法・規制委員会  
Committee of Laws and Regulations  
行政控訴委員会  
Committee of Administrative Appeal  
事務局  
Secretariat  
情報システムセンター  
Information System Center  
中央台湾部  
Central Taiwan Division

海外拠点  
Overseas Offices  
64 カ所

行政機関  
Administrative Agencies  
工業局  
Industrial Development Bureau  
外国貿易委員会  
Board of Foreign Trade  
知的財産局  
Intellectual Property Office  
規格局  
Bureau of Standards  
度量衡・検査局  
Metrology and Inspection  
鉱山局  
Bureau of Mines  
中小企業局  
Small and Medium Business Administration  
輸出加工局  
Export Processing Zone Administration  
国有企業委員会  
Commission of National Corporation  
投資委員会  
Investment Commission  
エネルギー委員会  
Energy Commission  
國際貿易委員会  
International Trade Commission  
水資源庁  
Water Resources Agency  
中央地質調査局  
Central Geological Survey  
専門研修センター  
Professional Training Center

国营企業  
National Corporations  
台湾砂糖公社  
Taiwan Sugar Corp.  
台湾電力公社  
Taiwan Power Corp.  
中国石油公社  
Chinese Petroleum Corp.  
中国造船公社  
China Shipbuilding Corp.  
航空宇宙事業開発公団  
Aerospace Industrial Development Corp.  
台湾水道整備公団  
Taiwan Water Supply Corp.  
唐榮製鉄会社  
Tang Eng Iron Works Co., Ltd.

図XIII-2 經濟部の組織図

## 2. e-台湾計画の実績

1996年7月、行政院（Executive Yuan）は、台湾のさまざまな領域における情報技術の開発と応用の加速をめざす、国家情報インフラストラクチャー（NII: National Information Infrastructure）4カ年計画を実施するため、国家情報インフラストラクチャー室（NII Office）の設立を承認した。

NII計画の当初目的が達成され、時代の進展に伴う情報通信技術の急速な発展に対応するために、行政院は2001年4月、NII室、情報開発室（Information Development Office）、iAeB計画室（Industrial Automation and Electronic Business Program Office）を「国家情報通信推進委員会（NICI: National Information and Communications Initiative Committee）」に統合した。

行政院の「チャレンジ 2008: 国家開発 6カ年計画（Challenge 2008: the Six-year National Development Program）」に沿って、NICI議長を兼務する国務大臣ツァイ・チンイェン（Tsay Ching-yen）は関連部と連携して、「e-台湾計画（e-Taiwan Program）」を提案した。この計画は2002年5月、行政院によって承認され、「チャレンジ 2008 計画」のなかの重要な計画の1つとなった。

「e-台湾計画」は、以下に述べるように、電子インフラ（e-Infrastructure）、電子政府（e-Government）、電子ビジネス（e-Business）などの各重点分野で着実な成果を上げている。データの多くは、行政院の経済部（MOEA: Ministry of Economic Affairs）と複数の民間企業が共同で設立した資訊工業策進会（III: Institute for Information Industry）の高等電子商取引研究所（ACI）FIND（Focus on Internet News & Data）チームの調査に基づくものである。

### 関連ウェブサイト

2003-12 eTaiwan Update e-Taiwan December 2003:

[http://www.etaiwan.nat.gov.tw/doctemp/00001/etaiwan\\_166320040211183627.pdf](http://www.etaiwan.nat.gov.tw/doctemp/00001/etaiwan_166320040211183627.pdf)

## 2. 1 電子インフラ

### (1) 基幹ネットワーク

2003年第2四半期の統計によると、国内の南北の基幹ネットワークの帯域は1,080Gbpsに達し、一方、国際基幹ネットワークは520Gbpsだった。

国際基幹ネットワークにも、インターネット接続用の容量が含まれている。III などの調査によれば、2003年9月末には、台湾がインターネットの国外接続に用いる帯域が24.803Gbpsを超えた。台湾は15の国および地域と接続しており、そのうち米国とは最高の12.162Gbpsが使用されている。これに日本、香港、中国本土、韓国、シンガポール、英国と続く。

#### (2) ブロードバンドの普及

2004年第1四半期のブロードバンド加入数は308万で、前四半期から6%上昇した。ブロードバンドのなかで最もよく利用されているDSLは270万加入、ケーブルモデムは38万加入だった。かつて主流だった512Kブロードバンドのマーケットシェアが66%から59%に減少する一方で、1.5M以上は、30%から38%に増加した。これは、一般市民のブロードバンド需要が高まっていることを示すと考えられる。

#### (3) ブロードバンド価格の低下

中華電信は、交通部(MOTC: Ministry of Transportation and Communications)の電通総局(DGT: Directorate General of Telecommunications)の認可を受けて2004年6月1日、ADSLサービスの回線使用料と接続料を引き下げた。たとえば、2MB/128K(上り/下り通信速度)のコースの月額料金は1,198新台湾ドル(約3,843円、2004年12月8日為替レート1新台湾ドル=3.208円)から880新台湾ドル(約2,823円)へと18%安くなった。

さらに政府は、第2のブロードバンドネットワークの構築に5年間で350億新台湾ドル(約1,122億円)を投じることを提案した。これは、中華電信以外の事業者がラストマイル接続を提供するよう後押しするものである。

#### (4) 光ファイバー

中華電信は2004年7月、高速光ファイバーネットワークサービスを拡大し、10Mbps、20Mbps、100MbpsのFTTB/FTH(Fiber to the Building/Home)を提供すると発表した。現在ブロードバンドで主流となっているDSLを光ファイバーに置き換える計画である。

#### (5) デジタル放送

2002年8月に放送業界のデジタル化に関する関連原則が公布され、2003年3月には、NICIが管轄する、ビデオ統合に関する指導グループが設置された。今後、国際規格「デジタルビデオ放送マルチメディア・ホーム・プラットフォーム(DVB-MHP)」に基づく双方向技術の規制、デジタルテレビの双方向運用とサービスプラットフォームの開発などが予定されている。

#### (6) インターネット利用者数

2004年6月のインターネット利用者数は前年同期比で16万人(2%)増加し、892万人と推定され、インターネット普及率は39%となった。接続形態別では、モバイルインターネットが37%、ダイヤルアップが32%、ブロードバンドが31%となり、初めてモバイルインターネットがダイヤルアップを上回った。

#### (7) インターネットホスト

インターネットソフトウェアコンソーシアム(ISC: Internet Software Consortium)によると、2003年1月現在、台湾では392万台のホスト/コンピュータがインターネットに接続されており、前年同期に比べ14%増加している。これはインターネット人口の伸び率8%を上回っており、インターネット接続機器への投資実績が満足いくものであることを明確に示している。

#### (8) IPアドレス

台湾のIPアドレスは、台湾ネットワークインフォメーションセンター(TWNIC)によって管理されている。2003年6月までに1,295万3,856のIPv4アドレスが発行された。将来、IPv4のアドレスが不足すると予想されることから、台湾のインターネット関連組織は、積極的にIPv6の推進に取り組んでいる。

#### (9) デジタルアクセス指標

電子インフラを総合的に評価する指標として、ITUは2003年11月にデジタルアクセス指標(DAI: Digital Access Index)を初めて発表、DAIのランキングで台湾は世界で第9位、アジアでは第3位に位置づけられた。

#### 関連ウェブサイト

[http://www.etaiwan.nat.gov.tw/content/application/etaiwan/engnews/guest-cnt-browse.php?cnt\\_id=299](http://www.etaiwan.nat.gov.tw/content/application/etaiwan/engnews/guest-cnt-browse.php?cnt_id=299)

<http://mit.find.org.tw/>

<http://www.find.org.tw/eng/news.asp?msgid=79&subjectid=1&pos=0>

## 2. 2 電子政府

行政院管轄の研究発展考核委員会(RDEC: Research, Development, and Evaluation Commission)によると、インターネットに接続している政府組織の割合が100%に達した。これは、高速道路サービスの時代に代わるインターネットサービスの時代の到来に向けて台湾政府の準備が

すでに整っていることを示している。

電子政府に関する台湾の実績は国際的にも認知されている。例えば、ブラウン大学（Brown University）のトープマン公共政策センター（Taubman Center for Public Policy）は2004年9月、電子政府のための電子情報（e-information）の整備状況において、台湾を198カ国中第1位にランク付けした。

#### 関連ウェブサイト

<http://www.find.org.tw/eng/news.asp?msgid=127&subjectid=2&pos=0>

### 2. 3 電子ビジネスの推進プロジェクト

個々の企業の能力を強化し、企業間の協力と統合を促進し、台湾の産業全体の競争力を高めるべく、行政院の経済部はその下部組織である産業技術部（DOIT: Industrial Technology Department）に一連の技術開発プログラム（TDP: Technology Development Program）の実施を監督し、台湾の情報技術の発展を支援する業務を任せている。

また経済部では、工業局（Industrial Development Bureau）、商務部（Commerce Department）、中小企業局（Small and Medium Business Administration）など多くの部局で電子ビジネスの利用促進にも取り組んでいる。DOITは、それらの取り組みを効果的に調整するべく、「電子ビジネス利用推進計画（E-Business Adoption Promotion Plan）」を策定し、計画の実施を監督する「電子ビジネス利用推進計画事務所」を設置した。同事務所では、推進戦略や関連措置を策定し、NICIの「e-台湾計画」に関連する省庁間調整・統合に取り組んでいる。

DOITと関連政府機関は、政府が策定した戦略枠組みに従って体系的に台湾の産業界の電子ビジネス推進に取り組んでいる。この枠組みは、①政策策定・計画・調整（政策調査、指標調査）②利用調査および適切な環境整備③モデル利用開発④推進および普及、の4要素で構成される。各要素について、最終段階は、互いに協力するさまざまな政府省庁によって実施されているが、多くの場合、政策・環境・利用の各側面で支援と指導を提供する責任はDOITにある。

#### 関連ウェブサイト

<http://www.find.org.tw/>

## 2. 4 電子ビジネスの利用状況

政策の実施と並行してDOITでは、「電子ビジネス指標調査計画(E-Business Indicator Research Plan)」のもと、III・ACIに委託する形で電子ビジネスの利用調査を実施している。この計画の成果の1つが、ACIのFINDチームが運営するIT利用指標ポータル([www.find.org.tw](http://www.find.org.tw))である。このポータルでは、電子ビジネスの利用調査結果に限らず、広くIT全般の利用状況について調査結果を公表している。

### (1) 企業におけるインターネット接続率

DOITの委託を受けてIIIが実施した調査によると、台湾企業のインターネット接続率は2002年の62%から2003年には79%に増加した。

### (2) 企業におけるインターネット接続方法

インターネットに接続した台湾の企業のうち83%がDSLを使用し、これにナローバンドのダイヤルアップ18%、リース回線15%が続いている。ブロードバンド接続(DSL、ケーブル、リース回線)によるオンラインビジネスの割合は、2001年の60%から2002年に80%、2003年には90%まで増加した。

### (3) 基本的な電子アプリケーション(e-application)

企業の93%が電子メールアプリケーションを使用し、34%が自社のウェブサイトを設置している。大企業の方が電子メールや自社ウェブサイトを利用している割合が高い。

### (4) 電子販売と電子調達

インターネットに接続した企業のうち8.5%が電子販売(e-selling)を利用している。一方、電子調達(e-procurement)を利用している企業は13.5%である。平均のオンライン売上は、売上全体の19%を占め、オンライン調達は調達全体の12%を占める。

### (5) 電子活動

企業でも最もよく利用されている電子活動(e-activity)としては、電子学習(e-Learning)が9%と最も多く、以下、CRM(Customer Relationship Management)7%、ERP(Enterprise Resource Management)6%、KM(Knowledge Management)3%、ASP(Application Service Provider)3%、SCM(Supply Chain Management)2%と続いている。

関連ウェブサイト

<http://www.find.org.tw/>

## 2. 5 電子ライフ

### (1) 家庭におけるインターネット応用

DOIT の委託を受け、Ⅲ が実施した調査によると、2003 年には、台湾の家庭の 71% がコンピュータを所有し、57% がインターネットに接続している。これは前年に対して 4% の伸びである。

### (2) 家庭におけるインターネット接続方法

インターネットにブロードバンド接続している台湾の世帯数は 2003 年に急激な伸びを見せ、その割合はインターネット接続している世帯全体の 73% にまで達した。家庭向けインターネット接続の主な方法は全体の 66% を DSL が占めており、前年から 15% 増加した。続くダイヤルアップ接続は前年より 19% 減の 26% と急激に減少した。ケーブルモデム接続は全体の 7% である。

### (3) 家庭向けインターネットショッピングの普及度

Ⅲ の調査によると、台湾の B2C 市場の規模は 2003 年、220 億 9,000 万新台湾ドル（約 708 億 6,500 万円）に達し、2002 年の 157 億 5,000 万新台湾ドルから 40% 増加した。2003 年には電子店舗（e-shop）の 28% が黒字だった。オンラインで販売される商品で最も人気が高いのは旅行商品で、B2C 市場全体の 48% を占めている。

関連ウェブサイト

<http://www.find.org.tw/eng/news.asp?msgid=92&subjectid=4&pos=0>

## 3. m-台湾計画

### 3. 1 モバイル通信の動向

以下の市場データの多くは、交通部の管轄下にある電信総局の統計に基づいている。

#### (1) 携帯電話の生産量

台湾は携帯電話の主要設計・生産国である。Ⅲ の市場情報センター（MIC: Market Intelligence Center）の調査によると、台湾は 2003 年第 4 四半期に 1,403 万台の携帯電話を生産し、生産台

数は前年同期から 26.9%増加した。これは、世界の携帯電話生産台数の 9.4%に相当する。

#### (2) 携帯電話の普及率

携帯電話の普及率は 2002 年 12 月、106%に達し、世界第 1 位となった。2003 年第 3 四半期に普及率は 113%と最高に達したが、2003 年第 4 四半期から減少が始まった。

#### (3) 携帯電話の売上

携帯電話の売上は、電気通信事業者の主な収益源となり、2002 年の売上 1,794 億新台幣ドル (約 5,753 億円) は、電気通信産業全体の売上の 54%を占めた。

#### (4) SMS/WAP/GPRS

SMS (Short Messaging Service) は、低料金、携帯電話で利用可能、事業者間の互換性、同時に複数ユーザーに同じメッセージを送信できる機能などを要因として目立って送信量が増加した。2002 年には 20 億メッセージが送信された。2003 年上半期には約 12 億 4,000 万メッセージが送信され、前年同期比で 29.56%増加した。

2004 年 6 月末には、WAP (Wireless Application Protocol) と GPRS (General Packet Radio Service) の加入数が合わせて 373 万に達し、2004 年第 1 四半期から 27 万増加した。GPRS の加入数は 361 万となり、前四半期から 27 万 (8.31%) 増加したのに対し、WAP の加入数は 12 万で、前四半期から 1000 (1.05%) 減少した。ただし、GPRS の成長は鈍化しつつあり、増加率は前年の 74%から 8%へと減少した。

#### (5) MMS

マルチメディア・メッセージング・サービス (MMS) は 2002 年 6 月にスタートした。当時、各事業者が使用するシステムには互換性がなく、消費者は契約事業者以外に MMS を送信できなかった。また、MMS をサポートする携帯電話の種類は限られ、電話機本体は一般の機種よりも高価だった。その上、サービスの申請手続きも複雑だった。このため、MMS は、期待されたほどは普及しなかった。こうした事情を考慮し、DGT は、すべての事業者と取り決めを行い、MMS の送信者が支払いを行なうことで合意した。また事業者は、システムの相互接続を行なうことが奨励された。

#### (6) 3G

交通部は 2002 年、第 3 世代携帯電話サービス (3G) の事業免許 5 件の公開入札を実施し、

合計落札金額 489 億新台幣ドル（約 1,567 億円）が国庫にもたらされた。落札した 5 つの企業は、3G ネットワークの積極的な構築と関連する準備を開始し、運用開始を待ち望む地域住民の関心を呼び起こした。

亞太行動寬頻（APBW: Asia Pacific Broadband Wireless communications）は 2003 年 7 月に 5 社のトップを切って操業を開始し、台湾を日本、韓国に続き、アジアで 3 番目に商用 3G サービスを開始した国とした。

#### (7) PWLAN

伝統的なインターネット接続に比較して公衆無線 LAN（PWLAN: Public Wireless Local Area Network）は、設置費用の安さ、転送速度の速さ、設置の迅速さと簡易さ、帯域使用コストが不要であること、などの利点がある。このため、PWLAN は、3G 以外的高速無線接続のソリューションとみなされてきた。

台湾の PWLAN 市場は、この 2 年間に拡大してきた。PWLAN を提供する主な 4 つの事業者は、耀正電子（Yaw Jenq Technology）、蕃薯藤（Yam）、中華電信、東信電訊（Mobitai Communications）である。前の 2 つが ISP、後の 2 つは携帯電話事業者である。現在 PWLAN のホットスポットは主として空港、国際会議場、ホテル、チェーンレストラン、ビジネスマンがよく足を運ぶ場所に設置されている。

#### (8) モバイルインターネットの将来性

2003 年末時点の台湾のモバイルインターネット加入数約 279 万は、同時期の携帯電話加入数 2,500 万の約 11%にあたる。

2003 年 6 月には「オープン・モバイル・インターネット・アライアンス（OMIA: Open Mobile Internet Alliance）」が設置された。アライアンスは、インターネットのコンテンツ、アプリケーションなどを手始めに、政府省庁、研究機関、携帯電話業界のリソース統合に取り組む。

関連ウェブサイト:

<http://mit.find.org.tw/>

### 3. 2 m-台湾計画の施策

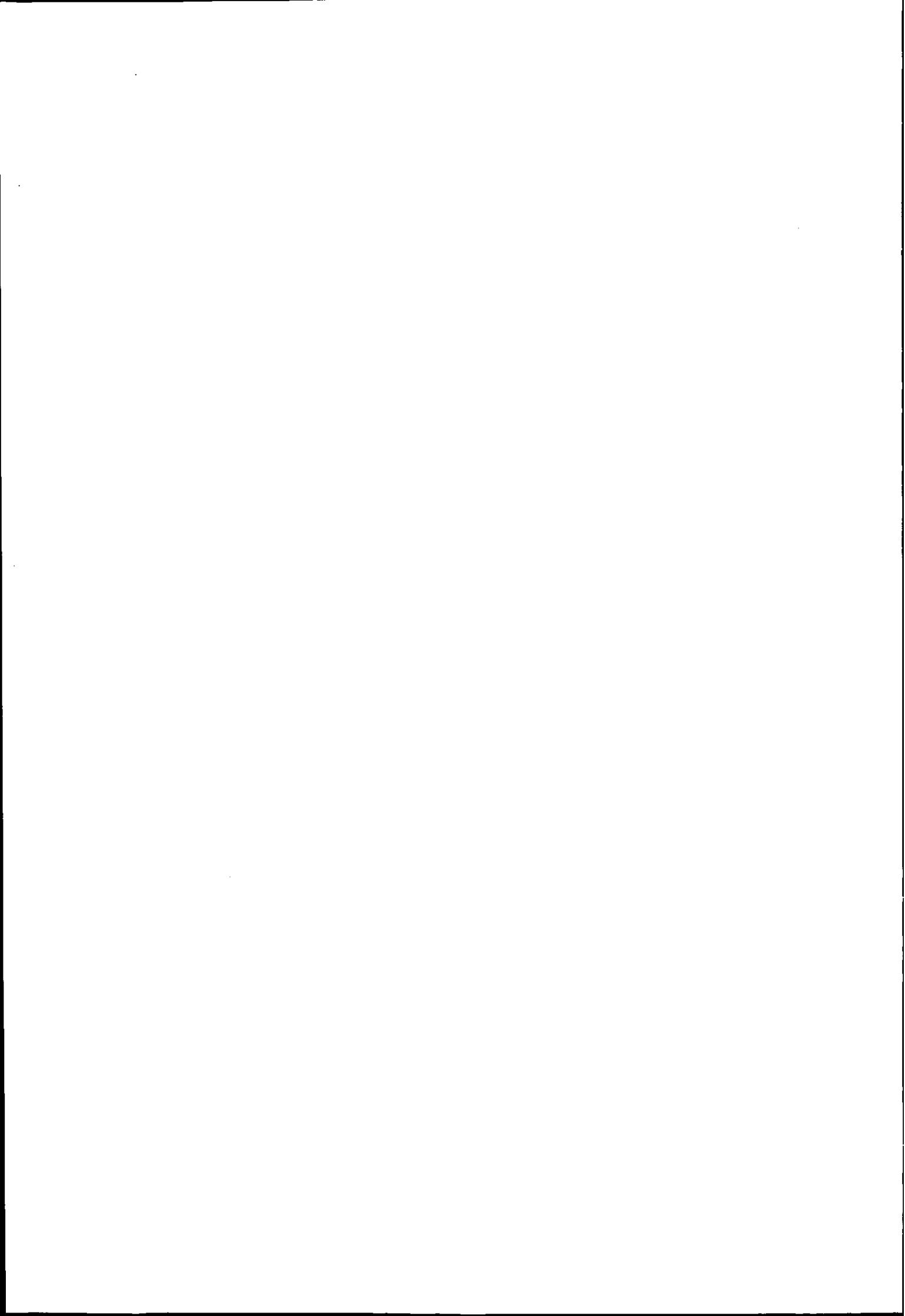
上述のようなモバイルインターネットの可能性を認識し、その競争力を高めるべく、行政院のNICI、内政部（Ministry of the Interior）、經濟部は、台湾政府の公共事業計画「新十大建設計画」のなかで「m-台湾計画（m-Taiwan Program）」を提案し、2004～2008年の5年間で370億新台幣ドル（約1,187億円）の特別予算が配分された。この計画では、次の具体的施策を通じて、台湾の「e-国家（e-Nation）」から「m-国家（m-Nation）」への移行や、「モバイル台湾」などのビジョン実現が目指される

- ・ 無線インターネットアクセス環境を構築し、モバイルインターネットの普及率で世界20位から5位以内へ躍進する。
- ・ オンラインアクセス料金を引き下げ、世界10位以内の低料金を実現する。
- ・ 世界初のGSM-WLAN統合を実現する（「IB3G両ネットワーク統合」）。
- ・ 6,000キロメートルのブロードバンドネットワークの建設を促進し、携帯電話製造業者、コンテンツプロバイダ、電気通信事業者から1,000億新台幣ドル（約3,208億円）の投資を呼び込む。
- ・ 僻地のブロードバンドインフラの改善と政府サービスの推進。遠隔医療サービス、遠隔ケアサービスを実現し、地域格差の是正に取り組む（デジタルデバイドの縮小）。

#### 関連ウェブサイト

[http://www.nici.nat.gov.tw/content/application/nici/m\\_intro/index.php?sel=m\\_intro](http://www.nici.nat.gov.tw/content/application/nici/m_intro/index.php?sel=m_intro)

## XIV 韓国



## XIV 韓国

### 1. 韓国における情報技術政策

#### 1. 1 経緯

1994年12月、それまで分散していたIT関連の部門を統一し、韓国の経済成長の原動力としてIT産業を戦略的に振興するべく、通信部(MOC: Ministry of Communications)が情報通信部(MIC: Ministry of Information and Communication)に再編された。これに伴い、それまで大統領直属で運営された情報化施策の審議・議決機能が情報通信部に移管された。

1995年にスタートした韓国情報基盤イニシアチブ(KII: Korea Information Infrastructure Initiative)に基づき、同年7月に情報化促進基本法(Basic Act on Informatization Promotion)が制定・公布され、翌1996年には同基本法に基づく汎国家的情報化促進のためのマスタープランである第一次情報化促進基本計画(First Basic Plan for Information Society Promotion)が策定された。これにより、基本計画に従って関係中央行政機関別に施行計画を策定し、情報化推進委員会(Korea Informatization Promotion Committee)の審議を受けて確定した情報化事業を推進する体制が出来上がった。

1998年2月、大統領に就任した金大中(キム・デジュン)は、国際通貨基金(IMF: International Monetary Fund)や世界銀行の緊急融資で外貨不足を補うことを余儀なくされるという未曾有の経済危機のなかで、大胆な構造改革、財閥解体など経済再建を進め、この一環として、全国民がインターネットを使うことを目指すなど、目に見える形で「情報戦略」を打ち出した。

さらに1999年3月、本格的な国家IT戦略「サイバー코리아21(Cyber Korea 21、第二次情報化促進基本計画)」を発表し、21世紀が知識基盤経済へ移行するという認識のもと、次の4年間で注力する3つのテーマとして、①知識基盤社会のための情報基盤の強化②情報基盤を活用した国の生産性の向上③情報基盤上の新規事業の育成、を掲げた。このIT戦略のもと、2002年までブロードバンド普及計画が実施され、目標よりも2年早い2000年12月には全国普及を実現し、ブロードバンド普及率で世界1位に立った。

このようにIMF経済危機の克服、インターネット普及によるデジタル経済の確立、本格的な知識情報強国の実現という目標を早期達成した韓国政府は、政策を修正し、政府・企業・個人の情報力を強化するべく、2002年4月、「e-Korea Vision 2006(第三次情報化促進基本計画)」

を発表し、電子政府、デジタルデバイドの是正、スパムメールやウイルスの撲滅、個人情報保護の問題などに取り組んだ。

2003年2月、盧武鉉（ノ・ムヒョン）政権が発足後、同年12月に発表された「Broadband IT Korea 2007」では、開かれた電子政府、国際競争力、グローバルな情報社会、北東アジア IT ハブ国構想、デジタル福祉社会などが謳われた。2004年7月発表の「IT839」戦略では、ユビキタス化と経済発展方案として、8大サービス、3大インフラ、9大成長動力に全力を注いでいる。

表XIV-1に韓国政府における主要情報技術政策の経緯を示す。

表XIV-1 韓国政府 主要情報技術政策経緯

年月	政策等	概要
1994年4月	韓国情報基盤イニシアチブ	韓国政府情報基盤（KII-G）と韓国公共情報基盤（KII-P）を2010年までに完成
1994年12月	情報通信部設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>分散していたIT関連の部門を統一</li> <li>韓国の経済成長の原動力としてIT産業を戦略的に振興</li> </ul>
1995年3月	超高速情報通信網整備計画	2015年までに超高速情報通信網を構築
1995年7月	情報化促進基本法公布	<ul style="list-style-type: none"> <li>国家社会の各分野の情報化施策を効率的に推進</li> <li>情報通信産業の戦略的育成と部門間で散在した政府の関連機能を体系化</li> </ul>
1996年6月	第一次情報化促進基本計画	<p>対象時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1フェーズ（1996～2000年）情報化促進基盤造成段階</li> <li>第2フェーズ（2001～2005年）情報活用拡散段階</li> <li>第3フェーズ（2006～2010年）情報活用高度化段階</li> </ul> <p>10大課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小さく効率的な電子政府の実現</li> <li>情報社会のための人材育成のための教育情報化基盤の構築</li> <li>知識基盤高度化のための学術研究情報利用環境の構築</li> <li>産業情報化促進を通じた企業の競争力強化</li> <li>情報化を通じた社会間接資本施設の活用度アップ</li> <li>地域均等発展のための地域情報化支援</li> <li>情報技術を活用した医療サービスの高度化</li> <li>快適な生活のための環境管理の情報化</li> <li>災難災害に備えた国家安全管理情報システムの構築</li> <li>外交・国防情報体系の確立</li> </ul>
1997年7月	情報通信網高度化計画	超高速情報通信網整備計画の目標達成期限を2015年から2010年に前倒し
1998年11月	情報化促進施行計画	規制緩和などの法制度を整備し、国民向けのサービス増進、物流費用の節減など、国家全体の競争力の引き上げに直接寄与する事業から優先的に推進
1999年3月	サイバーコリア 21（第二次情報化促進基本計画）	<p>(1) 目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>創造性溢れる知識基盤国家の構築</li> <li>中核産業としての知識基盤産業の確立</li> <li>2002年までに情報化先進国世界10位内</li> <li>政府の書類作成の50%、政府が補完を必要とする市民の書類作成の50%を削減</li> </ul>

		(2) 実行計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信ネットワークの整備</li> <li>・ グローバルスタンダードとなる技術の開発</li> <li>・ IT人材育成</li> <li>・ 法制度の整備</li> <li>・ セキュリティ強化</li> </ul>
1999年2月	電子署名法公布	電子文書の安全と信頼性を確保し、その利用を活性化するため、電子署名の法的効力および公認認証機関の管理などに関する事項を定める
1999年2月	電子去来(商取引)基本法	電子商取引の信頼性確保、消費者保護、電子商取引の促進のための施策の推進など、電子商取引に関する基本事項を定める
2000年2月	総合電子商取引推進政策	5大重点分野 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法制度整備</li> <li>・ インフラ構築</li> <li>・ 公共部門における電子調達の推進</li> <li>・ 産業部門へのB2B拡大</li> <li>・ サイバー貿易の基盤構築</li> </ul>
2000年3月	新世紀に向けた情報通信政策	サイバー코리아 21 を改訂
2001年7月	電子政府法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子政府事業の促進</li> <li>・ 政府の生産性と透明性・民主制の向上</li> <li>・ 知識情報時代の国民生活の質の向上</li> </ul>
2002年4月	e-Korea Vision 2006 (第三次情報化促進基本計画)	(1) 目的: 政府・企業・個人の情報力を強化 (2) 実行計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子政府</li> <li>・ デジタルデバイドの是正</li> <li>・ スパムメール・ウイルスの撲滅</li> <li>・ 個人情報保護問題</li> </ul>
2003年12月	Broadband IT Korea 2007	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開かれた電子政府</li> <li>・ 国際競争力</li> <li>・ グローバルな情報社会</li> <li>・ 北東アジア IT ハブ国構想</li> <li>・ デジタル福祉社会</li> </ul>
2004年7月	IT839 戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8大サービス</li> <li>・ 3大インフラ</li> <li>・ 9大成長動力</li> </ul>

## 1. 2 行政組織

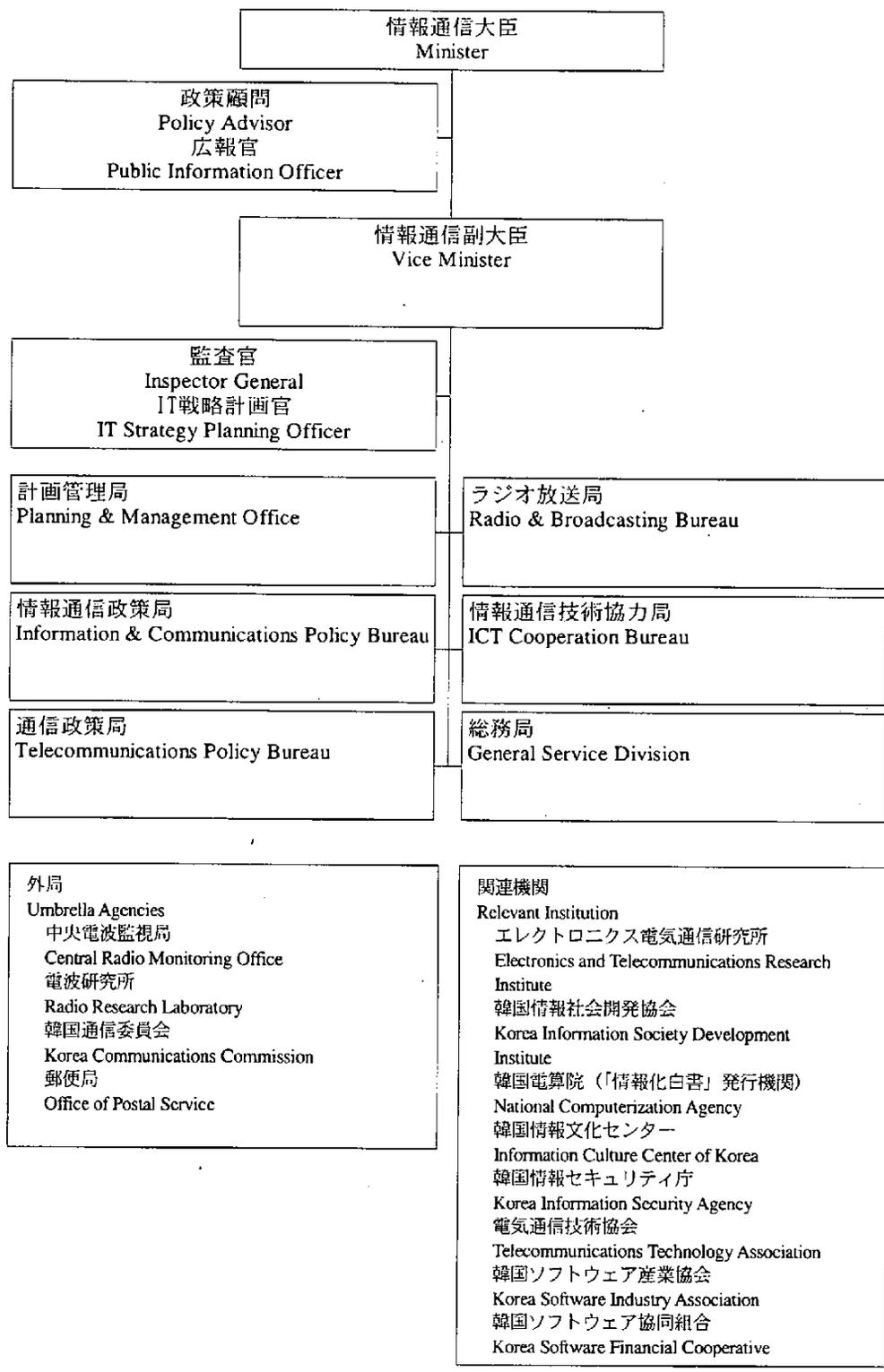
1994年12月、それまで分散していたIT関連部門を統一し、韓国の経済成長の原動力としてIT産業を戦略的に振興するべく、通信部(MOC: Ministry of Communications)が情報通信部(MIC: Ministry of Information and Communications)に再編された。

その後、電子政府の推進については、情報通信部(MIC: Ministry of Information and Communication)から行政自治部(MOGAHA: Ministry of Government Administration and Home Affairs)に移管された。

現在は、経済発展のためのIT政策（IT836計画など）は情報通信部、電子政府関連の政策（電子政府ロードマップなど）は行政自治部がそれぞれ中心になって実施し、両部間の役割分担が明確になっている。



図XIV-1 韓国政府の行政機構



図XIV-2 情報通信部の組織図

#### 関連ウェブサイト

<http://english.president.go.kr/warp/en/tour/branch/>

[http://www.korea.net/korea/kor\\_loca.asp?code=C0102](http://www.korea.net/korea/kor_loca.asp?code=C0102)

<http://www.mic.go.kr/>

### 1. 3 情報化推進体制

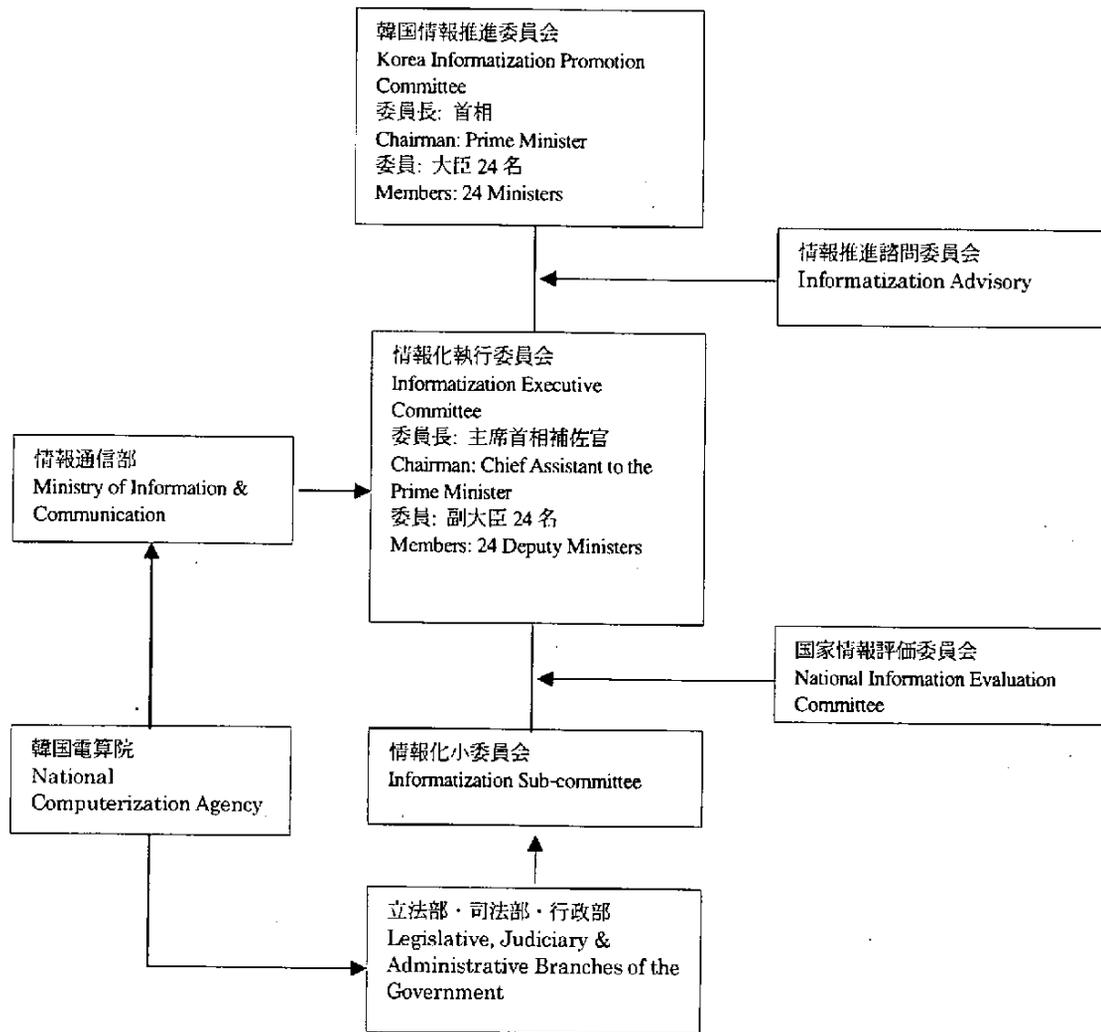
1995年に情報化促進基本法（Basic Act on Informatization Promotion）が制定され、それまで国家基幹電算網計画と超高速事業に二元化されていた情報化推進体制が、国務総理室が主管する情報化推進委員会（Information Promotion Committee）に一元化され、その他の委員会は廃止された。

情報化推進委員会は、情報化政策全般の監督・調整を担当する最高意思決定機関であり、首相（委員長）、財務経済大臣（副委員長）、その他の閣僚で構成される。

情報化執行委員会は、韓国情報化推進委員会の作成した議題について検討することを主な役割とし、主席首相補佐官（委員長）と各副大臣で構成される。

情報化小委員会は、部門別の情報化政策を検討することを主な役割とする。各小委員会は、当該部門の所管官庁副大臣が委員長を務め、官僚と当該部門の専門家で構成される。

情報化推進諮問委員会は、上記の委員会に対し、情報化政策全般についてコンサルティングを行なうことを主な役割とし、大学、企業、研究機関など、民間部門の専門家 26 名で構成される。



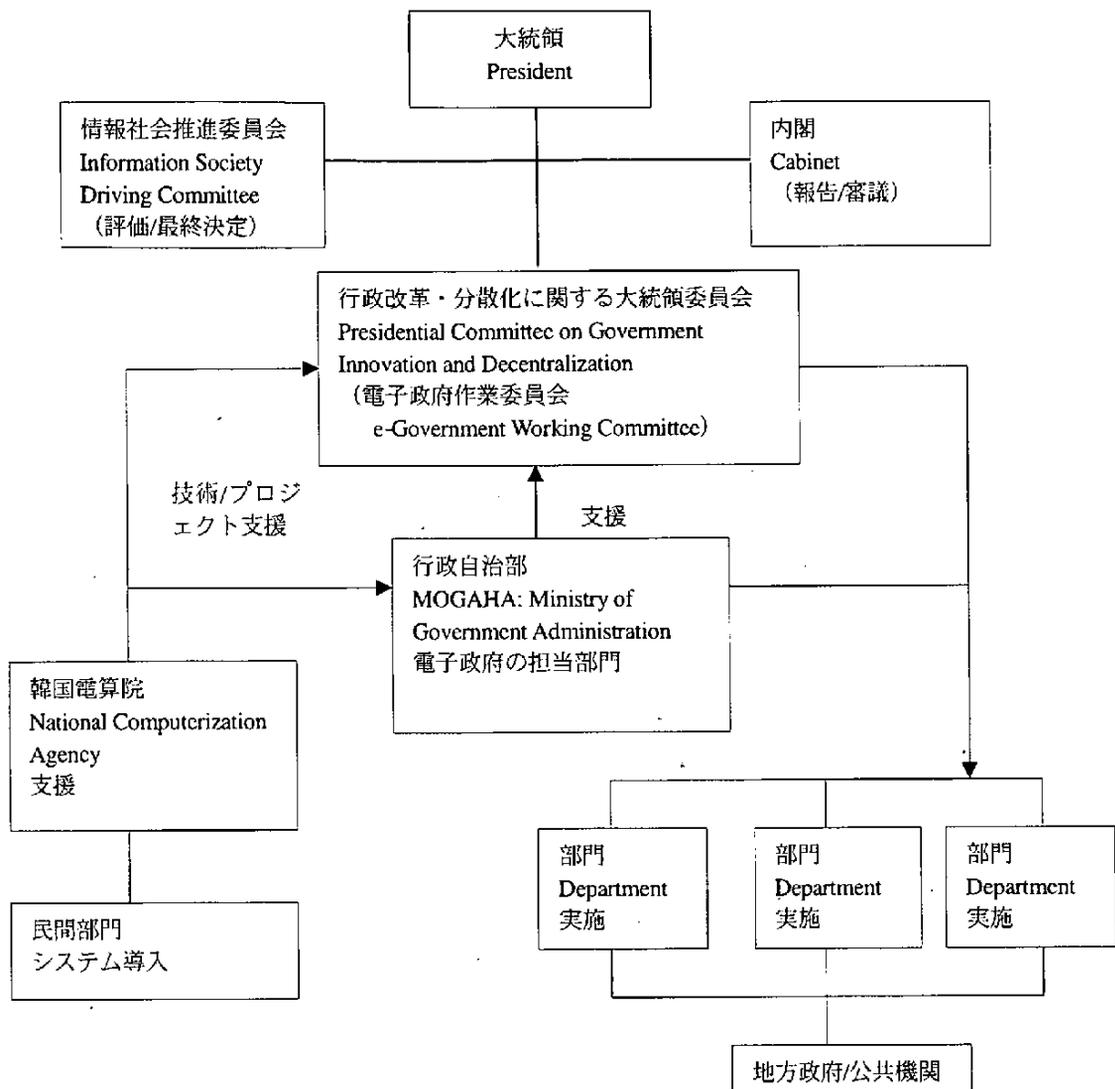
図XIV-3 韓国政府の情報化推進体制

関連ウェブサイト

<http://www.ipc.go.kr/>

#### 1. 4 電子政府の推進体制

電子政府関連の政策（電子政府ロードマップ）は、行政の改革・分散化に関する大統領委員会（Presidential Committee on Government Innovation and Decentralization）および電子政府作業委員会（e-Government Working Committee）で決定され、各分野の担当省庁や自治体で実施されている。政策策定・実施の中心となっているのは、行政自治部である。



図XIV-4 電子政府の推進体制

## 2. 情報化政策

### 2.1 Broadband IT Korea 2007

2003年1月25日のサイバー攻撃や、後述する2003年2月の「参加型政府 (Participatory Government、後述)」の発足、電子政府計画の第1段階の完了など、IT環境が急速な変化を遂げるなかで、2002年策定の「e-Korea Vision 2006」の見直しが必要となった。このため、変化に対応し、経済回復の原動力としてITを活用するべく、2003年12月、情報通信部(MIC: Ministry of Information and Communication)は情報化促進計画「Broadband IT Korea 2007」を発表した。

同計画の目標は、①行政サービスの変革と効率性・透明性の向上②全業界の情報化促進のも

と、国際的競争力の強化③新しい IT 部門を開拓する基盤として広帯域統合網（BcN: Broadband convergence Network）の構築④だれもが知識基盤情報社会の恩恵を享受できる「デジタル福祉社会」の建設⑤グローバルな IT 社会へ向けた国際協力の強化、である。

#### 関連ウェブサイト

<http://www.nca.or.kr/>

<http://www.ipc.go.kr/>

## 2. 2 IT839 戦略

韓国では 1998 年の IMF 経済危機を克服するため急速な情報化を進めたが、経済成長に及ぼす効果はまだ十分とは言えない。不景気にもかかわらず、不動産バブルやインフレが収まる気配のない異常な状況を乗り越えるべく、IT 強国としてのステップアップと、1 人当たりの国民所得を 2 万ドル（約 206 万円）に押し上げる（1995 年に 1 万ドルを達成後、停滞している）という二大目標が打ち出され、これを実現する戦略として情報通信部は 2004 年 7 月、IT839 戦略を発表した。「839」とは、8 大サービス、それらを支える 3 大インフラ、および、9 大成長動力を指し、それぞれについて 2004 年の計画と中・長期的目標が定められた。

表XIV-2 IT839 戦略の 2004 年の計画および中・長期目標

		2004 年の計画	中長期目標
サービス	Wibro *1	免許付与枠組みの策定	サービス開始 (06 年)
	DMB *2	放送局への免許付与、サービス開始	双方向サービス (06 年)
	ホームネットワーク	50 万世帯にサービス提供	1,000 万世帯にサービス提供 (07 年)
	テレマティクス	情報センターの設立、試験プロジェクト開始	利用者 1,000 万人 (07 年)
	RFID *3	周波数割当、コア技術の開発	最も小型で廉価な RFID (07 年)
	W-CDMA *4	助成金の提供、技術開発支援	全国ネットワーク (06 年)
	地上デジタル TV	規格問題の解決、サービス提供地域の拡大	全国ネットワーク (05 年)
	インターネット電話 (VoIP)	サービスフレームワークの確立、番号割当て	利用者 400 万人 (06 年)
インフラ	BcN *5	技術開発、研究開発用ネットワークの構築	利用者 2,000 万人 (10 年)
	USN *6	フレームワークの確立、試験プロジェクト開始	u-ライフの実現 (10 年) *7
	次世代インターネットプロトコル (IPv6)	試験プロジェクトの支援、機器の開発	IPv6 への完全移行 (10 年)
成長動力	次世代モバイル通信	ポータブル・インターネット・プロトタイプの開発	4G モバイル通信プロトタイプの開発 (07 年)
	デジタル TV	地上 DMB 発信・受信機の開発	通信・放送統合サービスサーバー/機器 (07 年)

ホームネットワーク	有線・無線統合ホームサーバー	通信・放送・ゲーム統合ホームサーバー (07年)
IT SoC *8	携帯電話用マルチメディア・チップセットの開発	世界の三大生産国 (07年)
次世代PC	腕時計型PCの導入	ウェアラブルPC (07年)
組込ソフト	100種類の製品に組込ソフトを導入	世界第2位の生産国 (07年)
デジタルコンテンツ	マルチプラットフォームに対応したゲームエンジンの開発	最大オープンソースソフト生産国 (07年)
テレマティクス	技術検証用テストベッドを構築	車載モバイルオフィス (07年)
インテリジェンスサービスロボット	主人を認識するヒューマノイドの開発	世界的なプレゼンス (07年)

\*1 Wibro (Wireless Broadband) : 高速無線アクセスサービス (携帯インターネット)

\*2 DMB (Digital Multimedia Broadcasting) : デジタルマルチメディア放送

\*3 RFID (Radio Frequency Identification)

\*4 W-CDMA (Wideband-Code Division Multiple Access) : IMT-2000 規格に準拠し、2GHz 帯で音声・ビデオ・高速データサービスを提供

\*5 BcN (Broadband convergence Network) : 広帯域統合網

\*6 USN (Ubiquitous Sensor Network) : ユビキタス・センサー・ネットワーク

\*7 u-ライフ: ユビキタス・ライフ

\*8 ITSoC (System-on-Chip) : 非メモリ IC (non-memory integrated circuit)

#### 関連ウェブサイト

<http://www.ipc.go.kr/>

### 3. 電子政府

1995年の情報化促進基本法、1996年の情報化促進基本計画は、政府省庁の情報化を促進し、2000年までに、調達、知的財産、税・関税に関連する主要な手続き、パスポート発行がオンラインで利用できるようになった。2001年～2002年には、11の電子政府プロジェクトで、市民向けサービス、統合調達、国家財政情報における政府規模での情報化を完了した。

しかしながら電子政府が行政改革に与えた影響は決して大きいとは言えない。作業手続きの改善に力点がおかれず、オフライン環境を基盤とする従来の法律や規則、慣行が変更されなかったからである。このため、行政の改革・分散化に関する大統領委員会 (Presidential Committee on Government Innovation and Decentralization) は、電子政府のさらなる発展を、行政サービスを改革する上で鍵となる国家戦略的課題として位置付けた。2003年5月には電子政府作業委員会 (e-Government Working Committee) が、電子政府と参加型政府 (Participatory Government) に関するビジョンと原則を発表し、同年8月には、4分野、10施策、31優先課題から成る電子政府ロードマップを最終決定した。このロードマップは、手続き、行政サービス、情報リソースの管理により、効率的で透明な参加型の行政を通じ「世界で最も優れた電子政府」の実現を目

指すものである。

以下では、このロードマップに沿って 2004 年に発表された施策を中心に紹介している。

表XIV-3 電子政府ロードマップ

分野	施策	優先課題
手続きの変革	オンラインプロセスの確立	文書のオンライン処理
		中央・地方政府の財務情報の統合
		電子地方政府 (e-Local Government)
		オンライン監査
		電子会議 (e-Assembly)
		統合刑事裁判システム
		人事管理統合
		外交・貿易情報システム
		国家的課題のリアルタイム管理
	行政情報の共有強化	行政情報の共有強化
サービス中心の手続き変革	ビジネス参照モデル (BRM: Business Reference Model) 開発	
市民向けサービスの改革	市民向けサービスの発展	インターネット市民サービスの強化
		国家安全管理サービス
		建設、土地、登記の統合と強化
		総合的税サービスの強化
		国家福祉サービス
		食品・薬品情報サービス
		雇用情報サービス
		行政裁判サービス
	企業向けサービスの発展	企業支援サービスの統一窓口
	国家ロジスティクス情報サービスの強化	
電子貿易 (e-Trade) サービス		
外国人支援サービス		
電子政府ソリューションの輸出サポート		
市民のオンライン参加の強化	市民のオンライン参加の強化	
情報リソース管理の改革	情報リソースの統合と標準化	政府規模の統合情報環境
		電子政府ネットワークの強化
		政府規模の情報技術アーキテクチャ (ITA: Information Technology Architecture) の利用
	情報セキュリティシステムの拡張	情報セキュリティシステムの構築
IT 要員・部門の専門家	IT 要員・部門の強化	
法改革	電子政府関連の法改革	電子政府とセキュリティに関連する改革

(1) IT 投資の効率化

電子政府ロードマップの「情報リソース管理の改革」分野では 2004 年、「情報リソースの統合と標準化」施策が積極的に実施された。その一環として、行政自治部 (MOGAHA: Ministry of Government Administration and Home Affairs) は 2004 年 9 月 15 日、政府の IT 投資の効率性を高

め、緊急時における重要情報の安全を強化するため、2007年をめどにITシステムの統合を進めていると発表した。統合は、①すべてのITリソースの集中②ハードウェアの統合③ソフトウェアの統合④サービスの統合、の4段階に分けて行なわれる。

## (2) デジタル予算財務情報システム

電子政府ロードマップの「手続きの変革」分野では2004年、「オンラインプロセスの確立」施策が柱となった。

その優先課題の一つ、「中央・地方政府の財務情報の統合」に関連して、国務総理（首相）室が主管する計画予算局（Ministry of Planning and Budget）は2004年10月、デジタル予算財務情報システム基本計画を策定し、2005年までにそのインフラを構築する予定であると発表した。2006年に試験を実施した後、2007年には正式に運用開始する。

基本計画は、財政経済部（Ministry of Finance and Economy）、行政自治部、計画予算局、監査委員会（Board of Audit and Inspection）などの財務関連部門で構成されるデジタル予算財務システム計画委員会（Digital Budget and Financial System Planning Committee）によって実施される。

### 関連ウェブサイト

<http://www.ipc.go.kr/servlet/download?pt=/ipceng/public&fn=IT+c-Newsletter+Vol.4%2C+No.7.pdf>

<http://www.ipc.go.kr/servlet/download?pt=/ipceng/public&fn=IT+c-Newsletter+Vol.4%2C+No.8.pdf>

## 3. 1 市民向け電子政府

現在、韓国の電子政府では、400種類以上の行政フォームをインターネットを通じて入手することができ、電子行政サービスを利用する市民の数はますます増加している。

行政自治部では今後、インターネットによる市民サービスを約400種類から約500種類に増やし、インターネットサービスの開発を継続するとともに、2004年末までにインターネット経由で発行する公式文書を8種類から15文書に増やす。また、省庁間の行政情報の共同利用を2007年までに現在の27種類から39種類に増やし、市民サービス用の申請書類を削減する方針である。

### (1) 地方政府情報ネットワーク (LGIN)

2002年には、すべての政府省庁を1つの電子ネットワークで結ぶ電子政府が11月に発足したのに続いて、地方政府情報ネットワーク (LGIN: Local Government Information Network) プロジェクトが完了し、232の地方政府を結ぶネットワークが構築された。これにより、中央政府と同じ規格・方法で地方政府が公共サービスを迅速かつ正確に処理できるようになった。

行政自治部は、2003年2月から、地方政府に対して電子公共サービスを提供している。これは、市民の生活を向上させ、全国すべての地域の住民の基本的な生活の質を確保することを目指すもので、住民登録や戸籍謄本、土地（森林）登記、生活保障、医療保険など38以上の証明書が、公共サービス事務所 (public service offices) や、百貨店、銀行などに設置されたキオスクで入手できるようになった。さらに不動産登記、自動車登録、医療補助証明、生活保護証明、漁業報告など178以上の文書の申請、受理、審査については、インターネット経由で行なうことができるようになった。

### (2) 個人所得税の申告

国税庁 (National Tax Service) は、付加価値税、法人税に続き、2004年5月10日から個人所得税の申告にも電子レポートシステムを導入した。利用できるフォーマットには、所得税申告書、課税基準、税額計算書など11種類がある。

### (3) 市民参加のためのポータル設置へ

行政自治部は、2004年6月、政策策定過程に市民の意見を反映し、市民の政策情報へのアクセスと意思決定プロセスの透明性を向上させるため、「市民参加のためのオンラインポータルサイト」を設置する計画を発表した。

その後、行政自治部は2004年9月21日、オンライン上の市民が参加できるポータルを設置するために、ビジネス・プロセス・リエンジニアリング (BPR) とインターネット・サービス・プロバイダ (ISP) を決定した。今後、2005年5月までに関連システムを構築し、2007年をめどにシステムを拡張する計画がある。

#### 関連ウェブサイト

<http://www.mogaha.go.kr/>

<http://www.ipc.go.kr/>

### 3. 2 企業向け電子政府

公共調達庁 (Public Procurement Service、財政經濟部が主管) が運営する韓国電子調達システム (National Electronic Procurement System) は、すべての政府調達手続きをオンライン化し、2002年以來、ワンストップの調達サービスを提供している。このシステムは、すべての中央省庁、地方政府、国有企業で使用され、政府調達の透明性、効率性、サービスレベルは飛躍的に高まった。

2003年の中央・地方政府のオンライン G4B (Government for Businesses) 取引は2003年、21兆6,340億ウォン (約2兆1,400億円) で、前年から30.1%増加した。この年、公共調達全体の92.6%が電子入札を通じて実施された。

#### (1) 輸出税請求書

財政經濟部が主管する韓国関税庁 (KCS: Korea Customs Service) は2004年7月1日、インターネットで「輸入税請求書」の発行を開始した。「輸入付加価値税請求書 (VAT import tax invoices)」は、税関が年間400万枚近く発行する証明書である。韓国関税庁によると、新システムによって、税関を訪問する手間を省き、約41億7,000万ウォン (約4億1,200万円) が削減されるという。

#### (2) オンライン輸出レポートシステム

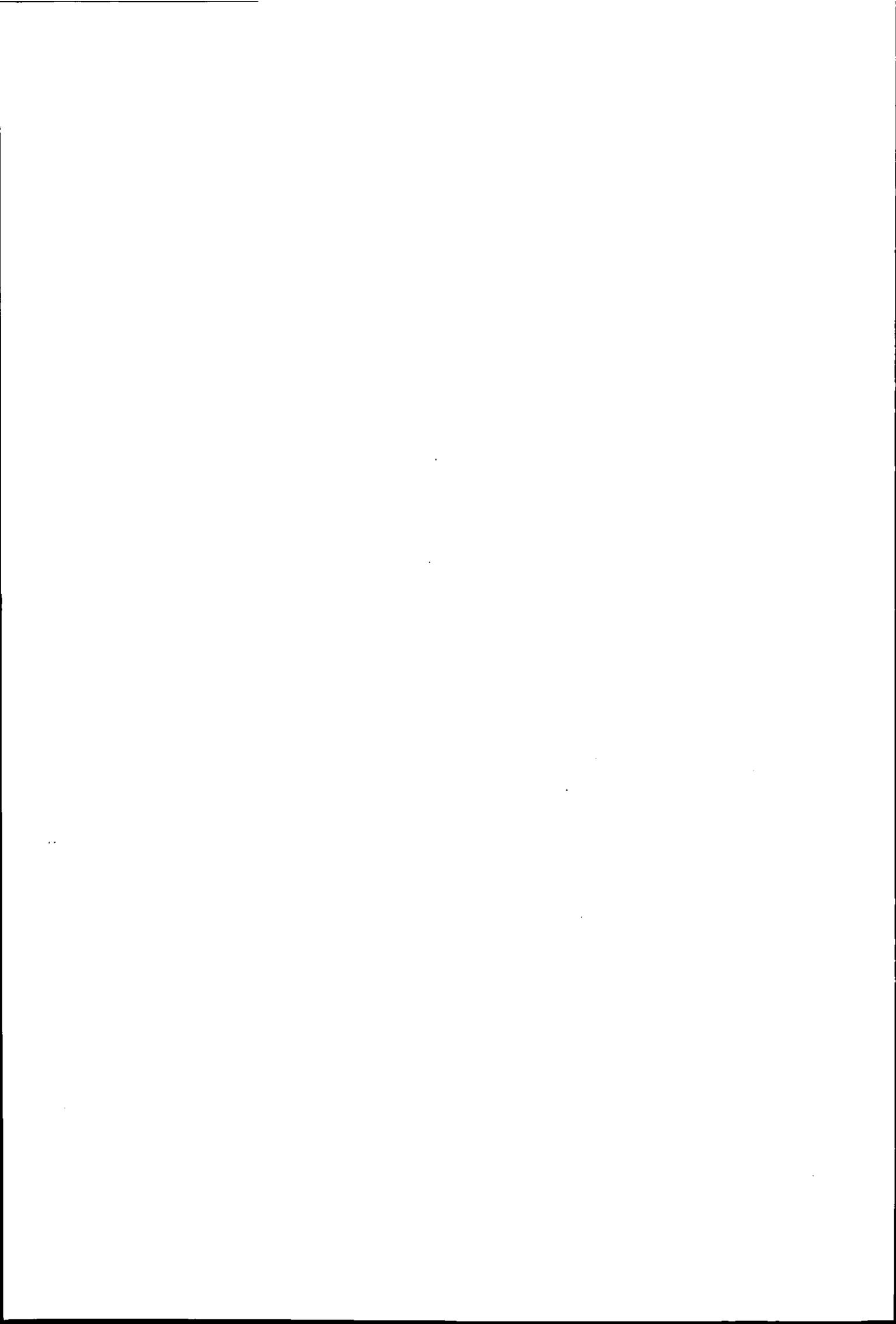
韓国の税関 (Customs Office) は、従来の電子データ交換 (EDI: Electronic Data Interexchange) によるオンライン輸出レポートシステムと併用する形で2004年7月、インターネットによる輸出レポートが可能なシステムの運用を開始した。新システムは、全国で1日24時間利用できる。

#### 関連ウェブサイト

[http://www.ipc.go.kr/servlet/download?pt=ipceng/public&fn=1091717884554\\_IT+e-Newsletter+Vol.4%2CNo.4.pdf](http://www.ipc.go.kr/servlet/download?pt=ipceng/public&fn=1091717884554_IT+e-Newsletter+Vol.4%2CNo.4.pdf)

<http://www.ipc.go.kr/servlet/download?pt=ipceng/public&fn=IT+e-Newsletter%2C+Vol.4%2C+No.5.pdf>

X V OECD



## XV OECD

### 1. 設立経緯

1946年6月、マーシャル米務長官（当時）は、米国による欧州経済の再建を目的とした援助プログラム「マーシャル・プラン」を発表した。これを受けて、被援助国である欧州諸国側に十分な協力体制を整えることが必要となり、1948年4月、OECD（Organisation for Economic Co-operation and Development：経済協力開発機構）の前身にあたる OEEC（Organisation for European Economic Co-operation：欧州経済協力機構）が発足した。

OEEC は 1950 年代後半までに所期の目的をほぼ達成するにいたり、これを大西洋兩岸にまたがる先進諸国の経済協力機構に組み替えようとする動きが現れた。この結果、1960年12月、OEEC 加盟 18 カ国に米国とカナダを加えた 20 カ国が OECD 条約に署名し、翌年、1961年9月、世界的視野に立って国際経済全般について協議することを目的とした新機構、OECD が正式に設立された。2005年2月現在、OECD には、30 カ国が加盟している。）

表XV-1 OECD 加盟国

1961年設立時の原加盟国 (20カ国)	オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国
その後の加盟国 (10カ国)	日本（'64年）、フィンランド（'69年）、オーストラリア（'71年）、ニュージーランド（'73年）、メキシコ（'94年）、チェコ（'95年）、ハンガリー、ポーランド、韓国（以上'96年）、スロバキア（2000年）

Source: OECD 発表資料から作成

### 2. 組織

OECD の組織は大きく分けて、理事会（Council）・委員会（Committee）と事務局（Secretariat）という2つの流れで構成されている。これら2つを結びつけているのが、理事会の議長を務める事務総長（General Secretariat）である。

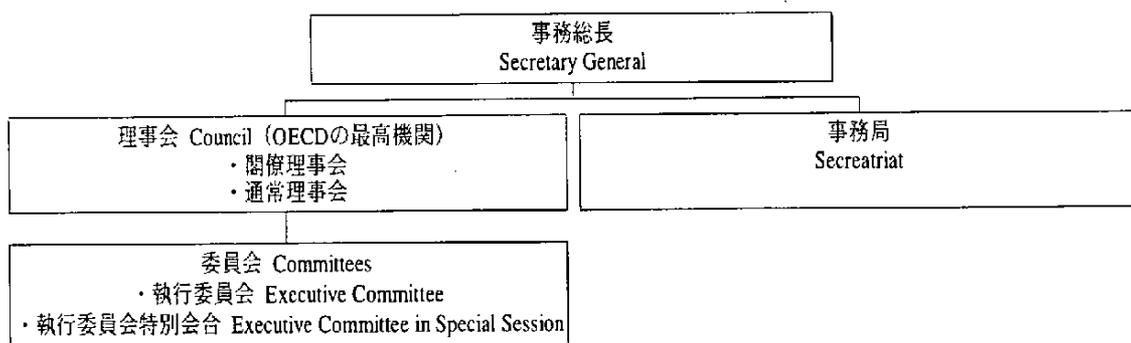
理事会は機構の最高機関であり、すべての加盟国（30カ国）が参加する閣僚理事会（年1回春開催）と常任代表による通常理事会（頻繁に開催）を招集する。

執行委員会は加盟各国の常駐代表によって構成され、毎週開催される。その役割は、理事会

を補佐し、理事会の決定事項を執行することである。これに対し、執行委員会特別会合は、各国政策責任者（次官クラス）の出席を得て年2回開催され、主要問題につき大局的観点から議論する。

各種委員会は加盟国の代表によって構成され、年次作業計画を作成するとともに、作業部会や専門家グループの補佐を受け、広範な分野にわたる研究調査を行なう。（委員会、作業部会などの数は約200、各国からの年間延べ参加者は約4万人に上る）。

事務総長や委員会は、ビジネス界の代表から成る経済産業諮問委員会（BIAC: Business and Industry Advisory Committee）や労働組合の代表から成る労働組合諮問委員会（TUAC: Trade Union Advisory Committee）の助言にも耳を傾ける。



図XV-1 OECDの組織

## 2. 1 委員会

各種委員会のなかで、「デジタル経済」に起因する諸問題、グローバルな情報インフラの発展、グローバルな情報社会への進化に取り組んでいるのが、情報・コンピュータ・通信政策委員会（ICCP: Committee for Information, Computer and Communication Policy）で、1983年に科学技術政策委員会から独立して設立された。

情報通信・コンピュータ・通信政策委員会は、年2回の本会合のほか、テーマ別の作業部会等を通じた活動を行ない、通信および情報技術に関する各アウトLOOKをそれぞれほぼ隔年で発行する。

教育研究革新センター (CERI)	雇用労働社会問題 (ELSAC)
Centre for Educational Research and Innovation	Employment, Labour and Social Affairs Committee (3)
農業 (AGR)	環境政策 (EPOC)
Committee for Agriculture(AGR)	Environment Policy Committee
情報・コンピュータ・通信政策 (ICCP)	水産 (FI)
Committee for Information, Computer and Communications Policy	Fisheries Committee
科学技術政策 (CSTP)	開発センター (DC)
Committee for Scientific and Technological Policy	Governing Board of the Development Centre
消費者政策 (CCP)	保険 (AS)
Committee on Consumer Policy	Insurance Committee
金融・資本市場 (CFM)	投資
Committee on Financial Markets (2)	Investment Committee
租税 (CFA)	海運 (MTC)
Committee on Fiscal Affairs (23)	Maritime Transport Committee
産業・企業環境 (CIBE)	鉄鋼 (SC)
Committee on Industry and Business Environment	Steel Committee
統計	地域開発政策 (TDPC)
Committee on Statistics	Territorial Development Policy Committee
競争 (COMP)	パブリックガバナンス
Competition Committee	Public Governance Committee
開発援助 (DAC)	観光 (TOU)
Development Assistance Committee	Tourism Committee
経済開発検討 (DERC)	貿易 (TC)
Economic and Development Review Committee	Trade Committee
経済政策 (EPC)	その他各種委員会等
Economic Policy Committee	
教育 (EDC)	
Education Committee	

図XV-2 OECDの委員会

## 2. 2 事務局

OECD事務局は、1,900人のスタッフで構成され（うち約700人は経済、法律、社会科学等の専門家や行政官）、事務総長が統括する。理事会の決定に従って、各種実務を分担し、委員会等の作業を補佐する。

事務局のなかで、情報・コンピュータ・通信政策委員会（ICCP）を補佐するのは、科学・技術・産業局（Directorate for Science, Technology, and Industry）である。同局は、加盟各国の政府に対して、科学、技術、産業の環境と、その成長、雇用、福祉、幸福との関係について、政策立案の分析的基盤と助言を与えることをミッションとしている。

OECD 事務局
OECD Secretariat
・ 経済部
Economics Department
・ 統計局
Statistics Directorate
・ 環境局
Environment Directorate
・ 開発協力局
Development Co-operation Directorate
・ パブリックガバナンス・地域開発局
Public Governance and Territorial Development Directorate
・ 貿易局
Trade Directorate
・ 金融・企業問題局
Directorate for Financial and Enterprise Affairs
・ 税務政策・管理センター
Centre for Tax Policy and Administration
・ 科学・技術・産業局
Directorate for Science, Technology and Industry
・ 雇用・労働・社会問題局
Directorate for Employment, Labour and Social Affairs
・ 教育局
Directorate for Education
・ 食糧・農業・漁業局
Directorate for Food, Agriculture and Fisheries

図 XV-3 OECD 事務局の構成

3. 2004 年版 OECD 情報技術アウトルック

国際経済協力機構 (OECD: Organization for Economic Co-operation and Development) は、経済・社会のあらゆる分野の問題について国際的な研究・分析、政策提言を行なっている。情報技術 (IT: Information Technology) についても例外ではなく、その対象範囲はデジタル経済、セキュリティとプライバシー、電気通信、インターネットなど、多岐にわたり、2004 年もそれぞれの分野で多数の報告書が発表された。

そのなかで、近年の情報技術 (IT) 関連製品・サービスの国際的動向と加盟国の情報技術政策をまとめた包括的な報告書と言えるのが『OECD 情報技術アウトルック：2004 年版 (OECD Information Technology Outlook 2004)』で、2004 年 12 月初めに発行された。これは 1997 年版、2000 年版、2002 年版に続く最新版で、それ以前を含めると 8 冊目となる。

以下では、『アウトルック』要約版に即して、ICTの世界的な動向、政策に関するOECDの指摘をまとめている。

#### (1) 世界経済へのインパクト

ICTは引き続き世界経済において重要な役割を果たしており、当初の見通しよりゆっくりとした速度ではあるが改善傾向にある。

米国とカナダでは、2002年からICT関連商品の出荷量が伸び始めた。半導体分野でも、2002年以來の中国と韓国での目覚ましい実績により、かなり回復が進んでいる。これまでの上向き傾向は、コンピュータと部品に集中していたが、現在は高速ブロードバンド、WiFi (Wireless Fidelity、無線LANの標準規格「IEEE 802.11a/IEEE 802.11b」に業界団体が付けたブランド名)、インターネット電話などへの投資によって、通信機器の勢いが強まりつつある。

ICT製品の世界的な生産地は、中国を始めとするアジア諸国に移った。1990年には世界のICT製品の5分の4以上を生産していたEU、日本、米国の生産高が、2003年には3分の2を切った。

2004年の世界の貿易高はGDPの2倍のペースで増加しているが、ICT製品とサービスの貿易高の伸びは、それを上回る10%となる見通しである。その要因は、世界の更なる好景気、中国の貿易、および、国際的アウトソーシングである。

中国のICT製品の貿易高の伸びは目覚しく、1996年以降の年間増加率は、OECD平均の4%に対して中国はその7倍の28%に達している。2002年の中国のICT製品のOECD全体の12.3%を占めたが、これは、米国の25%よりは小さいものの、日本の11.8%よりも大きい。

ソフトウェアとICTサービス貿易の分野で優位を占めているのは、アイルランドと米国である。2002年のアイルランドの輸出額は104億米ドル(約1兆900億円、2005年1月11日為替レート1米ドル=104.77円)、米国は69億米ドル(約7,230億円)であった。

#### (2) 進むICT分野のグローバル化

ICT分野はますますグローバル化が進んでおり、貿易は消費や生産を上回るスピードで拡大している。

ICT分野での国際的なM&Aは現在、1990年代半ばより盛んであり、2003年から2004年上半期にかけて景気循環が加速するなかで増加した。

ITおよびICT関連業務サービスの国際的アウトソーシング（オフショアリング）は、デジタル配信、技能者不足、効率上のニーズ、企業のコスト削減などを理由に急速に成長している。インドとアイルランドではITおよびICT関連業務サービスの大幅に輸出が増加し、それまで低水準だったいくつかの発展途上国でも急速な拡大が見られる。

### (3) 電子ビジネス

OECD諸国では、コンピュータとインターネットが広く普及し、企業のネット接続率はブロードバンドを含めて高い。だが多くの企業はいまだにインターネットを情報収集とオンラインバンキングだけに利用している。

### (4) 個人や家庭でのアクセス拡大と「利用」格差

パーソナルコンピュータ（PC）は徐々に普及してきたが、そのPCを基盤にしてインターネットとブロードバンドの利用も急速に広がっている。インターネットの主要なアクセス手段はPCだが、モバイルアクセスも拡大しつつある。

1998～1999年以来、家庭でのインターネットアクセスは職場でのアクセスを上回っている。特定の事柄に焦点を絞った情報検索、ニュース、パーソナルバンキングの利用が増えているが、中心的な利用内容は現在でも電子メールであり、オフラインショッピングのための情報検索も増加している。

### (5) デジタル配信の増加

インターネットで最もアクセス頻度の多い分野は、アダルト、ニュースとメディア、エンターテインメント、ショッピングである。娯楽以外では、健康、医療、政府関連が多い。市場占有率は、ビジネス金融（安定企業の場合）、ショッピング、案内広告、雇用関係（新興企業の場合）にかなり集中している。以上のようなインターネットアクセスの多様性は、急速に増加しているデジタル配信の潜在性を示している。

### (6) ICTスキルの利用増加

専門家レベルと一般ユーザーレベルでICTスキルを持つ人材の雇用が徐々に拡大している。ICT専門家（コンピュータ技術者や電子工学技術者）が高い割合を占める分野がいくつかある

(オフィス機器・コンピュータ、精密機器、電子機器、ユーティリティ、コンピュータサービス) 一方、一部の製造業のほか、コンピュータ、金融、保健、卸売サービスなどの分野では、高いスキルを持つ人材(技能職、事務職など)が雇用者に占める割合が高い。

#### (7) 経済成長・雇用に寄与する新しい応用技術

ナノテクノロジーは主要な ICT 応用技術で、広範囲な利用を通じて ICT パフォーマンスを向上させ、経済的利益を生むと期待されるが、健康や環境面などのリスクについてさらに研究開発を行なう必要がある。

グリッドコンピューティングは、複数のコンピュータを相互接続して集積的な処理能力を引き出そうとするもので、ルールの確立、グリッドのリソース、グリッド内のデータ保護が求められる。

無線 IC タグ (RFID: Radio Frequency IDentification) は、1960 年代に開発されたが、ようやく、サプライチェーン・マネジメント、交通、セキュリティ、消費者向け製品・サービスの分野で実用化されつつある。RFID にはデータの安全性と傍受などの課題があるほか、プライバシーや認証の問題が生じる。

WiFi は、ブロードバンドアクセスの柔軟性を高め、「場所を問わず使用できる」無線 LAN 規格だが、不正利用の懸念と、転送データの暗号化と保護の問題がある。

#### (8) 加盟国の ICT 政策

近年、各国政府の ICT 戦略は、ICT 政策を経済発展と一層密接に結び付けている。現在、各国の ICT 政策で中心となっているのは、研究開発支援と ICT 技術革新、ICT スキルの開発と利用、電子政府、インフラ(ブロードバンド、認証、デジタル署名)、信頼性の促進(システム、情報セキュリティ)である。

なお、政策評価は、各国政府が意思決定に用いる情報を提供し、ICT 政策の効果を高める方法として重要であるとの認識も高まっている。

関連ウェブサイト

<http://www.oecd.org/>

注1：本資料は、関連諸国政府、経済協力開発機構及び欧州連合等が、発表した情報等に基づいて作成したものである。

注2：本資料は、財団法人日本情報処理開発協会 調査部が、日本語訳と編集を行い作成したものである。日本語訳や編集に伴う責任は当協会にあるが、当協会及び調査部は、本資料を無保証で提供し、利用に伴う不利益は利用者の責に帰するものとする。

— 禁 無 断 転 載 —

平成 17 年 3 月 発行

発行所 財団法人 日本情報処理開発協会  
東京都港区芝公園 3 丁目 5 番 8 号  
機械振興会館内  
Tel : (03) 3432-9381

印刷所 株式会社三菱電機ドキュメンテクス  
東京都中央区湊 3 丁目 5 番 10 号  
Tel : (03) 5566-0681



